

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 庖瘡習俗の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石垣, 絵美, Ishigaki, Emi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002468">https://doi.org/10.57529/00002468</a>

博士学位申請論文

## 庖瘡習俗の研究

文学研究科文学専攻伝承文学コース  
平成 28 年度 博士課程後期入学

石垣 絵美

## 目次

序章 研究の目的と先行研究 .....	6
1. 本研究の「疱瘡」に対する視点 .....	6
2. 研究の目的 .....	6
3. 歴史学における疱瘡をめぐる研究.....	7
(1) 疱瘡流行の歴史.....	7
(2) 江戸幕府による疱瘡対策の研究.....	8
(3) 種痘伝播と普及についての研究.....	8
(4) 文化人類学による研究.....	11
4. 民俗学における疱瘡をめぐる研究.....	12
(1) 柳田國男の研究 .....	12
(2) 折口信夫の研究 .....	13
(3) 正月行事の中の疱瘡神祭祀をめぐって .....	13
(4) 疱瘡神送りと疫神の呪符をめぐって .....	16
(5) 民間医療の研究 .....	17
(6) 疱瘡絵の研究.....	18
注 .....	20
第1章 疱瘡をめぐる理解と対処の歴史 .....	24
1. 「疱瘡」と「裳瘡」 .....	24
2. 江戸時代の疱瘡流行 .....	25
3. 江戸時代の疱瘡への理解 .....	25
4. 「疱瘡」と「天然痘」 .....	26
5. 牛痘種痘法の普及 .....	27
(1) 種痘の伝播 .....	27
(2) 緒方洪庵による疱瘡対策 .....	27
6. 疱瘡対策の制度化 .....	28
(1) 種痘の義務付け .....	28
(2) 種痘の啓蒙 .....	32
(3) 種痘体験者の語りから .....	35

7. 結語 .....	38
注 .....	39
<b>第2章 江戸時代の疱瘡への対処.....</b>	<b>42</b>
1. 江戸期医学書における疱瘡への理解と対処.....	42
(1) 先行研究における江戸期医学書の分析 .....	42
(2) 「順痘階梯」と痘の形色 .....	43
(3) 疱瘡神祭祀と酒湯.....	45
(4) 「胎毒説」の否定と「一生一発論」 .....	52
(5) 種痘の普及 .....	55
(6) 江戸期医学書の疱瘡理解の要点 .....	56
2. 江戸時代の日記における疱瘡への対処.....	57
(1) 疱瘡流行と種痘の記録.....	57
(2) 疱瘡治癒祈願の実態 .....	59
(3) 疱瘡への段階的な対処.....	68
(4) 日記にみる疱瘡の要点 .....	69
注 .....	70
参考文献 .....	73
<b>第3章 疱瘡絵をめぐる民俗伝承.....</b>	<b>74</b>
1. 疱瘡絵をめぐる先行研究 .....	74
2. 疱瘡絵の画題と添書き .....	89
(1) 達磨と玩具 .....	89
(2) 富士山と「山あげ」 .....	91
(3) 疱瘡絵の文言と赤豆 .....	92
(4) 為朝と疱瘡 .....	93
3. 結語 .....	96
注 .....	97
<b>第4章 疱瘡習俗の諸相 .....</b>	<b>111</b>
1. 日本各地の疱瘡習俗 .....	111
(一) 罷病プロセスと疱瘡習俗の関係 .....	111

(1) 先行研究の問題点 .....	111
(2) 疱瘡への段階的な対処 .....	111
(3) 罹病初期の対処 .....	118
(4) 罹病中の対処 .....	118
(5) 治癒時の対処 .....	118
(6) 小括 .....	119
<b>(二) 疱瘡習俗における呪物と設え .....</b>	<b>119</b>
(1) 病床の設えと赤色 .....	119
(2) 山上げと疱瘡団子 .....	122
(3) 笹湯と鍋蓋 .....	123
(4) 小豆の役目 .....	123
(5) 小括 .....	124
<b>(三) 分布傾向と地域ごとの特色 .....</b>	<b>124</b>
<b>2. 疱瘡習俗の実態と変遷 .....</b>	<b>125</b>
<b>(一) 疱瘡踊りの実態 .....</b>	<b>125</b>
(1) 先行研究と疱瘡踊り .....	126
(2) 鹿児島県南さつま市平原の御伊勢講と疱瘡踊り .....	127
(3) 鹿児島県南さつま市片浦のお伊勢講祭り .....	139
(4) 小活 .....	140
<b>(二) 疱瘡囃子と疱瘡オビシャの実態 .....</b>	<b>141</b>
(1) 千葉県成田市成毛の疱瘡囃子 .....	141
(2) 千葉県市川市旧殿台の疱瘡オビシャ .....	142
<b>(三) 疱瘡団子の贈答とそれを用いた呪術の実態 .....</b>	<b>144</b>
(1) 疱瘡団子と疱瘡のイボ .....	144
(2) 疱瘡団子をめぐる習俗 .....	144
(3) 疱瘡からインフルエンザまで .....	145
<b>3. 結語 .....</b>	<b>146</b>
<b>注 .....</b>	<b>148</b>
<b>第5章 疱瘡神祭祀の諸相 .....</b>	<b>156</b>

1. 問題の所在 .....	156
2. 江戸時代の疱瘡神祭祀 .....	156
(1) 『新編武蔵風土記稿』における疱瘡関連社寺 .....	156
(2) 『指田日記』における疱瘡神祭祀 .....	171
3. 疱瘡神祭祀の現在 .....	172
(1) 旧武藏国久良岐郡富岡村の芋明神社 .....	172
(2) 旧武藏国多摩郡中藤村の瘡守稻荷社 .....	177
(3) 要点 .....	178
4. 年初の疱瘡神祭祀 .....	178
(1) 東京都八王子市上恩方町における年初の疱瘡神祭祀 .....	178
(2) 年初祭祀における疱瘡神の位置付け .....	184
(3) 年神と疱瘡神の性格 .....	191
(4) 要点 .....	192
注 .....	192
<b>第6章 中国における天然痘習俗 .....</b>	<b>195</b>
1. 中国における天然痘習俗の研究状況 .....	195
2. 中国各地の天然痘習俗 .....	196
3. 天然痘の歳時習俗—山東省曲阜市陵城鎮陵南村— .....	196
(1) 山東省曲阜市陵城鎮陵南村の概要 .....	196
(2) 陵南村の集落概要と居住形態 .....	197
(3) 土地制度の変化と陵南村子村委会 .....	198
(4) 天然痘の歳時習俗 .....	198
(5) 2018年旧暦6月1日のF家における撒饅饃 .....	203
(6) 要点 .....	208
4. 天然痘をめぐる祭祀—天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会— .....	209
(1) 中国各地の疱瘡神祭祀 .....	209
(2) 葛沽宝輦花会の概要 .....	214
(3) 天津市津南区葛沽鎮の概要 .....	215
(4) 天后宮と7つの茶棚 .....	215

( 5 ) 痘疹娘娘と香斗茶棚会 .....	218
( 6 ) 痘疹娘娘をめぐる祭祀 .....	220
( 7 ) 2018 年旧暦 1 月 16 日の葛沽宝輦花会 .....	220
( 8 ) 要点 .....	222
注 .....	222
<b>終章 結論と今後の課題 .....</b>	<b>226</b>
1 . 各章の要点 .....	226
2 . 今後の課題 .....	230
3 . 本研究の要点 .....	230

## 序章 研究の目的と先行研究

### 1. 本研究の「疱瘡」に対する視点

現代医学において「疱瘡」は、天然痘ウイルスがヒトに感染した際の発症能力の強弱により、致命率 20～50% の「痘瘡、大痘瘡、天然痘 (variola major, smallpox) 」と、致命率 1% 以下の「乳痘、牛痘、小痘瘡、種痘疹 (variola minor) 」に分けられている。

史料で確認できる「疱瘡」という用語は、天平 9 年 (737) の典薬寮勘文が初見で、古くからこの用語による病気は認識されているが、頻繁に諸資料に見られるようになるのは江戸時代からで、元禄 16 年 (1703) ～寛政 7 年 (1795) の医学書や、天保年間 (1831–1845) の疱瘡見舞帳及び日記資料、19 世紀の疱瘡絵に見られる。その後、種痘の普及とともに、弘化年間 (1844–1848) 頃から「天行痘、種人痘、種牛痘、天然痘」という名称で区別されるようになり、現在の理解に至る。

このように「疱瘡」の持つ意味は時代により変動している、また、生活レベルでは、上記の疱瘡の病気が必ずしも区分されている訳ではない。ここには疱瘡の病気に対する民間知識のあり方という問題が存在するが、まず、本研究でいう「疱瘡」は、医学における「天然痘、痘瘡」ではなく、こうした庶民生活レベルでいう「疱瘡」とする。

### 2. 研究の目的

疱瘡をめぐる歴史学と民俗学の研究には、〈病への理解〉という視点の欠落が見られ、「疱瘡」に対する理解が、天平年間から現代にかけてどのような変遷を辿り、その対処を形成してきたのかを検討していない。その結果、「疱瘡」と「天然痘」を別々の疾患であるかのように扱っている。そのため本研究では、以下の 4 点を目的とする。

- ①民俗資料と文献記録の両方を活用し、民間伝承のなかで形成された呪術や神信仰などの疱瘡習俗を〈病への対処〉と〈病への理解〉という 2 つの視点から分析する。
- ②疱瘡をめぐる民俗伝承の時間的変遷と空間的展開の様相を捉える。
- ③2000 年代の疱瘡をめぐる民俗事象の実態を叙述し、疱瘡が種痘によって克服された以後、どのようななかたちで伝承あるいは消滅していくのかを検証する。
- ④中国各地に伝承される疱瘡習俗の実態を捉え、その在り方を分析する。

以下序章では「疱瘡」に関する民俗学と関連諸学におけるこれまでの研究について、上記の①～③を検討指標にしてみていく。

### 3. 歴史学における疱瘡をめぐる研究

#### (1) 疱瘡流行の歴史の研究

日本における、疫病流行とその理解の歴史について歴史学の分野では、富士川游『日本疾病史』<sup>(1)</sup> や、新村拓『日本医療史』<sup>(2)</sup> が、古代から現代の高度成長期に至るまでの医療を通史的に整理している。それらとともに『明治前日本医学史』<sup>(3)</sup> が参考になる。これらの研究は、古代については諸文献や記録にみられる流行病を指標とし、これらを疫神や御靈会との関連で捉えている。疫病流行についての最初の記録は、『古事記』崇神天皇 5 年の記事<sup>(4)</sup> である。「疫神」の記録は、『続日本紀』宝亀元（770）年 6 月条「祭疫神於京師四隅。畿内十堺。」が最初の記事で<sup>(5)</sup>、『令義解』の神祇・季春条には「季春、鎮レ花祭謂。大神狭井二祭也。在春花飛散之時、疫神分散而行レ癟、為其鎮遏、必有此祭故曰鎮花。」<sup>(6)</sup> という記事がある。『延喜式』の神祇 3 臨時祭部には、「宮城四隅疫神祭」、「畿内堺十處疫神祭」という記事がみえる<sup>(7)</sup>。これらの記事から、奈良時代から平安時代にかけて、疫神が京城に入り来るのを防ぐために、「京師四隅」や「畿内十堺」、「宮城四隅」などで、予め疫神を迎える祭儀が行われていたことがわかる。律令制下の朝廷では、春の花が飛散する時期に、疫神が分散して疫病を流行させるのを鎮圧するための、鎮花祭が行われるようになっていたのである。そして、貞觀 5（863）年『三代実録』5 月 20 日条に、「於神泉修御靈會」とあり、これが「御靈会」の初見となる<sup>(8)</sup>。この御靈会は、貞觀年中に天下に疫病が大流行し、大勢の死者が出たのに対して、それは政争の渦中で冤罪をさせられて非業の死を遂げた亡靈が疫癟となって災いをもたらしているのだと考えられて、執り行われたものである。また、この貞觀年中には、祇園御靈会も開始された。祇園御靈会は、貞觀 11 年（869）に天下大疫に際して、人々を御靈と疫神が起こす災厄や疫病や死から守るために開始されたものと伝えられている。その後、10 世紀半ばの天慶から天暦年間になると、菅原道真の怨靈が北野天神へと祀られる。この菅原道真をめぐる御靈信仰は、祇園御靈会の御靈信仰とは異なり、特定の人物を神に祭りあげる御靈信仰であった。

このように、平安時代に京の都でさかんに行われた疫神送りは、疫神の分散を予め鎮圧するための鎮花祭や、疫病全般の神を道の上に迎えて饗應する道饗祭のかたちをとつており、その疫神信仰が怨靈信仰と結びついて御靈会と呼ばれる法会が行われるようになり、やがて特定の人物の怨靈を神に祭り上げる御靈信仰が生まれる、という歴史をた

どっていた。『古事記』にみる流行病が何であるのか、また「令義解」『延喜式』の疫神祭がどのような疫病を対象としていたのかはわからないが、「疱瘡」は前述のように、天平 9 年（737）には知られており、このことから考えられるのは、『古事記』の流行病、「令義解」などの疫神祭は疱瘡に特化したものではなく、広く流行性の病気だったといえる。但し、後にみられるようになる疱瘡除けの祭儀などからは、次第にこの病への知識と祭儀が特化されていったといえる。

### （2）江戸幕府による疱瘡対策の研究

江戸幕府によって発せられた、疫病の流行を予防するための政令などについては、新村拓『日本医療史』（2006、吉川弘文館）<sup>(9)</sup> でよく整理されている。これによると、貞享元（1684）年には長崎で「三日疫病」が発生し、関東にまで広まり、元禄 12（1699）年に江戸で流行った疫病は、コロリと死んだことから、「古呂利」の呼び名が起こったという。麻疹や疱瘡（痘瘡）の流行を受けて、幕府からは感染防止や予防医学の観点から、政令が発せられている。延宝 8（1680）年 11 月の「疱瘡・麻疹・水痘遠慮の事」とする法令では、疱瘡は病人（罹病期間は 1～2 週間）が発病後 35 日を過ぎてからの出仕、看病人が三番湯掛かり（酒湯による洗蒸の仕上げ）からの出仕と定められた。享保元（1716）年 8 月の法令では、医師についての規定も加えられ、幕府医員の場合、疱瘡や水痘の病家へ往診した日の当日は出仕を遠慮し、翌日から出仕をするよう定められた。このように、感染防止の対策がとられるようになった。しかし、寛政 7（1795）年に米沢藩内で 8389 人が疱瘡に罹病し、内 2614 人死亡したとの記録が残り、流行は絶えなかった。

### （3）種痘伝播と普及についての研究

英国のジェンナー（Edward Jenner）が牛痘種痘法を発見して効果の高い疱瘡の科学的治療が可能になってくるのは、寛政 10（1798）年以降のことである。その後、ロシアに拉致されていた日本人によって日本に種痘法が伝来して、文政 7（1824）年頃から国内で種痘が開始される。文政 8（1825）年秋より冬に至り疱瘡が流行しており、文政 10（1827）年には幕府が府下に幼児の種痘を命じている。斎藤月岑『武江年表』<sup>(10)</sup> の嘉永 2（1849）年の記事には、「種痘の事、近頃より弘りし事なれど此頃牛痘をうゆる事、京師より行れ、蘭学の医師専ら是を用ふる事盛ふ行はる」とあり、この年に長崎蘭館医であるモーニッケが、長崎で国内初の牛痘による種痘を成功させた。嘉永 3（1850）年には、幕府の命令で水戸藩や古河藩では本間玄調や杉田玄白の弟子の河口信順等によって種痘が行われている。安政 5（1858）年に、アメリカの船ミシシッピー号の長崎寄港を発端とし、江戸にコレラが大流

行した。『武江年表』<sup>(11)</sup> には「この病に終れるもの、およそ二万八千余人、うち火葬九千九百余なり」とある。これを契機に、長崎における洋式病院の建設許可が出され、蘭方医による、解熱や鎮静作用のあるキニーネと、下痢止めのためのアヘンを用いる治療が行われた。

明治時代以降の医療や、種痘をめぐる研究は多くある。江戸時代から大正時代にかけての疾病史についてはたとえば、富士川游『日本疾病史』<sup>(12)</sup> (1969)、富士川游『日本医学史』<sup>(13)</sup> (1904)、添川正夫『日本痘苗史序説』<sup>(14)</sup> (1987) があり、これらの中では天然痘について、長崎に種痘法が伝來した後の、種痘の主な伝播経路についてまとめている。また、新村拓は『日本医療史』<sup>(15)</sup> (2006)において、古代から第二次世界大戦後の高度成長期の医療のあり方の変遷をまとめている。新村の研究は、明治政府が欧米列強に対抗するために「殖産興業」を政策として掲げる中で、不衛生な環境で労働者の疾病が社会的な問題となり、人的資源確保のため、貧困者のために医療を提供する制度が作られた、と指摘している。具体的には 1874 年（明治 7）に東京府病院設立、1877 年に施療事業開始、1883 年に有志共立東京病院設立により貧困者を無条件で入院させて治療、1886 年に近代看護教育の開始、1911 年に恩賜財団済生会を発足させ貧困者を対象とした施薬救療を可能にさせた、などである。また、戦時体制下の保健衛生行政について、1941 年保健婦規則の制定により保健婦が疾病の予防、健康の増進、異常障害の矯正、生活環境の整備、疾病の看護を通じて衛生状況が改善されたという。1942 年には国民体力法が改正されて保健所が体力管理の中枢機関となり、さらに戦後 GHQ の公衆衛生福祉局により日本の医療と福祉政策が主導され、さらに高度成長期の大都市の貧困層増大を防ぎ経済成長を持続させるための方策として、1958 年に国民健康保険制度が制定され、1961 年に国民皆保険制度が成立した。これによって明治初期に長与専斎が構想した「衛生自治の仕組」が実現されたと述べている。戦後の高度経済成長期において、医療システム、医療技術、人口や疾病の構造などの変化や、保険制度の確立やこれらの医療について整理した点で、新村の研究は有益であると言える。しかし、医療制度や衛生行政の整備に伴って発布された法令や啓蒙書の内容の分析はしておらず、近代の医学関係者の疾病予防に対する認識について具体的に述べていない。

明治時代以後の日本における、疱瘡流行と本格化された種痘の実施については、川村純一『病いの克服—日本痘瘡史—』<sup>(16)</sup> でよく整理されている。これによると、明治時代に入ると、明治政府によって明治 7 年（1874）に種痘規則の改正、明治 8 年（1875）に天然痘

予防規則の制定が行われ、強制種痘の徹底化が計られた。しかし当時の人びとの種痘への理解が得られず、積極的な接種に至らなかつたため、明治時代には合わせて 4 回の疱瘡流行が起こる。明治 12 (1879) 年には、コレラ病予防仮規則が公布され、患者発生の届出・検疫委員の配置・避病院の設置・患家の標示および交通遮断・汚染物体の処分禁止・清潔消毒方法の施行・患者の死体の処置・官庁における予防方法などが規定された。明治 13 (1880) 年には、伝染病規則が出され、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡の 6 種が対象となった。大正期、昭和期の疫病流行としては、昭和 30 年 (1955) の疱瘡の流行がある。患者 1 名を出して、これを最後に国内の疱瘡の患者数が 0 人になる。昭和 51 年 (1976) 以降国内での種痘が廃止され、その後昭和 55 年 (1980) に WHO が天然痘根絶宣言を出し、疱瘡はこの世から姿を消した。川村の研究では全国的な動向が整理されているが、個別地域における疱瘡への対応や、種痘の受容などについては扱っていない。

天然痘について見ていくと、青木歳幸他編『天然痘との闘い—九州の種痘—』(2018)<sup>(17)</sup> は、九州諸地域の種痘伝播と地域医療の近代化について検討する中で、適塾出身者による海外の種痘書の翻訳などを資料として、大村藩、佐賀藩、長州藩、福岡藩、久留米藩、中津藩、熊本藩、薩摩藩など九州諸藩における種痘普及の実態を分析している。具体的には、佐賀藩領の好生館での組織的な種痘実施システム、中津藩領の民間医による医学館の創設、熊本の様式医学校の設立と種痘医の招聘などの地域医療の近代化をめぐる在村蘭方医の人的ネットワークが、種痘普及に主要な役割を果たしたと指摘する。また、本書の中で、金子信二による佐賀の疱瘡神についての研究は、牛津の野田家日記にある「笹野才蔵」という疱瘡除けの呪符の記載、佐賀市富士町大串上で 1 月 28 日にこの地域の母親が集って円錐形の小豆飯を作る疱瘡茶講が行われること、唐津市鎮西町では正月に疱瘡神に餅を供えることなどを例示している<sup>(18)</sup>。編者がこうした民俗事例へも目配りをし、疱瘡に対する人々の認識とその対処を検討する取り組みが見られる点で評価できる。

天然痘や種痘についての歴史・民俗研究は、これ以外にも多いが、筆者はこれまでに、「病気への理解と対処—疱瘡習俗を中心に—」(2015)<sup>(19)</sup> では、渡邊平太夫政通『桑名日記』<sup>(20)</sup> や指田摂津正藤詮『指田日記』<sup>(21)</sup> などの江戸時代の日記資料に記録されている疱瘡罹病患者への対処が、香月牛山『小兒必用養育草』<sup>(22)</sup> などの江戸時代の育児書や医学書に記される症状の経過段階ごとの対処と一致することから、当時の人びとが医学書の内容と同程度の疱瘡の症状に関する知識を持ち、段階ごとに行う疱瘡関係の習俗もこの知識に

対応していることを指摘した。また、「疱瘡絵の画題と疱瘡除け」(2017)<sup>(23)</sup>では、疱瘡絵44点の図柄と文言の構成要素の分析を通して、①疱瘡絵を構成する図柄として見られる「富士山」は、疱瘡の症状のあわせて15日間くらいの展開過程における、3日「ほとをり」・3日「出そろひ」・3日「水うみ」・3日「山あげ」・3日「かせ」のうち、無事に「山あげ」に至ればもう安心という意味があり、富士山はその「山あげ」への祈願の意味をもち、症状の展開と快復までの道筋を示すことで人びとを安心させる効果があつたこと。②疱瘡絵の構成要素にの分析からは、死への恐怖感や緊迫感よりも、疱瘡の症状の変化に寄り添いながら図柄からの連想的な力を信じて自然な治癒へ向けての祈願、という対処の姿勢がうかがえることを指摘した。

#### (4) 文化人類学による研究

文化人類学の立場から、病気治療や、病気と信仰との関わりについて論じた研究としては、波平恵美子の『病気と治療の文化人類学』(1984)<sup>(24)</sup>がある。疫病への対処や、疫病をめぐる信仰を対象とするこれまでの民俗学の研究が、流行性の疾患に対する対処を主に扱っているのに対し、波平の研究は、慢性疾患に対する血筋による理解を対象としており、たとえば、病気の「印付け」の機能について述べている。そして、第一に、東北地方の中央部、福島県、新潟県、秋田県の一部において、肺結核、ハンセン氏病、精神障害、癌などの病気に罹った患者を以前に出したことのある家筋を「病マケ」と呼ぶという例をあげている。「病マケ」の対象となる病気は、慢性的な症状で、死に到る、後遺症を残す可能性がある、家内感染の傾向が強い、社会的に問題視された時代を経ている、などの特徴をもつとしている。第二に、明治10(1877)年8月27日に、コレラの流行に備えて、内務省によって公布された「コレラ病予防心得」の内容に、避病院には黄色の布にQ字を黒で記した旗を立て、検疫委員はコレラ患者のいる家や船の入口にはつきりわかるように「コレラ」伝染病者がいることを書いて貼り付けることを義務づける、といった内容が含まれていた、といった例をあげている。以上の2つの例から、発病者が出了ことをきっかけとして、その家が地域社会の中で特殊視され、それがその患者が死亡ないし治癒したのちも人々の記憶に残り、偏見や差別の対象とされる現象について、病気がもつ「病気がある人を他の人から区別する印付け」の機能が、病気に対する偏見や差別観といった意味付けの要因である、と指摘している。

波平の研究は、具体的な事例を提示している部分としていない部分が見られ、また一部の地域を集中的に取り上げて分析を行うという点で、民俗学の研究方法とはやや異なる

るところがある。しかし、昭和30年代の医療状況の変化により、鰐谷ムラ（仮称）では、冬期以前の健康診断と予防処置、保健予防士の知識を与える、常駐する看護婦と病院間での指示出し、などが可能になったことから、以前は病気とは回復が困難な重症な場合のみを指したが、それ以降は高血圧なども病気と捉えるようになったという変化が見られる、などという把握は、変遷と伝承を追跡する民俗学と同じ視点からのものといえる。また、先にあげた「病マケ」について述べる中で、昭和40年代から昭和50年代にかけて、「肺病マケ」が通婚忌避の対象から次第にはずされるようになった、肺結核とハンセン氏病に、精神障害、癌が新たに「病マケ」の対象として加わった、などの変化が見られることを指摘している。このような医療状況の変化に伴った病気への対処の変遷を捉えようとしている視点は、民俗学も共有すべき重要な視点である。

#### 4. 民俗学における疱瘡をめぐる研究

##### （1）柳田國男の研究

柳田は疱瘡をめぐる習俗に関してまとまった論文を書くということはしておらず、いくつかの論文の中で疱瘡をめぐる習俗のをあげ、考察を加えている。例えば「踊の今と昔」（1911）<sup>(25)</sup>においては、京都の御靈会と田舎で夏季に行う雨乞踊・蟲送りなどが邪神の祭却を目的とした同じ系統の慣習であると論じる中で、『倭文麻環』<sup>(26)</sup>に描かれる「疱瘡踊の圖」をあげ、その踊りの場所が村境や民居の外辺などの交通の衝に定められていることから、薩摩の疱瘡踊も邪神の祭却を目的としていると指摘している。また「掛神の信仰に就て」（1911）<sup>(27)</sup>では、疱瘡習俗のひとつである小児を釜の上で蒸す習俗に清め祓うという意味があると言及している。

その他に、「巫女考」（1913）<sup>(28)</sup>および「杓子と俗信」（1918）<sup>(29)</sup>における、杓子を利用して疱瘡に対抗する習俗は小児をオシラサマの取子として其無病成長を祈るのと同じ小児安泰の祈願が主旨である、という言及などは、柳田以後の研究の中では触れられていない重要な視点と言える。

その後柳田は、「神送りと人形」<sup>(30)</sup>（1934）において、信州大河原の咳氣神送りや陸中江刺郡の疫病神送りなどを例にあげ、神送りの時期について、毎年日を定めて予防するものから臨時的に行うものへと変化した、と言及している。また『神道と民俗學』<sup>(31)</sup>（1943）では、元来「神送り」は秋の祭の「神迎え」と対立して設けられたものであり、神無月の神の不在を意味するものではなかった、と言及している。

## (2) 折口信夫の研究

折口は、疱瘡や疫神を主要な研究対象として扱っていないが、「盆踊りの話」<sup>(32)</sup> (1927)において、平安以前の花鎮めが平安以降疫病除けの踊りとなり平安末期から鎌倉初期に悪霊除のための念佛踊りとなった、という、疫神送りの発生についての重要な指摘をする上で疱瘡神送りを例にあげている。また、憎悪すべき外来者（神）は、扱い方次第で兇暴にもなり、良くないものを圧迫もする無性格な存在であるので、歓待して早く帰す必要がある、と言及しており、この時点では「鎮送」の構造を形成している。

また、「神迎へ」と「神送り」の時期について、「年中行事」(二)<sup>(33)</sup> (1930) で、元来「神迎へ」は、を年に一度初春に行う定期的なものであったが、暦の統一により来臨の度数を増し、それが年中行事として定まると、臨時に行う「神迎へ」ができた、と言及している。ここでは、神常住の概念は古いもので、一年に何度も「神迎へ」する形式が新しいものであると言及する中で、臨時に行う「神迎え」の一例として、疫病神の踊り神送りをあげている。

「神迎へ」と「神送り」の時期に関する折口と柳田の論は、定時的であったものが臨時に変化したとする点で一致しているが、ここに折口は、暦の統一によって神来臨の度数を増したという見解を加えている。

## (3) 正月行事の中の疱瘡神祭祀をめぐって

正月に歳神棚とは別に疱瘡神棚や厄神棚を作つて疱瘡神や厄神をま祀る事例がある。そのため、ここでは正月の疫神・厄神祭祀全体を扱つた研究を取り上げる。疫神をめぐる研究は、1950年代に始まる。丹野正(1952)から、大島建彦(1959)、三崎一夫(1970)、田中宣一(2005)へという、正月行事の中の厄神の送迎や祭祀に対する研究である。それは「疫神の宿」などと呼ばれる行事で、災厄をもたらす疫神を正月行事の中で追い返すのではなく、わざわざ家に迎えて丁重にもてなした上であらためて送り出すという習俗である。それにまず注目したのは丹野正であった。その「厄神の宿」(1952)<sup>(34)</sup> は山形市山寺村芦沢の柏倉家の正月行事を紹介したもので、年取りの晩に主人が紋付羽織袴で正装して、提灯を手に一人で部落の入口の橋のたもとに行き、そこで姿なき神に向かってていねいにお辞儀をしてから、小声で声をかけて家まで案内する。奥座敷で白米の年取りママの御膳、そして年取り餅でもてなしたあと、来客用の夜具を敷いて休んでもらう。そして、まだ夜も明けぬ午前二時ころ、奥座敷にいき、小声でいさつをして送る。厄病の神に供えたものはみな川へ流してくる。主人は迎える時も送る時も人目につ

かぬようにして、後ろを振り向かず、たとえ人と出会っても口をきいてはならないことになっている。この行事を紹介した丹野は、厄病の神の前身は年神であり、この「厄神の宿」は零落した祖靈の来訪の行事であると、柳田の影響による単純な解釈を示している。

大島建彦は「信仰と年中行事」(1959)<sup>(35)</sup>で、丹野の祖靈零落の説に疑問を呈して、盆に精靈と外精靈がともに祀られるように、正月にもそれに相当する祀りが行われていたのではないかと述べているが、とくに事例の提示や論述はない。なお、疱瘡神送りについては、草川隆(1957)や宮田登(1972)の解釈も示されているが分析的ではない。

あらためて、厄神の問題に注目したのは、三崎一夫の「正月行事における疫神鎮送について」(1970)<sup>(36)</sup>であった。三崎は東北地方から九州地方まで計24の報告事例を収集して、次のような二種類に大別できるとした。①大晦日の年取りの夜、屋外から迎え入れる、棚を作るか奥座敷に案内、歓待して元日早朝に送り出す、呼び名は厄神、というタイプ。②大晦日の年取りの夜から正月中ずっと、神棚か年棚のそばにほかの神様とは区別された餅や膳が供えられ、疱瘡に罹らないようにと祈願する、呼び名は疱瘡神、というタイプ。しかし、この二つのタイプがあることの意味についての追跡はなされていない。

田中宣一『祀りを乞う神々』(2005)<sup>(37)</sup>では、大晦日から正月にかけての厄神祭祀について、計29の事例を紹介しながら、(A)積極的に迎え入れるが、年神と差を付け粗末に扱い、早々に送り出している事例群。(B)積極的に迎え入れるが、年神と差を付け粗末に扱い、早々に送り出すわけではない事例群。(C)積極的に迎え入れるわけではなく、年神と差を付け粗末に扱いながらも忌避するほどでなく、早々に送り出すわけではない事例群の三つに分類している。そして、正月行事の中には、年神とは別に疫神や疱瘡神などの雑神のたぐいが祀られるのが前提であり、雑神の祀りをすませておかねば本来の目的とする祭りが達成できないという祭りの構造があるとのべている。

ここで注意しておかなければならぬのは、民俗学の研究史の上ではすでに折口信夫の論究<sup>(38)</sup>があり、それを参考し引用しておく必要があったということである。その折口の論究とは、正月と盆とは、魂を蘇生させるために外来魂を迎える、年に二度の魂祭りであり、古代の人は、身体に著くとその人の威力となる魂と、病的な禍となる魂があると考えていた。それが、年末と中元の七夕から盆の頃にかけての時分に、遊離して人の身を求めて収まろうとする。そこで、祭りをして威力の根源たる魂は完全に生きた

人に著け、病的な魂は身体に著く事なしに帰らせるようとする。それが盆の行事である。正月と盆の魂祭りに際しては、その時季に一緒にやってくる悪い魂や悪霊もある、だからその退散をはかるのが、正月と盆の魂祭りの基本であり特徴なのだという指摘である。

柳田も同じく、正月や盆に訪れてくる古くからの悪い魂や悪霊という考え方に対して、盆行事の場合には新たに仏教の影響で無縁や餓鬼という考え方が習合してきたのだと述べている<sup>(39)</sup>。つまり、上級の神靈と下級の神靈があり、下級の神靈が病気をもたらすということであるが、このことはすでに折口が指摘していることである。盆行事の場合に餓鬼仏や無縁仏を祀ることによって、それらに先祖の本仏の邪魔をさせないようにしているのだというのも柳田が早くに指摘していたことである。これまでの研究が折口や柳田の指摘にふれずに論述を進めていて、研究史の確認が不十分であると言わざるを得ない。

むしろ、筆者がここで指摘しておきたいのは、これまで三崎一夫から田中宣一まで注目されてきている、正月行事の中で年神とともに迎え祭られ送られる厄神や庖瘡神の民俗事例についての情報整理の必要性である。厄神や庖瘡神の祀りについての分類案をあらためて提示するならば、次のとおりである。

- (1) (A) 積極的に戸外からまた門口や窓口から迎えてなし、早めに送り出す。  
(B) 積極的に戸外からまた門口や窓口から迎えてなす。
- (2) とくに戸外から迎え入れることはなく、棚などにまつる。

そして、(2) の事例群が広く日本各地に伝えられていること、(1) の事例群が一定の地域や旧家などで伝えられていること、の意味を考察していくことが今後の課題といえる。また、同じ正月行事の中での、年神と厄神の対比の上で注意されるのは、年神迎えは注連飾りや門松などの設えによって迎えられているのに対して、厄神や庖瘡神の場合には、上記の(2) の事例群ではその年神と同じくことさらに迎える儀礼は伴っていないが、(1) の事例群では、ことさら迎えてなし早めに送り出すという儀礼が整えられているという点であり、唱え事もある。それは正月の魂祭りに際して年神だけでなく邪神や悪神のたぐいもやってくるからそれに対する対処が必要であったという折口や柳田の論究をふまえて、今後とくに分析していくことが有効であろう。

そしてもう一つ、三崎が指摘したように、迎えられ、もてなされ、送り出される悪神のたぐいを厄神と呼んでいるタイプと、庖瘡神であるとされているタイプとの相違とその意味を考察する必要がある。わずかな事例情報しかないので残念であるが、両者の分

布は、厄神が宮城・山形・山梨・長野・新潟佐渡・岐阜・岡山・香川で、疱瘡神が青森・宮城・伊豆七島の神津島・奈良・岡山・鳥取・香川・佐賀で、おたがいに分布域は異なりながら一部では重なっている。今後はさらに事例情報を民俗伝承の中から集めていくことと、歴史の上での文献記録からの情報収集を行い、厄神や疱瘡神の信仰がどのような関係にあるのかを明らかにしていく必要がある、というのが現状である。

#### (4) 疱瘡神送りと疫神の呪符をめぐって

正月の疫神祭祀をめぐる研究と同時期に始められたのは、主に「疱瘡神送り」や「疱瘡流し」などと呼ばれる事例を対象とした疫神送りをめぐる研究である。草川隆は「疱瘡神送り」(1957)<sup>(40)</sup>において、日本各地の事例を断片的に紹介しながら、疱瘡が厄病神によってもたらされる病というよりは、「人間が生まれ落ちた時に、既に内在していた悪い要素とでもいるべきものを、外部に追い出す大きな機会ではなかつたろうか」とし、疱瘡神送りはもともと通過儀礼であったが、「送る」という行為が悪い神を送り出すのであろうと誤解されたと指摘している。さらに疱瘡神を通過儀礼の際に暖かく見守りに来臨した祖靈であるともしている。また、疱瘡に罹って12日目か17日目、あるいは全治した際に行うハライの儀礼をミソギの残存であるとし、本来は祖靈を待つためのものであったが、「送る」ことへの誤解によってケガレを祓うという意味に解されるようになったと指摘している。柳田の祖靈論や神々の零落論の影響下での着想であり、論述としては不十分である。

宮田登は『日本人の行動と思想 17 近世の流行神』(1972)<sup>(41)</sup>の中で、草川の疱瘡神は祖靈であるという指摘に対し、「疱瘡神を一举に祖靈にもって行くことにはいささか論理の飛躍があるかもしれないが、これは明らかに悪神ではなく守護神、それも家の神的な性格がある」と述べ、一部の指摘には同調している。宮田は同著の中で、流行神について扱っているが、「流行神」とは「突然に流行し出し、一時期に熱狂的な信仰を集め、その後急速に、信仰を消滅させてしまう神や仏」であると定義している<sup>(42)</sup>。流行神についての民俗学の研究は、宮田の研究が主要なものと言える。宮田は「流行神」の特性として、「①信仰対象の神仏が雑多である、②信仰に永続性がなく、きわめて流动的である、③靈験が個別的・機能的に説かれる、④その伝播は地域的に制約される」の4点を指摘している。疱瘡神などは、疫神であると共に、流行神としての特徴をもつという。こうした研究の中で、別の面から研究を進めたのが、1980年代の大島建彦を中心とした疫神の呪符や詫び証文をめぐる研究である。大島建彦の、「疫神歓待の伝承」

(1981) <sup>(43)</sup>、『疫神とその周辺』(1985) <sup>(44)</sup>、『疫神と福神』(2008) <sup>(45)</sup>、「疫神と呪符」(2009) <sup>(46)</sup>などである。大島は疫神とはいっても疱瘡神を主な対象として、収集された101例の詫び証文を史料に書かれた日付と宛名、差出人によって4類型に分類し、第1類は長徳4年(998)6月または同3年(997)5月の日付で、疱瘡神5人の連名によって若狭国小浜の組屋六郎左衛門に差し出されたもの。第2類は文政3年(1820)9月の日付で、疫病神両名の署名をもって旗本の仁賀保金七郎に差し上げられたもの。第3類は「疱瘡神」または「疱瘡神一族供」と記されて、八丈島の鎮西八郎為朝に差し出されたもの。第4類は安政2年(1855)正月の日付で、「芋神」から「治郎兵衛」に宛てて記されたものであるという。そして、この4類型の詫び証文が伝えられている地域と詫び証文に書かれた日付から、疫神の詫び証文の流傳の過程について、第1類は、宝暦年間から幕末まで、茨城・栃木・群馬という関東北部を中心に埼玉・千葉・神奈川という関東南部から山梨という隣接地域までひろい範囲にゆきわたったもの、第2類は、文政年間から幕末まで、当時の江戸の市中を拠点に埼玉・東京・神奈川という関東南部を中心に山梨・静岡という隣接地域にかけていっそう濃密にもち伝えられたもの、第3類は、正徳年間から幕末まで、当時の江戸の市中を拠点に、おもに疱瘡絵などの形態でおこなわれたものが栃木・神奈川という関東の一部にたまたま詫び証文の形式でも残されたものであるとのべている。こうした呪符との関連では、井之口章次は『日本の俗信』(1975) <sup>(52)</sup>で、疫神への呪術について、流行病患者の患部を拭った呪物を海に捨てる・神棚に供える行為を「鎮送」、アワビ殻に「子供留守」と書いて門口に下げておく行為を「擬態」、村境に注連縄を張り、神仏のお札・片脚の大草蛙・鍾馗様・仁王様の人形を設置する行為を「対抗」などと区別しているが、井之口が分類した呪術の18類型は、類型というには多すぎて、また分類案としての用語と概念に対応性がなく、そこから新しい論点整理がなされておらず、今後の研究が待たれる。

### (5) 民間医療の研究

先に本研究の目的としてあげた〈病気への理解〉ということに関連して、民間医療についての研究史にも触れておくと、疫病と民間医療について論じたのが、長岡博男「民間医療」(1959) <sup>(47)</sup>である。長岡は昭和22年度の文部省の迷信調査協議会の調査結果を紹介しながら、「病気の時に医者にかかったり薬を飲んだりしないで神様や仏様にお願いしたり、おまじないその他の方法をしますか」という質問に対する、都市農村漁村別、学歴別、年齢性別(男)、年齢性別(女)に、回答者5,857名の結果を図示しなが

ら、全国を通じて医者や薬剤に頼らず、神仏などの力に依存しようとしている人びとが平均 17.4%もあると指摘している。そして、民間医学入門の第一歩として病名方言に注目し採集するという方法にふれて、たとえば梅毒の方言は、沖縄首里ではナンバガサ、宮古島ナバネヤ、種子島ナンバン、薩摩半島ナンバ、大隅半島ナンバン、壱岐や肥前五島でもナンバやナンバガサといっていることから、この病気がかつて南方から琉球、九州南端を経て侵入してきたことがわかるという。そして、江戸時代の仙台方言集『浜荻』に梅毒をエドホウソウと記しているのは、参勤交代に出た武士が江戸で感染されてきたことをあらわすのだろうとのべている。また、麦粒腫の方言、モノモライ、ホイト、メコジキ、インノクソ、バカ、メンゴ、などからは、その病気への対処法や人びとの観念をうかがうことができるとのべている。

次いで、今村充夫「民間療法」(1979)<sup>(48)</sup>があるが、そこでは共同祈願、神仏祈願、宗教者の祈祷、呪術的療法、民間薬療法、物理的療法という項目を立てて、いくつかの事例を紹介しているが、その出典が明記されておらず、論点の整理がない。また、根岸謙之助の『医療民俗学論』(1991)<sup>(49)</sup>も同様で、第1章 144 頁～186 頁、第2章 219 頁～260 頁に重要な事例が紹介されているが、典拠が引用されておらず、新しい論点も提示されていない。

このように、多くの民間療法研究の関心は、祈願と呪術といった民間伝承として残る〈病気への対処〉に限定的であり、そこから明らかにすべき〈病気への理解〉については言及していない。一方で、福澤昭司<sup>(50)</sup> (1987) の研究は、長野県内の同地域で同時に存在する異なる複数の麦粒腫の治療呪術を時間的変遷と空間的変遷の両軸から捉え、この呪術の根底には、媒介機能を有する呪物を用いて体外に排出された病をこの世と他界との境界の場を通じて他界へと移行させる、という共通の病気観が存在する言及するものである。また、折橋豊子<sup>(51)</sup> (2005) は、福島県阿武隈山地の中腹に位置する村で、特殊な病気の患者が出た家筋や血筋を「マケ」と呼ぶ事例に着目し、同じ血を引いた者は同じ病気に罹る可能性を持つという医学的根拠のない民俗的な病気観を明らかにしている。福澤と折橋の研究は、関や根岸の研究と比べると、民間伝承から他界へ移行させるべき物や、血筋によって罹病するといった病気に対する理解を明らかにした研究と言える。

#### (6) 疣瘡絵の研究

疣瘡に関する民俗研究として最後にあげておきたいのが、疣瘡絵の研究である。これは 2000 年代には、それまで注目されてこなかった「疣瘡絵」と呼ばれる疫神除けの赤

絵の分析が、H・O・ロータモンドや川部裕幸を中心に行われた。それによると、「疱瘡絵」の図柄と文言に呪的な要素や祝祭性が見られること、「疱瘡絵」が流布した範囲、また「疱瘡絵」の図柄に影響を与えた3系統の浮世絵などが論じられている。

H.O. ロータモンドは『疱瘡神-江戸の病いをめぐる民間信仰の研究-』(1995)<sup>(53)</sup>において、「疱瘡絵」29点の分析を通して、図柄と文言の構成要素は、(1)疱瘡除けの呪的効力を持つ人物や事物により疱瘡を予防する、(2)祝祭的な呪力により疱瘡を押さえ込む、(3)子どもの遊びや笑い、快復を連想させるもので健康を予祝する、の3つであると指摘している。また、疱瘡に直接挑んで闘うような表現の少なさ、病気治癒の予祝や祝祭的な図柄の多さは疱瘡に対する人びとの無力感を反映していると指摘している。

また、川部裕幸は「「疱瘡絵」の文献的研究」(2000)<sup>(54)</sup>において、江戸時代の育児書である香月牛山『小兒必用養育草』<sup>(55)</sup>や江戸時代の滑稽本である山東京伝『腹筋逢夢石』<sup>(56)</sup>、また福井県大野市の旧家に残る天保元年(1830)から天保15年(1844)にかけて記録された「疱瘡見舞諸事留帳」<sup>(57)</sup>などを主な資料として、「疱瘡絵」は病人の見舞品として購入され、病家に贈られる消費財としてのものが大多数を占め、護符として使用されていたと指摘している。そして、(1)「疱瘡絵」に書かれる絵師の名前や版元から、ほとんどが19世紀の江戸の版元から出版されたものであり、大坂でも多少出版されていること、(2)疱瘡罹病患者の対処方法を記録した滝沢馬琴『馬琴日記』<sup>(58)</sup>や疱瘡見舞い帳から、「疱瘡絵」が東日本のかなり広範囲の中流町人層、下級武士層、有力農民層、農民層に流布していたこと、(3)「疱瘡絵」発生に影響を与えた浮世絵の系統を、図柄によって、①朱鍾馗の系統、②玩具や芝居の浮世絵の系統、③護符の系統、の3つの系統に辿れると指摘している。

疱瘡絵についてはこれらの研究によって進展したといえるが、しかし「疱瘡絵」を構成する図柄としてしばしば見られる富士山や源為朝については、これらの先行研究ではまだ論じられていなかった。

以上、疱瘡をめぐる民俗研究を中心として従来の研究を整理し検討を加えてきたが、筆者自身が把握している疱瘡の民俗から言うのであれば、次のような民俗事象の検討が未着手あるいは不十分であると言える。

①疱瘡神をめぐる民俗は、正月を中心とした年中行事や、疱瘡に罹病した時、疱瘡が近隣のムラなどで流行した時、その他にも種痘を接種した時、子どもの誕生とその前後にも行われてきた。

- ②疱瘡囃子や疱瘡踊りのような芸能をともなう疱瘡神送りの民俗もみられた。
- ③東北地方から九州地方にかけて広く見られるのは、疱瘡神を棚や桟俵、赤幣束、藁馬などに祭り、辻や川、屋根の上などに送る対処法と、藁の輪や鍋などを小児の頭の上に被せ、その上から笊で湯をかけ、疱瘡神に対する唱え言をする対処法である。
- ④特定の地域に限られている事例としては、茨城県下と千葉県下に疱瘡囃子が伝えられており、鹿児島県に疱瘡勧進が見られ、鹿児島県南薩に濃密に分布し、宮崎県との県境にも数例確認できる疱瘡踊りと呼ばれる芸能がみられる。
- このような情報群をさらに収集整理して比較分析していく、疱瘡神と疱瘡送りの民俗伝承のその歴史的な変遷の過程と、一方変わりにくく伝えられている仕組みとは何か、について考察を進めていくことが、重要である。

#### 注

- (1) 富士川游『日本疾病史』1969、平凡社
- (2) 新村拓『日本医療史』2006、吉川弘文館
- (3) 日本学士院日本科学史刊行会『明治前』第3巻、1978、臨川書店
- (4) 『古事記』崇神天皇5(93)年・御真木入日子印惠命紀条
- (5) 『続日本紀』宝亀元(770)年6月条
- (6) 『令義解』天長10(833)年神祇・季春条
- (7) 『延喜式』(延長5(927)成立)神祇3・臨時祭部
- (8) 『三代実録』貞觀5(863)年5月20日条
- (9) 前掲(2)
- (10) 斎藤月岑著、朝倉無声校訂『武江年表』1912、国書刊行会
- (11) 前掲(10)
- (12) 前掲(1)
- (13) 富士川游『日本医学史』(1904)
- (14) 添川正夫『日本痘苗史序説』(1987)
- (15) 前掲(2)
- (16) 川村純一『病いの克服—日本痘瘡史—』1999、思文閣において、厚生省による「全国累年痘瘡患者及び死者数」(厚生省公衆衛生局『検疫制度百年史』1980、ぎょうせい)所載の、明治9年(1934)から昭和53年(1978)までの疱瘡罹病患者数と死者数を参考に、

明治時代以後の疱瘡流行と政府による種痘実施の歴史を整理している。

- (17) 青木歳幸他編『天然痘との闘い—九州の種痘—』(2018)
- (18) (17)
- (19) 前稿「病気への理解と対処—疱瘡習俗を中心に—」『伝承文化研究』第13号、2015、國學院大學伝承文化学会
- (20) 渡邊平太夫政通『桑名日記』天保10(1839)～嘉永元(1848)（谷川健一『日本庶民生活史料集成』第15巻、1971、三一書房）
- (21) 『指田日記』は、武藏国多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）の陰陽師、指田摂津正藤詮によって、天保5(1834)～明治4(1871)にかけて著された日記である。（武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記上巻』2005、武蔵村山市教育委員会、武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記下巻』2006、武蔵村山市教育委員会）
- (22) 香月牛山『小兒必用養育草』元禄16(1703)（黒川眞道・小瀧淳校、同文館編纂局編纂、香月牛山著『日本教育文庫 卫生及遊戲篇 小兒必用養育草』1911、同文館）
- (23) 「疱瘡絵の画題と疱瘡除け」(2017)
- (24) 波平恵美子『病気と治療の文化人類学』1984、海鳴社
- (25) 柳田國男「踊の今と昔」明治44年(1911)『人類學雑誌』27巻1号～5号 全集7において、柳田は、隔絶された田舎では、疫病より風雨旱蟲の害が恐れられ、雨乞踊り・蟲送りが行われる。一方都会では疫癆が恐れられ、ヤスラヒ祭や念佛踊りが行われる。このように田舎と都市部では、春と夏に同系統の異なるものを送る行事が存在する、と述べている。
- (26) 白尾斎蔵・山本盛秀「倭文麻環」巻10、文化9年(1812)
- (27) 柳田國男「掛神の信仰に就て」明治44年(1911)『佛教史學』1編8号 全集27
- (28) 柳田國男「巫女考」(1913) 大正2～3年(1913～14)『郷土研究』1巻1号～12号 全集9
- (29) 柳田國男「杓子と俗信」大正7年(1918)『土俗と傳説』1巻2号 全集4
- (30) 柳田國男「神送りと人形」昭和9年(1934)『旅と伝説』第7巻第7号 全集13
- (31) 柳田國男『神道と民俗學』昭和18年(1943) 明世堂書房 全集10
- (32) 折口信夫「盆踊りの話」昭和2年(1927) 草稿 全集2
- (33) 折口信夫「年中行事」(二) 昭和5年(1930)『民俗學』第2巻第10号 全集15
- (34) 丹野正「厄神の宿」『民間伝承』第16巻第12号、1952

- (35) 大島建彦「信仰と年中行事」『日本民俗学大系 第7巻 生活と民俗(2)』平凡社、1959
- (36) 三崎一夫「正月行事における疫神鎮送について」『東北民俗』第5輯、東北民俗の会、1970
- (37) 田中宣一『祀りを乞う神々』吉川弘文館、2005
- (38) 折口信夫「年中行事－民間行事伝承の研究－」『折口信夫全集』15巻(1955)、『折口信夫全集』17巻(1996)、中央公論社
- (39) 柳田國男『先祖の話』1945、筑摩書房、『定本柳田國男集』第10巻
- (40) 草川隆「疱瘡神送り」『日本民俗学』第5巻第2号、1957、日本民俗学会
- (41) 宮田登『日本人の行動と思想 17 近世の流行神』1972、評論社
- (42) 前掲 (41)
- (43) 大島建彦「疫神歓待の伝承」日本民俗学会編『日本民俗学』138号、1981
- (44) 大島建彦『疫神とその周辺』1985、岩崎美術社
- (45) 大島建彦『疫神と福神』2008、三弥生書店
- (46) 大島建彦「疫神と呪符」笹原亮二『口承伝承と文字文化－文字の民俗学 声の歴史学－』2009、思文閣出版
- (47) 長岡博男「民間医療」(1959)『日本民俗学大系 第7巻 生活と民俗(2)』平凡社、1959
- (48) 今村充夫「民間療法」『講座日本の民俗宗教 4 巫俗と俗信』弘文堂、1979
- (49) 根岸謙之助『医療民俗学論』雄山閣出版、1991
- (50) 福澤昭司「病と他界－長野県内の麦粒腫の治療方法の考察から－」『日本民俗学』第172号、1987、日本民俗学会
- (51) 折橋豊子「「マケ」と「病氣」－福島県D村の事例から－」『伝承文化研究』第4号、2005、國學院大學伝承文化学会
- (52) 井之口章次『日本の俗信』1975、弘文堂
- (53) ハートムット・O・ローテルムンド『疱瘡神－江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究－』1995、岩波書店 (Hartmut O. Rotermund “Hôsôgami ou la petite vérole aisément”、1991)
- (54) 川部裕幸「「疱瘡絵」の文献的研究」国際日本文化研究センター『日本研究 国際日本文化研究センター紀要』第21集、2000、角川書店

- (55) 前掲 (22)
- (56) 山東京伝『腹筋逢夢石』文化 7 (1810) (山東京伝著、林美一校訂『江戸戯作文庫 腹筋逢夢石』1984、河出書房新社)
- (57) 福井県大野市旧家「疱瘡見舞諸事留帳」天保元 (1830) ~天保 15 (1844) (南川伝憲「疱瘡の伝来と越前大野藩」『えちぜんわかさ福井の民俗文化』1991、福井民俗の会)
- (58) 文政 9 年 (1826) から嘉永 2 年 (1849) にかけて、滝沢馬琴が著した『馬琴日記』には、天保 2 年 (1831) に馬琴と同居しつつあった嫡男宗伯の幼児であるお次と太郎が、疱瘡に罹病し、ふたりの罹病に際して、患者周辺の人物が、様々な対処をする様子が記されている。(滝沢馬琴著、暉峻康隆他校訂『馬琴日記』第 2 卷、1973、中央公論社)
- (59) 前掲 (19)
- (60) 前掲 (20)
- (61) 前掲 (21)
- (62) 前掲 (22)
- (63) 橘南谿『痘瘡水鏡録 (痘瘡手引草)』安永 7 (1778)、国立国会図書館蔵
- (64) 池田霧溪『疱瘡食物考』天保 11 (1840)、国立国会図書館蔵

## 第1章 疱瘡をめぐる理解と対処の歴史

### 1. 「疱瘡」と「裳瘡」

日本での疱瘡の流行史などについて概観しておくと、疱瘡に関する史料の初見は、『続日本紀』天平7年（735）の「是歳、年頗不穏。自夏至冬、天下患豌豆瘡。俗曰裳瘡。夭死者多。」という記事で、「豌豆瘡。俗曰裳瘡。」と記されている<sup>(1)</sup>。その後、天平9年（737）6月に出された典薬寮勘文には「疱瘡治方更」と見え、「疱瘡」という用語が出てくる。また本文の中にも「豌豆病」や「豌豆瘡」と記されている<sup>(2)</sup>。この勘文に基づいて、同年6月26日に東海道以下六道に疫病の治療法などを指示する目的で出された太宰官符の発令には、「赤斑瘡」とある<sup>(3)</sup>。その後は、『続日本紀』の延暦9年（790）に「是年秋冬、京畿男女年卅已下者、悉發豌豆瘡、俗曰裳瘡、臥疾者多。其甚者死。」<sup>(4)</sup>、『文徳実録』仁寿3年（853）2月に「以穀倉院糲鹽、給京師患疱瘡者」<sup>(5)</sup>、『日本紀略』延喜15年（915）10月11日条に「有御藥疱瘡事」<sup>(6)</sup>とある。承平年間（931～938）に源順によって編纂された『和名類聚鈔』には、「疱瘡」の項目があげられ、「唐韻云 疱防教反面瘡也 類聚國史云 仁壽二年疱瘡流行人民疫死疱瘡 此間云裳瘡」と記されている<sup>(7)</sup>。

以上から、疱瘡は、奈良時代から平安時代には、「豌豆瘡」「裳瘡」「疱瘡」「豌豆病」「赤斑瘡」「疱瘡」などさまざまな名称で呼ばれていたことがわかる。ただし、これらの記事からは、具体的にどのような症状をもって疱瘡であると断定するのかについては明らかでない。なお、富士川游『日本疾病史』<sup>(8)</sup>は、

赤斑瘡の名称は、天平九年の官符に見えたるを始めとし、後の世に至りて、「百鍊抄」等の諸書にも見えたる。但し、その中には痘瘡にあらずして、たとえば『日本紀略』長徳四年の疫瘡を赤斑瘡とするがごとく、正しく麻疹と認むべきものあり。鎌倉時代、梶原性全の「万安方」に、（中略）赤斑瘡は傷寒発斑又は麻疹の異称なるを、痘瘡とするは非なりと言うを見れば、赤斑瘡の名称は正しくこれを用うれば、麻疹に限るべきものなれども、実際にありて、この呼称はこの時まで間々痘瘡にも用いられたることを知るべし。

と述べている。また、『続日本紀』の補注は、「天平九年の疫病が麻疹であるならば、勘文が疱瘡の治方を言うのは矛盾」であるため、「天平九年の疫病も天然痘と見てよいであろう」と述べている<sup>(9)</sup>。

## 2. 江戸時代の疱瘡流行

江戸時代の日本における疱瘡流行とその対処の歴史について、歴史学においては、富士川游『日本疾病史』<sup>(10)</sup>、酒井シズ『日本の医療史』<sup>(11)</sup>、『病が語る日本史』<sup>(12)</sup>などが整理している。これらと『明治前日本医学史』<sup>(13)</sup>によると、寛政7年（1795）に米沢藩内で8389人が罹病し、内2614人死亡したとの記録が残る。英国のジェンナー（Edward Jenner）が牛痘種痘法を発見して効果の高い疱瘡の科学的治療が可能になってくるのは、寛政10年（1798）以降のことである。その後、ロシアに拉致されていた日本人によって日本に種痘法がもたらされ、文政7年（1824）頃から国内で種痘が開始される。文政8年（1825）には秋より冬にかけて疱瘡が流行しており、文政10年（1827）には幕府が府下に幼児の種痘を命じている。斎藤月岑『武江年表』<sup>(14)</sup>の嘉永2年（1849）の記事には、「種痘の事、近頃より弘りし事なれど此頃牛痘をうゆる事、京師より行れ、蘭学の医師専ら是を用ふる事盛ふ行はる」とあり、この年に長崎蘭館医であるモーニッケが、長崎で国内初の牛痘による種痘を成功させた。嘉永3年（1850）には、幕府の命令で水戸藩や古河藩では本間玄調や杉田玄白の弟子の河口信順等によって種痘が行われている。しかしその後、文久元年（1861）4月にも疱瘡が流行している。

筆者は「疱瘡習俗の諸相」<sup>(15)</sup>で、『指田日記』<sup>(16)</sup>を資料としてそこにみえる疱瘡罹病者と死亡者の人数の推移を分析したが、そこで、天保6年（1835）から明治3年（1870）にかけて、ほぼ毎年疱瘡に罹病する患者が発生していること、そのうち罹病者と死亡者が共に10名以上となった年は、天保11年（1840）に罹病12名、死亡18名と、天保14年（1843）に罹病10名、死亡10名の2年であることを指摘した。また死亡者の年齢はすべて2歳から17歳の者で、中でも2歳の小児の死亡の記録が目立つことから、疱瘡は乳幼児の罹りやすい病であったこと、短期間に多数の乳幼児が死亡していること、当時の年齢は数え年であるので、満年齢にすれば0歳時から15、6歳となることを指摘した。

## 3. 江戸時代の疱瘡への理解

疱瘡に対して、江戸時代の医学書では次のように述べられている。まず、元禄16年（1703）に香月牛山が著した『小兒必用養育草』に「痘瘡愈えて後、小兒をして、園の中又は庭に出て、土座にて遊ばしむべからず」<sup>(17)</sup>とあり、また、疱瘡発症後の症状の経過を、熱蒸、放標、起脹、貫膿、収髄の5段階に分け、それぞれの時期に発症する症状と対処の方法を示している。寛延3年（1750）に橋本静話が著した『疱瘡禁厭秘伝集』<sup>(18)</sup>には、「疱瘡は胎

毒より発する病なり」とあり、痘瘡の要因は「胎毒」であるとされている。また、寛政7年（1795）に渡充が著した『痘瘡養育』<sup>(19)</sup>には、痘瘡罹病から15日間の症状の経過段階を記した「痘瘡十五日期日察之圖」が見られる。また「痘ハものにあやかりやすきゆへ、紅絹を屏風などにかけて出ものをして紅活ならしめんがためなり」として、痘瘡には赤い色が効くと述べられている。文化12年（1815）に甲斐国市川（山梨県甲府市の南方）の医者、橋本伯寿が著した『国字断毒論』<sup>(20)</sup>には「一たび病ば天稟の毒氣おのずから尽て生涯二度病ざるなり」と説明されている。弘化年間（1844～1848）に武谷祐之が著した種痘啓蒙書である『接痘瑣言』には、「天行痘」「種人痘」「種牛痘」とある<sup>(21)</sup>。

以上のように、18世紀前半から19世紀前半にかけて「痘瘡」と「痘瘡」という名称が混在しており、「胎毒」や「天稟の毒氣」が原因となって発症する病であると考えられていたのがわかる。また、文化2年（1815）の時点で、一度発症すれば二度病むことは無いと認識されていた。弘化年間には、「天行痘」「種人痘」「種牛痘」という名称が現れ始める。

#### 4. 「痘瘡」と「天然痘」

『日本医学会医学用語辞典』<sup>(22)</sup>には、「痘瘡、大痘瘡、天然痘〔smallpox、variola、variola major〕」と、「乳痘、牛痘、小痘瘡、種痘疹〔alastrim、bovine smallpox、cowpox、minor variola、vaccinia、variola minor〕」の2項目があつて区別され、また国立感染症研究所によると「天然痘（smallpox）＝痘瘡（variola）」であり、「致命率が高い（20～50%）variola majorと、致命率が低い（1%以下）variola minorに分けられる」とされている<sup>(23)</sup>。このように医学上は「痘瘡」という語は用いられているが「痘瘡」という語は用いられておらず、現在は医学用語とはなっていない。

明治3年（1870）に小諸藩種痘所によって諭達された「種痘につき小諸藩種痘所諭達」には、「天行痘」「全類痘」「正痘」「類痘」などとあり<sup>(24)</sup>、明治9年（1876）に内閣府（輪郭附）によって出された「甲第16号布達 天然痘予防法規則」には、「天然痘」<sup>(25)</sup>とある。しかし明治31年（1898）の「學校傳染病豫防及消毒方法（文部省令第20號）」には、「痘瘡及假痘」<sup>(26)</sup>とあり、「痘瘡」という名称がここでも見られる。このように、明治時代の種痘を啓蒙する諭達や行政から出された法令には、「天行痘」「全類痘」「正痘」「類痘」「天然痘」「痘瘡」「假痘」などの名称が混在している。

ここから、江戸時代に「痘瘡」や「痘瘡」と呼ばれていた病は種痘の普及とともに、弘

化年間頃から「天行痘」「種人痘」「種牛痘」「天然痘」という名称で呼ばれ始めていること、また、「正痘」と「類痘」の2種類に区別されていることがわかる。しかし、「天然痘」の病因や何度も罹患する可能性についての理解が正確でないうちに、種痘の啓蒙や制度化が始まっているため、江戸時代における名称や理解が引き継がれている。

病名については複雑な内容と推移を辿っているのであり、また民間の民俗伝承などでは、初めにあげた痘瘡類と乳頭類が明確に区別されず「疱瘡」と一括されているので、本稿では、これらを「疱瘡」として論述を進める。

## 5. 牛痘種痘法の普及

### (1) 種痘の伝播

種痘の伝播経路と日本での種痘の開始については、富士川游の『日本疾病史』(1969)<sup>(27)</sup>や『日本医学史』(1904)<sup>(28)</sup>、添川正夫の『日本痘苗史序説』(1987)<sup>(29)</sup>が整理している。これらによると、牛痘種痘法は寛政8年(1796)にイギリスのエドワード・ジェンナー(Edward Jenner)が牛痘種痘法を発見したことで、人痘に比べて飛躍的に安全性の高い牛痘苗の接種が可能となった。それ以前の日本では、患部の膿疱や治癒後にできる痂を採取して毒性を減滅させ、吸入や接触などで天然痘未感染者に人工的に接種し、弱く感染させて免疫力をつける人痘種痘法が天然痘予防に効果的であると考えられていた。

日本で初めて牛痘種痘が成功したのは、嘉永2年(1849)6月のドイツ医師オットー・ゴットリープ・モニッケ(Otto Gottlieb Johann Mohnike)による長崎での牛痘接種である。モニッケの牛痘苗は通訳である穎川四郎左衛門の孫にも善感し、この痘苗は嘉永2年(1849)10月16日に日野鼎哉が開設した京都の除痘館に、さらに同年11月7日には、弟の日野葛民と緒方洪庵が開設した大坂古手町の除痘館に、同年11月11日には江戸の佐賀藩医伊東玄朴に送られ、玄朴の娘とその他の幼児に接種された。このように海外からもたらされた牛痘苗は、人から人へ種え継いで分苗することで保存された。

### (2) 緒方洪庵による疱瘡対策

嘉永2年(1849)に大坂除痘館を開設した緒方洪庵は、牛痘種痘法の移入と普及に力を注いだ。洪庵が同年に著した『除痘館記録』<sup>(30)</sup>には、除痘館の設立と展開について次のように記されている。

抑々此館を設て都下の一ヶ所に定メ、普く諸醫を茲ニ集めて之を行ハしめんとするの趣意ハ、其良術の猥りに眩鬻の徒の手に陥らんことを恐るゝと、其佳苗の連綿し

て絶ゆること勿らんことを希ふとニあり。

これによれば、除痘館設立の目的は、正確な接種と伝苗を行い、痘苗の純正な性質を維持し、厳正な管理によって保全、永続させるというものであった。こうして洪庵の除痘館設立は、西日本を中心とする牛痘種痘の普及と天然痘予防に先駆的役割を果たした。

弘化2年（1845）頃に、洪庵に西洋の牛痘種痘の状況を伝えたと考えられる<sup>(12)</sup>米沢藩侍医堀内素堂の『幼幼精義』<sup>(31)</sup>には、「非以霧氣傳之以親觸其毒、而傳之、而其觸也、或直觸痘兒、或觸其毒所染百物亦傳」とあり、ここで素堂は、天然痘の要因は「霧氣」ではなく直接その毒に触れることであるとしており、洪庵もこれを理解していたと推測できる。

洪庵はその後、安政4年（1857）に『病學通論』において「人身諸器ノ形質欠ル所ナク氣血ノ循環滯ル所ナク運営常ヲ衛ル者」<sup>(32)</sup>と述べ、「健康」な状態とは人体のもつ「生力」の発動と「刺激物」の相互作用である「抗抵」（抵抗力）のバランスがくずれていないことであると述べている。また、病気の原因となる「刺激物」には、「変常刺激物」（常態が変化することによりおこる刺激）と「異常刺激物」（外来性の病毒）があると述べている。洪庵は疱瘡の病因については述べていないが、安政4年（1857）時点で、病気に罹患する理由を外来の「刺激物」とそれに対抗する「生力」の力関係によると理解している。

## 6. 疱瘡対策の制度化

### （1）種痘の義務付け

明治時代に入ると法令により種痘の義務付けが進められた。明治元・慶応4年（1868）8月15日に「鎮將府種痘所ヲ東京ニ設ク」<sup>(33)</sup>や、「旧幕府ノ医学館ヲ以テ種痘所トナシ之ヲ医学所ニ附ス」<sup>(34)</sup>が発令され、明治2年（1869）6月22日には、東京府から「府下ニ種痘所ヲ設ケ種痘ヲ施行ス」<sup>(35)</sup>が布達され、東京を始めとした各地に種痘所が設立された。明治3年（1870）3月に、大学東校から「大学東校種痘館規則を定ム」<sup>(36)</sup>が発令され各府藩県に布達されたことにより、大学東校に種痘館が設けられ、種痘者名簿や種痘證明書の提出が義務付けられた。同年3月28日には東京府から「種痘所町々増置医員出張種痘施行」<sup>(37)</sup>が発令され、種痘所の増置が行われた。

こうして種痘の義務付けが進むと共に、疱瘡への理解にも変化が見られ始めた。明治3年（1870）3月に長野県で出された「種痘につき小諸藩種痘所諭達」<sup>(38)</sup>には次のように述

べられている。

近来一般流行せし発し者は全類痘なる者にて決て正痘ニ非ス、然ルを私に再痘ト唱へ  
疑咸ヲ生し種牛痘無益の事など心得違ひの者略是あり、斯如ク疑念より種牛痘ヲせさ  
れバ後日天行痘ヲ患ルハ必然の事にて、殊更難疹嬰り死亡に及ニ至テハ徒ニ後悔及はさ  
る而已ならず、且つ先君之厚志ヲ滅ニ至る因て正痘類痘之別テヲ左ニ示ス、

一正痘ハ其父母ノ胎内より毒ヲ受來り生涯ニ一度ハ発する者ニテ、初め三日序熱トテ大  
熱アリ、四日めより六日めを報痘とて追々相發し、七日めより九日めヲ起脹トテ山ヲ  
あげ、十日目より十二日めヲ灌膿シテ尽白膿ヲもつ、十三日より十五日めを收靨とて  
かせかゝり、十六日めより十八日めに落痂して痂をつくるなり、是則正痘ノ日数ニテ少  
シの遅シ速シハあれとも決シテ違ふ事なし、悪痘に至ラハ死亡モ甚々多し日数ハ尚更  
延りたる事なし、

一類痘トテ序熱両三日ハ正痘に疑きほとの大熱出れとも發すれば、熱もさめ心氣ヲ快  
ク飲食モ常ニ異ウス起脹方一度ニ發セス、始ニ發せし方より七日八日めニハ追々落痂又其  
中ニ發するもあり發し方モ至テふ齋ニテ十二日マテニハ大方落痂ルなり、縱令多分ニ發す  
るとも死亡ニ及者なり、且種牛痘の者に限らず未タ種牛痘せざる者ニモ發し發しテ后天  
痘を患ふる者モあれバ正痘に非ざる事あきらかなり、

前件ヲ能ク弁レハ正痘ト類痘の差別ハ分明事なれば、種牛痘の者ハ仮令一粒にても鑑  
定メ済の上ハ決して再痘の患なし、万一再痘の者あらハ兼テ渡シ置し功成札を持出ヘ  
く速ニ真偽ヲ分ツ申へき事なり、

ここには、「近来一般流行せし発し者は全類痘なる者にて決て正痘ニ非ス」とあり、近来  
一般に流行しているものは「全類痘」であって、「正痘」ではないとされている。そして、  
「種牛痘ヲせされバ後日天行痘ヲ患ルハ必然の事」とあり、牛痘を接種しなければ「全類  
痘」の罹患経験があっても、後日「天行痘」に罹患する可能性があるとされている。

その「正痘」と「類痘」「全類痘」の区別について述べる中で、「正痘ハ其父母ノ胎内よ  
り毒ヲ受來り生涯ニ一度ハ発する者ニテ」とされており、「正痘」が母親の胎内の毒によって  
発症するものであるという。この胎内の毒が天然痘の発症要因であるとする説は、嘉暦元  
年（1326）に梶原性全が宋の医書の説を引用して著した『万安方』<sup>(39)</sup>の中に既に見られ、  
ここで梶原性全は、天然痘の原因は小児が胎内にある時に母親から受けた毒にあり、この  
胎毒と気象的因子とが相乗作用して、痘瘡を生ずると説明している。緒方洪庵が安政4年  
(1857) の時点で『病學通論』で説いた、外来の「刺激物」とそれに対抗する「生力」の

力関係によるという理解は、ここには反映されていない。このように、種痘による天然痘の予防は洪庵の言う「刺激物」の接種による予防であるにもかかわらず、明治3年（1870）3月の小諸藩における天然痘の知識は、従来からの論理に留まっていたのである。

また、「種痘につき小諸藩種痘所諭達」には、「初め三日序熱」、「七日めより九日めヲ起脹トテ山ヲあげ」「十日目より十二日めヲ灌膿シテ」「十三日より十五日めを収靨」「十六日めより十八日めに落痂」とあり、「正痘」に罹病した後の症状の経過を序熱、起脹、灌膿、収靨、落痂の5段階で説明しており、またその中に「山ヲあげ」という言葉が見られる。これは元禄16年（1703）に香月牛山が著した『小兒必用養育草』<sup>(40)</sup>の内容に一部一致している。同書では次のようにいう。

熱蒸とて、三日あり、和俗ほとをりといひ、又は序熱といふなり

放標とて、三日あり、和俗出そろひといふなり

起脹とて、三日あり、和俗水うみといふなり

貫膿とて、三日あり、和俗山あげといふなり

収靨とて、三日あり、和俗かせといふなり

牛山はここで「山あげ」は疱瘡発症から最終段階までの15日間のうち、10日目から12日の期間を指す言葉として用いており、疱瘡罹病患者の生死を決める時期は、発症から6日目か9日目あるいは11日目か14日目であるとし、重い疱瘡に罹病した場合には、「山あげ」という「成就」をすることなく死ぬと述べられている。したがって、「山あげ」は患者の生死を決める重要な段階であると認識されていたことがわかる。「種痘につき小諸藩種痘所諭達」における「山ヲあげ」は発症から7日目～9日目を指しており、発症からの時期が『小兒必用養育草』と異なるが、同様の表現が見られる。このように元禄16（1703）の対処法が明治3年（1870）の小諸藩の触れ書きに見られることから、明治初期の疱瘡に対する理解には、18世紀初期の知識が引き継がれていることが指摘できる。

小諸藩の諭達を始めとし、1870年代以降の法令では、天然痘の予防における再三の種痘接種の必要性が繰り返し呼びかけられている。明治7年（1874）10月30日文部省布達の「種痘規則（文部省布達第27号）」には、「小兒出生七十日より満一迄を種痘の善期とする爾後七年毎に必再三接種して天然痘を預防し且前効の存否を檢すべし」<sup>(41)</sup>とあり、出生してから70日～満1年までを種痘の善期とし、7年ごとに種痘を繰り返し接種することで天然痘の予防が可能になるとされ、再三の種痘接種が呼びかけられている。

その後、明治9年（1876）5月18日に内閣府（輪郭附）から出された「甲第16号布

達 天然痘予防規則」<sup>(42)</sup> は次のような内容である。

- 第一條 小兒初生七十日ヨリ満一年迄ノ間ニ必ス種痘スヘシ若シ事故アリテ此期ニ後ルゝモノハ其次次第ヲ醫務取締若クハ區戸長ニ届クヘシ  
但初種ノ後五年或ハ七年毎ニ再三種ヲ試ムヘシ
- 第二條 種痘シタル者ハ必ス其種痘醫ヨリ種痘濟ノ證書ヲ請ケ取り置クヘシ  
但天然痘變痘ニ感シタルモノモ本文ニ準シテ醫師ノ證書ヲ請ケ取り置ク可シ
- 第三條 醫務取締若クハ區戸長ハ初種ノモノ再三種ノモノ及ヒ事故アリテ種痘スルコト能ハサルモノ等夫々検査シ地方廊ニ届ケ出ツヘシ
- 第四條 地方廊ニ於テハ醫務取締若シクハ區戸長ノ届書ヲ以テ半ヶ年分ツ、取經メ  
毎年三月九月内務省ニ出ス可シ

ここでは、出生後 70 日から満 1 年までに種痘接種しなかった者は、医務取締もしくは区戸長に届け出ること、種痘接種が済んだ者は、種痘医から種痘濟の証書を受け取り保管することが義務付けられている。また、医務取締もしくは区戸長は、初種、再三種、まだ種痘接種していない者を地方廊に届け出ることが義務付けられている。このように、種痘証書の届け出を義務付け、医師と区戸長、地方廊、内務省が連携してその情報を把握することで国民の種痘実施を管理し、再三の種痘接種によって天然痘の予防を徹底する施策がとられている。

さらに、明治 31 年（1898）9 月 28 日「學校傳染病豫防及消毒方法（文部省令第 20 號）」<sup>(43)</sup> には、学校における伝染病予防について次のようにある。

- 第一條 學校ニ於テ特ニ預防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ
- 第一類 甲 痘瘡及假痘、實布蛭里亞、猩紅熱、發疹窒扶私  
乙 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病、
- 第二類 赤痢、虎列刺、腸窒扶斯、
- 第三類 傳染性皮膚病、傳染性眼炎、
- 第二條 第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ス前項ノ職員生徒等其傳染病治癒シタル後昇校セントスルトキハ先ツ全身浴ヲ行ヒテ衣類ヲ改メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ虞ナキコトヲ證明スルヲ要ス

第三條 第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ其病況ニ依リ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタルモノニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

ここでは学校において予防すべき伝染病として「痘瘡及假痘」があげられている。これは天然痘のことであり、これに罹患した職員生徒は登校を禁じられ、また天然痘治癒後も全身浴と衣類の交換、医師の証明が必要であるとしている。このように学校教育においても伝染病予防の徹底化が図られていた。

明治 42 年 (1909) 4 月に公布された「法律第 35 號改正種痘法」<sup>(44)</sup> には、「第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ 第二期數ヘ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ」とあり、種痘接種の時期を、第一期（出生から翌年 6 月まで）と第二期（数え歳 10 歳）の 2 回に定めている。

このように、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、再三の種痘接種の義務付けと、国民の種痘接種状況の管理によって天然痘の予防がより確実なものとなった。

以上のように、19 世紀の天然痘に関する知識は、自然発症する天然痘に罹患した者は再び天然痘を発症することはないという誤った認識から、自然発症する「天行痘」では免疫が正常に定着せず、牛痘種痘を繰り返し接種することによる「正痘」が必要である、という認識へと変化している。しかしその一方で、牛痘種痘の接種が定着するまでの人々の理解には、14 世紀や 18 世紀における「胎毒」を病因とする説や「山あげ」などの古い要素も見られる。明治 3 年 (1870) 3 月の「種痘につき小諸藩種痘所諭達」における天然痘の病因論は、胎毒と気象的因子の相乗作用によって考えられており、緒方洪庵が安政 4 年 (1857) の時点で考えていた外来性の「刺激物」によって起こるという病因論とは矛盾し、まだ統一的な見解は形成されていない。

## （2）種痘の啓蒙

弘化年間 (1844~48) に武谷祐之が著した種痘啓蒙書である『接痘瑣言』には、「種牛痘」「天行痘」という言葉が見られ、ここでは「人痘種人痘法及種牛痘法ノ効用比較」と題され、「天行痘」「種人痘」「種牛痘」の 3 つが区別されている。ここでいう「天行痘」とは自然感染の天然痘のことを指し、「種人痘」とは人痘接種による天然痘、「種牛痘」とは牛痘種痘接種による天然痘を指している<sup>(45)</sup>。『接痘瑣言』には「天行痘」「種人痘」「種牛痘」の徵候、死亡者数、危険の度合い、膿潰、時日費価、注意、救療、

崎醜、余患がそれぞれ示されており、危険度は「天行痘」は「三分ノ一ハ危険」とされ、「種人痘」が「三十人或ハ四十人ノ中危険ノモノアリ」とされ、「種牛痘」が「一人モ危険アルコトナシ」とされ、種牛痘の危険性が最も低く、有効な予防法であることが強調されている。

明治 8 年 1 月に筑摩県医齋兼病院長によって「信飛新聞」に種痘についての投稿があり<sup>(46)</sup>、次のように述べられている。

余熟其惑ヲ生スルノ因ヲ原ヌルニ他ナシ間再感スル者アルヲ以テナリ、今其惑弁解スルカ為ニ再感ノ理ヲ説了シ以テ世人ニ揭示ス、蓋シ再感ニ三種ノ別アリ、

其一 既ニ種痘スルノ人天然痘一般流行ノ時ニ方テ痘状ノ瘡ヲ發スル者間之レアリ、然モ其發スルノ後経過必ス順序ヲ追ハズ速ニ収醫シ其瘢痕ヲモ胎サズ固リ生命ノ憂ナシ、是種痘ノ後猶余毒アリ流行ノ時気ニ感シテ之ヲ發散シ尽ス者ナリ、真ノ再感ニハ非ルナリ、決シテ挂念ス可カラズ、素牛痘ヲ取テ人体ニ種ルノ故ヲ以テ或ハ比弊ナキヲ得ザルナリ、若シ之ヲ人ニ取テ人ニ種レバ則同性善感スルガ故ニ身体一般之ヲ發シ病ノ輕重固リ圖ル可カラズ、或ハ之ヲ促シメ人ヲ殺スニ至ル甚タ怖ベキナリ、是即牛痘種接ノ發明世ニ洪益アル所以ナリ、

其二 種痘既了リ更ニ天然痘ニ嬰ル者亦或ハ之アリ、是其嘗テ種痘スルノ時医ノ診決ヲ請ズ俗人謾ニ自ラ断シメ佳トナシ或ハ医ノ真偽ヲ診認スル事疎漏ニシメ鑑定ヲ誤ルニ坐スルナリ、此故ニ種痘スル者ハ医俗共ニ懇切診視シ以テ鑑ヲ誤ル事無カル可シ、此ヲ緊要ノ事件トナス、

其三 嘗テ種痘スルノ時善感ヲ得テ医俗共ニ謹慎鑑定シ以テ真痘トナスモ千百ノ人員更ニ天然痘ニ罹ル者偶之ヲ見ル、是其嘗テ種ルノ痘苗稀薄ニシテ力其毒ヲ一掃スルニ足ラズ若クハ其人ノ性所謂異性稟賦ニシテ感受ノ機能モ亦一異性ヲナスナリ、洋医或ハ曰ク年ヲ経ル久シケレバ則種痘ノ力絶テ又天然流行ノ時気ニ感ズト、未ダ孰力是ナルヲ知ラズ、此故ニータビ種痘ヲ行フノ人ト雖モ尚再三之ヲ種接シ後患ヲ預防セザル可カラズ、再三之ヲ試テ感受セス、而ル後始メテ泰然トシテ後患ノ至ルナキヲ期ス可シ、

ここでは種痘を接種した後に再び天然痘に罹患する「再感」とよばれるケースには 3 種類あるとされている。第 1 は既に種痘を接種した者が天然痘流行時に再び発症する場合で、種痘をした際に体内に残った毒が流行の気に感じて発散するもの、第 2 は種痘接種の際に医師が仮痘を真痘であると誤って判断し再感したもの、第 3 は種痘接種の際に真痘と判断さ

れたが、痘苗の不全などにより充分な効果が得られなかつたもので、この第 3 のケースは極めて稀であるとされている。ここでは正常に免疫がついた状態を「真痘」、そうでない場合を「仮痘」としている。このように、種痘を接種しても再感する場合がいくつもあり、先に述べたように再三の種痘接種が万全な天然痘予防に有効であるとされているのである。

明治 8 年（1875）11 月には、クレンケ・ハルトマン『母親の心得』の翻訳書が出され、そのうち「小兒種痘の事」<sup>(47)</sup> には次のように記されている。

初生兒にハ必種痘を施すべし母たるものハ皆この天然痘を防禦すべき種痘の功用、濫觴并に其理合ハ既ニ能く知れることなればこれを他書に譲りて爰にハ只種痘（牛痘）の施行のみを論説す

今時各國の中に種痘強促法を施行する者過半数なり或ハ學校に入り又ハ他の諸事に係りても皆必其地方の種痘濟の證書を所持せずバならざることとす種痘ハ小兒の生まれてより六ヶ月の間に施行すべし縱令遅くとも二ヶ年を過ぐべからず尤も病氣の時に種痘を行ふの害あり

種痘ハ初め牛痘をとりて人間に感染せしめ、それより次第に人々相移して天然痘の預防とせりこの法ハ英國に起りて近時各國に傳播す近頃までハ一回種痘すれば生涯天然痘に感ずる患なしとせしが豈圖らん充分種痘の済みさる小兒の天然痘に再感し且一回種痘した者の中にて十年を経或ハ十五年廿年を経て再感する者あるを實験せしより一回種痘するとも亦漸く數年を経れば天然痘に感すべきことあるを推し知りて再回の種痘を施すこととなり遂に嚴く再種痘を施行せしむる國多きに至れり、されば五年目或ハ七年目に再び種痘するを良とするなり

（中略）

種痘ハ能く感すれば四日の後には漸く焔衝して赤くなり既に五日を経れば半球形の如く高くなり又其頂上少しく瘡みて透明なる水膿を含みそれより次第に大きくなり八日に至りて全く熟し乳汁の如き青白き本膿となるなり小兒ハ解膿なるまでハ多少の苦痛を覚え寒熱を起すことあり且感じ深き性質の小兒ハ是が為に頭痛嘔吐などを苦しむものもあるなり既に十日目に至りてハ痘瘡の中央より次第に赤黒き瘡殼を生じ廿日を過ぐれば自ら脱し去るなり

此間ハ食物に心を用ひその寒熱強き時ハ乳の分量を減じ稍成長せるものにハ清潔の飲物を與へ室内、衣服并に寝床とも温かに過ぐるはなし七日或は八日の後他人に種痘するが為に膿をとらるるもの在其痘瘡の上より棉花を以て温包し衣服の為に

破傷せざるようよく防ぐべし痘瘡ハ人命をも害すべき程の危き病なるにこれを預  
防する種痘の發明ありしハ人生の幸福と言ふべし

(中略)

近世種痘ハ人より人に傳植する際に或ハ他の悪しき病をも共に傳染するといふ説  
の起りしより遂に英國政府ハ議院の決議によりて歐州各國の醫士に令し種痘の可  
否を討論せしめしに種々の論説ありしかども到底種痘を可とする者多かりき、さね  
ども種痘するにハ膿瘍を吟味せざるべからず牛痘も人より人に漸く移しゆけバ其  
性質終に鈍くなるを以て再びこれをハ膿瘍に移し更に新鮮の痘瘍をとりて傳植すべ  
し且その種瘍をとるにハ病兒ハ勿論其兒の父母も必しも悪しき病なき者に限るべ  
し天然の痘瘍を預防せバ必亦他の病を引起すことなりとの説ハ全く無稽の妄説に  
して信するには足らざるなり

これはドイツのことが記されているのであるが、初生児の生後 6 ヶ月以内の種痘接種  
を義務付けており、また学校に入学する際、あるいは他の諸事においても必ずその地方  
の種痘済みの証書を所持することを義務付けている。一度目の種痘から 10 年あるいは  
15 年、20 年後に再感する場合があるため、5 年目あるいは 7 年目に二度目の種痘接種  
を勧めている。また、天然痘を予防するために種痘をする際に他の病も伝染するという  
説は根拠のない説であると否定し、種痘の有効性を啓蒙している。

以上のように、19 世紀の種痘啓蒙書は、天然痘を予防するために種痘をする際に他の  
病も伝染するという説は根拠のない説であると否定し、種牛痘の危険性が最も低く、有  
効で安全な予防法であることを強調している。また、種痘を接種しても再感する場合が  
いくつもあり、再三の種痘接種が万全な天然痘予防に有効であるとしている。

### (3) 種痘体験者の語りから

19 世紀の法令や啓蒙書においては、牛痘種痘法が天然痘予防にとって最も有効な手段で  
あると認識されている。また、法令上は医師と区戸長、地方廳、内務省が連携して種痘  
を実施しているとされているが、ここから各地の種痘接種の実態を知ることはできない。  
種痘がどのように行われたのか、その実態として種痘経験者の記憶をあげると次のよう  
なものになる。

〔事例 1〕群馬県神流町浦川町区日名地組 (48)

大正 12 年（1923）生まれの方によれば、ホウソウの種痘は学校でした。小学校に上がってから 4 力所した。

〔事例 2〕 群馬県神流町船子地区 <sup>(49)</sup>

大正 12 年（1923）生まれの T 氏によれば、昭和の初期に船子には医者がおらず、万場の S さんという医者しかいなかつたのでそこに行って種痘を受けた。話者が庖瘡を植えたのは小学校 3 年生（8 歳）になってからで、庖瘡を植えると話者の父親が御飯（白い米）を炊いてくれた。具合いが悪くなると体を冷やしてくれたりお粥を煮てくれた。2、3 日寝ていると真っ赤になってカサブタになった。寝ていればすぐに治った。

〔事例 3〕 群馬県神流町塩沢地区 <sup>(50)</sup>

昭和 6 年（1931）生まれの K 氏によれば、万場のお医者さんで天然痘の種痘を受けた。塩沢に医療機関はない。

以上 3 つの事例から、群馬県神流町には昭和初期から戦前期には種痘所や種痘を行う専門の医療機関はなかったため、学校や万場地区の開業医に依頼して種痘を受けていたことや、種痘の接種時期は小学校低学年であったことがわかる。

高木誠一「庖瘡神のこと」には、1927 年 3 月 19 日に福島県石城郡草野村北神谷（現いわき市）で庖瘡が流行した際の、種痘所における高木の聞き書き調査の結果が載せられている <sup>(51)</sup>。ここでは、「御棚ばやし」や「モ流しの祝」と呼ばれる庖瘡安全を願った祈祷も紹介されており、「1862 年 8 月にモ流しの祝をしたのが村では最後で、それ以後は追々種痘が行われ始めて、祝をしなくなった」とあり、ここから 1927 年時点で福島県石城郡草野村北神谷では庖瘡（天然痘）の流行がまだ見られたこと、庖瘡が流行した年に種痘所において種痘接種が行われていたことがわかる。

種痘の普及により、天然痘をめぐる呪術や儀礼は不要となつたかにみえた。しかし、その後も庖瘡への呪的対処を継続して行っていた地域がある。次のような 1915 年（明治 48）と、1928 年（昭和 3）の庖瘡への対処として報告されている事例や、筆者の実地調査による事例がそれにあたる。

〔事例 4〕 静岡県小笠郡横須賀町 <sup>(52)</sup>

大正 4 年（1915）の報告では、初めて種痘をした子どものある家では、神棚の前か床の間に赤い紙を敷き、赤い煎餅菓子や赤飯を供え、花瓶には椎の木を進せて庖瘡神を祭る風がある。近来は大分廃れたが物堅い家では今も昔のしきたりを守っている。この日は御湯掛けといって種痘した小児を箕の中に入れ、蒸籠の簾をその頭に載せ、男親の日常使っている茶碗に、イグラ（もぐら）の持ち上げた土と、鼠の糞 3 粒と熱湯を入れ、その湯を箕の葉で子供にかける。湯かけをせぬと天然痘を遣ると言っている。

〔事例 5〕 静岡県沼津市大平地区字新城<sup>(53)</sup>

昭和 9 年（1944）生まれの話者によれば、自分が子どもの頃（1950 年代）に、子どもが種痘を受けるとすぐ「ホウソウがついた」と言って、種痘後子どものホウソウが軽く済んでほしいという親や家族の願いが込めて、中に餡の入った子どもの握りこぶしぐらいの大きさで、食紅でてんこに赤い印をつけたホウソウ団子をたくさん作り、家族で食べたり親戚や近所に配ったりした。孫がインフルエンザの予防接種をした際も買ってきて食べたという。

〔事例 6〕 静岡県三島市広小路町<sup>(54)</sup>

昭和 3 年（1928）生まれの S 氏によれば、種痘がついたら（じゅくじゅくしたら）小麦饅頭を母親が作ってくれて食べる。また、近所に配る。半分食べたら半分しか効かない。

〔事例 7〕 群馬県神流町浦川町区本町組<sup>(55)</sup>

昭和 2 年（1927）生まれの Y 氏と T 氏によれば、2 歳のときと学校に入る前の 2 回、4 カ所か 6 ケ所種痘してもらった。種痘を行った場所は学校と円光寺の庭であった。種痘を受けてくると、麦わらを編んで簣の子状にしたものに果物や野菜を入れ、四隅を吊つて近所の山の木にかけてホウソウが良くつくようにホウソウサマにお祈りした。

〔事例 8〕 広島県広島市<sup>(56)</sup>

昭和 3 年（1928）の報告によれば、種痘後 12 日目、棧俵の上に赤飯と大根なますとを土器に盛り供え、赤い紙の御幣を立て、一錢銅貨をそえて四つ辻へ持っていく。これが疱瘡神を機嫌よく他方においやる方便である。それと同時に、酒と塩とを混じた米の磨ぎ水の湯で、種痘した腕を洗った汚れ水を、器物に入れて携え行き、同じ四つ辻の供物の前に振りまき、振りまくや否や後ろを見ずに帰ってくる。そうして疱瘡神をよそに送ってしまえば豆大に腫れていた痘瘡が、次第にトウモロコシの黒焼きみたようにかせて来るという。

事例数は少ないが、これらの種痘体験者の語りから、次のことが指摘できる。群馬県神流町では、種痘所や種痘を受ける医療機関などの施設は整っておらず、学校や地域の開業医に依頼して種痘を受けていたこと、種痘の接種時期は小学校低学年であったことがわかる。また、昭和 2 年（1927）の時点で福島県石城郡草野村北神谷（現いわき市）では天然痘の流行がまだ見られたこと、天然痘が流行した年に種痘所において種痘接種が行われていたことがわかる。

また種痘が既に実施されていたと思われる明治 48 年（1915）や昭和 3 年（1928）の静岡県東部や群馬県・広島県では、天然痘罹病時から種痘接種時、そしてインフルエンザの

予防接種時へと、疱瘡への対処を行う時期が変化しており、また、〔事例 5〕は、種痘による免疫の定着を意識している点で、種痘普及後にその目的が変化した事例と言える。しかし疱瘡神に供物を供えて祈願する、疱瘡神を外部へ送り出す、患部を洗い流すなどの行為は種痘普及以前から変化しておらず、医学的な知識が普及しながらも、天然痘罹病時と同様の理解のもとで疱瘡への対処が継続されていた。

## 7. 結語

ここまで要点をまとめると、以下の点が指摘できる。

①元禄 1703 年（1703）から文化 2（1815）の時点で、「痘瘡」や「疱瘡」と呼ばれ、「胎毒」によって一生に一度罹病するとされたこの病は、牛痘種痘の普及が始まる弘化年間（1844～1848）頃から「天行痘」「全類痘」「正痘」「類痘」などと呼ばれるようになった。しかし、明治 3 年（1870）3 月の「種痘につき小諸藩種痘所諭達」には、嘉暦元年（1326）の『万安方』における胎内の毒による説や、元禄 16 年（1703）の『小兒必用養育草』における「山あげ」の継承が見られる。これは、「天然痘」の病因や何度も罹患する可能性についての理解が正確でないうちに、種痘の啓蒙や制度化が始まっているためであると考えられる。

②安政 4 年（1857）時点では、緒方洪庵は『病學通論』において、病気は外来性の「刺激物」によって起こると考えていた。しかし、明治 3 年（1870）3 月の「種痘につき小諸藩種痘所諭達」は、天然痘の原因を胎毒と気象的因子の相乗作用によって考えており、緒方洪庵の考えは採用されていない。したがって明治 3 年（1870）時点で嘉暦元年（1326）の『万安方』における古い考えが伝承として残っており、天然痘対処の歴史において、その理解や方法は、種痘普及と同時に一斉に切り替わるというものではなかったと言える。

③大正 4 年（1915）や昭和 3 年（1928）の静岡県東部、群馬、広島県では、疱瘡神に供物を供えて祈願する、疱瘡神を外部へ送り出す、患部を洗い流すなどの民俗が見られ、疱瘡罹病時に行われていた対処が、種痘時、インフルエンザの予防接種時にも行われている。また、疱瘡という病はリアリティを失い、インフルエンザの予防接種時に疱瘡への対処を行うようになったと考えられる。

ここでは、牛痘種痘の普及した嘉永 2 年（1849）以降の明治 3 年（1870）「種痘につき小諸藩種痘所諭達」などに、嘉暦元年（1326）の『万安方』の胎毒説や元禄 16 年（1703）香月牛山の『小兒必用養育草』の「山あげ」と同様の考え方を見られることなどから、疱瘡、痘瘡、天行痘等と呼ばれる病への理解や対処は、疱瘡流行の長い歴史の中で発生した理解

が引きずられていることが指摘出来た点と、以前から伝承されていた疱瘡罹病時の民俗は、種痘時、インフルエンザのワクチン接種時にも行われており、これらの呪法や祈願、祝いなどは医療進展後も伝承されることが指摘できた。

## 注

- (1) 『続日本紀』天平 7 年是歳条
- (2) 『朝野群載』天平 9 年 6 月典薬寮勘文
- (3) 『類聚符宣抄』天平9年6月26日太政官符
- (4) 『続日本紀』延暦 9 年是歳条
- (5) 『文德実録』仁寿 3 年 2 月是月条
- (6) 『日本紀略』延喜 15 年 10 月 11 日条
- (7) 源順『和名類聚鈔』(正宗敦夫編『和名類聚鈔』1977、風間書房)
- (8) 富士川游『日本疾病史』1969、平凡社
- (9) 前掲 (1)
- (10) 前掲 (8)
- (11) 酒井シズ『日本の医療史』1982、東京書籍
- (12) 酒井シズ『病が語る日本史』2002、講談社
- (13) 日本学士院日本科学史刊行会『明治前日本医学史』第 3 卷、1978、臨川書店
- (14) 斎藤月岑『武江年表』嘉永 3 (1850)、明治 15 (1882) (斎藤月岑著、朝倉無声校訂『武江年表』1912、国書刊行会)
- (15) 前稿「疱瘡習俗の諸相」『伝承文化研究』13 号、2015
- (16) 『指田日記』は、武藏国多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）の陰陽師、指田摂津正藤詮によって、天保 5 (1834) ～明治 4 (1871) にかけて著された日記である。（武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記上巻』2005、武蔵村山市教育委員会、武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記下巻』2006、武蔵村山市教育委員会）
- (17) 香月牛山『小兒必用養育草』元禄 16 (1703) (黒川眞道・小瀧淳校、同文館編纂局編纂、香月牛山著『日本教育文庫 衛生及遊戯篇 小兒必用養育草』1911、同文館)
- (18) 橋本静話『疱瘡禁厭秘伝集』享和 3 (1803) (雅俗の会編『中野三敏先生古稀記念資料集、雅俗文叢』2005、汲古書院)
- (19) 渡充『痘瘡養育』寛政 7 (1795)、国立国会図書館蔵

- (20) 緒方春朔『種痘必須辨』寛政 5 (1793)、沖縄県立図書館貴重資料デジタル書庫蔵
- (21) 橋本伯壽『国字断毒論』文化 7 (1810) (森嘉兵衛、谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第 7 卷飢饉、悪疫、1970、三一書房)
- (21) 弘化 3 年 (1846) 武谷澧蘭著、武谷祐之訳『接痘瑣言』写、慶應義塾大学信濃町メディアセンター富士川文庫
- (22) 日本医史学会『日本医学会医学用語辞典』WEB 版 (<http://jams.med.or.jp/dic/mdic.html>)
- (23) 国立感染症研究所 ([http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k01\\_g3/k01\\_40/k01\\_40.html](http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k01_g3/k01_40/k01_40.html))
- (24) 『長野県史 近代史料編』第 8 卷 (2) 社会衛生・防災、1987、長野県史刊行会 (『御用書留帳 藤原田村役元 明治四年』小県郡丸子町藤原田 堀内一夫氏所蔵)
- (29) 梶原性全『万安方』1326 年 (嘉暦元) (1986、科学書院)
- (25) 内閣官報局『法令全書明治 9 年』第九巻、1975、原書房、p469～470
- (26) 佐々木英光『医事法令全集』1909、中央法律學館、p125～130
- (27) 前掲 (8)
- (28) 富士川游『日本医学史』1904、裳華房
- (29) 添川正夫『日本痘苗史序説』1987、近代出版
- (30) 緒方洪庵記念財団除痘館記録資料室『緒方洪庵の「除痘館記録」を読み解く』2015、思文閣出版
- (31) 堀内素堂訳『幼幼精義』1845 年頃 (『人間形成と社会—学校・地域・職業』第 I 期学校方式の受容の諸相 第 1 卷学校方式導入以前の人間形成、2012、クレス出版)
- (32) 緒方洪庵訳『病學通論』1857、国立国会図書館デジタル資料
- (33) 『太政類典』1 編 118 卷、国立国会図書館蔵
- (34) 『太政類典』1 編 19 卷、国立国会図書館蔵
- (35) 『太政類典』1 編 81 卷、国立国会図書館蔵
- (36) 『太政類典』1 編 81 卷、国立国会図書館蔵
- (37) 『法令類纂』1 編、博愛堂、国立国会図書館デジタル資料
- (38) 前掲 (24)
- (40) 前掲 (17)
- (41) 長尾景弼編纂『官省規則全書從第六篇至第十篇』第 7 編、1874、博聞社

- (42) 前掲 (25)
- (43) 前掲 (26)
- (44) 佐々木英光『医事法令全集』1909、中央法律學館、p106～116
- (45) 武谷祐之『接痘瑣言』1844～48年（弘化年間）成立、武谷道彦氏蔵（慶應義塾大学  
信濃町メディアセンター富士川文庫）
- (46) 「明治8年1月種痘説諭につき筑摩県医齋兼病院長新聞投書」『信飛新聞復刻版』明治8  
年2月7日
- (47) クレンケ・ハルトマン著、近藤鎮三訳・出版「小兒種痘のこと」『母親の心得』上、  
1875
- (48) 話者 W 氏、1923 年 10 月 10 日生まれ、2013 年筆者調査
- (49) 話者 T 氏、1923 年 5 月 7 日生まれ、2013 年筆者調査
- (50) 話者 K 氏、1931 年生まれ、2013 年筆者調査
- (51) 高木誠一「疱瘡神のこと」『民族』第 3 卷第 5 号、1928、民族発行所
- (52) 「遠州横須賀より」『郷土研究』第 3 卷第 7 号、1915
- (53) 話者 1944 年生まれ、2012 年 10 月筆者調査
- (54) 話者 S 氏、1928 年生まれ、2013 年 3 月筆者調査
- (55) 話者 Y 氏、1927 年 2 月 10 日生まれ、T 氏、1927 年 7 月 5 日生まれ、2013 年筆者調  
査
- (56) 永井建「疱瘡神のこと」『民族』第 3 卷第 5 号、1928

## 第2章 江戸時代の疱瘡への対処

### 1. 江戸期医学書における疱瘡への理解と対処

#### (1) 先行研究における江戸期医学書の分析

江戸時代の医学書における疱瘡関連記事に対する分析は、富士川游『日本疾病史』<sup>(1)</sup> やハルトムート・オ・ローテルムンド『疱瘡神—江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究—』<sup>(2)</sup> が行っている。富士川游は宋、金、元、明、清代の痘科専書105点と、日本の痘科専書73点の収集を行い、疱瘡の名義、疫史、原因、証候、療法を整理している。現在、富士川游が収集した痘科専書は、慶應義塾大学信濃町メディアセンター北里記念医学図書館、慶應義塾大学メディアセンターデジタルコレクション富士川文庫、東京大学附属図書館富士川文庫、日本大学図書館医学部分館、京都大学附属図書館で所蔵されている。また京都大学図書館機構と慶應義塾大学メディアセンターの「富士川文庫デジタル連携プロジェクト」により電子化が進められている<sup>(3)</sup>。富士川游によって収集された痘科専書は、明代の医学書の伝来を受けて日本で著された痘科専書について、病因や症候への理解と治療法の変化について分析する上で資料的価値が認められる。

ロタモンドは『小兒必用養育草』<sup>(4)</sup>、『疱瘡禁厭秘傳集』<sup>(5)</sup>、『国字断毒論』<sup>(6)</sup>、『護痘錦囊』<sup>(7)</sup>、『疱瘡食物考』<sup>(8)</sup> を引用し、呪的予防法と治療法について若干の考察を加えている。しかしその分析は江戸時代の医師がそれらの治療法を用いるにあたって根拠としていた理解、またはその理解の変遷を分析するに至っていない。

日本における疱瘡の専門書は中国から伝來した。中国における天然痘の初出は4世紀頃の東晋代の『肘後備急方』における“比岁有病发斑疮，头面及身须臾周匝，状如火疮，皆带白浆，剧者数日必死，此恶毒之气也。”<sup>(9)</sup> で、ここで天然痘は「悪毒之氣」によって生じ、症状の激しい者は数日のうちに必ず死に至る病とされている。日本においては、平安時代の『医心方』には『病源候論』『千金方』等が引用され、鎌倉時代の『万安方』には『幼幼新書』『聖惠方』『痘疹訣』『活人書』等が、安土桃山時代の『啓迪集』には『医学正伝』『医林集要』『惠濟方』等の論説を撰集した疱瘡治病に関する書が見られる<sup>(10)</sup>。

日本で最初に疱瘡の専門書を著したのは、明の杭州の医師戴曼公 [1596–1671] からその術を受け継いだ江戸前期の医師池田嵩山（正直）[1597–1677]であった。戴曼公は、承応2年（1653）に長崎に渡来て医業を開いた後、周和岩国領主吉川氏のはからいで長州に移り、その際吉川家の家臣池田嵩山に自身の著書『痘瘡治術傳』<sup>(11)</sup> を贈りその術を伝えた。

その後、嵩山の曾孫池田瑞仙 [1734–1816] は、安永 6 年 (1777) の庖瘡流行に際して戴曼公の秘術を用いて治療を行い、顕著な効果をあげた。瑞仙は寛政 9 年 (1797) に幕府の医官となり、初の医学館痘科教授として『痘科辨要』<sup>(12)</sup>などを著した。

そのため本章では、池田嵩山以後の庖瘡に関する江戸期の医学書 33 点 (表 1) を分析対象とし、そのうち主要なものを抜粋して、当時の薬師たちの庖瘡に対する認識とその対処の変化をみていく。

## (2) 「順痘階梯」と痘の形色

『痘瘡治術傳』<sup>(13)</sup> は慶長元～延宝 5 年 (1596～1677) に戴曼公によって著され、池田家が受け継いだものである。ここで戴曼公は「順痘階梯」と称して、庖瘡の発症から治癒までの順調な流れを例示している。それは「発熱」から「痘後」までの 12 日間を「見點」3 日、「起脹」3 日、「貫膿」3 日、「収膿」3 日、に分けた以下のような階梯である。

見点 卯ノ正刻ヲ太極ト建テ面部ヲ以テ論

初日一点血ヲ見ス

二日窠粒ヲナシ血色アリ

三日午后ヨリ四日ニ至テ痘頂放テ光白

起脹 四日痘頂放テ光ヲ白クシ根暈サシ出カハル

五日頂沖水ヲ持チ紅暈シツカリトナル

六日午后ヨリ膿ヲ持紅暈収緊ニ成ナリ

灌膿 七日膿漸々膿クナルナリ

八日午后ヨリ少シ蒼蠅色ニナリ透シ見レハ黒ミアルハ是毒ナリ

九日午后ヨリ痘頂ヤニアカリ収膿ヲ催

収膿 十日痘頂タンヽヽヤニタマリ堅クナリ紅暈タンヽヽ薄クナルナリ

十一日面部ハ大方収膿シ次第ニ四肢ニカハル

十二日四肢迄収膿シカハル

以上十二日ナリ凡痘瘡中ヨリ軽キハ日期スヽミ中ヨリ重キハ日数後ル之

また「面部ト陰茎ト同時ニ見点灌膿スルハ順ナリ」や「哺乳ノ児ハ痘輕ク飲食スル児ハ難症アル者ナリ」や「発熱一日ニテ見点スルモノ大ニ重シ」など、症状の軽重を判断する基準が記されている。その他に唇舌、大便、小便、痘の色に注意して症状を診る方法が記されており、特に痘の色について「唇舌清潔滋潤ヲ吉兆トス必痘色紅活ナリ大抵唇舌ト痘色ト吻合ス」とあり、痘の色が紅色である場合は舌も清潔滋潤で順調であるとされている。

表1 江戸時代の疱瘡をめぐる医学書等一覧

No.	板行年	著者・版元	医学書等名	出典・所蔵先
1	万曆24-寛文11年（1596-1671）	戴曼公著、池田嵩山筆記、池田成美撰次	『痘疹百死形状傳』写	国立国会図書館所蔵
2	万曆24-延宝5年（1596-1677）	戴曼公著、池田嵩山・池田瑞仙筆記	『痘瘡治術傳』写（『治痘口訣』、『治痘方函』）	国立国会図書館所蔵
3	元禄16年（1703）	香月牛山	『小兒必用養育草』4、5巻	同文館編輯局編『日本教育文庫衛生及遊戲篇』同文館、1911
4	寛延3年（1750）	橋本静詮	『疱瘡禁厭秘伝集』	国立国会図書館所蔵
5	安永7年（1778）	橋南翁	『痘瘡水鏡録』1巻（『痘瘡手引き草』）	国立国会図書館所蔵
6	天明4年（1784）	平岡宗安著、加藤玄順校、大坂：吉文字屋市兵衛出版	『痘疹結要』	国立国会図書館所蔵
7	天明5年（1785）頃	吉村遍宜	『痘疹必用』写	国立国会図書館所蔵
8	寛政7年（1795）	渡充	『痘瘡養育』	国立国会図書館所蔵
9	寛政10年（1798）	志水軒朱蘭著、平安：著屋善助出版	『痘瘡心得草』	国立国会図書館所蔵
10	享和2年（1802）	黒澤松益著、東都：須原屋茂兵衛出版	『痘瘡醫筌』	国立国会図書館所蔵
11	文化3年（1806）	池田瑞仙著、東都：須原屋茂兵衛出版	『国字痘疹戒草』	国立国会図書館所蔵
12	文化3年（1806）	汪若源撰述、小幡玄二集覽、京都：楠見甚左衛門出版	『汪氏痘疹大成集覽』	国立国会図書館所蔵
13	文化6年（1809）	蘆春斎編、大坂：柳原喜兵衛他出版	『痘疹致要』	国立国会図書館所蔵
14	文化7年（1810）	橋本伯寿著、東都：松本平助出版	『翻訳断毒論』2巻	国立国会図書館所蔵
15	文化8年（1811）	橋本伯寿	『国字断毒論』	『日本庶民生活史料集成』第7巻、三一書房、1970
16	文化14年（1817）	赤松某著、宮竹尚絅編	『痘瘡夜話』	国立国会図書館所蔵
17	文政4年（1821）	池田瑞仙	『痘科辨要』10巻	国立国会図書館所蔵
18	文政7年（1824）	石塚汝上	『護痘錦囊』上・下	国立国会図書館所蔵
19	文政8年（1825）	池田瑞英	『痘科要』	国立国会図書館所蔵
20	文政8年（1825）	池田霧溪	『痘瘡養生訣』	国立国会図書館所蔵
21	文政9年（1826）	石坂宗哲	『痘麻一生一発論』	オリエント臨床文献研究所監修『臨床実践鍼灸流儀書集成』第12冊、オリエント出版社、1997
22	文政10年（1827）	池田霧溪著、若林清兵衛出版	『續痘科辨要』	国立国会図書館所蔵
23	文政13年（1830）	池田瑞英	『痘科鍵私衡』6巻（『池田痘瘡秘』）	国立国会図書館所蔵
24	天保5年（1834）	石塚汝上	『護痘須知種痘管窺』（『護痘錦囊抜萃』）	国立国会図書館所蔵
25	天保2年（1831）	池田瑞英撰、渋江抽斎抄	『護痘要法』	国立国会図書館所蔵
26	天保6年（1835）	池田霧溪	『治痘要方』	国立国会図書館所蔵
27	天保8年（1837）	米山岸田雲仙菴著、清水鍊東金・佐久間徳有鄰・杉村温士良校、江戸：須原屋源助出版	『長沙痘書』（『長沙痘書初編』）	国立国会図書館所蔵
28	天保11年（1840）	池田霧溪	『痘瘡食物考』	国立国会図書館所蔵
29	弘化2年（1845）頃	堀内素堂	『幼幼精義』	京都大学附属図書館『富士川文庫』所蔵
30	弘化3年（1846）	武谷澧蘭著、武谷祐之訳	『接痘瑣言』写	慶應義塾大学信濃町メディアセンター富士川文庫
31	嘉永2年（1849）	緒方洪庵	『除痘館記録』	緒方富雄『緒方洪庵伝』岩波書店、1942
32	安政5年（1858）	池田霧溪	『種痘辨義』	国立国会図書館所蔵
33	天保14年（1843）	池田霧溪	『治痘論』（『経験治痘論』）	国立国会図書館所蔵

・近世の疱瘡に関する医学書、育児書等のうち、筆者が確認した資料のみを記載した。

・医学書等名に関して、別称のある場合は（ ）内に記載した。

またその治療法としては、「発熱」から「痘後」までの階梯ごとに葛根、甘草、生姜、防風、山査、牛蒡など内服すべき生薬が記されており、発汗を促し便通を良くするなどの効果の他、痘の色を紅色にする効果が期待されている。

### (3) 疱瘡神祭祀と酒湯

前にもあげた香月牛山が元禄 16 年 (1703) に著した『小兒必用養育草』<sup>(14)</sup> は、中国の『保赤全書』等の医学書の引用に基づいた疱瘡への医学的な理解や治療方法に加え、元禄 16 年 (1703) 当時の日本で行われていた疱瘡への呪術的な対処についての記述も見られる。

牛山は疱瘡の病因について次のように述べている。

小兒母の胎内にある時、淫火の熱毒をうけ、又は生れ落とそのまゝ、その穢たる惡汁を飲によりて、その毒、腹の内にかくる、これを胎毒といふ、然るにいま天地の五運六氣の變にあたりて、疫癆の邪熱の氣流行して、その胎毒の氣をさそふ、故に内の熱毒、外の邪氣に催されて、此病を生ずるなり

ここでは疱瘡の病因は、胎児が母胎の中で飲んだ「胎毒」が「天地の五運六氣」や「外の邪氣」の影響を受けて生ずるものであると理解されている。また牛山は、発症後の症状の経過を熱蒸、放標、起脹、貫膿、収瘡の 5 段階に分けている。その内容は第 1 章で記した通りで、さらにその症状は、「順症」と「逆症」に分けられるとし、以下のように述べている。

かくのごとく、三日づゝにて、十五日を経て後、落瘡とて、瘡のふた落ちて愈るを、順症といひて、藥を服するにも及ばず、又夫よりも軽き症は、首尾十二日にて、かせて愈るものあり、逆なる症は、何かと、變ずる事多くして、二十餘箇日三十日あまりもかゝりて愈もあり、或は死するに至るあり

ここでは疱瘡が軽い症状で済む場合は、「貫膿」(山あげ) の段階が済んだ 12 日目で膿瘡の表面が乾いて愈えると述べている。また、疱瘡罹病患者の生死を決める時期について次のように述べている。

痘出で、一日を初として、六日九日にいたる時、かならず變ずるもの也、又十一日め十四日めにあたる時、かならず變ずるものなりと見えたり、これ死生を決定するの日限としるべし、(中略) 痘瘡重き症、虛寒に属する者は、その毒少くして、氣血不足する故に、貫膿和俗山あげといふ 成就する事なくして、かならず九日の後、變じて死する也、或は十數日をのべて死する也

ここでは、生死を決定する日限は発症から 6 日目か 9 日目あるいは 11 日目か 14 日目で

あるとされ、重い疱瘡に罹病した場合は「貫膿（山あげ）」という「成就」をすることなく死ぬと述べられている。以上の点から、「貫膿（山あげ）」は患者の生死を決める重要な段階であると認識され、この時期を無事に迎え順調に快方に向かうことが、快復に向かう目安と認識されていたといえる。

また痘の形色については、

痘の色、紅にして黄なる色を、面部にあらはす者は吉也、又紅にして白を帶、眼中精神あつて、痘必兩の臉上に三つ四つほど出て、大小ひとからず、痘の色、光澤にして、根、紅活なるものは、藥を服せずといへ共、おのづから愈る事也

(中略)

痘の形は、尖圓にして、大きに起脹の時にいたつて、大豆を見るやうにして、手にてその上をなづるに、さらゝとして、膿をいつぱいに持たるを、最上吉の痘といふとし、良い状態の痘は紅色で黄みがかったもの、あるいは紅色で白みがかったもので、両側の頬に3つから4つ程でき、起脹の段階で先が尖り大きく腫れ上がり、表面がさらさらと乾いているものであるといふ。

また、疱瘡罹病患者への対処については、次のように述べられている。

痘瘡すでに一點あらはるゝ時にいたらば、まづ一間なる所を、いかにも奇麗に掃除して、屏風をひきはまし、乳香といふ薬を、香をたくごとに、少づゝくべて、穢れ不淨をさけ、冬の月には、純帳或は神帳の類をたれて、其外には炭火を置て、寒邪をふせぐべし、夏の月は、蚊帳をたれて、蠅や蚊などの、痘瘡の上にとまる事を禁ずべきなり、屏風衣湧桁に、赤き衣類をかけ、そのちごにも、赤き衣類を著せしめ、看病人も、みな赤き衣類を著るべし、痘の色は、赤きを好とする故なるべし、すべてその間に、穢れたる臭を忌むべし、毎朝汐水をそゝぎ、注連縄をひきて、不淨をさくべきなり、といい、患者に発疹が見られた際の患者の居所のしつらえ方について、①屏風や純帳、神帳で仕切り患者を隔離すること、②香を焚く、塩水を注ぐ、注連縄を張るなどして、不淨や穢れを避けること、③寒さや蠅・蚊から患者を守ること、④赤い色の衣類を用いることといった事項があげられている。この赤い色については、痘の色は赤色が良いとされるためであると説明されている。また、「其家、痘を煩ふ者あれば、神の棚とて、新たにこしらへ、御酒供物をそなえへ祭る事なり」とあり、患者の家に神棚を新しく作り神酒や供物をそなえまつる、といった祈願の方法が説明されている。

また、「收齧」の時期の「酒湯」という対処について牛山は次のように述べている。

わが日本の風俗にて、痘瘡収齧て、いまだ痂おちざる前に、米泔に酒少ばかりを如へ、或は鼠の糞二つばかり入て、沸湯となして、その湯にて痘を洗ひ沐浴すれば、痘よくかせて、病者こゝろよきにいたるなり、これを酒湯といふ、酒湯をかけて後、その病者の居所を掃除し、痘の神の棚なども仕舞て、親族打よりて祝ふ事、これ俗禮なり、あまねく中花の書を見るに、米泔水にて洗ふ事を見ず

(中略)

本邦にては、収齧の後、米泔水にて浴せざれば、痘瘡膿かへりて惡しき事多し、湯の掛時に、はやしおそしあり、たやすき痘瘡は、十一日十日ぶりにいたりて、頭面胸腹かせたる時を見合、手巾を湯にひたししぶりて、痘の上を押つけて、温たるがよきなり、和俗これを一番湯といふ、中一日ありて、二番湯を掛けし、其時は盥のうちに入れて洗ふべきなり、何ほど軽き痘瘡なり共、久しく洗ふ事なけれ、虛弱なる小兒、或は痘瘡多く出たる者は、一番湯は、まづ祝儀ばかりに掛けしめて、二番湯の時、とくと洗ふべきなり、痘の後は元氣虚し、皮膚うずき事なれば、行水する事久しければ、元氣つかれ、或は風をひきやすく、變じて惡症となるものなり、湯を掛けるの前に、上手の醫師功者の人に相談して、よき時分を見あはせて、湯をなすべきなり

ここでは「収齧」の時期に、米泔に酒と鼠の糞を入れて沸騰させ患部を洗うことで、患部を順調に乾燥させ快方へ向かわせる「酒湯」という方法が記されている。また発症から10日前後に行う酒湯を「一番湯」、「二番湯」と呼び、「一番湯」は祝儀として掛け湯程度、あるいは布を湿らせて押し付け温める程度で、「二番湯」は盥に患者を入れて良く洗うよう記されている。酒湯をすることで患者が風邪を引きかえって症状が重くなる場合もあるため、酒湯を行う時期は医師と相談するべきであるとしている。

また、あらかじめ痘瘡の毒を解するための方法として「雄鼠を生ながらとらへて殺し、手足の肉をとりて煮、又は焼て用べし」や「十二月八日に兎をとりて、午の時をうかゞつて刺て、血を取て、蕎麦麪に和し、雄黃少ばかり加へ、乾をまつて、菉豆の大きさに丸じて、小兒の年の數に應じて用るなり」や「苦棟子をとりて、多少にかゝはらず煎湯にして、小兒に浴すれば、痘瘡をうれへず、たとひうれふれども、數すくなく出て、軽きなりと見えたり、苦棟子は、和俗いふ所のせんだんの木の實の事なり」などの方法をあげている。この他にも房事や不淨を忌むよう記されており、また食物禁忌については魚類・豆腐・茶・酒・餅などがあげられている。

以上のように、元禄16年(1703)の時点では、医学的な対処と並行して神への祈願や酒

湯などの呪術的な対処も行われていたのである。

寛延3年（1750）の『疱瘡禁厭秘傳集』<sup>(15)</sup>は、江戸時代中期の談義本作家であった静観房好阿が諸々の書から収集した疱瘡をめぐる呪術を書き記したものである。ここには疱瘡を事前に予防する方法や疱瘡罹病時に軽症で済む方法の他、疱瘡除の神符を出している社寺をあげている。表2は、『疱瘡禁厭秘傳集』に収録されている疱瘡への呪的対処とその時期を表したものである。ここでは、疱瘡への呪的対処として定期的な対処と臨時的な対処が見られる。定期的な対処は、正月を中心とする年中行事として行われるもので、臨時的な対処は疱瘡流行時に疱瘡を予防する方法と疱瘡罹病時に対処する方法がある。また、疱瘡罹病時の対処は症状の段階に応じて異なる対処を行っていることがわかる。寛延3年（1750）の時点で、年初の疱瘡神の棚作りの方法が見られる。また、「胎毒を解す」方法などが含まれているため、中国の医学書由来の生薬による治療方法と、それとは全く異なる呪術的な対処が混在している。

安永7年（1778）橘南谿『痘瘡水鏡録』<sup>(16)</sup>は、『小兒必用養育草』の5段階の症状をさらに細かく分けており、『小兒必用養育草』との名称の相違や、名称と症状の組み合わせの相違が見られる。

第一階初日二日三日是ヲ序熱ト云俗ニ云ホトホリ

第二階四日五日此時ヲ見點ト云俗ニモノバナ見ユルト云

第三階五日六日此時ヲ出齋と云俗ニ出ソロイト云

第四階六日七日此時ヲ起脹ト云俗ニ云山アゲ也

第五階七日八日此時ヲ行漿ト云俗ニ水モリト云

第六階九日十日此時ヲ灌膿ト云俗ニ膿モリト云

第七階十一日十二日此時ヲ収靨ト云又結痂トモ云俗ニカセルト云

第八階十三日十四日此時ヲ落痂ト云俗ニフタ作ルト云

第九階十五日ニテ痘ノコトハ終ルナリ

疱瘡に罹病してからの経過を序熱（ホトホリ）、見點（モノバナ見ユル）、出齋（出ソロイ）、起脹（山アゲ）、行漿（水モリ）、灌膿（膿モリ）、収靨または結痂（カセル）、落痂（フタ作ル）の8段階に「痘ノコトハ終ル」段階を加えて9段階に分け、15日で治癒すると述べ、病状の階梯が細分化されている。

表2 『疱瘡禁厭秘傳集』における疱瘡への呪術とその時期

No.	呪術の名称	時期	方法	効果
1	樋口理兵衛伝	疱瘡せざる児女 毎歳五月五日午の刻	薬を新しき茶碗に入、よくよく摺、白密にてぬり新しき筆を以て小児にぬる (中略) 薬の余りたるは、右の磁盒と筆と共に流川にながし捨	疱瘡甚かろし
2	小田氏家伝	疱瘡仕廻候迄	馬の沓新らしきを、男子は左リ、女子は右の足にはかせ、鼻緒の余りを、其家より五町程へだてし川へ流し、右の沓は雨露かゝらざる所へかけ置	何やうの疱瘡にてもさはりなく
		疱瘡いへて後	沓は五尺程地を掘、埋	
3	神仙秘決	正月元日の夜	父にても母にても一人にて、件のせんだんの実を一二升煎じ、小児の遍身上下あまねく残る所なく洗浴	疱瘡の憂なき
4	高野淨念家伝	—	鶴子一箇、其子の姓名を書付、其家の門の入口真中へ埋め置	つゝがなく疱瘡する
5	疱瘡はしか共にまぬがるゝ方	甲子の日 天しや日	紫石英、朱、大黄、紫艸根、右四味細末して磁器に入、清浄なる水にてとき (中略) 小児の眉の間にぬる	—
6	稀豆神方	ほうそう世上にはやる時	金銀花すいかづらの花の事也右一味粉にして水飴に和て、小児にあたへ服せしむ	—
7	向井氏伝	大晦日の夜	はもと云魚、大なるは一ツ、小ならば二ッ三ッ煎じて、小児を洗浴す	あらはざる所、必ず痘瘡出る
8	疱瘡伝染ざる法	疱瘡流行時	桃の枝、柳の枝、紅花、桑の枝、糸瓜、右五種を煎じ、つねに浴する如く、遍身残る所なく洗ふ	疱瘡伝染ざる
9	稀痘方	寒三十日が間	赤小豆、黒大豆、菉豆、甘艸、右四味の粉薬を、竹の筒の上皮をけづり、跡さきに節をこめ、右の薬を入たる方の穴を杉の木にてかたくつめ、少もすきまなきやうにして、其上を黄蟻にてふうじ、縄にて繋ぎ、雪隠の中に入置	痘疹軽かる
		三十日過て～十二日が間	取り出し、筒を清く洗ひ風にあて、一両日置て竹を破り、薬を取り出し、薬目一両に梅の花びら三匁入、成長の児には一匁、小児には五分、霜に逢たる糸瓜の蔓を煎じ、其湯にて多く用ゆ (中略) 精進けつさいすべし	
10	三豆飲	疱瘡はやる時	黒大豆、菉豆、甘草、右四味一所に煮て、黒大豆の能々煮熟したる時、右の煮たる汁ともに小児にあたへ服せしむ	胎毒を解し、痘疹の疾を防
11	予防疱瘡良方	節分の日	鶴卵一ツ小さき穴を開き、細き蚯蚓一ツを入れ穴を能々封じ、飯の上に置て煮熟せしめ取出し、蚯蚓を捨て鶴卵を食せしむ	—
12	疱瘡厭勝奇術	—	其小児の生れたる年の暦を用ひ、其子誕生日ある所を切ぬき、捻りて燈火にて焼、小児に服せしむ	—
		正月	喰摘にかざりし野老を、七家に求て常のごとく煎じ、小児を洗浴すべし	極て軽し
13	疱瘡の溜を治す良方	疱瘡の溜を治す	鶴卵の白計を鳥の羽にて塗る	何程深き穴も癒あがり治する
14	疱瘡あとつかざる秘方	起脹て後	家鴨の卵を白ばかり取て、顔の内にぬる	跡なくして愈る
15	疱瘡目に入たる治方	疱瘡目に入たる	鮑熨斗を黒焼にし、竹の切かぶに溜りたる水にてぬり、目にさす	愈る
16	痘疹の良方	初病より	牛房子、川芎、葛粉、右三味各極細末として (中略) 用ゆ	いかよふの惡症にてもつゝがなし
17	疱瘡妙方	起脹ざる	金箔、寒紅、耳の垢、右の三味 (中略) 二粒用ゆべし。用ゆる時、其小児の膿の緒を水にてふり出し、其水にて用ゆ	忽やまあげ、こゝろよくなる
18	疱瘡あしき所へ出さぬ妙方	—	熊胆、橙、右の二味、井花水にてぬり、顔の内、咽をはじめ、禁穴に塗る	塗たる所へは出る事なし
19	疱瘡出かめるを出す法	疱瘡出かめる	松茸を陰干しにして、一寸に切て三本、水を茶碗に入る事一盃半、常に薬を煎するごとくして、少づゝ用ゆ	疱瘡出かめるをだす
20	疱瘡除解毒湯	疱瘡流行時	唐大黄、黃芩、甘草、右三味粉にして、絹に包み、熱湯にひたし、ふり出シ、五度も七度も用ゆ	胎毒を解す
21	痘疹除の薬湯	—	梨の枝、梅の枝、赤小豆、鼠の糞、右四色を米泔にひたし、煎じて小児を洗ふ	痘疹除
22	摩背法	疱瘡世間に流行時 少し熱氣て、疱瘡なるべしと思ふ時	父母或は乳母の手に香油をぬり、小児の背中を摩べし	胎毒を解す
23	稀痘神方	疱瘡はやる時	粉艸、右火の上をまろばしあぶりて粉にし、毎日食後、湯にて服さしむ	胎毒を解し、疱瘡出ル事すくなし

24	疱瘡令不入眼方	—	白芥子を常のごとくぬりて、足心に銭の大サに塗べし	熱毒を下さげ、疱瘡眼中に入ル事なし
25		—	乾脂脂をときて、目の上下に塗置べし	目に入ル事なし
26	疱瘡目に入たるを治方	疱瘡しかと愈て快氣したる時	兎の粉を細末し、上々の挽茶と等分に合て、水にて度々用べし	目見へかぬるも、かならず愈る
27	疱瘡痒みある時用方	疱瘡しきりに痒くして難義なる時	荊芥、蒼朮、等分にして焼く	痒がり止ものなり
28	南一安口伝	—	八十八歳を越たると益ごとをさすべし	必ずかろし
29	異人の伝	毎月十三日	魚屋にある鰻を買取、放生池にはなつべし	かならずしるしあり
30	伊藤半右衛門伝	—	鶏卵一箇、かしらの方に少き穴を開て、小児の生年の干支と、何性と云事を、かくのごとく紙に細く書て、紙捻とし、玉子の穴へさし込、堅に穴を上へなして、家の道入口の土中へ、深サ壳尺程に、茶碗をふたとして埋むべし	疱瘡をまぬがる
31	疱瘡不淨除の方	疱瘡病の許へ外より他人の来し跡	胡荽子を酒に摺たて、茶せんにして小児の床の辺、座敷の内、普くふりかけてよし	他所より来る人の汚穢に染事なし
32	疱瘡除神授秘伝	毎歳大晦日	榎の薪を、或は五本、又は七本か九本、時の有無に従ひ、何れも半の数を用ひ、縄にて編つらねて棚とし、歲徳神の棚のかたはらにつりて、尋常の疱瘡神の棚のごとく、赤色の弊を立て、神酒を備へ、清淨に火を改、里芋を三ツ煮て供物に備へ、元日早朝に此棚を取て川へ流すべし	其家の小児、疱瘡軽く

・出典：寛延3年（1750）静観房好阿『疱瘡禁厭秘傳集』東京国立博物館所蔵、（雅俗の会編、中野三敏先生古稀記念資料集『雅俗文叢』汲古書院、2005）

・表中の表記は原文ママとした。

ただし、寛政 7 年（1795）に渡充によって著された『痘瘡養育』<sup>(17)</sup>の「疱瘡十五日期日察之圖」では、症状は 5 階梯で、9 段階区分にはなっていない。しかし、疱瘡罹病から 15 日間の症状経過を示すことで治癒までの目安を示すとともに、各経過段階に合わせた対処を示している（図 1）。

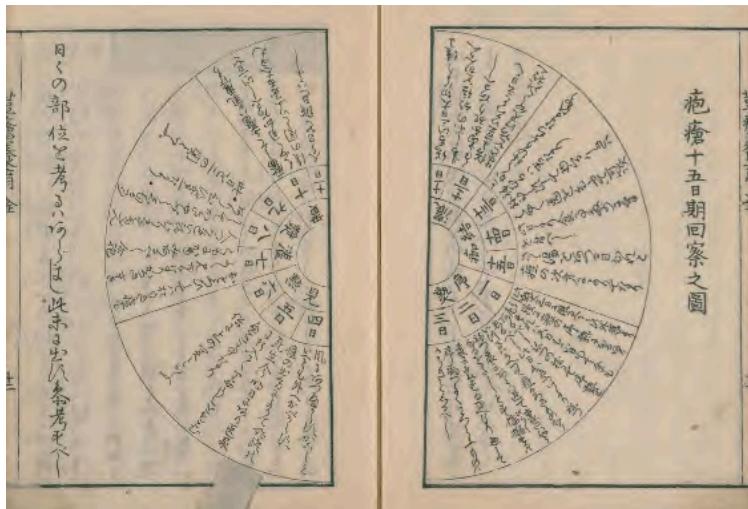


図 1 「疱瘡十五日期日察之圖」（渡充『痘瘡養育』（1795）国会図書館デジタル）

その段階的な対処とは、「見點して（中略）疱瘡神を祭るハ穢汚不浄を避るためなり痘児の居間ハ潔くすべし」や「重き痘にても十五日の日期を過せハ痘の毒に死するものなし故に十五日にして神を送るへし」といった、罹病から 4 日目に疱瘡神を祭り、15 日経った治癒時に疱瘡神を送るという対処などである。また、「痘ハものにあやかりやすきゆへ、紅絹を屏風などにかけて出ものをして紅活ならしめんがためなり」として、疱瘡には赤い色が効くとされていて呪的な対応が目立っている。

寛政 7 年（1795）に、緒方春朔により『種痘必須辨』が著された。これは日本における最初の種痘書である<sup>(18)</sup>。この頃から種痘法の普及が徐々に始まって行く。

しかし、既に種痘が伝来していた寛政 10 年（1798）の志水軒朱蘭著『疱瘡心得草』<sup>(19)</sup>には「疱瘡紙祭る圖」が描かれ、疱瘡神を祭り疱瘡治癒を祈願するという呪的な対処が継続して行われていたことがわかる（図 2）。

文化 3 年（1806）の池田独美による『國字痘疹戒草』<sup>(20)</sup>には、「種痘の法」や「痘を植うつすことをいひ」という文が見られるが、具体的に種痘の方法に関して説明はされておらず、「痘神を祭る」方法や「酒湯」といった呪術的対処が多くを占めている。

また、文政 7 年（1824）石塚汝上『護痘錦囊』<sup>(21)</sup>には酒湯の図が描かれ（図 3）、

酒湯の式ハ志かるべき座敷の中央に毛氈をしき痘者毛氈の真中に座掛りの者質の盥へあづき鼠の糞酒と湯を合せたるを入れ持出痘者の左リの後の方へ置今一人ハ狭俵を三寶へのせ持いで痘者の右の後の方よりかざす又一人ハくまざさをほうそうじんのひたりの後の方より盥の酒湯を志めしよく水をきり灌かくるまねをするを三度にして終る



図2 「庖瘡紙祭る圖」

(志水軒朱蘭著『庖瘡心得草』国会図書館デジタル)

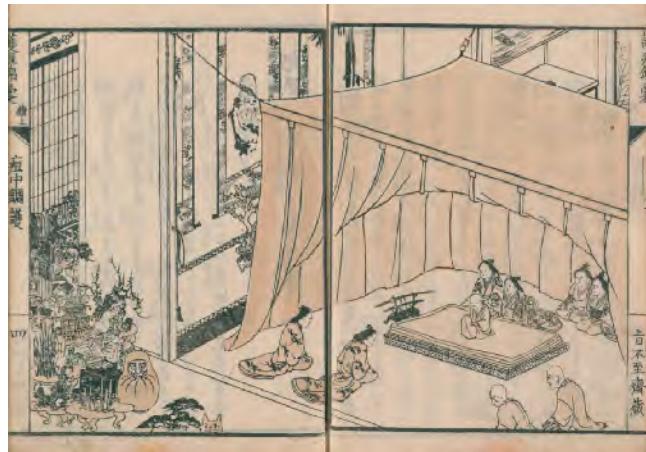


図3 酒湯の図

(石塚汝上『護痘錦囊』国会図書館デジタル)

とあり、酒湯は中央に座る痘者（疱瘡に罹病した小児）と痘者の左に狭俵を痘者の頭上にかざす者が1名、痘者の右に酒湯をかける者1名で行われており、図3からは、3人以外にも10名程がこの儀式に参加していると考えられる。酒湯の式では、3度同じことが繰り返される点などから、儀礼的な要素が強くうかがえる。また「狭俵」や「盥」「あづき鼠の糞酒と湯」などはこの儀式に必要な呪物として考えられている。

#### （4）「胎毒説」の否定と「一生一発論」

橋本伯寿は江戸後期の甲斐国市川（山梨県甲府市の南方）の医者で、長崎に遊学し蘭学を学び隔離法による伝染病の予防対策を提唱した。文化6年（1809）に『断毒論』及び『翻訳断毒論』を板行し、文化11年（1814）に『断毒論』を再版および『国字断毒論』を板行し、疱瘡の伝染説を提唱した。しかし、寛政3年（1791）設立された医学館において寛政9年（1797）に痘科教授に就任した池田瑞仙の説を批判したことから『断毒論』の板木を押収されており<sup>(22)</sup>、疱瘡の原因論は、権力が関与する争いがあったことがわかる。原因論は

それ程重大なことであったのであるが、『国字断毒論』<sup>(23)</sup>において伯寿は次のように述べている。

其病人にちか寄、其にはひを嗅、其衣類、玩物、食物等にふれざれば生界のがれやすき病なれば、其年の気候のみだれにてはやる無形の邪氣とは格別にて、傳染してのみ病といふ事を人ごとに能々辨給ふべきなり。（中略）世の中にそれとはしらず一生に一度の厄をはろふとて、此病の傳染するを悦ねがふは何事ぞや。土地の俗習にてことごと敷、神棚をかざり絹布を引はへたがひに贈もののつひえいはんかたなくおびたゝし。（中略）唐山の醫流も此病の陰陽渾亂の毒氣を異國より傳來て、人間に絶えざるをしらず、胎毒の偽説を千古不易と心得て、東晉のいにしへより今にいたる千四百七十餘年の間、其年氣運の時疫にて人の一生に一度かならずまぬかれがたき病なりと、數多の醫書にしるせしは何事ぞや、笑べきの甚しきなり。（中略）胎毒といふ説は然るべきやうに聞れども反て病の源をあきらかにせざる證據なり。其理いかんとなればおよそ人は天地萬物の長にして至て神靈なるものなり。其神靈なるは何ゆゑなれば天地萬物に感通故なり。其貫通するは何ゆゑなれば天地萬物の氣を身中に兼備る故に是と感通なり。（中略）しかれども其感應する所、人ことに濃淡、厚薄、有無の差別あり。（中略）痘瘡麻疹は人ごとに病ものなれどもまれに病ざるものゝあるは、其身中に病べき毒氣のなきゆゑなり。身中に其毒氣ある人は焰硝に火のうつるが如し、是を有毒の人といふ。病をうくるに重き軽き人ごとにおなじからざるは、かの五音の調子の濃淡、厚薄にかはる事なく身中天稟毒氣の濃淡、厚薄あるによつてなり。

伯寿はこのように胎毒説を否定している。そして痘瘡の原因を人は「天地萬物の氣を身中に兼備る」ことで「天地萬物に感通」しており、そのため「毒氣」が身中にある者は痘瘡になると説明している。さらに「一たび病ば天稟の毒氣おのづから尽て生涯二度病ざるなり」と痘瘡を一度病むと二度病むことはないと述べている。さらに伯寿は以下において痘瘡を伝染しやすい病であると指摘している。

痘瘡は元來傳染しやすい病にて一度毒氣に香觸ても必病やまひなれば、痘神を祭やう賑しく相互に往來しげしげなればおのづから其家々の小兒の出入もしげく、其處彼處にて痘毒に香觸ゆへに數多の小兒一時に病いだし、忽毒氣さかんに蔓延、流行の勢かならず速なり

痘瘡は「毒氣」に触れることで伝染する病であると説明し、そのため「痘神」の祭に際して患者の家に盛んに出入りすることが痘瘡の蔓延、流行の原因になっているという。また、

その疱瘡の伝染には以下の 3 つがあるとしている。

第一は痘瘡病に近よりて熱氣鼻に入ときは、假令其臭はしらずとも必毒氣に香觸なり。

第二は痘瘡病の玩物すべて病中寝處に在し物を手に觸ても傳染す。第三は痘瘡家の食物にて傳染す。

伝染経路についての説明で、①患者の「熱氣」が鼻から入ることで「毒氣」に「香觸」こと、②患者と接触した物体に触れること、③患者周辺にある食物を食べること、この 3 つであると述べられている。ここでは現代医学で言う所の飛沫感染と接触感染について指摘されていると考えられるが、伝染の媒体を「毒氣」という語で表し、この「毒氣」を断つ「断毒」の方法については、

祝の品、食物など何によらず痘瘡全快の後までは贈るゝ事を緊くことはるべし。若贈ものあらば忽々水に流べし。痘瘡家にても贈遣は甚しき惡事なり。其贈ものにて傳染して死ぬるときは人を殺にあたればなり。（中略）軽き痘瘡病の家へ其兒をつれゆきて撫させなどするものあり。然火に近づくるよりも危し。（中略）痘瘡流行の時は祭祀、劇場觀場すべて人衆あつまる所へ行て香觸ざるやうに遠慮すべし。（中略）痘瘡を避土地にては若過て香觸し者あれば忽々里をはなれたる處に小屋を造、病中の雜具を調、介抱薬用の事は以前痘瘡を病し人を庸、日數たち痴も脱一度湯に入て後家に歸なり。

とし、痘瘡の全快を祝うための贈答や患者との接近・接触、痘瘡流行時は人ごみを避けること、また避土地に患者を隔離するといった方法を提唱し、医学的な流行防止としては適切な方法を示している。

文政 9 年（1826）石坂宗哲『痘麻一生一発論』<sup>(24)</sup> では、疱瘡の「一生一発論」について次のように説明している。

蓋シ痘麻俱ニ是レ一生一發ノ之病ヒ。若シ曰ニハ胎毒慾火穢血食毒之類コト奚ヲ以有ニ一生止一發之理ニ耶。（中略）父母交合ノ際男精一點所ノ輸ル於子宮ニモナリ者也。（中略）夫レ父母ノ精神融合之際。父ノ徳ヲ為レ水。母ノ徳ヲ為レ血。水血渾合ダ而ダ後ニ為レル物ト。故ニ經ニ曰ク。徳流シキ氣薄セマツテ而ダ生ル者ナリ也。物有ニ生氣ニ。有ニ查滓ニ。故ニ人其ノ水血ノ之查滓。終ニ不レ得レ不レ發セ之ヲ於軀形ノ表ニ。其ノ發スル之ヤ也。則チ父ノ之精ヲ為レ麻。母ノ之精ヲ為レ痘。（中略）夫麻ノ之發スルヤ也水。故ニ不スメ貫膿セ而ダ没ス。痘ノ之發スルヤ也血。故ニ貫膿ダ而ダ後ニ結フ。是ヲ以テ人必ス不レ得レ不レルフヲ患ニヒ此二病ニ。而ダ亦タ必ス不レ得ニ再ヒ患ニレヘルコト此ヲ也。至ニテハ其ノ言ニ痘前ニ麻スルモノハ者痘後ニ復タ麻ニスト者。千古ノ癡言。萬無ノ之理也。

ここでは「痘」と「麻」の二病は、ともに「一生一発」の病であるとされている。「痘」が疱瘡を指し、「麻」が麻疹を指す言葉であるか定かではないが、「一生一発」とする理由については、父母が交わる際に男精は少し子宮を破るため、その融合では父の徳は水となり、母の徳は血となる。この水と血が渾合し両者の徳が流れることで気が薄まって物が生まれる。物には「生氣」と「查滓」がある。それ故に水血の「查滓」が身体の表面に発することは避けられない。父の精により発するのが「麻」で、母の精により発するのが「痘」である。「麻」は水を原因とするため貫膿せずに消滅するが、「痘」は血を原因とするため貫膿してから結痂する。これをもって、人は必ずこの二病を患うことになる。また再びこれを患うことは無い。「痘」罹病前に「麻」に罹病するものは、「痘」治癒後また「麻」に罹病すると言うのは、千古の痴言であり万無の道理である、といい①父の精「水」と母の精「血」が混合する際に発生する「查滓」が、胎児の身体の表面に発し「麻」と「痘」を発病させる、②「麻」は父の精を要因とし、「痘」は母の精を要因とする、③「麻」は水を要因とするため貫膿（症状の盛りを過ぎること）をせずに消滅するが、「痘」は血を原因とするため貫膿してから結痂（患部の表面が乾いた状態）する、④「麻」と「痘」は必ず一生に一度罹患し、一度罹患した者が再度罹患することはないことを主張している。

弘化2年（1845）頃に米沢藩侍医堀内素堂によって著された『幼幼精義』<sup>(25)</sup>には「非以霧氣傳之以親觸其毒、而傳之、而其觸也、或直觸痘兒、或觸其毒所染百物亦傳」とあり、ここでは、疱瘡の感染は「霧氣」ではなく直接その毒に触れることで引き起こされるとされていて、病原の拡散が流行に繋がるという考え方方が広がっているのがうかがえる。

#### （5）種痘の普及

弘化3年（1846）武谷澧蘭著、武谷祐之訳『接痘瑣言』<sup>(26)</sup>には、「種牛痘」「天行痘」という言葉が見られ、ここでは「人痘種人痘法及種牛痘法ノ効用比較」と題して「天行痘」「種人痘」「種牛痘」の3つが区別されている。ここでいう「天行痘」とは自然感染の天然痘のことを指し、「種人痘」とは人痘接種による天然痘、「種牛痘」とは牛痘種痘接種による天然痘を指している<sup>(27)</sup>。『接痘瑣言』には「天行痘」「種人痘」「種牛痘」の徵候、死亡者数、危険の度合い、膿潰、時日費価、注意、救療、畸醜、余患がそれぞれ示されており、危険度は「天行痘」が「三分ノ一ハ危険」とされ、「種人痘」が「三十人或ハ四十人ノ中危険ノモノアリ」とされ、「種牛痘」が「一人モ危険アルコトナシ」とされており、種牛痘の危険性が最も低く、有効な予防法であることを強調している（図4）。

図4 天行痘、種人痘、種牛痘

(武谷澧蘭著、武谷祐之訳『接痘瑣言』慶應義塾大学信濃町メディアセンター)

#### (6) 江戸期医学書の疱瘡理解の要点

以上にあげてきた江戸時代の医学書における疱瘡への理解については、以下のことが要点となろう。

①慶長元～延宝5年（1596～1677）『痘瘡治術傳』で戴曼公によって中国から伝えられた胎毒論と順痘階梯は、元禄16年（1703）の『小兒必用養育草』にも見られ、江戸の医師たちの間に定着したと考えられる。この胎毒論は、医学上は文化11年（1814）に『断毒論』で否定され、疱瘡の感染性が提唱されることで隔離の実施へとその対処の方法が変化している。

②文化11年（1814）の『断毒論』以降、疱瘡罹病のメカニズムが徐々に明らかになり、寛政7年（1795）『種痘必須辨』以降、種痘法の普及が開始された後も寛政10年（1798）の『疱瘡心得草』や文化3年（1806）『國字痘疹戒草』には疱瘡神祭祀や酒湯といった疱瘡治療祈願ための呪的な対処が引き続き見られ、江戸時代の疱瘡への対処には、科学的な対処と呪的な対処が併存していた。

③江戸時代の医学書には、中国の順痘階梯には見られない発症から6日目か9日目あるいは11日目か14日目の生死を決定する日限である「貫膿（山あげ）」の強調が見られる。「貫膿（山あげ）」を迎えることを重要視し、快方への目安としている。

## 2. 江戸時代の日記における疱瘡への対処

武蔵国樋田村（現八王子市東浅川町）の『石川日記』<sup>(28)</sup>（1720～）、武蔵国中藤村（現東京都武蔵村山市）の『指田日記』<sup>(29)</sup>（1834～1871）、伊勢国の桑名藩（現三重県桑名市）の『桑名日記』<sup>(30)</sup>（1839～1848）などの日記には、疱瘡に関連した記事が見られる。ここではこれらの日記にみられる疱瘡への対処法をみていく。

### （1）疱瘡流行と種痘の記録

『石川日記』には享保 5 年（1720）の記事に「七月五日晴天 同山小沢 ほうそうにて新太郎死 休 団右衛門不仕合」や「七日晴天 同山 休 此年村中ほうそうはやる」と見え、享保 5 年（1720）の時点で武蔵国樋田村では疱瘡流行と疱瘡による死者が確認できる。また、享保 8 年（1724）の記事に「正月廿三日晴天 大風 此日ほうそうゆかけ」、享保 11 年（1726）の記事に「五月三日雨天 此年正月ノ頃より五六月迄 村中ほうそうはやる」、享保 17 年（1732）の記事に「十二月廿五日晴天 幷次郎助ほうそうの初病ニ而死」、享保 21 年（1736）の記事に「八月廿八日雨天 正学院様ほうそう棚ニ御出 内ニ居ヶ月代」とあることから、享保 8 年（1724）から享保 21 年（1736）の 18 世紀前半に、疱瘡をめぐる対処として「ゆかけ」や「ほうそう棚」などが行われていたことがわかる。

『指田日記』は、武蔵国多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）の陰陽師、指田摂津正藤詮によって天保 5～明治 4 年（1834～1871）に書き続けられた日記である。ここから中藤村における疱瘡罹病者と死亡者の数や、疱瘡罹病時の対処などについて分析していく。表 3 は『指田日記』における疱瘡罹病者と疱瘡罹病を原因とする死亡者の人数の推移を表している。表には疱瘡に自然に罹病したという記述だけでなく、意図して種痘により罹病、あるいは死亡したとされる記述も含めた数値をあげ、種痘による場合はその旨を括弧内に示した。罹病者と死亡者の人数の不一致は、記述の有無によるものである。この数値から、本日記の記録が開始された翌年の天保 6 年（1835）から記録が終了する前年の明治 3 年（1870）にかけてほぼ毎年疱瘡に罹病する者が発生していることがわかる。そのうち罹病者と死亡者共に 10 名以上となった年は天保 11 年（1840）の罹病 12 名・死亡 18 名と、天保 14 年（1843）の罹病 10 名・死亡 10 名である。前述したように死亡者の年齢はすべて 2 歳から 17 歳の者で、中でも 2 歳の小児の死亡の記録が目立つことから、疱瘡は乳幼児の罹りやすい病であったこと、短期間に多数の乳幼児が死亡していることがわかる。

表3『指田日記』における疱瘡罹病者と死亡者の推移

和暦（西暦）（年）	罹病者（名）	死亡者（名）
天保6（1835）	7	4
天保7（1836）	4	9
天保9（1838）	3	2（内1名は種痘接種後死亡）
天保10（1839）	1	0
天保11（1840）	12	18
天保12（1841）	0	1
天保14（1843）	10	10
天保15（1844）	2	0
弘化2（1845）	10	5
弘化3（1846）	1	0
弘化4（1847）	7	1
弘化5（1848）	9	2
嘉永2（1849）	1	0
嘉永3（1850）	6（内1名は種痘により罹病）	5
嘉永5（1852）	7（内3名は種痘により罹病）	2
嘉永6（1853）	2	0
安政2（1855）	3	0
安政3（1856）	16	7
安政4（1857）	1	0
安政5（1858）	1	0
安政6（1859）	3	0
文久元（1861）	7（内3名は種痘により罹病）	0
文久2（1862）	3	0
文久3（1863）	1	0
元治元（1864）	4	5
元治2（1865）	4	0
明治2（1869）	1	0
明治3（1870）	2（内1名は種痘により罹病）	0

・出典：武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記』上下巻、武蔵村山市教育委員会、2005～2006

『指田日記』の記録では、天保 9 年（1838）に最初の種痘の記録が見られる。「水戸屋（萩の尾奥住姓）小児、種痘の疱瘡にて死す」と記録されており、この種痘は失敗に終わっている。この日記を書いた藤詮が住む中藤村における最初の種痘は、嘉永 5 年（1852）に「中藤谷ッ小児（名主源藏娘）・田口氏小児（惣右衛門作の福太郎）牛種痘、此の辺牛痘種痘の最初也」という記録が見られることから、嘉永 5 年（1852）に中藤村の 2 名の小児が牛痘種痘法を受けたことが始まりであったと読み取れる。嘉永 3 年（1850）の「伊之助小児、木下川に行きて種痘をせしむ」という記録や、文久元年（1861）の「昌蔵・保十郎、種痘に付、羽村に行く」や、明治 3 年（1870）の「萩ノ尾の按摩を、拝島村に種痘のために行かしむ」などの記録から、種痘は木下川（現東京都墨田区東墨田）や羽村（現東京都羽村市）、拝島村（現東京都昭島市）などで行われ、地元では受けることができなかつたこと、また種痘施術者が限定されていたことが推測できる。種痘の接種が可能になった後も疱瘡罹病者は発生し続け、多くの乳幼児が犠牲になっていることから種痘の普及と定着はすぐには実現しなかつたことが窺える。

## （2）疱瘡治癒祈願の実態

『指田日記』における疱瘡関連記事は全 193 点確認でき（表 4）、その記録からは次の 5 つの疱瘡治癒祈願の方法が見られる。それぞれ、乳幼児の疱瘡罹病時に患者周辺の人物がどのような対処を行っていたのかを分析していく。

**（1）湯流し（ささ湯）** 天保 11 年（1840）3 月 27 日の「内の二女琴、疱瘡湯流し」や、安政 3 年（1856）正月 27 日の「北野屋敷より、疱瘡ささ湯祝いの赤飯来る」の記事に、「湯流し」や「ささ湯」と呼ばれる習俗が見られる。この施行者について、日記の記録では誰が行うかは不明であるが、その対象は疱瘡罹病者であると言える。またこれを行う時期に関しては、天保 11 年（1840）年 3 月 27 日の記録に「内の二女琴、疱瘡湯流し」とあり、その翌日の記録に「箱根ヶ崎の金右衛門妻、疱瘡見舞いに来る」とあること、安政 3 年（1856）年正月 27 日の記録に「北野屋敷より、疱瘡ささ湯祝いの赤飯来る」などとあることから、「ささ湯」を行ってから数日の間に患者に対して「疱瘡見舞い」や「ささ湯祝いの赤飯」の贈答が行われており、「ささ湯」が疱瘡治癒の目処が立った段階で行う習俗であったと言える。

前節で引用した香月牛山が元禄 16 年（1703）に著した『小兒必用養育草』<sup>(31)</sup>にも、「酒湯」について「痘瘡取醫て、いまだ痴おちざる前に、米泔水に酒少ばかりを如へ、或は鼠の糞二つばかり入て、沸湯となして、その湯にて痘を洗ひ沐浴すれば、痘よくかせて、病者こゝ

表4 『指田日記』における疱瘡関連記事一覧

No.	年月日	内容
1	天保六年五月廿八日	箱根ヶ崎の金右衛門妻産む并小児疱瘡の由、告げあり
2	天保六年五月卅日	疱瘡の見舞いとして、母を箱根に行かしむ
3	天保六年九月十日	市左衛門孫疱瘡
4	天保六年十一月廿二日	勘七・文左衛門子息疱瘡
5	天保六年十二月十八日	同姓峯吉嫡子疱瘡
6	天保六年十二月廿一日	忠兵衛末子疱瘡
7	天保六年十二月廿三日	平左衛門・金蔵・李左衛門児等疱瘡
8	天保六年十二月廿六日	拙男周平、四歳にて疱瘡にて死す。
9	天保六年十二月廿七日	周平葬送
10	天保六年十二月廿八日	朝、周平弟愛之介、疱瘡にて死す、当二才
11	天保六年十二月廿九日	予、二子死去に付、寺礼。
12	天保七年正月十二日	中藤入り清五郎疱瘡湯流し。忠藏女、疱瘡にて死す
13	天保七年正月廿六日	夜、六蔵女、疱瘡にて死す
14	天保七年二月四日	昨夜、中藤入り藤左衛門三男辰五郎、疱瘡にて死す。
15	天保七年二月十一日	清左衛門女疱瘡により観音経あり
16	天保七年二月十二日	萩の尾の仁兵衛息疱瘡にて死す。同水戸屋嫡疱瘡にて死す。
17	天保七年二月廿九日	神明ヶ谷の源蔵孫疱瘡にて死す。
18	天保七年三月三日	中藤入り平七娘疱瘡湯流し。
19	天保七年三月七日	東隣女疱瘡湯流し。
20	天保七年三月十四日	萩の尾の庄右衛門小児疱瘡にて死す。
21	天保七年三月廿一日	夜八ツ時、東隣小児、疱瘡後不快にて死す
22	天保七年四月七日	神明ヶ谷日蔭の七左衛門小児、疱瘡にて死す
23	天保八年二月九日	青梅橋の瘡守稻荷の額を彫る
24	天保九年三月廿四日	水戸屋小児、種痘の疱瘡にて死す
25	天保九年四月十日	勇次郎小児疱瘡手始め、山口觀世音へ組合の者千度参り
26	天保九年四月十四日	勇次郎小児疱瘡にて死す
27	天保九年五月（日付なし）	高木の市郎右衛門妻来る、小児疱瘡のよしを告ぐ。
28	天保九年十二月四日	中藤の伊八末子疱瘡
29	天保十年十二月廿一日	太兵衛女疱瘡始め
30	天保十一年正月十七日	夜、東隣、疱瘡日待
31	天保十一年正月廿二日	喜代藏一女疱瘡にて死す。忠藏二男疱瘡にて死す。
32	天保十一年二月廿三日	半蔵女、疱瘡にて死す。
33	天保十一年二月廿五日	向の勝右衛門女疱瘡湯ながし
34	天保十一年二月廿七日	半次郎児・向の勝右衛門女むすめ、疱瘡にて死す
35	天保十一年三月三日	金十郎嫡女疱瘡湯流し。
36	天保十一年三月五日	清左衛門児、疱瘡湯流し。権右衛門児疱瘡にて死す。
37	天保十一年三月六日	市郎左衛門末女、疱瘡湯流し
38	天保十一年三月七日	清左衛門児、疱瘡にて死す

39	天保十一年三月十三日	夜、向むかいの勝右衛門児、疱瘡後死す
40	天保十一年三月十六日	市左衛門孫疱瘡後死す。
41	天保十一年三月十七日	半次郎小児疱瘡湯かけ。
42	天保十一年三月廿三日	金十郎末女、疱瘡湯流し。弥次郎小児疱瘡後不快により千度参り。
43	天保十一年三月廿七日	内の二女琴、疱瘡湯流し
44	天保十一年三月廿八日	箱根ヶ崎の金右衛門妻、疱瘡見舞いに来る。
45	天保十一年四月四日	勘七弟平八、萩の尾宗庵旧宅に借家し小児疱瘡を患い死す
46	天保十一年四月九日	久八児疱瘡にて死す
47	天保十一年四月廿八日	琴、疱瘡祝いの赤飯を配る、家数四十三軒。
48	天保十一年五月朔日庚寅かのえとら	伊之助一女、疱瘡難症により観音経を読む
49	天保十一年五月五日	昨夜より雨。金十郎末女、疱瘡後死す
50	天保十一年五月十日	伊之助一女、二才にして疱瘡を患わざらい死す
51	天保十一年五月十一日	昨日、奈良橋の七郎兵衛児、疱瘡にて死す
52	天保十一年五月十七日	泰次郎二女、疱瘡湯ながし。
53	天保十一年五月廿一日	橋場の常五郎男五才疱瘡にて死す
54	天保十一年五月廿三日	泰次郎一女、疱瘡難症により千垢離・山口千度参り
55	天保十一年五月廿四日	泰次郎一女、四才にして疱瘡を患い死す。
56	天保十一年五月廿六日	四郎兵衛三男、疱瘡湯流し
57	天保十一年六月九日	夜四ツ時、六兵衛小児疱瘡にて死す。同時、文左衛門末子三才疱瘡にて死す
58	天保十一年六月十八日	文左衛門弟金蔵、先達てより清蔵明家に住みしけるが、嫡子五才にて疱瘡を患い死す
59	天保十一年七月廿八日	中藤入り金兵衛子息疱瘡湯掛け
60	天保十二年閏正月五日	私宅にて疱瘡日待
61	天保十二年十一月廿六日	藤七、久敷ひさしく瘡そうを患いけるが死す
62	天保十四年正月十三日	萩の尾源兵衛小児疱瘡手初め
63	天保十四年正月廿六日	疱瘡日待、七兵衛宅
64	天保十四年三月三日	芋久保村へ疱瘡棚に行く
65	天保十四年三月十一日	勇次郎女、疱瘡手初め
66	天保十四年四月九日	喜八小児疱瘡棚
67	天保十四年四月十三日	喜代蔵小児疱瘡に付、千垢離
68	天保十四年五月朔日癸卯みづのとう	文次郎小児并萩の尾常宝院五才になる児、疱瘡にて死す
69	天保十四年五月廿四日	同姓峯吉児、疱瘡死す。
70	天保十四年六月二日	朝六ツ時(午前六時)、東隣小児権之助四才にして疱瘡を患い死す
71	天保十四年六月七日	豊蔵児疱瘡、千度参り
72	天保十四年六月十二日	六蔵児二才、疱瘡にて死す
73	天保十四年六月廿日	伊之助小児疱瘡千度参り。
74	天保十四年七月朔日壬寅みづのえとら	伊之助小児、疱瘡にて死す
75	天保十四年七月十九日	清次郎小児、疱瘡にて死す。
76	天保十四年十月三日	中藤入り七郎右衛門児・三郎右衛門児疱瘡さゝ湯に行く。四ツ時(午後十時)、ヤス疱瘡を患い死す、二才
77	天保十四年十月十四日	権右衛門児疱瘡後死す。

78	天保十四年十月廿七日	峯吉児疱瘡さゝ湯。中藤の七兵衛孫安五郎女疱瘡さゝ湯
79	天保十四年十一月二日	徳左衛門児、疱瘡にて死す
80	天保十四年十一月五日	染次郎猶子、五才にて疱瘡を患い死す
81	天保十五年二月廿六日 弘化元年	石川の嘉右衛門五才女子疱瘡に付、宅に行き祓いし夫より奈良橋に回り帰る
82	天保十五年二月廿日	石川の嘉右衛門五才女子疱瘡さゝ湯に行く。
83	天保十五年三月九日	石川の嘉右衛門児二才疱瘡に付、行きて祓いす
84	天保十五年三月十五日	石川の嘉右衛門児疱瘡さゝ湯
85	弘化二年正月十三日	夜、三郎右衛門宅、疱瘡日待
86	弘化二年三月廿六日	清兵衛男子疱瘡手始め
87	弘化二年五月四日	次郎右衛門小児・源蔵小児・喜代蔵小児・染次郎養子・奥次郎小児、五人同日疱瘡
88	弘化二年五月九日	次郎右衛門小児さゝ湯
89	弘化二年五月十一日	源次郎児さゝ湯
90	弘化二年五月廿九日	重右衛門児疱瘡棚
91	弘化二年六月二日	太兵衛小児、疱瘡に死す
92	弘化二年六月八日	林蔵小児さゝ湯
93	弘化二年六月十八日	昌蔵児疱瘡を患い死す。
94	弘化二年六月廿七日	弥喜蔵児疱瘡にて死す
95	弘化二年七月九日	通亭老小児二才、疱瘡に死す
96	弘化二年九月三日	同姓峯吉小児疱瘡を患い死す
97	弘化二年九月十九日	内の末女菊、疱瘡初熱。
98	弘化二年九月廿八日	内の菊女、さゝ湯
99	弘化二年十一月廿八日	内末女の菊疱瘡祝い、赤飯を賦る
100	弘化三年正月十一日	佐右衛門宅、疱瘡日待
101	弘化四年二月七日	西隣二女疱瘡ささ湯、村内初めてなり
102	弘化四年二月十六日	万屋の嘉吉疱瘡
103	弘化四年二月廿五日	西隣の嘉吉さゝ湯
104	弘化四年二月廿六日	四郎兵衛女仲疱瘡さゝ湯。
105	弘化四年二月廿九日	東隣疱瘡
106	弘化四年四月廿八日	四郎兵衛小児、疱瘡余毒を患い死す
107	弘化四年五月十九日	源太小児疱瘡を患い、千心
108	弘化四年五月廿三日	源太小児さゝ湯。
109	弘化五年正月十七日	峯吉宅疱瘡日待
110	弘化五年正月廿八日	三沢村の取子十一才にて疱瘡難症により祈祷の為荒井村今藏に来る。斎藤氏女二才にて死す。
111	弘化五年二月二日	荒井村に行き、三沢村の米疱瘡祈祷す
112	弘化五年三月六日	中藤入り午蔵小児疱瘡棚
113	弘化五年三月十四日	中藤入り午蔵小児さゝ湯
114	弘化五年五月廿日	伊之助小児疱瘡千心離
115	弘化五年五月十四日	西隣小児疱瘡、山口千度参り
116	弘化五年五月十五日	伊之助男広介、六才にて疱瘡後、虫にて死す

117	弘化五年五月廿三日	由五郎小児疱瘡棚、痘の真偽疑わし
118	弘化五年五月廿五日	平八小児疱瘡棚
119	弘化五年六月二日	平八小児さゝ湯
120	弘化五年六月十二日	八太郎嫡綱太郎疱瘡さゝ湯
121	嘉永二年五月廿日	中藤の次郎左衛門孫疱瘡。
122	嘉永三年正月廿五日	伊之助小児、木下川に行きて種痘をせしむ
123	嘉永三年二月十二日	忠兵衛宅、疱瘡日待
124	嘉永三年四月廿二日	六蔵小児疱瘡にて死す
125	嘉永三年五月廿七日	所々疱瘡棚、中藤寺下の七郎右衛門末子痘瘡棚
126	嘉永三年五月廿九日	昨廿八日、伊兵衛娘十才にて疱瘡を患ひ死す
127	嘉永三年六月二日	東隣児さゝ湯。伊兵衛小児痘を患いて死す。清左衛門児、痘にて死す
128	嘉永三年六月五日	太兵衛小児・中藤寺下児さゝ湯
129	嘉永三年六月七日	新助孫さゝ湯
130	嘉永三年七月廿日	喜左衛門孫二才、疱瘡にて死す。
131	嘉永五年三月十日	桃太郎児疱瘡さゝ湯。
132	嘉永五年三月十四日	東隣小児種痘さゝ湯
133	嘉永五年三月十六日	西隣万屋小児さゝ湯
134	嘉永五年四月廿三日	林藏子供二人さゝ湯
135	嘉永五年四月廿四日	斧吉小児難痘に付、山口千度
136	嘉永五年五月十二日	八太郎宅に養育致し置く四才の女子、痘を患いて死す、依って同人の自墓に葬る。
137	嘉永五年十一月朔日丁未ひのとひつじ	中藤谷ッ小児（名主源藏娘）・田口氏小児（惣右衛門伴の福太郎）牛種痘、此の辺牛痘種痘の最初也
138	嘉永五年十一月十四日	中藤天神下平五郎小児疱瘡にて死す
139	嘉永六年正月廿四日	石川の嘉右衛門女疱瘡さゝ湯
140	嘉永六年正月廿七日	石川の嘉右衛門小児さゝ湯。
141	安政二年二月十五日	疱瘡日待、勇次郎宅
142	安政二年四月十二日	源次郎児、疱瘡手初め
143	安政二年四月十四日	中藤入りの馬藏児、疱瘡初め
144	安政三年正月十日	疱瘡日待、太左衛門宅
145	安政三年正月十五日	北野の児童疱瘡の由、今日、年賀乍ら北野御屋敷に行き、疱瘡見舞い、夜帰宅。
146	安政三年正月廿七日	北野屋敷より、疱瘡ささ湯祝いの赤飯来る。
147	安政三年三月廿五日	羽村の小児（摂津の孫）種痘により見舞いに行く
148	安政三年五月三日	勘右衛門小児二人痘瘡、山口千度
149	安政三年五月四日	横田の鍛治小児痘瘡で死す
150	安政三年六月三日	辻の小児痘、千度
151	安政三年六月八日	辻の昌蔵小児、痘で死す。
152	安政三年六月十七日	源太小児二人疱瘡棚
153	安政三年六月廿七日	源太、二人の小児痘瘡ささ湯。半次郎（川島姓）末子疱瘡を患いて死す
154	安政三年六月廿九日	勘吉小児、疱瘡棚
155	安政三年六月卅日	刀祢藏（吉野姓）小児、疱瘡棚

156	安政三年七月二日	源太小児、痘瘡難症にて廿一日にして死す。
157	安政三年七月七日	刀祢藏小児・勘吉小児ささ湯
158	安政三年七月十五日	桃太郎小児、疱瘡棚
159	安政三年七月十七日	辰五郎小児、疱瘡棚
160	安政三年七月十九日	勘吉小児、痘瘡棚。桃太郎小児、觀音経
161	安政三年七月廿一日	昨晚、刀祢藏小児死す。桃太郎死す。新助孫ささ湯。
162	安政三年八月十三日	桃太郎小児、千垢離・山口千度、夜死す
163	安政四年正月十一日	金兵衛宅、昨夜疱瘡日待。
164	安政五年正月十日	痘瘡日待、庄五郎宅
165	安政六年正月十日	葺師の安五郎宅、疱瘡日待
166	安政六年二月十七日	中藤入りの七左衛門児の疱瘡棚に行く。
167	安政六年二月廿四日	中藤入りの七左衛門児（内野姓）、疱瘡さゝ湯。
168	安政六年三月十日	中藤入りの七左衛門児、疱瘡棚
169	文久元年正月廿七日	利左衛門宅に疱瘡日待
170	文久元年三月十日	保十郎、八王子に行きて種痘の針を求む
171	文久元年三月十八日	昌蔵・保十郎、種痘に付、羽村に行く
172	文久元年四月十六日	四郎兵衛孫、疱瘡さゝ湯
173	文久元年四月廿九日	故六兵衛嫡源次郎、十七にて疱瘡
174	文久二年正月廿二日	染次郎宅、疱瘡日待
175	文久二年四月廿二日	中藤谷ッの七五郎児、自然痘清め
176	文久二年四月廿九日	中藤の七五郎二男、疱瘡さゝ湯
177	文久三年正月九日	疱瘡日待、勘吉宅
178	元治元年正月廿九日	清兵衛宅、疱痘日待
179	元治元年八月七日	萩ノ尾常宝院の一男、疱瘡後腫れ物十余ヶ所、薬用叶わず三十日に及び死す
180	元治元年九月十二日	朝、吉蔵娘疱瘡の初熱、痘未だ発せず死、十五才
181	元治元年十一月六日	市右衛門（川島姓）娘、疱瘡棚
182	元治元年十一月十六日	市右衛門娘痘さゝ湯、夜千心離、死す。
183	元治元年十一月廿日	市右衛門児痘さゝ湯
184	元治元年十二月七日	林蔵娘先日より痘、十二才。
185	元治元年十二月八日	吉蔵児痘死。
186	元治元年十二月十二日	林蔵女さゝ湯
187	元治元年十一月廿二日	久八六才の女痘、千垢離後死す
188	元治二年正月十日	国五郎小児、疱瘡棚。久八児、痘さゝ湯。半蔵宅、疱瘡日待
189	元治二年正月十七日	国五郎児、痘さゝ湯。
190	元治二年正月廿六日	忠蔵忤六蔵痘、千心離・觀音経あり。
191	明治二年三月廿八日	東隣の小児、疱瘡棚
192	明治三年正月廿二日	橋場の源次郎宅、疱瘡日待
193	明治三年三月十八日	萩ノ尾の按摩を、拝島村に種痘のために行かしむ

・出典：武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記』上下巻、武蔵村山市教育委員会、2005～2006

ろよきにいたるなり、これを酒湯といふ」と説明されており、この方法は疱瘡の痘が次第に固くなり瘡蓋が落ちる前の段階で酒や鼠の糞を混ぜた米のとぎ汁で患部を洗うことで、痘が瘡蓋となり剥がれ落ちるのを促す効果があると考えられている。

しかし『指田日記』の天保 11 年（1840）年 3 月 5 日には、「湯流し」を行った「清左衛門児」が、その 2 日後に「疱瘡にて死す」とあること、天保 11 年（1840）年 3 月 23 日に「疱瘡湯流し」を行った「金十郎末女」が同年 5 月 5 日に「疱瘡後死す」とあること、元治元年（1864）11 月 16 日の記録に「市右衛門娘痘さゝ湯、夜千心離、死す」とあることから、比較的治癒に近い段階に「湯流し」や「さゝ湯」を行ったとしても、これを行ってから 2 日後、2 ヶ月後、その日の内に死亡する場合もあったようである。

**(2)疱瘡棚** 「疱瘡棚」と呼ばれた習俗が天保 14 年（1843）から明治 2 年（1869）の記事に見られる。天保 14 年（1843）4 月 9 日の記録に、「喜八小兒疱瘡棚」とあり、弘化 2 年（1845）5 月 29 日の記録にも「重右衛門児疱瘡棚」とあるように、患者の名と「疱瘡棚」という語が併記されている。ここから、疱瘡棚は疱瘡罹病時に患者の家に治癒祈願のために設置されたものであると言える。また天保 14 年（1843）3 月 3 日の記録に「芋久保村へ疱瘡棚に行く」、安政 6 年（1859）2 月 17 日の記録にも「中藤入りの七左衛門児の疱瘡棚に行く」などあることから、疱瘡棚の設置を、患者家族が周囲に告知していた可能性や、中藤村の陰陽師である指田撰津正藤詮が患者の家族に依頼されて他家を訪れこの習俗に関わっていた可能性が考えられる。

**(3)疱瘡見舞いと疱瘡祝い** 「疱瘡見舞い」や「疱瘡祝い」と呼ばれる贈答習俗が見られる。天保 9 年（1838）年 5 月の記事に「高木の市郎右衛門妻来る、小兒疱瘡のよしを告ぐ」、安政 3 年（1856）正月 27 日の記事にも「北野屋敷より、疱瘡ささ湯祝いの赤飯来る」とあることから、治癒に近い段階で「ささ湯」が行われた後に無事な治癒が周囲に報告され、その報告を受けた親族や近隣の人々が「疱瘡見舞い」に来るといった流れで一連の習俗が行われていたのがわかる。

日記の著者である指田撰津正藤詮の二女「琴」が罹病した際の記録を見ていくと、天保 11 年（1840）3 月 27 日に「内の二女琴、疱瘡湯流し」とあり、琴が疱瘡に罹病している。この翌日の記録に「箱根ヶ崎の金右衛門妻、疱瘡見舞いに来る」、その 1 ヶ月後の記録に「琴、疱瘡祝いの赤飯を配る、家数四十三軒」とあることから、琴の罹病を受けて藤詮のいとこの妻にあたる箱根ヶ崎の金右衛門妻が疱瘡見舞いに訪れ、その後琴の疱瘡が治癒すると疱瘡祝いの赤飯を 43 軒という広範囲に配っていることがわかる。また、弘化 2 年（1845）9

月 19 日に「内の末女菊、疱瘡初熱」、同年 9 月 28 日に「内の菊女、さゝ湯」、同年 11 月 28 日に「内末女の菊疱瘡祝い、赤飯を賦くばる」とある。この一連の記録から、指田摶津正藤詮の末女の疱瘡に罹病時にも疱瘡祝いとして赤飯を配っている。以上の点から、疱瘡見舞いに対する疱瘡祝いという贈答関係が親族間や近隣の家々の間で慣習化していたことがわかる。

**(4)疱瘡日待** 「疱瘡日待」と呼ばれる習俗が見られる。疱瘡日待の内容は日記からは不明であるが、これを行った時期や施行者に関しては、天保 11 年（1840）正月 17 日に「夜、東隣、疱瘡日待」、天保 12 年（1841）閏正月 5 日に「私宅にて疱瘡日待」、弘化 2 年（1845）正月 13 日に「夜、三郎右衛門宅、疱瘡日待」とあることから、疱瘡日待は自宅で夜に行われたこと、指田摶津正藤詮が他家の疱瘡日待に参加していると考えられることから、この習俗は家族だけでなく親族や縁者なども参加する習俗であったと推測できる。

**(5)山口千度・千垢離** 天保 9 年（1838）4 月 10 日に「勇次郎小児疱瘡手始め、山口觀世音へ組合の者千度参り」、天保 11 年（1840）3 月 23 日に「弥次郎小児疱瘡後不快により千度参り」、天保 11 年（1840）5 月 1 日に「伊之助一女、疱瘡難症により觀音経を読む」、天保 11 年（1840）5 月 23 日に「泰次郎一女、疱瘡難症により千垢離・山口千度参り」、安政 3 年（1856）8 月 13 日に「桃太郎小児、千垢離・山口千度、夜死す」、元治元年（1864）11 月 16 日に「市右衛門娘痘さゝ湯、夜千心離、死す」、元治元年（1864）11 月 22 日に「久八六才の女痘、千垢離後死す」などの記事が見られることから、山口觀世音への千度参り、觀音経の読経、千垢離などが行われていることがわかる。またこれらの祈願は組合などの集団で行われた共同祈願であることや、「疱瘡後不快により」とか「難症により」といった記述、「千垢離後死亡した」とされる記述が多いことから、神仏への祈願は疱瘡の症状が悪化した際に行われたのがうかがえる（写真 1～3）。

こうした神仏への祈願については、現時点でもうかがえ、たとえば埼玉県所沢市上山口の金乗院山口觀音には写真 1 のように、千度参りの際に使用したとされる木札がある。これは本堂を一周するごとに一枚ずつめくりそれを 100 回繰り返せば 100 度参り、1000 回繰り返せば千度参りとしたのである。また同觀音には千垢離に使用されたと考えられる写真 2～3 の加持水の井戸があり、これは弘法大師が掘った井戸で、ここで 100 座の護摩を焚いたことがあったためこの水を体に浴びると病気療養に効果があるとされ、現在でもポリタンクに水を汲みに来る者がいると言う。

写真1 千度参りに使用された木札

(筆者撮影 2015年10月5日)



写真2 加持水の井戸

(筆者撮影 2015年10月5日)



写真3 千垢離に使用された加持水の井戸の水

(筆者撮影 2015年10月5日)



### (3) 疣瘡への段階的な対処

『桑名日記』は天保 10 年（1839）から嘉永元年（1848）までの間に桑名藩の下級武士で、米蔵の出納役であった渡邊平太夫政通によって書かれた日記である。本日記は桑名藩領柏崎へ赴任した平太夫政通の養子、渡邊勝之助によって書かれた『柏崎日記』と交換日記のように書状、公用文書と共に交わされたものである。本日記の内容は主に平太夫政通の孫鐸之助（勝之助長男、当時数え年四歳）の成長を描いた産育日記である。

渡邊平太夫政通によって書かれた『桑名日記』の天保 13 年（1842）10 月の記録に、疣瘡に罹った子どもの症状の経過と、それに伴って患者周辺の者がどのような対処をしているのかが書かれている。疣瘡に関する記述のみ抜粋すると、

- 十一日 おばゞ大寺へほうそう見舞にゆく。まじないを聞てきて鹽一升買来て、つとつこにこしろふて入口の上へつるす。ほうそうせぬ内は何年でもつるしておく。すれば川へ流して仕舞うよし。右の呪咀いたし置候へば、ほうそう軽きよし也。
- 十二日 鐸目が廻って歩かれんと云故、背中を押えて手水場へつれていくと、黄水を吐く。それより茶のような小用出す。足まで熱あつても寝ていたことなし。医者のところへ留五郎行てくれる。直に来てみて八九分はほうそうのお熱とみへますと云帰る。
- 十三日 鐸少々昨日より元気出た様也。矢張熱つよし。
- 十四日 大熱それより少しづづさめかかり、明方には大きに熱さめる。ローソクの火にて顔手足を見る。少しづゝほうそうらしく赤く見へる。
- 十六日 洗場へ行ば、家中の人も町の者も鐸さ御ほうそうなさるげなが、お軽いそふで仕合せなことゝ云。
- 十七日 おきたさ留雄をつれて御見舞に御出なさる。四文銭のまわりほどのこまをおくれなさる。沢山出た處は中剃の辺より前の方額に廿四五、その外は手足ともまばらにて、鐸のほうそう誠に氣味よく
- 廿日 ほうそう前の子供のあるところへは、少しづづ菓子をやる。どうぞあやかりたいものと、どこでも喜也。
- 廿一日 昨日が峠と見へ、今日は大に元気よし。
- 廿二日 まじないのつとつこ入口に懸けおいたを外して、町屋川へ流しに頼んでやる。七ヶ過小豆飯も出来に付、ほうそう棚へ上、神酒燈明もあげ、それより鐸に

笹湯をかけてやり、直に八幡へ持参納めて仕舞ふ。

廿六日 鎌之助湯に入かさぶた落る。

廿七日 二晩湯に入り候ば、かさぶた大分取れ、顔は皆取れてしまふ。背中も不残と  
れ、頭と足にまだ有。

と記されている。ここから、患者の症状の段階が読み取れる箇所を具体的に示すと、10月12日に発熱し、高熱が2日ほど出て罹病から3日目には治まり始める。またこの日、患者の顔手足を蠟燭の火で見ると少しづつ赤い丘疹が出始めている。罹病から6日目に顔手足に膿疱が生じ、罹病から10日目に容態は治癒に近づき、15日目には膿疱がかさぶたになって落ち、16日目にはかさぶたがほとんどはがれている。

また、症状の段階に合わせた疱瘡習俗が読み取れる箇所を具体的に示すと、患者が罹病する前の段階で、疱瘡に罹るまで呪物を入口にかけておき疱瘡が済んだら川へ流すという対処法を実践している。罹病から5日目に家の者や町の者から、患者の疱瘡が軽い疱瘡であることを祝う言葉がかけられている。6日目から疱瘡患者のところへ疱瘡が済んでいない子どもが、患者の軽い疱瘡や無事治癒したご利益にあやかりたいとの意図から見舞いに来たり、患者からの菓子を受け取るなどの贈答が始まっている。11日目には入口にかけておいた呪物を川に流し、疱瘡棚に小豆飯、神酒、燈明を供え、患者に笹湯をかけ、呪物を神社に納めている。入口に呪物をかける習俗は疱瘡見舞いに行った先で教えられたことだが、それ以外の笹湯や疱瘡棚へ供物を供える習俗は患者周辺の人物が自発的に行っていることである。

以上の点から、患者周辺の人物が疱瘡の症状の段階に合わせて様々な疱瘡習俗を行っていることが指摘できる。この『桑名日記』における患者の症状の段階は、『小兒必用養育草』<sup>(32)</sup>に示されている罹病から治癒までの熱蒸（3日間）、放標（3日間）、起脹（3日間）、貫膿（3日間）、収靨（3日間）の5段階（計15日間）とほぼ一致している。

#### （4）日記にみる疱瘡の要点

①『指田日記』では、疱瘡湯流し、疱瘡棚は疱瘡罹病者の家庭内で行われる習俗であるのに対し、疱瘡見舞いと疱瘡祝い、疱瘡日待は親族や近隣の家々も含めて行われ、神仏への祈願としての千度参りや千垢離は近隣組である組合などによる共同祈願である。したがって、疱瘡治癒祈願の施行者は、治癒祈願の方法によって異なり、家族・親類縁者・近隣組の3段階が存在すると言える。

②『指田日記』では、家族・親類縁者・近隣組という3段階を、5つの習俗を行う時期と合

わせて考えると、難症時には多くの人が共同で行う神仏への祈願が行われる一方で、疱瘡治癒に近付いた時期には親類縁者も関わる疱瘡見舞いと疱瘡祝いや家族で行う疱瘡湯流しが行われるというように、症状の軽重に合わせて習俗施行者に段階があると言える。

③『指田日記』の天保 15（弘化元）年（1844）2月26日から同年3月15日までの記録に注目すると、石川の嘉右衛門五歳女子に対し、まず祓いを行い、次にささ湯を行っており、また弘化 5（嘉永元）年（1848）3月6日と同年3月14日の記録をみると、まず疱瘡棚を設え、次に笹湯を行っている。このように同一患者に対して繰り返し症状の軽重に合わせて段階的に治癒祈願が形成されている。

④『桑名日記』では、罹病時から5日目に軽い疱瘡の祝いが行われ、6日目から疱瘡見舞いの贈答、11日目から呪物を川に流す・疱瘡棚・笹湯のように、疱瘡罹病時から治癒時までの症状の変化に合わせた段階的な対処が見られる。

⑤『桑名日記』に見られる段階的な対処は、『小兒必用養育草』に示されている罹病から治癒までの5段階の経過ごとの処置とつながっていて、疱瘡にはこれらの段階があることが知られていた。

## 注

- (1) 富士川游『日本疾病史』平凡社、1969
- (2) Hartmut O. Rotermund “Hôsôgami ou la petite vérole aisément” 1991、ハルトムート・オ・ローテルムンド『疱瘡神—江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究—』岩波書店、1995
- (3) 富士川文庫デジタル連携プロジェクト試行ウェブサイト  
[http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/rdl/digital\\_fujikawa/index.html](http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/rdl/digital_fujikawa/index.html)  
京都大学図書館機構と慶應義塾大学メディアセンターは、両大学が所蔵する古医書コレクション「富士川文庫」の画像データを統合表示する試行ウェブサイトを2018年9月28日に公開し、複数大学が分散して所蔵する「富士川文庫」を一堂に公開している。2020年度末までには試行から本稼働フェーズへ移行する予定。2019年2月8日時点の公開資料件数は、京都大学（4,711件）慶應義塾大学（450件）東京大学（172件）である。
- (4) 元禄 16 年（1703）香月牛山『小兒必用養育草』卷 4（同文館編輯局編『日本教育文庫衛生及遊戯篇』同文館 1911）（表中 No. [3]）
- (5) 寛延 3 年（1750）静観房好阿『疱瘡禁厭秘傳集』東京国立博物館所蔵、（雅俗の会編、

- 中野三敏先生古稀記念資料集『雅俗文叢』汲古書院、2005) (表中 No. [4])
- (6) 文化8年 (1811) 橋本伯寿『国字断毒論』(『日本庶民生活史料集成』第7巻、三一書房、1970) (表中No. [15])
- (7) 文政7年 (1824) 石塚汝上『護痘錦囊』国立国会図書館所蔵 (表中No. [18])
- (8) 天保11年 (1840) 池田霧溪『疱瘡食物考』国立国会図書館所蔵 (表中No. [28])
- (9) 陳邦賢『中国医学史』北京：団結出版社、2011
- (10) 前掲 (1)
- (11) 万暦24～延宝5年 (1596～1677) 戴曼公著、池田嵩山・池田瑞仙筆記『痘瘡治術傳』(別名『治痘口訣』・『治痘方函』) (写)、国会図書館所蔵 (表中No. [2])
- (12) 文政 4 年 (1821) 池田瑞仙『痘科辨要』10巻、国会図書館所蔵 (表中 No. [17])
- (13) 前掲 (11)
- (14) 前掲 (4)
- (15) 前掲 (5)
- (16) 安永 7 年 (1778) 橘南谿『痘瘡水鏡錄』(別名『痘瘡手引き草』) 国立国会図書館所蔵 (表中 No. [5])
- (17) 寛政 7 年 (1795) 渡充『痘瘡養育』国立国会図書館所蔵 (表中 No. [8])
- (18) 日本学士院日本科学史刊行会 編『明治前日本医学史 増訂版』第 3 卷 (日本古医学資料センター、1978) に「寛政元年 (1789) より翌年に亘り筑前秋月藩に痘瘡が流行した時、緒方春朔が人痘痂を以てする鼻乾苗吸入法を行つて痘瘡予防この効果を挙げ、同七年には「種痘必須弁」を著はした。之は我国に於ける最初に刊行された種痘書である。」とある。
- (19) 寛政 10 年 (1798) 志水軒朱蘭著、平安：著屋善助出版『疱瘡心得草』国会図書館所蔵 (表中 No. [9])
- (20) 文化 3 年 (1806) 池田瑞仙、東都：須原屋茂兵衛出版『國字痘疹戒草』国会図書館所蔵 (表中 No. [11])
- (21) 文政 7 年 (1824) 石塚汝上『護痘錦囊』国会図書館所蔵 (表中 No. [18])
- (22) 香西豊子「近世後期における「伝染病」学説—「市川橋本伯寿著断毒論一件」の分析を通じて—」『日本医史学雑誌』第 55巻第 4 号、日本医史学会、2009
- (23) 文化 11 年 (1814) 橋本伯寿『国字断毒論』(『日本庶民生活史料集成』第 7巻、三一書房 1970) (表中 No. [15])

- (24) 文政 9 年 (1826) 石坂宗哲『痘麻一生一発論』オリエント臨床文献研究所監修『臨床実践鍼灸流儀書集成』第 12 冊、オリエント出版社 1997 (京都大学附属図書館富士川文庫所蔵『竿斎叢書』所収) (表中 No. [21])
- (25) 弘化 2 年 (1845) 頃、米沢藩侍医堀内素堂『幼幼精義』京都大学附属図書館『富士川文庫』所蔵 (表中 No. [29])
- (26) 弘化 3 年 (1846) 武谷澧蘭著、武谷祐之訳『接痘瑣言』写、慶應義塾大学信濃町メディアセンター富士川文庫 (表中 No. [30])
- (27) W・ミヒエル「人痘と牛痘の比較と評価」青木歳幸・大島明秀・W・ミヒエル『天然痘との闘い—九州の種痘—』2018、岩田書院、p331
- (28) 『石川日記』は、享保 5 (1720) 年 4 月に旧八王子千人同心の石川家 5 代喜兵衛によって起筆され、現在も石川家に引き継がれ 14 代目となる。石川家は武藏国上郷田村（現東京都八王子市東浅川町）にあり、八王子千人同心として江戸の西の備えに従事しながら、半士、半農の生活を営んだ。『石川日記』には主として戸主の労働や諸行動を中心に記録されているが、天候や千人同心、村における信仰について、当時の生活を正確に読み取ることができ、資料的価値が認められる。現在は八王子市郷土資料館所蔵である。（八王子市郷土資料館『改訂石川日記』(1)～(3) 1991、八王子教育委員会八王子市郷土資料館、郷土資料館資料シリーズ第 32 号『石川日記』(15) 1993）
- (29) 『指田日記』には、陰陽道や神職としての活動内容だけでなく、中藤村で起きたさまざまな事件や年中行事、冠婚葬祭、天気などについて書かれており、江戸時代末期から明治時代初期にかけての武藏村山の様子や生活文化について知ることができる。本日記は東京都武藏村山市の有形文化財に指定される。なお『指田日記』には指田藤詮の子、指田鴻斎（1839-）が父藤詮の陰陽師、神職の仕事を手伝っていた様子が記されており、鴻斎は疱瘡予防のための種痘にも熱意を持っており、『指田日記』にも文久元年（1861）頃からたびたび保十郎（鴻斎）の種痘に関する記事が記されている。（本日記からの抜粋箇所は、武藏村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記上巻』(2005)、武藏村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記下巻』(2006) より引用。）
- (30) 『桑名日記』の内容は、主に伊勢国の桑名藩（現在の三重県桑名市）御米藏算用係渡部平太夫政通（1784-1848）の孫鎌之助（勝之助長男、当時数え年 4 歳）の成長を描いた産育日記である。本日記は、渡部平太夫政通とその養子で桑名藩領柏崎へ赴任した勝之助政醇（1802-1864）の間で交わされた日記である。『桑名日記』1 卷～4 卷と『柏崎日記』上中

下3巻には共に、天保10～嘉永元年（1839～1848）までの記録が残されている。兩人共に九石三人扶持程度の下級武士で、桑名城下の当時の見聞、柏崎陣屋での生活の状況が詳しく記され、内容は日常生活がほとんどであるが、当時の藩政および民俗、習慣などを知る資料として貴重な記録である。

(31) 前掲 (4)

(32) 前掲 (4)

#### 参考文献

前川久太郎「馬琴日記に見る江戸の疱瘡習俗」『日本医史学雑誌』第22巻第4号、日本医史学会、1976

立川昭二『近世病草紙—江戸時代の病気と医療—』新潮社、1979

酒井シズ『日本の医療史』東京書籍、1982

今村充夫『日本の民間医療』弘文堂、1983

波平恵美子『病気と治療の文化人類学』海鳴社、1984

立川昭二『病いと人間の文化史』新潮社、1984

本田和子・皆川美恵子・森下みさ子「『桑柏日記』にあらわれた子どもの病い」『わたしたちの「江戸」—〈女・子ども〉の誕生—』新曜社、1985

川村純一『病いの克服—日本痘瘡史—』思文閣出版、1999

酒井シズ『病が語る日本史』講談社、2002

## 第3章 疣瘡絵をめぐる民俗伝承

### 1. 疣瘡絵をめぐる先行研究

序章の研究史にもあげたように「疣瘡絵」のこれまでの研究には、H.O. ロータモンド（1995）や川部裕幸（2000）のものがあり、「疣瘡絵」の図柄と文言に、呪的な要素や祝祭性が見られること、「疣瘡絵」が流布した範囲、また「疣瘡絵」の図柄に影響を与えた3系統の浮世絵などが論じられている。また、藤岡摩里子（2008）は江戸の玩具研究の中で、「疣瘡絵」に描かれる江戸玩具について論じ、荻野夏木（2011）は江戸時代以降の錦絵や隨筆類に描かれる疣瘡と麻疹の表象の差異について論じている<sup>(1)</sup>。しかし、「疣瘡絵」を構成する図柄としてしばしば見られる富士山や源為朝については、それらの先行研究では論じられていない。

H.O. ロータモンドは『疣瘡神-江戸の病いをめぐる民間信仰の研究-』<sup>(2)</sup>において、前述のように「疣瘡絵」29点の分析を通して、図柄と文言の構成要素は、(1)疣瘡除けの呪的効力を持つ人物や事物により疣瘡を予防する、(2)祝祭的な呪力により疣瘡を押さえ込む、(3)子どもの遊びや笑い、快復を連想させるもので健康を予祝する、の3つであると指摘している。また、疣瘡に直接挑んで闘うような表現の少なさ、病氣治癒の予祝や祝祭的な図柄の多さは、疣瘡に対する人びとの無力感を反映しているともと指摘している。しかし、「疣瘡絵」の中の文言の解読と、構成要素の整理は十分でなく、「疣瘡絵」の根底にある庶民の医学的知識や、主要な構成要素の一つである源為朝伝説の出處についての言及はない。

また、これも前述したように川部裕幸は「「疣瘡絵」の文献的研究」<sup>(3)</sup>において、江戸時代の育児書である香月牛山『小兒必用養育草』<sup>(4)</sup>や江戸時代の滑稽本である山東京伝『腹筋逢夢石』<sup>(5)</sup>、また福井県大野市の旧家に残る天保元年（1830）から天保15年（1844）にかけて記録された「疣瘡見舞諸事留帳」<sup>(6)</sup>などを主な資料として、「疣瘡絵」は病人の見舞品として購入され、病家に贈られる消費が大多数を占め、護符として使用されていたと指摘している。そして、(1)「疣瘡絵」に書かれる絵師の名前や版元から、ほとんどが19世紀の江戸の版元から出版されたものであり、大坂でも多少出版されていること、(2)疣瘡罹病患者の対処方法を記録した滝沢馬琴『馬琴日記』<sup>(7)</sup>や疣瘡見舞い帳から、「疣瘡絵」が東日本のかなり広範囲の中流町人層、下級武士層、有力農民層、農民層に流布していたこと、(3)「疣瘡絵」発生に影響を与えた浮世絵の系統を、図柄によって、①朱鍾馗の系統、②玩具や芝居の浮世絵の系統、③護符の系統、の3つの系統に辿れると指摘している。ただし、

川部はその分析対象とした「疱瘡絵」の具体的な作品を明記せず、版行年の特定方法が不明瞭である点など問題が残っている。

このような先行研究を受けて、筆者はこれまで「病気への理解と対処—疱瘡習俗を中心  
に—」<sup>(8)</sup>と「疱瘡習俗の諸相」<sup>(9)</sup>を通して、従来の医療民俗研究に対し、〈病への理解〉と  
いう視点の欠落を指摘し、民間伝承のなかで形成されてきた呪術や神信仰などの習俗を〈病  
への対処〉と〈病への理解〉という二つの視点から分析することで、病への対処はその理  
解に対応して形成されていることを指摘した。具体的には、渡邊平太夫政通『桑名日記』<sup>(10)</sup>  
や指田摂津正藤詮『指田日記』<sup>(11)</sup>などの江戸時代の日記資料に記録されている疱瘡罹病患者  
への対処が香月牛山『小兒必用養育草』<sup>(12)</sup>、橘南谿『痘瘡水鏡録』<sup>(13)</sup>、池田霧溪『疱瘡  
食物考』<sup>(14)</sup>などの江戸時代の育児書や医学書に記される症状の経過段階ごとの対処と一致  
することから、当時の人びとが医学書の内容と同程度の疱瘡の症状に関する知識を持ち、  
段階ごとに行う疱瘡関係の習俗もこの知識に対応していることがわかる。また、具体的には  
全国各地の疱瘡治病呪術の分析を通して、(1)疱瘡に対する呪術が、疱瘡の症状の経過段  
階に対応する形で伝承されていること、(2)辻に注連縄を張って疱瘡の侵入を防ぐ、疱瘡神  
の棚を辻に送り出すという事例から、病気は外界から悪霊的に憑依してくるものだとする  
病気観が見て取れること、(3)疱瘡をめぐる呪術は、疱瘡踊りなどの芸能や疱瘡団子を作つ  
て食べるといった食習に関する要素も含み、また疱瘡神は絵画や石塔、玩具に具象化され  
ることから、疱瘡の表象の多様性を指摘してきた。

この章では、これらを踏まえながら「疱瘡絵」の図柄と文言の構成要素の分析を通して、  
疱瘡に対する人びとの対処のあり方について検討する。表1に国立博物館・私立博物館・  
都立図書館・大学図書館・特例財団法人が所蔵する、現存の「疱瘡絵」のうち、ここで分  
析対象とする「疱瘡絵」44点の類型、番号、仮題、構成要素、所蔵機関を整理した。ロー  
タマンドが扱った「疱瘡絵」16点に新たに28点を加えて計44点を分析対象とすることに  
なる。なお、「疱瘡絵」は、次の①②③のいずれかの要件を持つものと判断した。①紅一色  
摺りの版画、②「疱瘡」を表す文言が見られる、③「源為朝」を表す図柄及び文言が見ら  
れるの3点である。以下の「疱瘡絵」の仮題の前に付す番号は、表1の番号に対応する。

表1 痘瘡絵一覧

類型	No.	資料仮題	構成要素		所蔵機関
			図柄	文字	
(1)紅一色摺	1	児のやさしきたるま	達磨	起たがる/たるま	東京大学総合図書館
	2	はやきあし達磨	達磨	かろくもはやきあし/達磨	国立歴史民俗博物館
	3	豆太鼓あし乃達磨	達磨/でんでん太鼓	豆太鼓/達磨	国立歴史民俗博物館
	4	持遊びもふんだるたるま	達磨/鯛/まさる	一日も寝ずに/軽々/野せん豆/たるま	国立歴史民俗博物館
	5	竹馬乃友だち…おきあがり小法師	達磨/春駒	寝もせで/おきあがり/まめに	国立歴史民俗博物館
	6	はるのこま	達磨/春駒	かるかる/二つ三つ/あがれ/はるのこま	国立歴史民俗博物館
	7	寝た事のないだるま…風車	達磨/犬張子/風車	寝た事のない/じつとして居ぬ/かるすぎて/達磨/風車	国立歴史民俗博物館
	8	もてあそぶ犬や達磨	達磨/犬張子/でんでん太鼓	軽く/湯のふ峠をらくに越へけり/達磨/犬	国立歴史民俗博物館
	9	童子・達磨	達磨		国立歴史民俗博物館
	10	達磨も犬も疱瘡の見舞	達磨/犬張子/鯛/まさる	かるき/達磨/犬	国立歴史民俗博物館
	11	富士山・為朝・鍾馗・達磨①	達磨/源為朝/鍾馗/富士山	富士ほどに山をあけ/たるま/為とも/正氣	国立歴史民俗博物館
	12	富士山・為朝・鍾馗・達磨②	達磨/源為朝/鍾馗/富士山	富士ほどに山をあけ/たるま/為とも/正氣	国立歴史民俗博物館
	13	富士山・為朝・鍾馗・達磨③	達磨/源為朝/鍾馗/富士山	おきる/かるかる/張上ケル富士/朱だるま/為とも/正氣	国立歴史民俗博物館
	14	富士山・為朝・鍾馗・達磨④	達磨/鯛車/源為朝/鍾馗/富士山	富士ほどに山をあげ/だるま/為とも/正氣	国立歴史民俗博物館
	15	富士山・為朝・達磨・金太郎	達磨/犬張子/金太郎/源為朝/富士山	かろく/山もあけたる/はりぬきの不二	東京大学総合図書館
	16	富士山・為朝・鍾馗・達磨・桃太郎	達磨/犬張子/兎/鯛/まさる/桃太郎/源為朝/鍾馗/富士山	かろかろ/ふしの山/上の	東京大学総合図書館
	17	鯛車	鯛車	かるかる/鯛/ゑびす/万歳	東京大学総合図書館
	18	木菟・豆太鼓	木菟/でんでん太鼓	かほに三つ四つ/豆太鼓	国立歴史民俗博物館
	19	羽子板・羽根・鞠	達磨/羽子板/羽根/鞠	かろく/にえはご板/羽根/鞠	国立歴史民俗博物館
	20	なりふり太鼓…春の若駒	春駒/でんでん太鼓	春の若駒/なりふり太鼓	日本医学文化保存会
	21	早咲の梅…色よき犬のあし跡	犬張子/春駒	ニツ三ツ/犬/梅	日本大学医学部図書館
	22	童子と犬張子	犬張子	かるく/かるき/いぬはり子	武田科学振興財団杏雨書屋
	23	獅子の勇ミ顔	獅子頭/太鼓	獅子舞	東京大学総合図書館
	24	十二峠も祝ふ獅子舞	獅子頭/太鼓	軽く/十二峠も祝ふ/曲鞠	日本大学医学部図書館
	25	たかくあぐる怪童	金太郎	山/たかくあぐる	東京都江戸東京博物館
	26	かるかると斧もてあそぶ疱瘡が子	金太郎	かるかる/山あげる	東京都立中央図書館
	27	紅梅…喜目舞	達磨/木菟	軽々/軽し/大角豆/えびす講/紅梅	国立歴史民俗博物館
	28	鍾馗大臣	鍾馗	あとなく/鍾馗大臣	東京大学総合図書館
	29	獅子舞他	達磨/犬張子/鯛/獅子舞/源為朝/鬼	だるま/いぬ/しばらく	国立歴史民俗博物館
(2)図柄紅文字黒	30	豆州八丈島鎮守正一位八郎大明神正像	源為朝	八郎大明神/為朝伝説/老爺	内藤記念くすり博物館
	31	疱瘡養生艸	達磨/犬張子/兎/でんでん太鼓/鞠/源為朝/鍾馗	山あがらぬ/南天の実	国立歴史民俗博物館
	32	素盞雄尊・管相丞・清正		梅/疫痒の神/悪魔	日本医学文化保存会
(3)多色摺簡素	33	あづき・うさぎ・みみづく	木菟/兎/でんでん太鼓	かろく/豆太鼓/あづき/木菟/兎/豆太鼓	東京都江戸東京博物館
	34	木菟・為朝大明神	木菟	為朝大明神	国立歴史民俗博物館
	35	達磨・木菟	達磨/木菟	為朝大明神	国立歴史民俗博物館
	36	中村芝翫九変化ノ内	鍾馗/青鬼	せうき	日本医学文化保存会
	37	疱瘡退除の圖	源為朝/疱瘡神(赤/発疹)	ためともさま/ほうそう神	日本医学文化保存会
(4)多色摺複雜	38	鎮西八郎為朝・疫鬼	源為朝/疫鬼(老爺)	鎮西八郎為朝/疫鬼	不明
	39	為朝の武威疫鬼神を退く図	源為朝/疫鬼神(発疹)	為朝/疫鬼神	順天堂大学山崎文庫
	40	八丈島の鎮守正一位為朝大明神來由	源為朝	為朝大明神/為朝伝説/痘瘡を護る神	日本医学文化保存会
	41	鎮西八郎為朝・疱瘡神	犬張子/木菟/鯛/鯛/まさる/源為朝/童子/老婆/犬/兎/熊	鎮西八郎為朝/疱瘡神	東京都立中央図書館
	42	天岩戸・為朝・八岐大蛇退治	達磨/風車/源為朝/疱瘡神7体		国立歴史民俗博物館
	43	為朝他	達磨/犬張子/木菟/源為朝	源為朝/為朝伝説	国立歴史民俗博物館
	44	牛頭天王他	痘瘡	痘瘡	不明

表2 疣瘡絵の図柄と文言の要素一覧

No.	仮題目	絵師/版元/文	図 要素	文字 要素	所蔵先
1	若松舎五鳳亭口虎 画//			かたや兒起 なるさのた ましきが る	(8)
		達磨	達磨	達磨/起たがる/やさしき	
2	春亭/樂齋山壽口			達あはくかかミおなほ 磨しやもろみずとミう かきをよのさ なきうの	(1)
		達磨	達磨	達磨/かろく/はやきあし	
3	歌川国芳/上州屋 金蔵			清か口あ□□□□ □茂らし□□□□ のぬ乃□□□ □ だ豆 稚る太 子ま鼓 も	(1)
		達磨(寿)/でんでん太鼓	達磨	達磨/豆太鼓	
4	芳綱/鳶屋吉蔵			こし軽とさち野とくめづる遊 ふてくらやえせんてにまひ のとくく漬てんの豆たさ のものかひさ日ふん かなか湯もんだる	(1)
		釣り竿/達磨	達磨	達磨/野せん豆/さらさら/かるかる	

5	口山			小あおま寝ど竹 法がきめもう馬 師りにせし乃 で遊友 ひだ つち ト	①
			達磨/春駒	おきあがり小法師	
6	?/?/文浪			こはあかニ まるがるツ のれく三 よ ツ	①
			春駒	二つ三つ/軽くあがれ/春駒(正月)	
7	歌川芳虎／一聲斎 芳鶴			風居じよだな事寝か 車ぬてつりるいのたる ことま の す ぎ て	①
			犬張子/達磨(寿)/風車	達磨/軽すぎて/風車	
8	一口口重宣/藤岡 屋慶次郎			夜□越樂峠湯軽に達犬あも 寿□へにをのくも磨やそて 亭けふぶ り	①
			犬張子/達磨(寿)/でんでん太 鼓	犬/達磨/かろく/湯のふ峠/樂に越へけり	

9				解読不能	①
			童子/幟旗/達磨		
10		南岱/森本順三郎		に手か見犬達張 し遊る舞も磨祓 てびきに疱もの 瘡の	①
			童子/犬張子/釣竿/扇/達磨	犬/達磨/かるき	
11				為たす正あ山富身疱 とるく氣けを士も瘡 もま寿て ほど に	①
			源為朝/鍾馗/弓矢/太刀/刀/ 剣/達磨/富士山	源為朝/鍾馗/富士ほどに山をあけ/達磨	
12				為たす正あ山富身疱 とるく氣けを士も瘡 もま寿て ほど に	①
			源為朝/鍾馗/弓矢/太刀/刀/ 剣/達磨/鍾馗/富士山	源為朝/鍾馗/富士ほどに山をあけ/達磨	

13				朱おか正よ富上弓為 だきる氣り士ヶ張と るるくても る もの ま	①
				源為朝(弓)/鍾馗/朱達磨/上げる富士/かるかるおきる 剣/達磨/富士山	
14		芳綱		為だす正あ山ほ富身疱 とるぐ氣げをど士も瘡 もま壽で に の	①
				源為朝/鍾馗/弓矢/扇/劍/達 磨/鯛車/富士山	源為朝/鍾馗/達磨/富士ほどに山をあげ
15				不は山か手遊きを 二りもろにひけさ ぬあく のむな きけ 子 のた か る	⑧
				源為朝/金太郎/犬張子/弓矢/ 刀/扇/達磨/富士山	をさな子/かろく/山もあけたる/富士
16				上ふか三疱 るしろ國瘡 力のく一は 童山との を も	⑧
				源為朝/鍾馗/桃太郎/兎(武 者)/弓矢/刀/太刀/劍/扇/釣 竿/達磨	力童/ふしの山/上る/かろかろと

17	//十返舎	 鯛車	万口鯛か小 歳若をるつ のゑ脇くゝ 春びばにみ すさ 乃 み	(8)
18	国口/藤岡屋彦太郎	 ミミズク(寿)/でんでん太鼓	豆三かくは 太つほとら 鼓四に つ	(1)

19		歌川国虎/山本久 兵衛/十遍舎一九	 羽子板/羽根/達磨/鞠	まか手きにお りろ品けえと をくもんはめ つ く 羽 根  おとめ子/羽子板/羽根/機嫌良く/軽く/手品/鞠	①
20		一猛斎芳虎	 春駒/でんでん太鼓	若春たかまどふない 駒のるけでこりりさ めも 太 ぐり 鼓 ましき	②
21		一光斎芳盛	 犬張子/梅/春駒	犬色雪二つ梅早 のようにツボの咲 あき 三ミ の し ツも 跡	④

22			 <p>童子/犬張子/扇(寿)</p> <p>犬張子/かるく</p>	<p>はいかぬか氣 りぬる瘡るも 子 きもく</p> <p>(10)</p>
23	歌川国安		 <p>獅子舞/太鼓</p> <p>獅子(勇み顔)</p>	<p>勇獅見あ ミ子らく 顔のれま ぬめ ハ</p> <p>(8)</p>
24	一光齋芳盛		 <p>獅子舞/太鼓</p> <p>獅子舞/十二峠/軽く/曲鞠</p>	<p>祝十曲と軽丸 ふ二鞠りく一 獅峠のな が 子も す 舞</p> <p>(4)</p>
25	芳鶴		 <p>金太郎/鉦</p> <p>怪童/赤/山/たかくあぐる</p>	<p>怪あた一山名乃口極赤 童ぐか方ももて口 日 るくに ふ らと</p> <p>(9)</p>

26	歌川国芳		口はあ山庖もか 口やしあ瘡てる さのげがあく よる子そと さハぶ斧 え	(3)
	金太郎/イノシシ/鉄		斧もてあそぶ庖瘡が子/山あげる/足の早さ/軽く	
27	五渡亭國貞/山本久兵衛/?		喜え千引草と名大一軽赤の紅 目び両つのり月角荷く口る梅 舞す軽さ露わや豆十とさ■ 講しけけ哉六 る搔ゆき	(1)
	武者(市川團十郎)/刀/達磨/ミ ミズク(寿)/市川家定紋三升/ 暫(歌舞伎十八番)		紅梅/赤口/大角豆/とりわけ搔ゆき草の露/引つさける/軽々と/ 軽し/えびす講/喜口舞/のるさま/一荷十六/名月/千両/喜目舞	
28	歌川国芳//?/?		大鍾う佛夢見さなあ庖口 臣馗つ のしめくと瘡口 る て も	(8)
	鍾馗/剣		鍾馗大臣(夢)/庖瘡のあとなく	
29	?/江崎屋辰蔵		におしまだた ハイばめこるこ と上らまくま り くき い ぬ	(1)
	獅子舞/源為朝/鬼/弓矢(弦打 ち)/凧/達磨/犬/エビス/大黒/ 豆まき/暫/鶴/スイカ/女		凧/達磨/犬/大黒/豆まき/暫/おい上/鶴	

30	?/?/駿河住百七 翁都南謹題		<p>源為朝/刀/弓矢/扇/幟旗</p>	<p>乃のが云ま教くを山の來翁人云等も有八抑正豆 神無は今でさ此や野島れるるの御忍性の御男鎮一州 像悪くに再じ地我にになそ奇老年中て豪弓■八八丈 とを到びと人賊在りも異翁中て悉勇な歳郎郎島 謂祈ハる不老去のなれと何な延為悉勇な歳郎郎島 つり世まで可翁べ愁く万いもるに朝従にり十為大鎮 ベ奉人で來勇しあ疫民ふのを乗ハふし中五朝明守 しら平八と氣若る神を為不て丈大て保に臣神 ば生丈塗に我をの撫朝ら審波島主然元しは 雲にのひ怖云知愁育之んりにのともものて清正 騒此島又れうりなしをや汝漂洋崇智乱九和像 最神人筵所てじ國聞と何ひ辺む謀豆州源 著像此に低に不況中に間に免に島深州に氏 明を患乗頭そ止や安てふし角出にく八威嫡流 く祀をてなむハ狐全い老して在且丈威嫡流 将り知者しき弓狸をた翁かて絶す仁に愛敵震六 子てら海手鳥矢矢の祈く答浪此景こ震ひ條廷 孫子すを人神人の声へに諸をと秉せら給廷 長孫庶走拜をのを外を浮に望十備るふ尉右為 久を哉りき凶穢惑他い我か就た余りとふ右為 家し(退末さ也すならハミくま余りとふ右為 内てこし世バ汝にしち瘡て為ふ年ぬい今未公 繁痘ひととの敗は於故吾瘡此朝にと島へ曾の 昌瘡ね云後てやてにこ神に熱一云人ど曾の</p> <p>源為朝/筵に乗て波に漂う翁/ハ丈島為朝伝説</p>	(6)
31	芳盛/佐野屋富五郎		<p>源為朝/鍾馗/犬張子/兎/刀/ 弓矢/劍/達磨/鞠/でんでん太 鼓</p>	<p>るし本紫第其家つを山用南時むべ初瘡年疱 いよう染一子内かのう天はしし日を々瘡養生 そくミ不房のへはあべのよがるなり うすま淨事母いすがしの二日するなり じべで物貝親れべらすを置に奇應丸一粒づつのます てしは藻髪ぬしらすを置に奇應丸一粒づつのます わ本せハ結も山置に奇應丸一粒づつのます ろうい七ことらすを置に奇應丸一粒づつのます のつ五をらすを置に奇應丸一粒づつのます ちよ七ことらすを置に奇應丸一粒づつのます ハきもの五をらすを置に奇應丸一粒づつのます あふらもの五をらすを置に奇應丸一粒づつのます らるもの五をらすを置に奇應丸一粒づつのます</p> <p>南天/初日より二日おきに奇應丸/山あがらぬ時はからしを煎じと湯/本うみまでは精の強いもの食す/本うみのち油もの悪し/母親髪結を忌む/房事貝藻を忌む/紫染不淨物</p>	(1)
32	?/古賀屋勝五郎		<p>加藤清正/槍/幟旗/手判</p>	<p>錦清肥悪我伏 家正後魔立屋 堂國しよま (印)印本ぞす くのやあ相痒かか盛 しら丞のれで雄 熊りらて けきばへ神汲か尊 人は(印) に御 よらじ 乃</p> <p>素盛雄尊/管相丞(藤原道真)/加藤清正/疫痒の神/悪魔/梅</p>	(2)
33	歌川国芳		<p>兎/ミミズク(寿)/でんでん太鼓</p>	<p>みうあ寝豆しかほ みさづね太あろう づぎきけ鼓げくそ くるてう ? は</p> <p>豆(太鼓)/ミミズク/疱瘡はかろく/兎/小豆</p>	(3)

34		歌川国芳/丸屋清次郎  ミミズク/旗(為朝)		①
35		歌川国芳/丸屋清次郎  達磨/ミミズク/旗(為朝)		①
36		五渡亭國貞/山本久兵衛  鍾馗/青鬼/劍		②
37	春暁/石島八重/隅の家主人  武者/疱瘡神(赤/発疹)/弓/刀/棧俵/幣束		<p>きながらほ隅て其助が呪知所此疱 ミニラのうの見ハに当影ら藏圖瘡 がださはそ家覚珍も今なずせハ退 わおのりう主えしな天りとし予除 りそミが神人しきり然と雖古がの いろとミ 誌體図な痘云も圖故圖 ハシハハた をなん流り翁に友 にいおまめ 摸りとり何のしな げもそいと すと思の神曰てり ろのれども の版ひ際なく何し くがぬのさ み元い悪る是人好 てがおま ので痘やハの古 たこなや 需し退聞疱画家 ぞりじての に折治漏瘡なの うヤミの 応かのせ除る翁 すアだひ じら一しのをが</p> <p>源為朝(強弓)/厄神/為朝神像</p>	②

38	歌川芳一				—
39	月岡芳年/佐々木口吉				(7)
40	国麿/高野屋友右衛門/横アミ駒喜道			<p>庶皆まののを我かりて飯島か玉怪鎮八 需輕で証の守性くこ驚神人バヒカ西丈 く彼書きら名て暮らしく杯向敏時双郎の 横と島に免すを在し大強弓朝守 ア平に手しバ印リ汝をのてす大強弓朝守 ミ愈此判玉目しかハ為供申る鳴弓朝守 な病をへにたら世朝物さこよ名公正 駒す患押仰物るハ人早をくとり誉六一位 となてせ見家此をく拂我大八の條位 喜ぞく参のせへ島苦もげハ方丈勇判為 道い又ら赴んもあしま聞宣も不へ将官朝 述とこせ決と入らんしきくさ成押也為大 ものけし怒るん所我を日り君不へ義明 質神るてりこ限む所我を護瀬島不へ由 こにと背玉とりるにを護瀬島不へ由 き庖ぞきへを此邪出信る邊人由 神瑜斯申バな地神來ぜ神に等に男 徳のてす庖かのに玉よ也壹をしに 也願後ま瘧れ土てひと汝人撫してし を今じ神こを有庖言持の育流島早翁し罪武 かのとハの不け瘧 け世に恐ニ可る神人漂玉に勇 れに一れヶ謙がを間赤着ひ逢 バ至通お条亦我吃きのしし倫</p>	(2)
41	歌川国芳/萬屋吉兵衛			<p>源為朝/手判</p> <p>源為朝(強弓)/痘瘡を護る神/手判/赤の飯/八丈島為朝伝説</p>	

42		芳虎/伊勢屋鉄次郎			①
43		芳春/上州屋金藏			①
44		芳員/伊勢屋兼吉			—

所蔵者 ①国立歴史民俗博物館②日本医学文化保存会③東京都立中央図書館④日本大学医学部図書館⑤東京大学社会情報研究所⑥内藤記念くすり博物館⑦順天堂大学山崎文庫⑧東京大学総合図書館⑨東京都江戸東京博物館⑩武田科学振興財団杏雨書屋

表1のうち、ロータモンドが扱った資料は、1「児のやさしきたるま」、10「達磨も犬も疱瘡の見舞」、15「富士山・為朝・達磨・金太郎」、16「富士山・為朝・鍾馗・達磨・桃太郎」、17「鯛車」、19「羽子板・羽根・鞠」、20「なりふり太鼓…春の若駒」、21「早咲の梅…色よき犬のあし跡」、22「童子と犬張子」、23「獅子の勇ミ顔」、24「十二峠も祝ふ獅子舞」、26「かるかると斧もてあそぶ疱瘡が子」、28「鍾馗大臣」、32「素盞雄尊・管相丞・清正」、37「疱瘡退除の圖」、40「八丈島の鎮守正一位為朝大明神来由」の計16点である。

「疱瘡絵」は使用後に川に流したり、焼却したりするのが普通であったため<sup>(15)</sup>、現存する点数が極めて少なく、また版行年が不詳の例が多い。そこで、本稿では版行年によって「疱瘡絵」の変遷を辿るのではなく、色彩と構成要素に注目することにした。図柄と文言の構成要素を抽出し、構成要素の数が少ない単純な図柄のものから順に表1に整理した。

表1の「疱瘡絵」には、(1)紅一色摺り(29点)、(2)図柄が紅摺りで文言が黒摺り(3点)、(3)2色～4色程度の簡素な多色摺り(6点)、(4)4色以上用いた複雑な多色摺り(7点)、の4タイプが存在する。(1)タイプは、1「児のやさしきたるま」のような「疱瘡絵」を指し、(2)タイプは30「豆州八丈島鎮守正一位八郎大明神正像」のような例、(3)タイプは32「素盞雄尊・管相丞・清正」のような例、(4)タイプは「鎮西八郎為朝・疫鬼」のような例を指す。

## 2. 疱瘡絵の画題と添書き

現存する「疱瘡絵」は個人によって収集され、国立博物館・私立博物館・都立図書館・大学図書館・特例財団法人の所蔵となっているものがほとんどである<sup>(16)</sup>。所蔵が博物館や図書館に限られているが、絵の色も薄くなり、どんな構図かさえ見分けにくいようなものも多い<sup>(17)</sup>。しかし、「疱瘡絵」の特徴は別名「赤絵」とも呼ばれるように赤い色で刷られているという点である。これまでも指摘されているように、それは疱瘡の症状の赤い斑点からの類似連想であろうと考えられる。この絵は前述のように4つのタイプに分類できるが、描かれている図柄と添書きは①達磨と玩具、②富士山、③赤豆、④源為朝が主なもので、以下では図柄とこれに記されている文言の検討を行っていく。以下の「疱瘡絵」の仮題や文言の前に付す番号は、表1の番号と対応する。また、表2では、これらの図柄と文言の要素などを整理した。

### (1) 達磨と玩具

「疱瘡絵」には、1「児のやさしきたるま」と、2「はやきあし達磨」のように、赤絵に達磨<sup>(18)</sup>が描かれる例が多い。江戸時代中期の医者で、貝原益軒に儒学を、鶴原玄益に医学

を学び、豊前中津藩に仕えたのち京都で開業した香月牛山（明暦2年（1656）生～元文5年（1740）没）によって、元禄16年（1703）年秋に刊行された『小兒必用養育草』は、日本で最初の育児書と言われるが、全六巻のうち四巻と五巻は、すべて疱瘡について述べている。『小兒必用養育草』四巻の「痘瘡の病人、居所しつらひやうの説」に「屏風衣桁に、赤き衣類をかけ、そのちごにも、赤き衣類を著せしめ、看病人も、みな赤き衣類を著るべし、痘の色は、赤きを好とする故なるべし」とあり、これにより元禄16年（1703）の時点で、疱瘡罹病時に身体に発生する発疹の赤い色に類似する赤い色を痘瘡は好むという認識が存在したこと、そしてその赤い色の衣類を着れば重篤にならずに快癒するという認識が存在したということがわかる<sup>(19)</sup>。

文化12年から天保13年（1815～1842）の間のものと推定される27「紅梅…喜目舞」には、その赤い達磨が描かれている。1「児のやさしきたるま」の文言を読むと、「起きたがる児のやさしきたるまかな」とあり、これには「起きたがる」を「たるま」に掛け、静かに寝ているのをいやがり起きて遊びたがる子どものこと、そして同時に長く寝込むことなくだるまのように早く起き上がり病気が快復することへの祈願が示されている。疱瘡治癒に有効な赤色、倒れても起き上がるという特徴、そこから達磨が疱瘡治癒祈願に有力な縁起物として「疱瘡絵」に多く用いられていた理由がうかがえる。

次に、3「豆太鼓あし乃達磨」と、4「持遊びもふんだるたるま」と、5「竹馬乃友だち…おきあがり小法師」のように赤絵と達磨の中に、でんでん太鼓<sup>(20)</sup>、まさる<sup>(21)</sup>、春駒<sup>(22)</sup>、犬張子<sup>(23)</sup>、風車などの子どもがよく手にする縁起物の玩具が付加されている例も多い。犬張子やでんでん太鼓などは、出産祝いに組み合わせて贈る玩具としても用いられたことから<sup>(24)</sup>、小児の成長と健康を祈願するための玩具図が「疱瘡絵」にも流用されたと理解できる。文言にも4「持遊びも ふんだるたるま一日も 寝ずにささ湯は おめてたひとく野せん豆そえてちや漬のさらくと 軽くしてとるこふのものかな」、8「もてあそぶ 犬や達磨にも軽く 湯のふ峠を楽に越へけり」、10「張秋の 達磨も犬も疱瘡の 見舞にかるき手遊びにして」のように、「もてあそぶ」や「手遊び」という言葉が多出しており、疱瘡に罹病した子どもが、疱瘡治癒、疱瘡除けの効力のある玩具を弄ぶことによって、効力が出ると考えられていたようである。そして、それと同時に、じっと寝ているのが嫌で何かと動きたがる子どもに玩具を与えたり玩具の絵を見せたりして機嫌をとろうとした大人たちの気配りもうかがえる。

## (2) 富士山と「山あげ」

「疱瘡絵」の中には富士山を描いたものが多い。11「富士山・為朝・鍾馗・達磨①」や 15 「富士山・為朝・達磨・金太郎②」、16「富士山・為朝・鍾馗・達磨・桃太郎」は、縁起物としての達磨に加えて、源為朝や鍾馗のような疫病除けの武将や神仏、金太郎や桃太郎等の力童、そして富士山が加わったものが描かれている。文言を見てみると 11「疱瘡の 身も富士ほどに山をあけ 正氣でなく寿 たるま為とも」、12「疱瘡の 身も富士ほどに山をあけ 正氣でなく寿 たるま為とも」、14「疱瘡の 身も富士ほどに山をあげ 正氣でなく寿 だるま為とも」がほぼ同じ内容で、その他は 13「為ともの 弓張上ケル富士よりも 正氣てかるかる おきる朱だるま」、15「をさな子か きけむ遊びの手にからく 山もあけたる はりぬきの不二」16「疱瘡は 三國一のかろかろと ふしの山をも 上る力童」と、11～16 のいずれも「富士ほどに山をあけ」「弓張上ケル富士」「山もあけたるはりぬきの不二」「ふしの山をも上る」というように、「山をあける」という言葉が共通して使われている。この富士山や「山をあける」という文言は、江戸時代の医学書や日記に出てくる疱瘡の症状の経過段階の一つである「山あげ」を意味していると考えられる。

前述のように香月牛山は『小兒必用養育草』巻四の「痘瘡始終日数の説」において、疱瘡発症後の症状の経過を次の 5 段階で記し<sup>(25)</sup>、「山あげ」は疱瘡発症から最終段階までの 15 日間のうち、10 日目～12 日目の期間を指す言葉として用いている。また「軽き症は、首尾十二日にて、かせて愈るもあり、逆なる症は、何かと、變ずる事多くして、二十餘箇日三十日あまりもかゝりて愈もあり、或は死するに至るあり」とあり、疱瘡が軽い症状で済む場合は、「山あげ」の段階が済んだ 12 日目で膿疱の表面が乾いて癒えると述べている。また『小兒必用養育草』巻四「痘瘡生死を決する日期の説」では、疱瘡罹病患者の生死を決める時期は、発症から 6 日目か 9 日目あるいは 11 日目か 14 日目であるとし、重い疱瘡に罹病した場合には、「山あげ」という「成就」をすることなく死ぬと述べられている<sup>(26)</sup>。したがって、「山あげ」は患者の生死を決める重要な段階であると認識されていた。以上の点から、「山あげ」を過ぎて順調に快方に向かうこと、即ち軽い疱瘡で済むことが望まれ、「山あげ」の期間を無事終えることが、疱瘡患者にとって回復に向かうめでたいことと認識されていたのである。こういった無事「山あげ」を済ませ、快方に向かうことを予祝する心意が、図柄としては富士山によって表現され、文言としては、11、12、14 の「正氣でなく寿」や、13「かるかるおきる朱だるま」、15「からく山もあけたるはりぬきの不二」、16「からくろとふしの山をも上る」などによって表現されていたのである。つまり、富士

山は「山あげ」への祈願の意味をもつ類似連想による図柄である。

### (3) 疣瘡絵の文言と赤豆

「疣瘡絵」の文言と図柄の構成要素についてみると、第一に「かるかる」「さらさら」などの言葉を用いて、疣瘡が軽く済むことをその形容動詞的な言葉で願うタイプと、第二に、「豆太鼓」や「大角豆」「あづき」などの赤い豆という文字と言葉で、治癒を願うタイプとがある。

第一の、いわば「かるかる・さらさら」タイプは以下のとおりである。

2 「ほうさうの なミのおとよき ミずかみを からくもはやき あし達磨かな」

4 「持遊びも ふんだるたるま一日も寝ずにささ湯はおめてたひ とと野せん豆そえて  
ちや漬のさらさらと 軽々してとる こふのものかな」

6 「二ツ三ツ かるかるあがれよ はるのこま」、

7 「かるすぎて 寝た事のないだるまより じつとして居ぬ この風車」、

13 「為ともの 弓張上ケル富士よりも 正氣てかるかる おきる朱だるま」

第二の、いわば「赤豆」タイプは、以下のとおりである。

18 「はらはらと かほに三つ四つ 豆太鼓」

21 「早咲の 梅のつぼミもニツ三ツ 雪に色よき犬のあし跡」(これは豆ならぬ犬の足跡だが)

27 「紅梅口のるさまの赤口軽々と 一荷十六大角豆哉 名月やとりわけ搔ゆき草の露  
引つさける千両軽し えびす講喜目舞」

33 「ほうそうは からくしあげて豆太鼓 寝ねける? あづき うさぎみみづく」

このことに関連して、『小兒必用養育草』巻四「痘瘡の形色の善惡の説」では、「痘の形は、尖圓にして、大きに起脹の時にいたつて、大豆を見るやうにして、手にてその上をなづるに、さらさらとして、膿をいっぱいに持たるを、最上吉の痘といふ」とある<sup>(27)</sup>。つまり、さらさらとした大豆のように膿を多く含んだ丸い痘（膿瘡）の形が症状としてはもっとも良いとされており、痘（膿瘡）の色に関しては前述した通り、赤い色が良い色であるとされている。したがって、これらはいずれも症状としては良い状態にある疣瘡の痘の様相を記すことで、それに類似して症状が軽く済むことを願っているものといえる。

その他にも、28 「□□疣瘡も あとなくさめて見し夢の 佛うつる鍾馗大臣」のように、「あとなく」という言葉を用いて、痘痕が残らず綺麗に疣瘡が治癒することを願っているものもある。これらは疣瘡による最悪の場合の死への恐怖などの緊迫感のゆるい例である。また、31には、

疱瘡養生艸 年々天一天上の日の 水にてゆあみせバ 疱瘡をのがるるなり 初日より二日置に奇應丸一粒づつのますべし むしおさへの専一あり 又のんどつまりし時は 南天の実を猪口に一盃ほどせんじ用うべし すみやかにとふるなり 山のあがらぬ時はからしをせんじ とと湯をつかはすべし 山あがること少なり 家内へいれぬもの 其子の母親髪結ことをいむべし 第一房事貝藻ハ七十五日いむなり 紫染不淨物 本うミまではせいのつよきものをしよくすべし 本うみのちハ あふらものるい そうじてわろし

と、疱瘡罹病を予防する方法や、罹病した際に飲むべき薬、どの症状が出た時にどのような対処を行うべきか、忌むべき行為や食物などについて具体的な対処法が示されている。

以上のような「疱瘡絵」の構成要素からみれば、前述した「山あげ」タイプも含めて、江戸時代の医学書や育児書からの影響と、それによる疱瘡の症状に対する人びとの経験による一定の共通の知識や理解があったことがわかる。これらの知識は「疱瘡絵」だけでなく、疱瘡踊りの歌詞にも見られる<sup>(28)</sup>。そしてそこには、死への恐怖感や緊迫感よりも、疱瘡に対し家族とともに症状の変化に寄り添いながら類似連想的な力を信じて自然な治癒へ向けての祈願という切実な疱瘡対処の姿勢がうかがえる。

#### (4) 為朝と疱瘡

「疱瘡絵」の構成要素として目立っているものとして、もう一つ注目されるのが源為朝である。なぜ「疱瘡絵」に源為朝の伝説が描かれるのかを考えてみる。

図柄に源為朝が見られるのは 11、12、13、14、15、16、29、30、31、37、38、39、40、41、42、43 の 16 点である。その図柄と文言の構成要素について分類してみると、3 つのタイプが存在する。まず、a タイプは、紅一色摺で、源為朝が鍾馗、達磨、富士山などの他の要素と混合して描かれ、疱瘡の症状の一つである山あげをも意味しているもので、11～16、31 がそれに該当する。次の b タイプは、源為朝と疫鬼がセットで描かれているもので、29、37、38、39、41、42 がそれに該当する。次の c タイプは源為朝の図柄と伝説がセットで描かれているもので、30、40、43 がそれに該当する。

そこでこのうちの c タイプの源為朝伝説について検討してみる。30 の文言には、

豆州八丈島鎮守 正一位八郎大明神 正像 抑鎮西八郎為朝臣は清和源氏乃嫡流六條廷尉為義公の八男也（中略）御年中為朝八丈島の濱辺に出て絶景を望たまふに一人の老翁筵に乗て波に漂ひ兎角して此渚に就く為朝熟翁の奇異なるを不審り汝何にしてか浪に浮かみて此に来る そも何ものならんやと問ふ老翁答へて我ハ痘瘡神の性なりとい

ふ 為朝之を聞いていたく声をいらち吾この島に在て万民を撫育し 國中安全を祈の外他なし故に山野に賊なく疫神の愁なし況や 狐狸の人を惑すに於てをや我人の愁あるを知りて不<sup>止</sup>ハ弓矢神の穢也 汝はやく此地を去べし若我云う所にそむき島人を惱さば敢て赦さじと 老翁勇気に怖れて低頭なし手を拜き末世の後まで再び不可来と誓ひ又篷に乗て蒼海を走り退しと云云 今に到るまで八丈の島人此患を知らず 庶哉ハ世人平生に此神像を祀りて子孫をして痘瘡の無患を祈り奉らば靈験最著明く將子孫長久家内繁昌乃神像と謂つべし

とあり、40の文言には、

八丈島の鎮守 正一位為朝大明神來由 鎮西八郎為朝公六條判官為義公の八男にして武勇絶倫怪力無双強弓名譽の勇将也 此君不運にして流罪に逢ひ玉ひし時大嶋より八丈へ押渡り島人等を撫育し玉ひしかば尊敬すること大方不成 或日濱邊に壹人の翁漂着し島人に向て申さく 我ハもかさを護る神也汝杯早く赤の飯神酒杯の供物を捧げ宜しく我を信ぜよと言 島人聞きて驚騒くを為朝早くも聞召此所に出来玉ひ疱瘡神を吃りこらし 汝ハ世人を苦しましむる邪神にて有けるが我かくて在りからハ此島あらん限り此地の土を不可踏 亦我性名を印したる家へも入ることをなけれ この二ヶ条を守らずバ目に物見せんと怒り玉へバ 疱瘡神ハ恐れおののき免し玉へ仰せの赴決して背き申すまじとて一通の証書に手判を押て参らせけるとぞ 斯て後今の世に至まで彼島に此病患なく又この神に疱瘡の願をかければ皆軽々と平癒なすとぞいとも賢こき神徳也

とある。文献上の為朝の初出は『保元物語』であるが、そこには直接疱瘡と為朝とを関連付ける記述はないものの、「いかなる悪魔、行疫神も、面をむくべきやうはなし」と、為朝と悪魔や行疫神との関係は出ている(29)。

次に為朝の八丈島における疱瘡神調伏伝説発生の背景を検討するため、各地の為朝伝説を収集してみた(30)。22事例が確認できたが、為朝と疱瘡との関連が見られる伝説は、東京都八丈島に伝わる1事例のみである。その伝承は、次のような内容である(31)。

おおむかしの話でおじやる。為朝が女護が島から大島に帰るとき、海上で不思議なものを発見しました。それは一尺四、五寸くらいの小さい、やせこけた老人が、赤い旗を立てたタライに乗って浮かんでいます。為朝がそのあやしげな老人にむかって、「われは為朝であるが、なんじは水の怪か、地の怪か、すみやかに返答せよ！」といいながら、左手に強弓をにぎりしめて、ハッタとばかりにらみつけました。返答によっては射

ころす考えでした。為朝の威厳に恐れをなしたのか、不思議な老人は、タライの上に平伏すると、「われは、水の怪でも、地の怪でもおじやらない、痘瘡の神でおじやる。このごろクニ（内地）で痘瘡をイッパイはやらせ申したが、もうつまらなくなり申したので、新しい天地をもとめて海上にただよっているところでおじやる。うわさによると、これから南に女護が島とか申すところがおじやるとのことなので、そこにでも行き、痘瘡をはやらせようと、今思案したところでおじやる。」と答えました。これをきいいた為朝は、顔を真赤にして、「このヤクビヨウ神め、女護が島にはわしの大事な二人の子供が住んでいる。もしなんじが行って痘瘡をはやらせたら、子供たちの命があぶない。これから先きに一歩でも進むなら、わしの弓矢でなんじをタライごと海底に射沈めてやるぞ…」とどなりつけました。痘瘡の神は、為朝の勢いにちぢみあがり、「とんでもない、命あってのものだねでおじやる。お身の弓矢にかかれば、われらのごときヤクザ（弱虫）は、ひとたまりもおじやらぬ。これからは、われらの仲間にもフレ（布令）を出して、女護が島へは絶対に近よらないようにし申すから、命だけは助けてたもうれ」と頭をさげました。為朝はそれをきいて、顔色をやわらげ、「そうなくてはならぬことじや。なんじが心をあらためたなら、命だけは助けてつかわす。その小さなタライに乗って、クニまで引きかえすのも大変であろうから、わしの船でクニまでおくりとどけてつかわそう」といって、痘瘡の神を自分の船へ乗りうつらせ、大島につれてかえってから、さらに伊豆の国地へおくりとどけてやりました。そのため、女護が島では、痘瘡の病を知らなかつたという話でおじやる。

この伝説は、前掲の「疱瘡絵」の 30 と 40 の文章の内容と一致する。この伝説を収集した浅沼良次によれば、この原話は滝沢馬琴の『椿説弓張月』<sup>(32)</sup> であるといい、その『椿説弓張月』の記事は、次のとおりである。

後編第十九回 為朝の武威 痘鬼を退く

かかるところ おき よねだはら ふた みのたけ  
浩處に澳のかたより。米俵の蓋に。赤き幣を建て。身丈僅に一尺四五寸もあるらん  
とおぼしく。いとからびたる翁。その上に乗りて。浪のまにまに流れよるにぞ。太郎  
丸二郎丸は。もろ共に 魁て。聲高やかにむつかり給へば。為朝かの翁を信とにらまへ  
て。汝は是れ。水の怪歟地の怪歟。とく退出よと叱り給へば。翁大いに怕れて。俵の上  
に拜伏し。僕は魑魅魍魎の属にあらず。そなはち世にいふ痘鬼是なり。近會京攝  
間にあつて。もつはら痘瘡を流行したるが。浪速の浦に送り遣られて。大洋に漂流し。  
事の叙。この島はむかしより。痘瘡を志らずと聞き。且く足を休んとおもひつるに。

はからずも君が武徳灼然なれば。はしなく陸に上る事かなはず。免させ給へ。向後わが  
ともがら 獄にも令志らして。こゝへは立ちもよらじと賠れば。為朝やゝ顔色を和げ。さこそあ  
らめ。此島にはわが子どももあり。加<sup>よねだはら</sup>旃<sup>ふた</sup>往<sup>ぬき</sup>古<sup>たて</sup>より痘瘡を志らぬ島人の。俄<sup>にわか</sup>頃にこ  
れを病ときは。非命の死をなすもの多かるべし。汝等ふたゝびこの島へ來ることなかれ。  
さらば送りて得せんとて。艤<sup>やが</sup>て船に引きのぼし。遂に大島へ射て歸り。彼處より又伊  
豆の國府へ送り給ひしとぞ。このゆゑに八丈には、今もて痘瘡なしといへり。是<sup>かれしかしながら</sup>併  
為朝の武威掲焉<sup>いわじるき</sup>ゆゑなるべし

ここで描かれている痘瘡神は「米俵の蓋に。赤き幣を建て」た翁の姿で、「近會京攝の間  
にあつて。もつはら痘瘡を流行したるが。浪速の浦に送り遣られて。大洋に漂流し」て、  
八丈島に流れ着いたというのであり、それは各地で伝承されている痘瘡への罹病時に棧俵  
に赤幣束を刺して、赤飯を載せて送り出す痘瘡送りの習俗をふまえて描かれているといつ  
てよい。「痘瘡絵」にも棧俵に乗って漂流する痘瘡神の姿などが描かれている例として、37、  
38、39、41などがあげられる。つまり、この文化4年から5年（1807～1808）に刊行された  
曲亭滝沢馬琴の『椿説弓張月』こそが、為朝による痘瘡神調伏伝説の初出であり、もと  
もとのその情報発信源であった可能性が大である。『椿説弓張月』の流通とともに、為朝の  
痘瘡神調伏の民間信仰が流通していき、格好の「痘瘡絵」の画材となつていったと考えら  
れるのである。

### 3. 結語

本稿の要点をまとめておくと、以下の9点である。

- ① 「痘瘡絵」には(1)紅一色摺り、(2)図柄が紅摺りで文言が黒摺り、(3)2色～4色程度の簡素  
な多色摺り、(4)4色以上用いた複雑な多色摺りの4タイプが存在する。
- ② 「痘瘡絵」に描かれている痘瘡の症状と治療法への人びとの理解には、江戸時代の医学  
書における知識が反映されており、症状の展開と快復までの道筋を示すことで人びとを安  
心させる効果があったものと考えられる。
- ③ 痘瘡治病に赤色が有効であるという認識は、元禄16年（1703）刊行の『小兒必用養育草』  
の時点ですでにみられた。
- ④ 「痘瘡絵」に多く赤絵を用いたり、赤い色の衣類を着るなどする背景には、痘瘡の赤い  
発疹に通じる類似連想的な考え方が認められる。

⑤「疱瘡絵」の図柄にだるまが多く描かれた背景には、だるまの「起き上がり」の発想と、静かに寝ているのを嫌がり、起きて遊びたがる子どもをなだめ、長く寝込むことなくだるまのように早く起き上がり病気が快復するように、という祈願の意味があったと考えられる。

⑥赤絵のだるまの中に、正月の縁起物の玩具類が付加されているのは、療養中の子どもをなだめる工夫があった。

⑦赤絵のだるまの中に、「富士山」の図柄が描かれているのは、疱瘡の症状にあわせて 15 日間くらいの展開過程における、3 日「ほとをり」・3 日「出そろひ」・3 日「水うみ」・3 日「山あげ」・3 日「かせ」のうち、無事に「山あげ」に至ればもう安心という意味が込められており、富士山はその「山あげ」への祈願の意味をもつ図柄であった。

⑧「疱瘡絵」の中の源為朝という要素は、文化4年から5年（1807～1808）に刊行された滝沢馬琴の『椿説弓張月』の記事がその発信源であったと考えられる。

⑨「疱瘡絵」の構成要素に注目した本稿の分析からは、死への恐怖感や緊迫感よりも、疱瘡への生活感覚的な慣れと症状の変化に寄り添いながら類似連想的な力を信じて自然な治癒へ向けての祈願、という人びとの疱瘡対処の姿勢がうかがえる。

## 注

- (1) 藤岡摩里子『浮世絵のなかの江戸玩具—消えたみみずく、だるまが笑う』2008、社会評論社、荻野夏木「伝承と絵画に見る疫病神—近世以降における疱瘡と麻疹の表象—」説話・伝承学会『説話・伝承学』第 19 号、2011
- (2) ハートムット・オ・ローテルムンド『疱瘡神—江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究—』1995、岩波書店 (Hartmut O. Rotermund “Hôsôgami ou la petite vérole aisément”、1991)
- (3) 川部裕幸「「疱瘡絵」の文献的研究」国際日本文化研究センター『日本研究 国際日本文化研究センター紀要』第 21 集、2000、角川書店
- (4) 香月牛山『小兒必用養育草』元禄 16 (1703) (黒川眞道・小瀧淳校、同文館編纂局編纂、香月牛山著『日本教育文庫 衛生及遊戯篇 小兒必用養育草』1911、同文館)
- (5) 山東京伝『腹筋逢夢石』文化 7 (1810) (山東京伝著、林美一校訂『江戸戯作文庫 腹筋逢夢石』1984、河出書房新社)
- (6) 福井県大野市旧家「疱瘡見舞諸事留帳」天保元 (1830) ～天保 15 (1844) (南川伝憲

「疱瘡の伝来と越前大野藩」『えちぜんわかさ福井の民俗文化』1991、福井民俗の会)

(7) 文政 9 年（1826）から嘉永 2 年（1849）にかけて、滝沢馬琴が著した『馬琴日記』には、天保 2 年（1831）に馬琴と同居しつつあった嫡男宗伯の幼児であるお次と太郎が、疱瘡に罹病し、ふたりの罹病に際して、患者周辺の人物が、様々な対処をする様子が記されている。その天保 2 年（1831）2 月 9 日の記事に「お次方江張子だる磨壱并に昨日申付候あかねもめん、ひとつ身ひとへ物・同づきん出来。此品、清右衛門方より差遣し申置よしにて、昨日わたし置候金壱朱返納。則、任其意、請取おく。昼前痘神棚、飾之。丁の方空、利方に付献供等、備之。（中略）お次疱瘡の守札并に護符等、申請、暮六時前帰宅。帰路、為朝の紅絵かひ取持參。白山神主さしづに任せ、右守札、痘神棚に貼じ、供物等神主さしづの如く、奉祭之。八丈島為朝神影、旧来所持の分も二幅同断。」という記述が見られ、「張子だる磨」や「あかねもめん」が疱瘡罹病患者である「お次」に贈られ、「疱瘡の守札」、「護符」、「為朝の紅絵」、「八丈島為朝神影」などを買ってきて、「痘神棚」に貼る、などの対処がとられたことがわかる。（滝沢馬琴著、暉峻康隆他校訂『馬琴日記』第 2 卷、1973、中央公論社）

(8) 拙稿「病気への理解と対処—疱瘡習俗を中心に—」『伝承文化研究』第 13 号、2015、國學院大學伝承文化学会

(9) 拙稿「疱瘡習俗の諸相」南開大学外国語学院東アジア古代学研究センター、「東アジア文化研究」編集委員会『東アジア文化研究（东亚文化研究）』第 1 号、2016、國學院大學大学院文学研究科

(10) 渡邊平太夫政通『桑名日記』天保 10（1839）～嘉永元（1848）（谷川健一『日本庶民生活史料集成』第 15 卷、1971、三一書房）

(11) 『指田日記』は、武藏国多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）の陰陽師、指田摂津正藤詮によって、天保 5（1834）～明治 4（1871）にかけて著された日記である。（武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記上巻』2005、武蔵村山市教育委員会、武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記下巻』2006、武蔵村山市教育委員会）

(12) 前掲（4）

(13) 橘南谿『痘瘡水鏡録（痘瘡手引草）』安永 7（1778）、国立国会図書館蔵

(14) 池田霧溪『疱瘡食物考』天保 11（1840）、国立国会図書館蔵

(15) 中野操は『錦絵医学民俗志』1980、金原出版において、「総じて「疱瘡絵」はいたみのひどいものが多い。疱瘡が癒えると、枕屏風などに貼ったまま川に流したりするのを拾

ってきて剥がして売り物にするせいで、紅絵の色も失われて薄くなり、どんな構図かさえも見わけにくいのが多い。」と述べている。

(16) 表1にあげた「疱瘡絵」を所蔵しているのは、国立歴史民俗博物館（旧侯爵木戸家資料、内田邦彦旧蔵錦絵コレクション）、東京都江戸東京博物館（武田科学振興財団杏雨書屋）、内藤記念くすり博物館、東京都立中央図書館、日本大学医学部図書館、順天堂大学（山崎文庫）、東京大学総合図書館（鷗軒文庫の土肥慶蔵資料）、東京大学社会情報研究所、日本医学文化保存会である。そのうち国立歴史民俗博物館の資料が22点と約半数を占める。

(17) 前掲(15)

(18) 達磨は禪宗の始祖である達磨大師の座禅姿をうつしたもので、糸を吐き始めた蚕を入れる「上蔟」にちなんで、起き上がり達磨は養蚕の縁起物とされる。(木村吉隆『江戸の縁起物—浅草仲見世 助六物語』2011、亜紀書房)

(19) 前掲(4)

(20) でんでん太鼓は、赤ん坊をあやす玩具で、鬱金で染めた麻紐には、麻のように丈夫に育ってほしいとの願いが込められる。(木村吉隆『江戸の縁起物—浅草仲見世 助六物語』2011、亜紀書房)一方で、3の文言には、「豆太鼓」と書かれており、疱瘡の膿疱(豆)に掛けて「豆太鼓」を描いたとも考えられる。

(21) まさるは、福島県各地で年末年始に露天で売られる正月縁起物で、竹弓の弦にウサギの白い毛がついた素焼きの土鈴が付いているものであるが、「疱瘡絵」においては鯛が付いている。まさる(魔去る)を意味するため、疱瘡除けの効力を期待され用いられたと考えられる。まさるの弦に付いた鯛は、疱瘡治癒に効力のある赤色をしていることに加え、「おめでたい」を意味し、疱瘡治癒を予祝する機能を有する。

(22) 春駒は予祝のための門付け芸で、邪鬼を祓うためのものであるが、江戸時代に子どもの玩具となったものである。邪鬼を祓うという点で疱瘡除けに効力を發揮すると考えられたのである。(木村吉隆『江戸の縁起物—浅草仲見世 助六物語』2011、亜紀書房)

(23) 犬張子は、安産祈願、出産見舞い、お宮参りの贈物として用いられる玩具であるが、病気除けとして親が子どもに与える代表的な玩具でもある。犬(去ぬ)の意味を持ち、病気が去るのである。(木村吉隆『江戸の縁起物—浅草仲見世 助六物語』2011、亜紀書房)

(24) 木村吉隆『江戸の縁起物—浅草仲見世 助六物語』2011、亜紀書房

(25) 前掲(4)

(26) 前掲(4)

(27) 前掲 (4)

(28) 千葉県松戸市七右衛門新田で 2 月 1 日に行われる、「疱瘡日祭り」の唄の歌詞に、「こんにちのものがみさまはみづうみかかりて、山高く軽く駿河の、富士の山」(上野勇・日向野徳久・高橋武子・浅野明・柄原嗣雄・直江広治・和田正洲『関東の民間療法』1976、明玄書房) という文言があり、「疱瘡絵」の「山あげ」を連想させる富士山と共通する。また、鹿児島日置郡阿多村の踊疱瘡の唄の歌詞に、「お疱瘡は三つで軽いと軽いと。顔にや三つ四つ身にやまた七つ。メデタイメデタイナ」(馬場富子「民謡の禁忌について」日本民俗学会編『日本民俗学』第 4 卷第 2 号、1957、実業之日本社) という文言があり、「疱瘡絵」の「かるかる・さらさら」といった文言と共に通する。

(29) 『保元物語』成立年代不明、最古写本文保 2 (1318) 年

かの為朝は…きりやう・ことがら・つらたましみ、誠いかめしげなるもの也。其たけ七  
尺にあまりたれば、不通の者には二三尺計指あらはれたり。生付たる弓取にて、弓手  
のかいなめてより四寸長かりければ、矢づかをひくこと十五そく、弓は八尺五寸…鎧か  
ろげに着なし、小具足つまやかにして、弓脇にはさみ、鳥帽子ひきたてゆるぎいでたる  
ありさま たうはち あくまがうぶく  
形勢は、かの刀八毘沙門天の惡魔降伏のために、忿怒のかたちをあらはし給ふもかくや  
とおぼえてをびたゝし。いかなる惡魔・行疫神も、面をむくべきやうはなし。

(新編日本古典文学全集 41、柳瀬喜代志校注『將門記、陸奥話記、保元物語、平治物語』  
2002、小学館)

(30) 青森県から鹿児島県までの日本各地の為朝伝説は 22 例が収集できた。紙幅の関係上  
ここではそれらをすべて掲示しないが、それらによると、鎮西八郎とも呼ばれた為朝が 13  
歳から 15 歳まで居住したとされる九州地方、または為朝が保元の乱に敗れ配流された八丈  
島に集中して存在することが確認できた。また為朝伝説の内容は大きく、ア. 為朝が何かを  
退治する伝説（大蛇・龍退治、鬼退治、猿退治、疫鬼退治）、イ. 為朝の強弓や怪力を強調  
する伝説、ウ. 為朝の行為が特定事物や場所の由来となる伝説、の 3 つのタイプに分けられ  
る。

(31) 浅沼良次『八丈島の民話』1965、未来社

(32) 曲亭馬琴作、葛飾北斎画『椿説弓張月』前編六冊文化 4 (1807)、後編六冊続篇六冊  
文化 5 (1808)、拾遺五冊文化 7 (1810) (滝沢馬琴『古典叢書 滝沢馬琴集』第一巻、1989、  
誠晃社)



図1 No.3 豆太鼓あし乃達磨（仮題）

紅一色摺りで、達磨とでんでん太鼓の図柄が描かれる。文言は「□□□□□□□□豆太鼓あし乃だるまも□らぬ稚子か茂の□清□」と書かれる。倒れても起き上がる達磨の図柄と、小児の弄び物であると同時に成長を願うための縁起物であるでんでん太鼓の図柄と、「豆太鼓」の「豆（疱瘡の膿疱）」という文言が、疱瘡治病に効力を持たせている。（国立歴史民俗博物館所蔵）



図2 No.8 もてあそぶ犬や達磨（仮題）

紅一色摺りで、達磨、犬張子、でんでん太鼓の図柄が描かれる。文言は「もてあそぶ犬や達磨にも軽く湯のふ峠を楽に越へけり」と書かれる。「去ぬ」に掛けて病気が去ることを意味する犬張子が達磨、でんでん太鼓と共に描かれる。「軽く」や「峠を楽に越へけり」という文言によって、疱瘡の症状が軽いことや、快方へ向かうことを予祝する効力を持たせている。（国立歴史博物館所蔵）



図3 No.13 富士山・為朝・鍾馗・達磨③（仮題）

紅一色摺りで、富士山、為朝、鍾馗、達磨の図柄が描かれる。文言は「為ともの弓張上ケル富士よりも正氣でかるかるおきる朱だるま」と書かれる。「正氣」と「鍾馗」を掛けている。「正氣」とは…という意味である。富士山の図柄と「弓張上ケル富士」という文言によって、山上げの段階を表現し、「かるかるおきる」という文言で、速やかに快方に向かうことを予祝している。（国立歴史博物館所蔵）



図4 No.14 富士山・為朝・鍾馗・達磨④（仮題）

紅一色摺りで、富士山、為朝、鍾馗、達磨の図柄が描かれる。文言は「疱瘡の身も富士ほどに山をあげ正氣ですぐ壽だるま為とも」と書かれる。富士山の図柄と「山をあげ」という文言によって、山上げの段階を過ぎ、快方へ向かうことを予祝する。（国立歴史博物館所蔵）

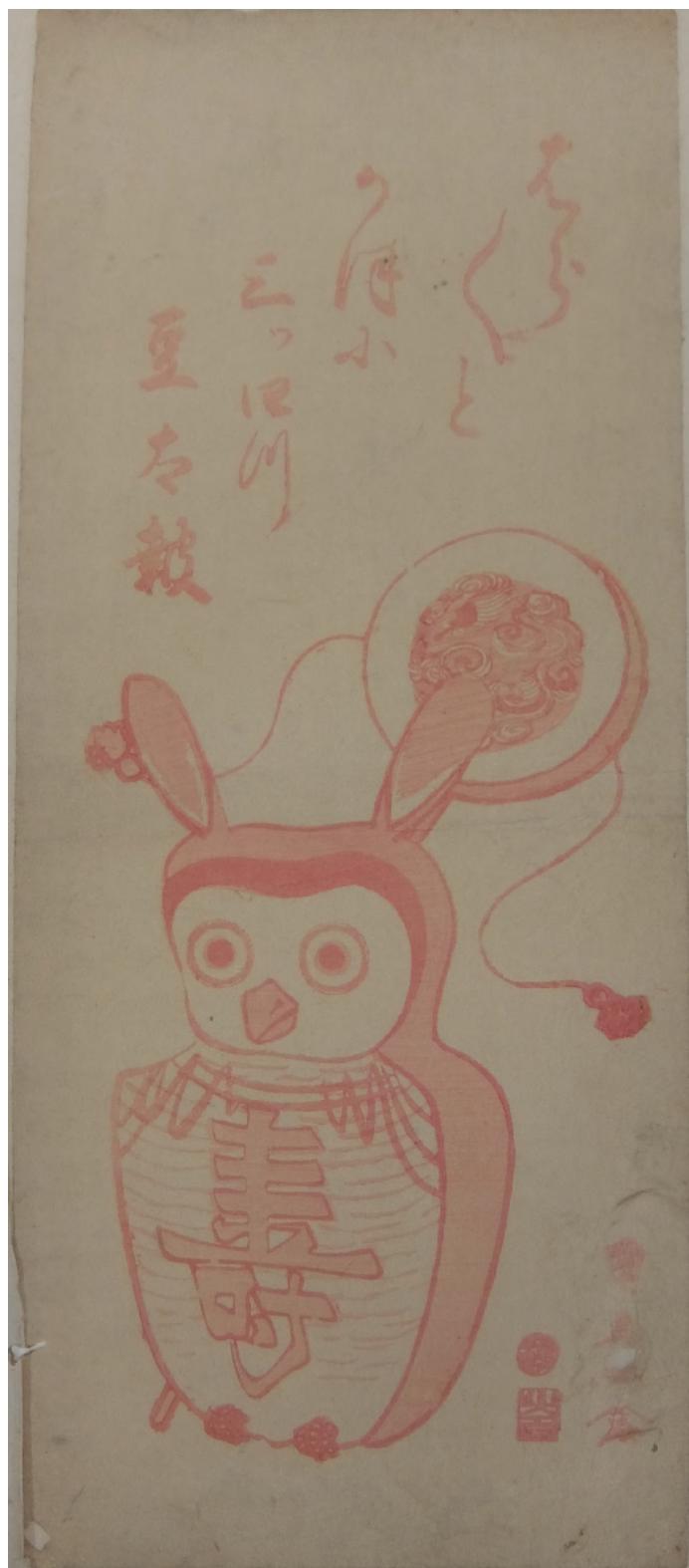


図5 No.18 木菟・豆太鼓（仮題）

紅一色摺りで、ミミズクとでんでん太鼓が描かれる。ミミズクには…という意味がある。文言は「はらはらとかほに三つ四つ豆太鼓」と書かれる。疱瘡の膿疱を思わせる豆が付く「豆太鼓」や、その豆が「三つ四つ」で済むことを願う文言を利用している。（国立歴史民俗博物館蔵）



図6 No.31 庖瘡養生艸（仮題）

図柄は紅摺り、文言が黒摺りで、源為朝・鍾馗・犬張子・兎・達磨鞠・でんでん太鼓が描かれている。文言で庖瘡罹病を予防する方法や、罹病した際に飲むべき薬、どの症状が出た時にどのような対処を行すべきか、忌むべき行為や食物などについて具体的な対処法を示している。（国立歴史民俗博物館蔵）



図7 No.38 鎮西八郎為朝・疫鬼（仮題）

4色以上用いた複雑な多色摺りで、源為朝が弓をもって、幣束を刺した棧俵に乗って海を漂流する赤い服を着た疫鬼を退治する図柄が描かれる。（ジュリー・アンダーソン、エム・バーンズ、エマ・シャクルトン『アートで見る医学の歴史』2012、河出書房新社より）



図8 No.41 鎮西八郎為朝・疱瘡神（仮題）

4色以上用いた複雑な多色摺りで、弓を持つ源為朝が、複数の疱瘡神を調伏する様子が描かれている。疱瘡神は、赤い達磨や赤い木菟、犬張子、兎、まさるを持った熊、老婆、赤い服を着た童子などの姿で描かれる。おそらく『椿説弓張月』に書かれる、八丈島における為朝の疱瘡神調伏の様子を描いたもので、本来手の無いはずの達磨が手を出して額突き、老婆は八丈島の民を疱瘡に罹病させないという誓いの手判を持ち、童子は疱瘡神への供物とされる棧俵にのった赤い疱瘡団子を食べている。（中野操『錦絵医学民俗志』1980、金原出版より、日本医学文化保存会所蔵）



図9 No. 30 豆州八丈島鎮守正一位八郎大明神正像（仮題）

赤と黒の2色摺りで、源為朝の図柄と伝説がセットで描かれる。（内藤記念くすり博物館蔵）



図 10 No. 40 八丈島の鎮守正一位為朝大明神来由（仮題）

4色以上用いた複雑な多色摺りで、源為朝の図柄と伝説がセットで描かれる。為朝はおそらく、疱瘡神の手判を持っている。（日本医学文化保存会蔵）

## 第4章 疱瘡習俗の諸相

### 1. 日本各地の疱瘡習俗

#### (一) 罷病プロセスと疱瘡習俗の関係

##### (1) 先行研究の問題点

既に第2章で『指田日記』と『桑名日記』の内容から、罷病時～5日目に軽い疱瘡の祝いが行われ、6日目～疱瘡見舞いの贈答、11日目～呪物を川に流し笹湯を行うといったように、疱瘡罹病時から治癒時までの症状の変化に合わせた段階的な対処が見られることを指摘した。このように天保5～明治4年（1834～1871）の時点では、罷病時に辿るプロセスと習俗には密接な関係が見られる。本章では1960年代～2010年代の事例を対象とする。江戸時代以後の種痘の普及や隔離の実施によって治癒の確率が高まっていくなかで、疱瘡をめぐる習俗がどのような変遷を辿っていくのかを分析していく。本章では、1960年代～2010年代の青森から鹿児島にかけての市町村史誌や調査報告書に報告された疱瘡習俗の事例と、筆者の実地調査によって収集した事例（約800例）を分析対象とし、民間伝承のなかで形成してきたそれらの習俗を〈病への対処〉と〈病への理解〉という2つの視点から分析していく、先行研究の不足を補っていく。

##### (2) 疱瘡への段階的な対処

表1は、1960年代～2010年代の青森から鹿児島にかけての市町村史誌や調査報告書に報告された疱瘡習俗の事例と、筆者の実地調査によって収集した事例（約800例）をもとに作成した。ここでは疱瘡習俗を行う時期とその分布傾向を示しており、次のことが指摘できる。

疱瘡習俗は（1）疱瘡に罹病してから臨時の対処として行うタイプと、（2）疱瘡の罹病と関係なく行う定時の対処に分けられる。臨時の（1）タイプは罹病初期、罹病中、治癒時に行われる場合がある。また、自然に発症した場合と、種痘によって人為的に発症した場合がある。（2）タイプは小児の誕生に関係する儀礼や正月行事を中心とする歳時習俗として行われる。

表1からは、（2）の疱瘡になる前の予防的な対処よりも、（1）の疱瘡に罹病してから行う対処が多いことがわかる。また、（1）の臨時の対処は、罹病初期と治癒時に行う対処が多くを占めており、罹病中に対処する事例は少ないが、発症してから4日目、7日目など具体的な日数を示して行う事例や、「山上げ」という時期に行うという事例が見られる。

表1 施瘡習俗を行う時期とその分布傾向

	(1)臨時の					(2)定時の									
	罹病初期		罹病中		治癒時	誕生とその後				歳時習俗					
	自然発症	種痘接種	自然発症	種痘	自然発症	初子出産	宮参り	生後12日	生後3ヶ月	大晦日	正月	2月	初午	コトハ日	3月節供
青森										1					
岩手	1				1										
宮城										4	2				
秋田															
山形					1					1					
福島			四日目 七日目		1										
茨城		1										1			
栃木	1														
群馬	2	8			1	7									
埼玉		1				1									
千葉		1									4	1		2	
東京		1	七日目		2			2		3	1		1		
神奈川					1	1				2					
新潟	1	1	七日目		1	2									
富山	1														
石川	1	1			1	3									
福井		1													
山梨		2				1									
長野		2				3									
岐阜		1													
静岡	6	12	山上げ	5	17	1			1	1	2				
愛知		1				1									
三重		1				1									
滋賀					2										
大阪												1			
兵庫											1				
奈良											1				
和歌山															
鳥取											1				
島根	2	山上げ												1	
岡山							1	1			1	1			
広島						1									
山口															
徳島		1				1									
香川	1										1				
愛媛															
高知															
福岡															
佐賀			七日目								2				
長崎	2														
熊本	1														
大分	1														
宮崎	1														
鹿児島	8				2						2			1	

これをまとめると表2のようになる。

表2 疣瘡習俗のタイプ

(1) 臨時の 疣瘡に罹病してから行う	自然発症による罹病	罹病初期 罹病中 治癒時
	種痘接種による罹病	罹病初期 罹病中 治癒時
(2) 定時の 疣瘡の罹病とは関係ない 予防的な対処	小児の誕生に關係する儀礼	
	正月行事を中心とする歳時習俗	

また、表3は(1)タイプの疣瘡への臨時的な対処の内容について、罹病初期、罹病中、治癒時の項目に分けて、誰が、何を、どこへ、どうするか、を示したものである。表3からは、(1)タイプの疣瘡習俗の段階的な構造が読み取れる。例えば〈福島2〉の事例<sup>(1)</sup>では、罹病すると「御棚上げ」といって座敷に疣瘡神の棚を作り、罹病してから4日目には「中行」といってブラックの若者組が小児の家で御棚囃子を行い、治癒時(7日目)に「御棚下ろし」といって若者組と親戚懇意が集って痘流しの祝いを行う。このように罹病時、4日目、7日目というように段階的な対処が行われている。また、4日目の御棚囃子の唄の歌詞に、「七百余神の痘神様よ ほてるは三日で出来る三日水うみ三日にはんみは三日かじけは三日で十や五日で痘流し申せ」とあり、ここでも元禄16年(1703)『小兒必用養育草』<sup>(2)</sup>に示されているような、熱蒸(ほとをり・序熱)三日、放標(出そろひ)三日、起脹(水うみ)三日、貫膿(山あげ)三日、収靫(かせ)三日、という疣瘡の罹病プロセスとその日数が表現されており、それに合わせた対処が行われている。

また、〈徳島2〉の事例<sup>(3)</sup>では種痘すると床の間に棚を作り祈願する。この棚に12粒の小豆を入れたご飯を供え、11日間祈る。12日目にふたたび小豆飯を供え、棚を外に出す。ここでは、12粒の小豆によって、あらかじめ罹病から治癒までの日数が表されている。さらにその日数に合わせて棚作り→祈願→棚送りという対処が行われている。

表3 痢瘍への臨時的な対処の主な事例

伝承地	罹病初期				罹病中				治癒時				報告年	出典	
	誰が	何を	どこへ	どうする	誰が	何を	どこへ	どうする	誰が	何を	どこへ	どうする			
岩手 1 遠野市		疱瘍神 膳	神棚	まつる 供える									1910 1		
	病人	赤い帽子 赤い足袋 赤い寝道具		身につける					親類縁者	赤幣束 赤飯	神前	酒湯の祝い 集まる 立てる 供える			
福島 1 山上須賀										五色の幣 束 大きな草 蛙	門口 道わきの 木	疱瘍神送り 下げる		1963 2	
茨城 1 石城郡草野村北神谷		棚に赤幣 束 供物 江戸絵	デイ(座 敷)の正 面	御棚上げ 作る 供える	法印様 若者組	小児の家	中行 御棚囃子		親戚 懇意 若者組		小児の家	御棚下ろし 痘流しの祝い	1927 3		
	2 新治郡八郷町	部落の青 年 部落の大 人	梵天 赤飯	種痘をし た立てる 小児の 家の庭										1977 4	
栃木 1 —		注連縄	辻	張る										1977 5	
群馬 1 六合村小雨					隣近所	種痘した 小児の家			種痘した 小児の家 族	赤飯	隣近所	配る	1963 6		
										ユナガシ 笹の葉と麦バナの湯で 洗う					
2 北橘村										疱瘍棚に 赤幣束 ユナガシ に使った 笹の葉					
3 馬貝塚町	種痘をし た小児の 父親	棚	座敷	吊るす					患者の家 族	オコワ 竹徳利2 本に酒 棚	天神様や 供える 飯玉神社	疱瘍送り	1986 8		
					隣近所	疱瘍見舞 い(オヒ ネリ)	座敷に吊 るした棚	供える	種痘をし た小児の 家族	赤飯	隣近所	疱瘍見舞いのお礼とし て贈る			
4 桐生市梅田町	患者の家 族	桟俵に赤 幣束	カイド	吊るす	患者の家 族	オシラキ にご飯	カイドに 供える 吊るした 桟俵		患者の家 族	桟俵に赤 幣束		送り出す		1970 9	
5 輝部野上上区		赤い注連 縄 赤幣束	家の周辺	張る					赤飯	疱瘍神	供える		1974 10		
									蓑の子	屋根の上	上げる				
6 輝部岩染	親類	疱瘍見舞 い	種痘をし た小児の 家	贈る					赤飯のむ すび	赤飯のむ すび	近所の小 児	食べさせる	1974 11		
									疱瘍棚に 赤幣束	屋根の上	投げる				
7 多野郡鬼石町下久保	種痘をし た小児の 家族	疱瘍棚	種痘をし た小児の 家	作る					小児	蓑馬に赤 幣束と赤 飯を詰め た俵		曳いて送り出す		1991 12	
									種痘をし た小児	蓑馬に赤 幣束 疱瘍棚 赤飯と菓 子	大石の上	ユナガシ 曳いて送り出す 供える			
埼玉 1 秩父郡野上	種痘をし た小児の 家族	棚に赤幣 束と注連 縄	座敷	作る	種痘をし た小児の 家族		「疱瘍がつきますよう に」と拌む		ホウソウ シンコ (種痘を 受けた赤 ん坊)	蓑の疱 馬におこ わ飯 疱瘍神さ ま(棚)	三方の辻 道端の切 り株	送り出す		1977 13	
									桟俵	屋根	投げ上げる				
千葉 1 君津郡関 豊村	種痘をし た小児	棚に赤幣 束	家の真ん 中の柱	作る 供える 疱瘍神をまつる					ホウソウ シンコ (種痘を 受けた赤 ん坊)	蓑 タ・豆ズ タ・麦 鍋ぶたか 檜笠	箕の中	疱瘍流し 煎じた汁を柄杓で3回 かける		1956 14	
	種痘をし た小児	赤い葉子 赤い果物	種痘を受 けた役場 から自家 まで	かぶって帰る					種痘を受 けた小児 の家族	赤飯	隣近所	お礼に配る			
神奈川 1 鎌倉市笛 田					隣近所	種痘を受 けた小児 の自宅	「おめでとうございま す」と言い祝いに来る					疱瘍神送り		1968 15	
	2								患者の家 族	桟俵	患者の家	頭にかぶせる	「ホーゾーにげろ、町 屋ににげろ寺分べにげ ろ」と唄を歌った		
新潟 1 中頸城郡 源村尾神	罹病した 小児の家 族	蓑タガに 笹の葉		疱瘍神としてまつる					患者の家 族	湯に浸し た俵		「おかげできれいに治 りました。次の子たち もどうか難くすみます ように」と唱えながら 患部をさす		1976 16	
									罹病した 小児の母 親	蓑タガに 笹の葉		祓い 小児の頭上にかぶせ 「疱瘍の神さん御苦労 さんでした」と唱えな がら湯をかける			1956 17

2 中魚沼郡 秋山郷			患者の家 族	桟俵 湯に浸し た箪 使用した 桟俵と箪	患者の家 盥の中 宮の下	小児の頭上にかぶせ振 りかける 縛り付ける	1976	18
3 東蒲原郡				鍋蓋 茶碗 豆3粒		種痘を受けた小児の頭 上にかぶせ湯を流す 鍋の蓋の上にのせ1粒 ずつ水をかける	1976	19
富山 1 —	桟俵に赤 飯と赤幣 束	病人の上 吊るす	病人の上 川 に吊るし た桟俵		痒いところを撫でて流 す			1976 20
石川 1 羽咋郡志 賀町					種痘を受けた小児の頭 上にかぶせ湯を流す 鍋の蓋の上にのせ1粒 ずつ水をかける	イモナガシ 種痘を受けた小児の頭 上に載せ湯で浸す	1979	21
2 羽咋郡志 賀町高浜			赤い布切 れに小豆 を包む 桟俵	川	痒いところを叩き桟俵 に載せて流す	手拭 種痘を受けた小児の頭 上に使った桟俵	眼を縛る 家の門辺 掛けて人目につくよう にする	1979 22
3 金沢市浅 野本町						種痘を受けた小児の頭 上に使った桟俵	イモナガシ 隣近所 配る	1979 23
4 能美郡							桟俵	川 流す
5 小松市	患者の家 族	起き上がり 桟俵 赤旗 饅頭	疱瘡神とみなしてまつ る軽く済むよう祈る 供える			患者の家 赤飯	神棚	供える
福井 1 大飯郡大 島村	種痘を受けた小児の家庭	起き上がり 四つ辻 小法師2つ	疱瘡神とみなしてまつ る供える					1979 25
長野 1 木曽郡猪 川村川入 萱ヶ平	棚 赤幣束 小豆飯	作る 供える				起き上がり 小法師 桟俵	川 流す	1972 27
岐阜 1 岐阜市加 納鉄砲町	桟俵 小豆飯の 団子 小徳利 赤幣束	四つ辻 供える				棚 赤幣束 小豆飯		1954 28
静岡 1 伊豆市					鼠糞・ 麦・米・ 稗・小 豆・ホラ の貝・ア ワビ貝を 入れた湯		「イノ一岐のマメジャ クシ元の社に立ち帰 れ」と3回唱え患者の 患部に振りかける	1976 29
2 褐野市富 沢	疱瘡棚 桟俵 疱瘡団子 幣束 人形	種痘を受けた小児 のまつる 中の柱	親戚 団子16個 贈る	ヤマアケの祝い 贈る	種痘を受けた小児の家庭	赤飯 油揚げ	隣近所	棚納め お札に配る
3 田方郡中 伊豆町原 保					疱瘡団子 (先をと がらせ紅 を付け る)	桟俵	サインカ ミサン	供える 配る
4 田方郡中 伊豆町原 保	カズの木 桟俵 疱瘡団子 (紅を付 ける)	サインカ ミ			カズの木 の筏		嫁の実家 隣近所	1987 31
5 田方郡中 伊豆町原 保					患者の家 族	鼠糞・ 米・麦・ 稗・小 豆・ホラ の貝・ア ワビ	竹湯 「イノ一岐のマゴ杓 子、元の社へ立ち帰 れ」と3回唱えるなが ら患者の腕に振りかけ る	1987 32
6 下田市須 崎					患者の家 族	桟俵 竹湯に使 用したも の	サインカ ミ	1989 33
					患者の家 族	团子(紅 で印)	納める	
					患者の家 族	团子(紅 で印)	隣近所	配る
					カコボラ の貝2個 神酒 小 豆・麦粒		「疱瘡済みました」と 3回唱えながら頭と身 体を叩く	1989 34

7 沼津市大平	庖瘡団子 (紅で印) 家中 庖瘡神の棚	食べる 配る 供える 作る			2012	35	
三重 1 —				桟俵 笹 酒 使用した	小児の頭上にかぶせ振りかける 門口の木 拭り付ける	1968 36	
滋賀 1 —				桟俵 赤飯のおにぎり 赤幣束	人の良く通る辻 送る	1967 37	
2 萱尾				赤幣束 辻の端 桟俵 赤飯	庖瘡送り置く 供える	1967 38	
島根 1 鹿足郡日原町	ヤマ(木枠で作つた台に御幣を立てる)	まつる 祈祷		村中・地区中山上	ヤマアゲ 扫一て祓つて廻る 持ち上げて焼く	1977 39	
2 鹿足郡日原町脇本	棚 小豆飯	患者の寝室	まつる 供える		ヤマアゲ 伊勢音頭を歌う	1977 40	
広島 1 広島市				桟俵 赤飯 大根なます 赤幣束 銅貨 患部を洗った酒・塩・米のとぎ汁	四つ辻 振りまく 持つて行く	1928 41	
徳島 1 —	80歳位の老人	赤い手ぬぐい・神酒	庖瘡神の祠 作る 供える			1965 42	
2 安来市	棚 注連縄 赤幣束 酒 小豆12粒	床の間	作る 祈る 「ホウソさんがつかつしゃつた」と言う	棚 床の間	祈る	棚 外 出す 供える	1977 43
香川 1 三豊郡仁尾町	庖瘡神の棚 ホウボウ(赤い魚)	神棚の横	作る 供える				1977 44
佐賀 1 鎮西町加唐島		住職 オヤコ	注連縄 赤紙 菓子	座敷の神棚 ホウソウゴモリ 祈禱 「庖瘡の神さんにあげます」と言う 種痘を受けた小児の家			1952 45
宮崎 1 都城市太郎坊町	区民	神社	庖瘡踊り 「お庖瘡3つで、お軽いお軽い」と歌う				1992 46
村境	送り出す						
鹿児島 1 日置郡伊集院町麦生田	部落の主婦	隣の部落	御高祖頭巾をかぶって顔をかくす 連れ立って「ホソは3つで軽いと、かるいと」と歌い踊る 米を1杯ずつ	ホソ ホソンダゴ ヤド ヤド 繩	川 三味線太鼓で送り流す 振り返らず黙って帰る		1966 47
	部落の主婦	ホソンダゴ(貰つた米で作る) ヤド ヤド 繩	ヤド 家々 部落入口 下げる				
2 川内市白浜町白浜	部落の婦人	隣の部落 の家々	ホソバチラッに出る 変装する 踊って歩く 貰う 「ホソンカンサアに踊りしてあげよ、ホソは三つで軽いと軽いと」と唱う 貰った米 自分たちの部落				1966 48

表3 出典一覧

- 1 柳田國男『遠野物語』1910
- 2 岩崎敏夫『本邦小祠の研究』岩崎博士学位論文発行後援会、1963
- 3 高木誠一「疱瘡神のこと」『民族』第3巻第5号、民族発行所、1928
- 4 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 5 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 6 群馬県教育委員会『六合村の民俗』1963
- 7 群馬県教育委員会『北橘村の民俗』1968
- 8 伊勢崎市『馬貝塚町の民俗』1986
- 9 群馬県教育委員会『桐生市梅田町の民俗』1970
- 10 富沢市教育委員会『額部の民俗』1974
- 11 富沢市教育委員会『額部の民俗』1974
- 12 根岸謙之助『医療民俗概論』雄山閣出版、1991
- 13 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 14 鎌田久子「村の女人一千葉県君津郡閑農村一」『女性と経験』第1号、女性民俗学研究会、1956
- 15 大藤ゆき『児やらい』岩崎美術社、1968
- 16 上野勇・日向野徳久・高橋武子・浅野明・柄原嗣雄・直江広治・和田正洲『関東の民間療法』明玄書房、1976
- 17 草川隆「疱瘡神送り」『日本民俗学』第5巻第2号、日本民俗学会、1957
- 18 杉原丈夫・今村充夫・伊藤曜覽・横山旭三郎・箱山貴太郎・土橋里木・木村博・加藤参郎・河上一雄『中部の民間療法』明玄書房、1976
- 19 杉原丈夫・今村充夫・伊藤曜覽・横山旭三郎・箱山貴太郎・土橋里木・木村博・加藤参郎・河上一雄『中部の民間療法』明玄書房、1976
- 20 杉原丈夫・今村充夫・伊藤曜覽・横山旭三郎・箱山貴太郎・土橋里木・木村博・加藤参郎・河上一雄『中部の民間療法』明玄書房、1976
- 21 今村充夫「民間療法」「日本の民俗宗教4 巫俗と俗信」弘文堂、1979
- 22 今村充夫「民間療法」「日本の民俗宗教4 巫俗と俗信」弘文堂、1979
- 23 今村充夫「民間療法」「日本の民俗宗教4 巫俗と俗信」弘文堂、1979
- 24 今村充夫「民間療法」「日本の民俗宗教4 巫俗と俗信」弘文堂、1979
- 25 今村充夫「民間療法」「日本の民俗宗教4 巫俗と俗信」弘文堂、1979
- 26 鈴木栄三「若狭大島民俗記」日本民俗学会編『日本民俗学』第2巻第2号、実業之日本社、1954
- 27 長野県木曽郡檜川村教育委員会『木曾檜川村の民俗（2）川入地区』1972
- 28 小瀬洋喜「疱瘡ながし」民間伝承編集部『民間伝承』第18巻第12号、六人社、1954
- 29 杉原丈夫・今村充夫・伊藤曜覽・横山旭三郎・箱山貴太郎・土橋里木・木村博・加藤参郎・河上一雄『中部の民間療法』明玄書房、1976
- 30 補野市教育委員会市史編さん会『裾野市史調査報告書第五集 富沢の民俗』1995
- 31 静岡県教育委員会文化課市史編さん室『静岡県史民俗調査報告書』第四集 原保の民俗（田方郡中伊豆町）1987
- 32 静岡県教育委員会文化課市史編さん室『静岡県史民俗調査報告書』第四集 原保の民俗（田方郡中伊豆町）、1987
- 33 『静岡県史』資料編23 民俗1、静岡県、1989
- 34 『静岡県史』資料編23 民俗1、静岡県、1989
- 35 筆者調査2012年10月
- 36 大藤ゆき『児やらい』岩崎美術社、1968
- 37 滋賀県教育委員会『滋賀県文化財調査報告書第3冊』1967
- 38 滋賀県教育委員会『滋賀県文化財調査報告書』第2冊、1967
- 39 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 40 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 41 永井建「疱瘡神のこと」『民族』第3巻第5号、1928
- 42 徳島県教育委員会社会教育課『阿波の民俗・徳島県文化財調査報告書』第8集、1965
- 43 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 44 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- 45 坪井洋文「佐賀県鎮西町加唐島」柳田國男指導日本民俗学会『離島生活の研究』国書刊行会、1975
- 46 宮崎県『宮崎県史』資料編 民俗2、宮崎県、1992
- 47 小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女の性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第46号、1966
- 48 小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女の性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第46号、1966

従来の研究において、疱瘡習俗の時期と行為の関係は、発病とともに疱瘡神を迎えるまつて全快とともにこれを送り出すという大まかなとらえ方がされてきたが、筆者が収集した事例からは、罹病初期から治癒するまでの期間に、緻密な段階を踏んで対処が行われていることが指摘できる。さらにその段階ごとに、症状の状態に寄り添った疱瘡習俗が行われている。

#### (3) 罹病初期の対処

罹病初期の主な対処としては、疱瘡神をまつる棚を作る、赤幣束を桟俵に刺して疱瘡神を迎えるなどが見られる。これは疱瘡神を迎え疱瘡の無事な治癒を祈願する対処であると考えられる。この棚を設え疱瘡神をまつる方法は、既に元禄 16 年 (1703) 『小兒必用養育草』<sup>(4)</sup> や寛延 3 年 (1750) の『疱瘡禁厭秘傳集』<sup>(5)</sup> にも見られており、また江戸時代の日記にも見られる。このように江戸期に行われていた習俗が、1960 年代～2010 年代の事例でも確認でき、種痘普及後も罹病時に行ってい対処が継続して行われていることが指摘できる。

また、注連縄を辻に張る、藁苞に疱瘡団子を入れてブラクの入口に下げるなどの事例も見られ、これらは疱瘡がブラクに侵入することを防ぐ呪いである。

#### (4) 罹病中の対処

罹病中の対処の多くは、罹病初期にまつった疱瘡神に疱瘡が治癒するまでの間供物を供え続けたり、祈祷を続けたりするという対処である。それ以外には、痒みが出た際に痒い所を桟俵や赤い布で包んだ小豆で撫でたり叩いたりして流すという応急処置が見られる。

また、〈静岡 2〉の事例<sup>(6)</sup> には、罹病から 3 日目くらいで疱瘡のヤマアゲになる。ヤマアゲというのは疱瘡が盛り上がってくることをいう。お祝いに親戚が 16 個の団子を重箱に入れて持ってくるとあり、罹病から 3 日目を「ヤマアゲ」と称して重要視すると共に、疱瘡の膿疱が盛り上がる「ヤマアゲ」という時期を迎えたことを祝っている。第 3 章でも述べたが、この「ヤマアゲ」は『小兒必用養育草』<sup>(7)</sup> においても患者の生死を決める重要な段階であると認識されていて、疱瘡絵にも富士山の図柄として度々描かれる。このように、疱瘡習俗においても「ヤマアゲ」を意識した習俗が見られる。

#### (5) 治癒時の対処

治癒時の対処は、疱瘡棚や桟俵、藁馬などを辻に置く、川に流す、屋根に投げ上げるなどして送り出す対処が多く見られる。その他に「笹湯」や「酒湯」「ユナガシ」などと呼ばれる対処が見られる。この「酒湯」も、元禄 16 年 (1703) の『小兒必用養育草』<sup>(8)</sup> から文

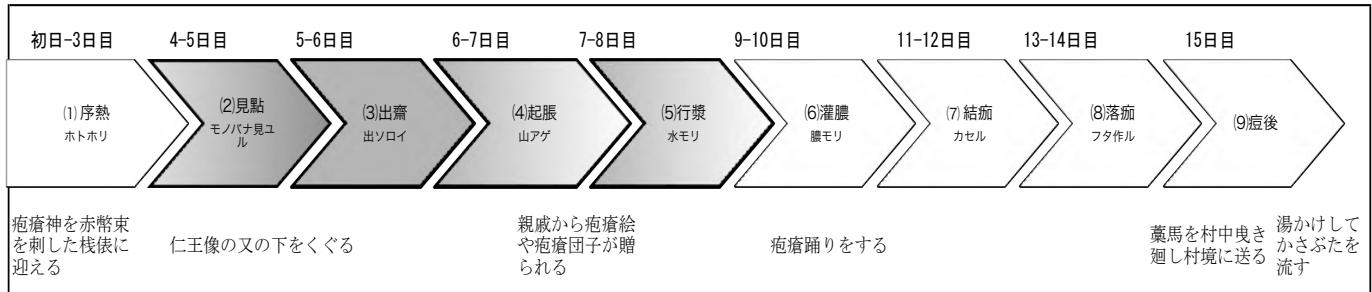
政7年（1824）の『護痘錦囊』<sup>(9)</sup>などの医学書に既に見られた呪的対処で、その方法や用いる呪具（笹の葉や鼠の糞など）まで共通している。患部を洗い流して治癒を促したり、疱瘡を洗い流す点や酒湯に用いた笹や汚れた水などを辻に置いてきたりする点などから、患部の治癒を促す効果やハラエの意味を持つと考えられる。

#### （6）小括

ここまで、1960年代～2010年代の青森から鹿児島にかけての、民間伝承のなかで形成されてきた疱瘡習俗を見てきたが、これらを〈病への対処〉と〈病への理解〉という2つの視点から分析すると、次のような点が指摘できる。

①疱瘡習俗が疱瘡の症状のプロセスに対応する形で伝承化しており、疱瘡に対する病気観と対応して呪術が形成されている。

図1 疱瘡の経過と対処の関係



・疱瘡の経過については、安永7年（1778）橘南谿『痘瘡水鏡録』をもとに作成した。

・疱瘡への対処については、1960年代～2010年代の青森県から鹿児島県にかけて報告されている疱瘡習俗の事例（約800例）をもとに作成した。

②辻に注連縄を張って疱瘡の侵入を防ぐ、疱瘡神の棚を辻に送り出すという事例が見られることから、病気は外界から悪霊的に憑依するものだという考えが見られる。

③疱瘡に罹病している患者自宅への訪問が盛んであること、疱瘡が軽く済んだ患者から疱瘡団子や幣束を貰うなどの事例が見られることから、疱瘡の伝染性は理解されながらも、軽い疱瘡に罹病すれば軽く済むという誤った知識が定着していたことが指摘できる。

## （二）疱瘡習俗における呪物と設え

### （1）病床の設えと赤色

表4は、疱瘡習俗の設えと供物、贈答品、呪物を整理したものである。疱瘡習俗の設えとしては、竹やオガラ、ウツギ、ヌルデ、藁などを用いて棚を作るというタイプが最も多く、岩手県から東京都までと長野県から鹿児島県までに見られる。続いて桟俵を用いるタ

イプが多く、栃木県から広島県にかけて見られる。藁人形系として藁人形や藁馬を用いるタイプが岩手県と群馬県から埼玉県に集中して見られる。藁以外の素焼きの人形や起き上がり小法師、雛人形、紙人形などを用いるタイプが、石川県から静岡県にかけて集中的に見られる。多少の地域差はあるが、棚・桟俵・人形は全て疱瘡神を迎えるための装置、あるいは疱瘡神や疱瘡そのものを着けて送り出すための装置であると考えられる。疱瘡習俗の特徴として、疱瘡神棚や桟俵には赤幣束を刺したり立てたりすることが多く見られる。注連縄にも赤い紙を用いることも多く、明らかに赤色は疱瘡や疱瘡神を表徴する色として認識されていると言える。

また、表4の寝具・衣類の項目には、「病人には赤い帽子を冠らせ、また赤い足袋を穿かせ、寝道具も赤い布の物にする」<sup>(10)</sup>（岩手県遠野市）、「疱瘡神をモガミサマとよび、軽くすんだ人の名を言って、「誰それの疱瘡をもらいたい」と言い、その人の頭巾をかぶせてもらう」<sup>(11)</sup>（福島県いわき市）、「疱瘡がついた帰り（役場からの）には赤い布をかぶって来る」<sup>(12)</sup>（千葉県君津郡）などが見られる。ここでは疱瘡罹病患者が赤色を身につけることで、疱瘡の無事な治癒を祈願するという心意が読み取れるとともに軽く済んだ疱瘡を赤い布によって感染させている。

第2章でも指摘したことであるが、戴曼公により慶長元～延宝5年（1596～1677）にもたらされた『痘瘡治術傳』<sup>(13)</sup>には「唇舌清潔滋潤ヲ吉兆トス必痘色紅活ナリ大抵唇舌ト痘色ト吻合ス」とあり、痘の色が紅色である場合を良い状態であるとしており、元禄16年（1703）の『小兒必用養育草』<sup>(14)</sup>においても、良い状態の痘は紅色で黄みがかったもの、あるいは紅色で白みがかったものであるとされている。したがってこの頃から痘の色に注意して症状を診る方法が主流となっていた。各地の疱瘡習俗の事例にも「紫疱瘡は重いとて紫を忌み赤色は縁喜に用いた」（福島県旧盤城郡）<sup>(15)</sup>、「紫疱瘡は重い」（東京都八王子市上恩方町駒木野）<sup>(16)</sup>という伝承が残っており、江戸時代の医学書レベルの知識が民間にも認識されていたと言える。疱瘡習俗に赤色が多く用いられるのは、赤い痘の色を良いとする伝承がその1つの理由になっていると考えられる。

表4 疣瘡習俗の設えと呪物

	設え						供物				贈答品				呪物					
	棚	桟俵	藁人形系	注連縄	赤帯束	寝具衣類	膳	餅	団子系	小豆系	患部に接觸したモノ	団子系	小豆系	菓子	赤絵	呪符	貝	笠系	箕系	葉
青森							赤紙を敷く													
岩手	1		1 藁人形	1	1	赤い帽子 赤い足袋 赤布の寝具			1 赤飯											1
宮城							2													
秋田					1											「軽部安右衛門宿」 1				1
山形								1		1 赤飯	1 クサ					「庖瘡神」 1				
福島	1 竹				2	3 赤い頭巾1 患者の手拭1 軽く済んだ患者の頭巾1		1		1 小豆					1	「庖瘡安全の札」 2 「鎮西八郎為朝の家」				2
茨城										1 赤飯										
栃木	1	1		1 辻に張る																
群馬	9 竹3 オガラ2 豆ガラ1 ウツギ3	8	7 藁馬	4 赤	16		2 赤紙を敷く			14 赤飯10 赤飯を詰めた俵 藁で包んだおこわ3		1 麦バナ		2			1 藁輪	1 箕の子	2 笛	
埼玉	1 竹	1	1 藁馬	1	2					1 おこわ							1 鍋蓋 稽笠	1 箕		
千葉	1 スズミ	1			3	1 赤布を被る 松竹梅 芋・松 ボックリ の鶴亀	1 3重ね			1 赤飯				1 赤			2 籠1 篩1	2 箕	1 椎	
東京	2	4		1	1			1 1重ね		2 赤御飯1 強飯1				1 赤					2 笛	
神奈川		1															1 藁輪		1 笛	
新潟		2			1				1	1 豆3粒							2 藁輪 1 鍋蓋 1	1 盥	1 笛	
富山		1			1					1 赤飯										
石川	6		3 赤布人形1 素焼き人形1 起上がり小法師1		2				4 団子1 饅頭2	4 赤布で包む1 赤飯3	1 患部に貼った紙								1 盥	
福井			1 起上がり小法師														「組屋六郎左衛門」 1			
山梨		1	1 雛		1															1
長野	1 茅			1	2					3 赤飯1 小豆飯2							1 藁輪		1 笛	
岐阜		1			1					1 小豆飯1										
静岡	27 ヌルデ2 藁4 竹6 小児の名 を書く1	17	1 紙人形	4 赤色2	10		2 3重ね 赤紙を敷く	28 米粉団子に紅で印8 米粉団子を尖らせ紅で印8 小麦饅頭1 小麦饅頭に紅で印3	10 小豆5 赤飯4 小豆飯1		16 米粉団子3個1 米粉団子に紅で印4 米粉団子を尖らせ紅で印2 饅頭の先を尖らせ紅で印2 饅頭に紅で印4 小麦饅頭に紅で印1	3 赤飯3	2 赤			3 蒸籠 カコボラ	3 箕2 盥1	3 籠2 稽笠1	7 笛2 稽笠1	
愛知	1 竹			1 赤色						1 赤飯		饅頭の先を尖らせ紅で印								
三重		1																	1 笛	
滋賀		2			2					2 赤飯										
大阪										1 赤飯										
奈良																		1 箕		
鳥取						1														
島根	2	2								2 小豆飯										
岡山								1 団子												
広島		1			1					1 赤飯	1 患部を洗った水									
徳島	1 竹			1	1	赤い手拭		1		2 小豆12粒1 小豆飯1										
香川	1						1 赤のホウボウ													
佐賀	1 竹				1 赤色				1		餅の上に 小豆3粒									
長崎	1 竹															2 「ささのさいざう」 「佐良三郎御宿」	1 鮑 「鎮西八郎御宿」		1 笛	
熊本																			1 笛	
鹿児島	1					1 藁苞に入 れた庖瘡 団子			4 米粉唐芋団子1 米粉団子3			2 米粉団子						1 笠		

## (2) 山上げと疱瘡団子

すでに罹病中の対処として、「ヤマアゲ」という疱瘡罹病時の重要な時期を意識して行われる習俗が見られると指摘したが、これは習俗を行う時期を表す名称としてだけでなく、疱瘡習俗に用いられる疱瘡団子の形も「ヤマアゲ」を表している。疱瘡習俗において「ヤマアゲ」というのは疱瘡が盛り上がってくることをいう（裾野市富沢）<sup>(17)</sup>、「疱瘡がうまくついてはれた状態をヤマアゲという」（静岡県駿東郡清水町）<sup>(18)</sup>などと説明されており、「種痘が善感した時は「種痘饅頭」とて砂糖を入れぬ餡にて米の粉にてかわを作り頂上を赤き紅にて塗る。即ち種痘の形を作る。」（愛知県三州奥郡）<sup>(19)</sup>のように、疱瘡の膿疱が腫れ上がった状態を種痘饅頭、疱瘡饅頭、疱瘡団子の形状で表す事例が非常に多い。表4における団子系の供物や贈答品は、紅で印を付けるものが20例、先を尖らせ円錐形にして紅で印を付けるものが5例存在する。以下の図2、写真1～5もその一例である。これは、あらかじめ良いとされる膿疱の形を作ておくことで疱瘡の治癒を祈願する、あるいは治癒時の祝いとして用いるという習俗であると考えられる。疱瘡団子は、疱瘡の痘を象徴する疱瘡習俗ならではの呪物であると言える。図2『三州奥郡産育風俗図絵』の「種痘饅頭の形」には「(一) 昔の形 赤き紅を塗る (二) 今の形 赤紅 中を凹ます」とある。ここでも種痘饅頭の先を尖らせ、円錐形にして頂点に紅で印をしている。また、写真1の沼津市の光来堂の疱瘡饅頭について昭和15年（1940）生まれの店主は、昔は種痘をした時に効力を出すように願いをかけて、白い饅頭に赤い印をつけたものを重箱に入れて近所に配った。まとめて50～200個も注文が来た。当時疱瘡はもう流行っていなかったので、子どもの成長を祝う節目の風習であった。疱瘡団子の注文が来なくなったのは其程昔のことではないという。

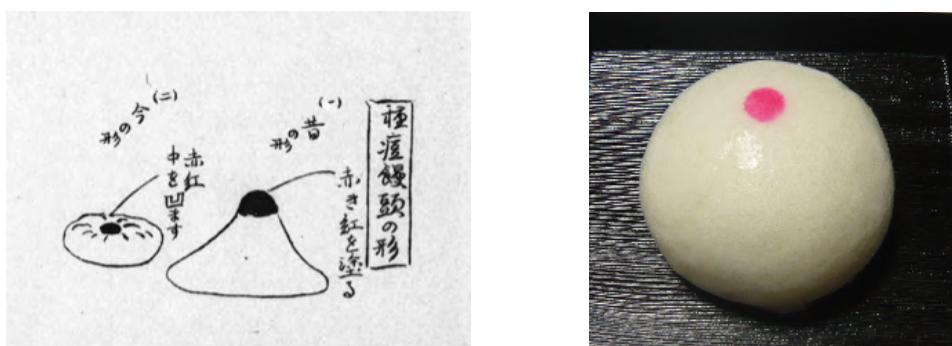


図2 種痘饅頭の形（松下石人『三州奥郡産育風俗図絵』正文館書店、1937）

写真1 静岡県沼津市大岡光来堂の疱瘡饅頭（筆者撮影 2013年3月27日）



写真2 静岡県富士市の疱瘍団子  
(筆者撮影 2013年3月19日)  
米粉に熱湯を流しこみ、固まりになるまで  
捏ねる。



写真3 静岡県富士市の疱瘍団子  
(筆者撮影 2013年3月19日)  
手のひらで握りつぶし、数個に分ける。



写真4 静岡県富士市の疱瘍団子  
(筆者撮影 2013年3月19日)  
先を尖らせて円錐形か球形に整える。



写真5 静岡県富士市の疱瘍団子  
(筆者撮影 2013年3月19日)  
団子の先端に食紅で赤い印を付ける。

### (3) 缶湯と鍋蓋

表4で呪物として用いられるものに、缶湯の道具である鍋蓋、藁輪、檜笠、籠、蒸籠などの患者の頭から被せるタイプのものが見られる。いずれも笠状であることや缶湯が患部がカサブタになってから行われることから、この笠は疱瘍治癒時のカサブタに見立てられていると考えられる。鍋蓋、藁輪、檜笠、籠、蒸籠も疱瘍習俗の特徴的な呪物である。

### (4) 小豆の役目

小豆は、赤飯の材料や缶湯で用いる湯の材料になることが多いが、それだけではない。「か

ゆいと小豆で叩いてやつたものだ」<sup>(20)</sup>（福島県いわき市）、「赤い布切れに小豆を包み、これでかゆいところを叩き、棧俵に載せて流す」<sup>(21)</sup>（石川県羽咋郡志賀町）という事例では、小豆は患部を癒す呪物、あるいは患部を叩いて疱瘡を吸着させる装置として用いられていると考えられる。

また、「小豆を3粒ほど餅の上において疱瘡の形をしたものをお供する」<sup>(22)</sup>（佐賀県鎮西町）という伝承も見られることから、小豆と疱瘡の膿疱を類似連想的に捉えていたとも考えられ、疱瘡の痘の形を模擬的に表して、かゆい部分を小豆にうつしてしまうことで、疱瘡の治癒を促していたと考えられる。「小豆」は疱瘡絵の文言にも良く見られる。以上の点から、小豆の疱瘡団子と同様、小豆は疱瘡を表徴する呪物であると判断できる。

#### （5）小括

疱瘡習俗における呪物と設えについて、次の特徴が指摘できる。

- ①疱瘡習俗に赤色が多く用いられ、慶長元～延宝5年（1596～1677）『痘瘡治術傳』や元禄16年（1703）『小兒必用養育草』などに見られる、痘の色が紅色である場合を良い状態であるとする伝承の継承が見られる。
- ②疱瘡団子は、疱瘡がうまくついて腫れた状態（ヤマアゲ）をあらかじめ作っておくことで疱瘡の治癒を祈願する、疱瘡の痘を象徴する呪物である。
- ③釜湯に用いられる鍋蓋、藁輪、檜笠、籠、蒸簞は、疱瘡治癒時のカサブタを表し、釜湯はカサブタが綺麗に落ちることをあらかじめ示すことで、治癒を促す呪術である。
- ④小豆と痘の類似連想から、小豆は疱瘡を吸着させる装置として疱瘡の治癒を促すために用いられた呪物である。

### （三）分布傾向と地域ごとの特色

明玄書房による昭和48年（1973）の『東北の民間信仰』『関東の民間信仰』『北中部の民間信仰』『南中部の民間信仰』『近畿の民間信仰』では、宮城県1事例、山形県2事例、栃木県2事例、茨城県2事例、群馬県3事例、千葉県2事例、福井県1事例、富山県2事例、新潟県2事例、愛知県2事例、三重県1事例、滋賀県1事例、大阪府2事例、奈良県1事例、和歌山県1事例、福岡県1事例、長崎県3事例の疱瘡をめぐる習俗が報告されており<sup>(23)</sup>、少なくとも昭和48年（1973）まで本州各地で継続して疱瘡習俗が行われていることがわかる。

分布としては、近畿地方と四国地方が薄いが、東北から九州にかけて幅広く分布している。

る。特に中部地方（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）、関東地方は多く分布している。鹿児島を中心とする九州地方にも色濃く分布している。地域ごとの特色としては、鹿児島県には疱瘡踊りがあり、宮城県と千葉県、東京都府、神奈川県では臨時的な対処よりも、正月を中心とした年中行事として疱瘡神祭祀が儀礼化されているものが多く見られる。

## 2. 疱瘡習俗の実態と変遷

ここでは主に、平成 27 年（2015）、平成 28 年（2016）の鹿児島県南さつま市における疱瘡踊りと御伊勢講神事の調査、平成 27 年（2015）5 月 26 日の千葉県成田市成毛における疱瘡囃子についての調査、平成 31 年（2019）3 月 25 日の千葉県市川市大野町 4 丁目におけるウラオビシャの調査、平成 24～平成 25 年（2012～2013）の静岡県における疱瘡囃子の調査などの結果から、現代における疱瘡習俗の実態と、それを行う人々の心意を分析し、そこから現代の人々と疱瘡の関係のあり方について検討する。

### （一）疱瘡踊りの実態

疱瘡踊りや疱瘡勧進と呼ばれる芸能は、鹿児島県南薩に濃密に分布し、宮崎県との県境にも数例確認できる。具体的には、鹿児島県旧姶良郡霧島町（現霧島市）の「ホソカンジン」<sup>(24)</sup>、鹿児島県大口市（現伊佐市）の「疱瘡送り」<sup>(25)</sup>、鹿児島県曾於郡大隅町（現曾於市）の「疱瘡踊り」<sup>(26)</sup>、鹿児島県川内市高城町城上下ノ段（現薩摩川内市高城町）の「ホソバチラキ」<sup>(27)</sup>などであるが、いずれもブラックの女性が集団で変装し、隣のブラックで踊り歌いながら米や酒を貰って廻る、というものである。

序章でも触れたが、薩摩の疱瘡踊りについては柳田國男が「踊の今と昔」（1911）<sup>(28)</sup>において『倭文麻環』<sup>(29)</sup>に描かれる「疱瘡踊の圖」を取り上げ、邪神の祭却を目的とした踊りであると指摘している。しかし柳田はその図と文言について具体的には言及していない。『倭文麻環』卷之十の「山川郷竹の山疱瘡踊の圖」には、「新発智」と呼ばれる者を先頭に、幣束状の採り物を持った女性たちが輪を描いて踊る様子が描かれている。またその右手には琴や三味線、太鼓を演奏する複数の人物が描かれ、左手には小児を連れた複数の男女が座って踊りを鑑賞している姿が描かれている（図 3）。図の添え書きには次のようなことが書かれている。

疱瘡は聖武天皇の時外國より傳授す實に人間的一大厄なり此病流行時其輕安ならんこ

とを祝して民間に踊をなすを疱瘡踊といふ然ども其幽たるきこえへからず故に其歌を記さず 山川郷竹の山疱瘡踊の圖前導の男を俗に新発智と云  
この記載からこの図は「山川郷竹の山」の「疱瘡踊」を描いたものであることがわかり、疱瘡の流行時に軽症で済むこと、安全に治癒することを祝うために踊るとされている。また、踊りながら唄を歌っていることはわかるが、その歌詞は聞き取れないため書き記さないとしている。



図3 「山川郷竹の山疱瘡踊の圖」

（『倭文麻環』文化9年（1812）国立国会図書館デジタルコレクションより）

#### （1）先行研究と疱瘡踊り

疱瘡踊りについては、小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女的性格—」<sup>(30)</sup>（1966）や、本田安次の「入来の疱瘡踊り」<sup>(31)</sup>（1970）、近藤直也『座—それぞれの民俗学的視点』<sup>(32)</sup>（1991）、松原武実『南九州歌謡の研究』<sup>(33)</sup>（1993）によって調査が進められており、疱瘡踊りの唄の分析や疱瘡踊りの分布傾向とその成り立ちについて検討されている。小野は鹿児島県旧加世田市、旧川辺郡、旧日置郡、姶良郡、旧薩摩郡、熊本県葦北郡において実地調査を行い、疱瘡踊り、疱瘡勧進、馬方踊り、疱瘡団子作りの分布傾向を明らかにしている。また、南薩の疱瘡踊りは馬方踊りを伴うのに対し、北薩では馬方踊りを伴わない理由は馬方踊りをしない代わりに疱瘡勧進で神迎え・神送りをするためであると説明している。さらに、

疱瘡勧進の三味線太鼓で踊り廻るという特徴と疱瘡踊りが類似していることから、疱瘡勧進の伝承の上に伊勢踊りが加わって疱瘡踊りができたと解釈している。疱瘡踊りの成り立ちや変遷についての根拠は明確ではなく、論理に飛躍が見られるが、北薩南薩における疱瘡をめぐる伝承の変遷に迫る貴重な研究と言える。

松原は薩摩半島の疱瘡踊りと馬方踊りの実地調査で得た事例をもとに、小野の分布をさらに細かく分け、疱瘡踊り（小歌踊りのみ）と馬方踊りおよび馬方踊りを含む疱瘡踊りを区別し、馬方踊りが鹿児島県の南薩に集中して偏在することを明らかにした。さらに馬方踊りと小歌踊りの唄を比較し、小歌踊りが伊勢参詣からの帰着後の祝いの踊りであることや、馬方踊りの一部が肥大化したものが疱瘡（小歌）踊りとして分離、独立したものであると指摘している。鹿児島県における疱瘡踊りや馬方踊りの成立、分布、変遷などを詳述しており、疱瘡踊り研究には欠くことのできない研究である。

疱瘡踊りについて、ハルトムート・オ・ローテルムンド『疱瘡神-江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究』<sup>(34)</sup>（1995）も若干の考察を加え、疱瘡踊りを踊り手の誘導によって疱瘡神を村から立ち去らせる神送りであると指摘しているが、小野の引用によるところが大きい。

以上の先行研究を受け、筆者は鹿児島県南さつま市大字大浦町小字平原において平成 27 年（2015）7 月 23 日と平成 28 年（2016）2 月 11 日の 2 回、鹿児島県南さつま市大字片浦小字片浦において平成 27 年（2015）7 月 24 日に疱瘡踊りと伊勢講行事の実地調査を行った。平原と片浦では、調査当時も継続して疱瘡踊りや伊勢講が行われており、ここではその調査の結果から、2000 年代も継続して行われる疱瘡をめぐる習俗の実態と、その伝承の在り方について検討する。

## （2）鹿児島県南さつま市平原の御伊勢講と疱瘡踊り

### （1）アラガンサアと疱瘡神

鹿児島県南さつま市大字大浦町小字平原では毎年 2 月 11 日に御伊勢講が行われ、この時には婦人会によって疱瘡踊りが踊られる。平原公民館に設置されている祠には、天照大御神をまつっており、平原地域ではこれを「アラガンサア」や「カンサア」と呼び、疱瘡神としても信仰されている。話者によれば、疱瘡踊りはもとは疱瘡を送り出すための踊りであったが、それを現在も継承しているのは、アラガンサアと呼ばれる神様を鎮めないと怪我をすると信じられているためだと言う。

### （2）平原地区の概況

旧大浦町地区は、上之門・落水・皮籠石・久志地・榊・仲組・原・宮園・秋目峠・大浦・  
小浜・干拓・久保・柴内・永田・平原・有木・大木場・加世田場・木連口・越路・峠坂・野下・

福元の 24 集落で構成される。そのうち小字平原（旧川辺郡大浦町平原）は、薩摩半島の南西部、大浦川流域に位置する面積 38.19 km<sup>2</sup>、人口 2,047 人、1,098 世帯の農村である<sup>(35)</sup>。

旧大浦町と旧笠沙町は平成 17 年（2005）11 月 7 日に加世田市、坊津町、金峰町と合併し南さつま市となった。その際に大字大浦町が設置され、笠沙町は消滅した。

### ③旧大浦町地区における御伊勢講の伝承状況

旧大浦町地区の 24 集落の御伊勢講伝承状況は、上之門（2016 年まで継続）、榊（2016 年まで継続）、平原（2016 年まで継続）、宮園（1995 頃に断絶）、有木（2005 以前に断絶）、福元（1999 に疱瘡踊り断絶、2016 棒踊りのみ継続）、永田（2016 以前に疱瘡踊り棒踊り断絶、直会のみ継続）である。筆者が調査を行った 2016 年 2 月 11 日の時点で、平原の御伊勢講神事では、棒踊りと疱瘡踊りが行われていた。

### ④平原地区における御伊勢講の伝承状況

#### ①平原疱瘡踊り保存会

平原疱瘡踊り保存会は、旧大浦町が合併により南さつま市となった平成 17 年（2005）に設立された。平原自治会の成員で構成されており、平成 28 年（2016）2 月 11 日の時点では 39 世帯で、うち正会員が 32 戸、準会員が 7 戸であった。平成 17 年（2005）の合併以前は、大浦町平原の疱瘡踊り・棒踊り・太鼓踊りは自治会長が中心となり行っていたが、合併とともに南さつま市教育委員会が中心となり、かねてから疱瘡踊りが存在した各集落や郷土芸能関係の団体に声をかけ、南さつま市郷土芸能保存会を設立した。そこに平原疱瘡踊り保存会が参加し、平原自治会長が平原疱瘡踊り保存会長を兼任することになった。平原疱瘡踊り保存会長は、平原自治会長を兼任する。平原地区の住民の中から推薦で決め、2 年交替で務める。主な仕事は自治会の運営と伊勢講の段取りである。翌年の自治会長は 3 月中旬の自治総会で選出される。

伊勢講の資金は自治会費と南さつま市郷土芸能保存会からの助成金 2 万円を利用している。自治会費は正会員が月 1500 円、準会員が 500 円である。これらの資金は、敬老会や平原祭りに関する出費、自治会長副会長の報酬（月に 2 万円）などに使用される。また疱瘡踊りや棒踊りの踊り手が貰うハナ賃 10 万円は慰労会や公民館の清掃道具や食器、トイレットペーパーなどの購入にあてられる。

#### ②平原婦人会

平原婦人会は、平原自治会に所属する 60 歳以下の既婚女性で構成される。平成 28 年(2016)の時点では、他の地区から嫁いだ場合も婦人会に加入することが可能である。主な活動としては、2 月 11 日の御伊勢講で疱瘡踊りを踊ることと年 2 回の公民館の清掃である。以前は、疱瘡踊りに参加できるのは婦人会に所属する女性のみであったが、疱瘡踊りの参加者が減少したため平成 28 年(2016)2 月 11 日の疱瘡踊りには、婦人会から参加した 4、5 名に加え、元婦人会員が 12、3 名参加した。

70 歳前後の元婦人会員は、歳をとって着付けが自分でできなくなつたため、練習はせず当日のみ平服を着て踊る。以前は若い人に師匠さんが 2 名ずつ付き、本番の 1 週間前から毎晩公民館で唄と踊りを教えたが、現在は師匠さんがほとんど亡くなってしまったため、婦人会を卒業した元会員が 2 晩自分たちのみで練習している。

#### (5)疱瘡踊りとその唄

##### ①疱瘡踊りの歌詞

伊勢講における踊りは、男性による棒踊り、女性による馬方踊りと疱瘡踊りの 3 つで構成されている。棒踊りは豊穣を願うための比較的簡単に済ませる踊りで、疱瘡との関連はない。馬方踊りは旦那 1 名と馬子 1 名で踊り、疱瘡踊りは 8 種類あり、その中に疱瘡を鎮めるための踊りが含まれる。平原地区に伝わる疱瘡踊りの冒頭部分の歌詞は以下の通りである。

- 1 (一) ふーねーはーででーゅーくーほかーけーてーはーしーるー  
ちややーのーむすーめーがーでーてーまあねーく (オイナ)  
まーねーけーどーふーねーがー  
アゆらーばーこーそもーいーきィりとーオオのオ  
かーぜーがーひーく  
アーソーレ ソーレーソウカイナー (オイナ)
- (二) やおーやーおせーつーがーおでーらーにかーよう  
おしょの一きつーさーとーかーけーやあーはーす (オイナ)  
わがーみーの一うーえーをーーゅーめーみーる ウみーすーてらーれたーがー  
うらーみーしーーやー  
アーソーレ ソーレーソウカイナー (オイナ)
- 2 (一) かみーはーうおいーせの一なーさあめでたいめでたい  
おはーらーいーま、こーゆなーやーれーメデタウホー

イヤメデタイメデタイ

(二) みれーばーすほの一いの一なあー サ、メデタイメデタイ  
ウ イ アアアア  
ゆーきーとーとなーるなあー やーれー メデタウホー

イヤメデタイメデタイ

3. ことーしゃー さー ゆほいーとーしー やあーれー (アソラ)  
おーほーそが、さあはー やーるー  
おほーそが、さあはー やーるー  
おーほーそーーーー サーウネかーみーさー まーア  
やーれー (アソラ) おーどーいすーきでーごーざーるー  
おどー ウウウウウウ オオ エエ アアアア アアエ (アソラ)  
おーほーそーーも サアかーるー しーー  
イヤオホソハ三ツデカルイトカルイト

(※話者提供の手書きの歌詞による。表記は原文ママ)

ここには、疱瘡神様は踊り好きでござるという表現が見られ、疱瘡神を踊りで歓待し、機嫌を良くさせてから送りだそうとする意図が読み取れる。また、踊れば疱瘡も軽しという表現や、「オホソハ三ツデカルイトカルイト」(疱瘡は 3 つで軽い) という文言が見られる。この「三ツ」という数は、疱瘡罹病時の皮膚に出る発疹が少数であり、比較的軽症な疱瘡で済ませることを意味していると考えられる。また「カルイトカルイト」のように、軽さを強調する文言が用いられている。このように疱瘡踊りの歌詞には、疱瘡の症状が軽症で済むことを祈る気持ちが込められている。この疱瘡の軽さに対する「三ツ」や「かるい」という表現は、「疱瘡絵」の「二ツ三ツ カルカルアガレヨ はるのこま」などの文言にも見られる。

また、平原と同じ大浦町の宮園地区は、士族の部落であったため文字によって疱瘡踊りの歌詞が継承されている。その内容は以下の通りである<sup>(36)</sup>。

今年は良い年、ヤーハレ、エイソライ。おほそがサアはやる。

おほそサア一御神様ヤーハレーソライ踊り好きでござる。

おどゆサア一おどればヤーハレーソライおほそもサアかるい。

おほそ御神様、ヤーハレーソライだて者でござる。

かみはサア島田でヤーハレーソライ化粧足袋はいて、

赤い支度でヤーハレーソライ広はばしめて、

しめもおろさずヤーハレーソライもばらいサアいらす。

(中略)

御伊勢サア土産、アラヨイヨイ、お伊勢サア土産にや、そら、お疱瘡三つもろた。

アラヨイヨイ、ウ、ガ、エー、アラヨイヨイ

ここでは、疱瘡神を踊り好きとする点や「お疱瘡三つ」という表現、軽さの強調などに、平原の歌詞との共通点が見られる。また、伊勢参りの土産に疱瘡をもらったという表現が見られ、伊勢講と疱瘡が関連付けて歌われている。また「しめもおろさず（中略）もばらい（中略）いらす」という表現が見られ、疱瘡踊りをすれば注連縄を張って疱瘡への祓除をする必要がないと考えられており、やはり疱瘡踊りの実施には、疱瘡を集落から祭却する目的があったと言える。

## ②唄の保存と踊りの継承

平原地区では、歌詞や調子は書き起こさず口伝であるので、現在伝わっている歌詞はもともとの歌詞から変化してしまっており、大部分の歌詞の意味が理解できない状態であると言う。また、棒踊りも伊勢踊りも、その歌詞は歌う師匠さんによってかなり違いがあると言う。

平原地区では唄い手の減少を受け、平成18年（2006）頃からその対策として師匠さんの唄を練習用テープに録音し、それを流して練習と本番に踊っている。また、歌詞の書き起こしを行い、それをコピーして練習している。以前は唄も踊りも上手なお師匠さんがいたが、全員亡くなってしまったため、10年前から踊りも少しずつ変わり、崩れてしまっていると言う。こうした現状を受け、平原自治会長は唄い手確保のため既に引退した元婦人会員に疱瘡踊りへの参加を呼び掛けるなどしている。

婦人会員による伊勢踊りの練習は、以前は2月1日から節分の日を除いて10日間20時～22時まで行っていた。平成28年（2016）の時点では、2月3日から2月5日の3日間、毎晩平原公民館で練習が行われ、その際に婦人会員によって踊りの配役が決められる。婦人会員に新しく加入した者は、婦人会を既に引退した者や先輩の動きを見よう見まねで覚える。

## ③昭和初期の疱瘡踊り

昭和初期は、婦人会員の人数はまだ多く、踊りの上手な者も多かった。そのため、全員が伊勢講で踊れる訳ではなかった。昭和16年（1941）生まれのM氏の母親の代は、踊りたくても踊らせてもらえたが、M氏の代になると、人が少なくなったので全員が踊らせ

てもらえたという。伊勢踊りは顔の向きなどが普通の踊りと異なり難しく、以前はお師匠さんも厳しく、脚を叩かれたり何度も怒られたりした。特に馬方踊りの旦那は、自分で歌いながら動かなければならず最も難しく、最年長の一番上手な者が担当する。馬子も帶廻しが難しいため、ある程度上手い者が担当する。

**旦那と馬子** 旦那は武士、馬子は馬の役である。榊地区では旦那は袴を着て、帽子を被つて武士の恰好をする。馬方踊りで使われる帯は馬の手綱を模したもので、1本の帯の両端を2名で持ってひっくり返す。ひっくり返すのは平原地区だけである。持ち物や帯の振り方、歌詞、衣装は地域によりかなり異なる。平原では以前、馬子はよく動かなくてはならず、普通の帯をすると苦しくて声がでないので袴を着て踊った。師匠さんから「馬方だからぴょんこぴょんこ馬のように踊れ！」「品を付けて踊らないでカ一っと股を開いて踊れ！」「回るときも、脚をとことこして回れ！」と言われた。「そんなふうに馬が走るかー！」と怒られて、脚を叩かれたこともあると言う。他の組の者が、師匠さんから踊りをもの凄く怒られて、「踊りは好かん」と泣いていたこともあるという。

**伊勢踊り** 伊勢踊りは3列縦隊に並んで踊り、馬方を担当した者が一番前、その後ろから上手い人から順に並ぶ。伊勢踊りのふりは5種類で、唄は8種類あり、それぞれ採り物の種類や、持つ・持たないの区別がある。

#### (6) 平原御伊勢講の運営と内容

##### ① 参加者と役割

平成28年(2016)2月11日に実施された平原御伊勢講の参加者は次の通りである。まず役員は、平原疱瘡踊り保存会会長(平原自治会長)の昭和21年(1946)生まれS.K氏1名と、副会長の昭和22年(1947)生まれS.N氏1名、ワキの昭和16年(1941)生まれM.M氏と昭和16年(1941)生まれH.N氏の2名、計4名であった。平原疱瘡踊り保存会長は伊勢講の段取りと御伊勢講神事で使用する椿の枝と桜島大根の準備を担当する。副会長は椿の枝の準備と自治会長の補佐を務める。ワキは伊勢講開始前や直会でのお茶出しと片付けを担当する。

役員の他に、祝詞を担当する昭和6年(1931)生まれK.M氏1名、棒踊りの踊り子10名(うち唄い手1名、旗持ち1名、オハナビラキ1名)、疱瘡踊りの踊り子15名(うち旦那1名、馬子2名、オコショ2名・オハナビラキ1名)、現役婦人会員7名(32~60歳の既婚女性、全員が平原以外から嫁いだ女性)、元婦人会員8名(最年長70歳)が参加した。疱瘡踊りの踊り子のうち、今回のオコショを務めたのは小学3年生で2回目の参加であった。

オコショは中学生以下が務めなくてはならない。当日の観客は約 20 名で市役所職員 1 名、他所からの観光客 3 名、役員以外の平原自治会員であった。

祝詞を担当する K.M 氏は、祝詞の読み上げを約 50 年間担当している。祝詞は平原出身の中学校の校長先生をしていた K.M 氏が管理していた昔の伊勢講の祝詞の写しが元になっていて。K.M 氏はこれに調子を付け加えた。K.M 氏は 30 年間平原公民館長を務めるうちに、祝詞の読み上げを担当したいという気持ちが強くなり申し出たと言う。現在の祝詞は以下の通りで、一般的な祓詞である。

#### お伊勢講の祝詞

たかあまのはらに かむづまります  
かむろぎ かむろみの みこともちて  
かけかくも かしこき あまでらす おおみかみ  
つくし ひむかの たちばなの をどの あはぎはらに  
みそぎ はらひたまうときに あれませる はらへどのおほかみたち  
もろもろまがことつみけがれを  
はらへたまひ きよめたもふと  
まをすことのよしを きこしめせと  
かしこみ かしこみもうす

(※話者提供の資料による。表記は原文ママとする。)

#### ②平原御伊勢講の流れ

前年の平成 27 年（2015）8 月には、平原自治会長と副会長が桜島大根の種を蒔いて育てる。この時にはお湯わかしが自治会基金を利用し、仕出し屋におりを頼む。前日の 2 月 10 日には、平原自治会長と副会長が桜島大根を収穫し、山で椿の枝を伐り、公民館に保管しておく。2 月に御伊勢講が終ったのち、3 月中旬に自治総会で翌年の自治会長を選出する。

#### 当日の流れ

〈10:00〉平原自治会長と副会長が、平原公民館のカンサアの祠を棚から下ろし祭壇にのせ、シバ（榊）2 束・神酒・水・米・塩・桜島大根・蠟燭を供え、椿の枝を祠の後ろに立て掛け る。

ワキ（婦人会 2 名）は早めに到着した棒踊り唄師匠や、手伝いの男性たちにお茶を出す。お湯わかしが会場の前列に弁当を並べておく（図 4）。

〈11:00〉 参加者全員が平原公民館に集まる。自治会長が前に出て出欠をとり、2ヶ月交替で月3回公民館のシバを変える来年の「花子」6名と伊勢講の当番（ワキ3名）を自治会長が選出し、引き継ぎ可能かどうかを確認する。

〈11:30〉 自治会長が祠の扉を開け、蠟燭に火をつける。祝詞を担当するK.M氏の後ろに全員で座り、2礼2拍手1礼をしてから祝詞をあげる。

〈12:00〉 直会。1戸につき1個仕出し弁当が出る。伊勢神に供えたお神酒を皆でいただく。

〈12:40〉 踊り子たちが到着し観客からハナ賃が渡される。

〈12:45〉 来年の役員に引き継ぎを行う。自治会長が前に進み出て、今年の花子6名と来年の花子6名が盆にのせた榊を刺した神酒を回し、酌み交わす。

〈12:50〉 全員で2礼2拍手1礼し、祝詞をあげる。自治会長と副会長が祠を畳におろす。今年の花子が椿の枝を切り、皆に配る。「神は～」を歌いながら祠を椿の枝で叩く。後ろに座っている者は前の者の肩や頭を叩く。自治会長と副会長が祠を棚に戻す。

〈13:00〉 公民館の外で棒踊りを踊る。男性は公民館の奥で衣装に着替え、鉈を持って外に出る。女性は公民館の中から窓を開けて見る、オハナをまとめて男性に渡す。

〈13:30〉 公民館の中で婦人会員が疱瘡踊りを踊る。演目の間にオハナビラキが行われる。ハナ賃は、1家族につき3000円程であった。

①馬方踊り（旦那1名と馬子1名）

②疱瘡踊り「ふねはでてゆく～おいな」

③疱瘡踊り「かみはおいせの～いやめでたいめでたい」

④疱瘡踊り「ことしゃ～かるいと」（採り物：シベ）

⑤疱瘡踊り「ごだいまちの～かるいと」

⑥疱瘡踊り「さんさふれふれ～しおらしや」

⑦疱瘡踊り「しょんがぶし～やーしょんがお」

⑧疱瘡踊り「かのだ～セノマカセ」（採り物：扇）

⑨疱瘡踊り「ほそた～セノマカセ」（輪になって踊る）

〈14:00〉 婦人会員により小原節、炭坑節、大浦音頭が踊られる。

〈14:40〉 直会。男性16名、女性6名がケーキや御菓子などを食べる。男性は酒を酌み交わす。

〈15:00〉 片付け、解散。

(7)伊勢講の運営と内容の変化

平成 17 年（2005）の市町村合併に伴い平原疱瘡踊り保存会が設立され、市から助成金が受け取れるようになった。しかし、平原地区における高齢化と少子化の影響は深刻で、伊勢講存続は困難になりつつある。

**エショの消滅** 約 20 年前までは、くじ引きでエショ（会所）を決め、エショに選ばれた家はカンサアの祠を 1 年間預かり、その 1 年は毎月 15 日と 30 日にシバ（榊）を変えなければならなかった。そして、2 月 11 日の早朝に去年のエショの者が祠を公民館へ持つて行き、公民館で 1 度目の疱瘡踊りをし、その後公民館から会所までの道中、祠を椿の枝で叩きながらエショまで運び、エショに祠を吊るして室内で 2 度目の疱瘡踊りをし、さらに室外で棒踊りを踊るという流れであった。

しかし、約 20 年前から平原地区の若者が他へ流出するようになり、戸数の減少や少子高齢化が顕著となった。それを受け、会所の負担軽減のため祠が公民館に常置されるようになった。それに伴い、以前はエショが担当していた運営を自治会長が行い、公民館のシバの交換も当番制で行うようになった。また、伊勢講当日のふるまいも以前は家々で作って持ち寄っていたが、仕出し屋に頼むようになった。

**踊り手の変化** 少子高齢化により踊り手の確保が難しくなり、踊りの参加資格が変化した。棒踊りの踊り手となる高校生が減少し、50 年以上前に青年団が消滅した。そのため棒踊りは平原集落の動ける男性は全員参加するようになった。婦人会員も減少したため、疱瘡踊りは元婦人会員の参加を呼び掛けるようになった。

図 4 平原公民館見取り図 (筆者作成)

写真 6 カンサアの祠と供物

(筆者撮影 2016 年 2 月 11 日)

写真 7 歴代の当番の氏名を記録し、カンサ

アの祠内部におさめている

(筆者撮影 2016 年 2 月 11 日)

写真 8 祝詞が記された紙

(筆者撮影 2016 年 2 月 11 日)



写真 8 椿の枝で祠を叩きカンサアを鎮める（筆者撮影 2016 年 2 月 11 日）



写真 9 棒踊り（筆者撮影 2016 年 2 月 11 日）



写真 10 馬方踊り（筆者撮影 2016 年 2 月 11 日）



写真 11 疣瘡踊り（筆者撮影 2016 年 2 月 11 日）

### (3) 鹿児島県南さつま市片浦のお伊勢講祭り

#### (1) 片浦お伊勢講祭りについて

平原の他に平成 27 年（2015）の時点で御伊勢講を継承している地域に、鹿児島県南さつま市大字片浦小字片浦（旧川辺郡笠沙町片浦）がある。片浦では毎年 2 月 11 日にお伊勢講祭りが行われる。片浦では享和 2 年（1802）、天保 14 年（1843）、昭和 19 年（1944）に大火災があり、古い記録が消失したため、古老からお伊勢講の由来や方法を聞き伝承している。片浦のお伊勢講祭りでは疱瘡踊りは踊られず、また女性は参加しない。数え年 15 歳のニセ（青年）が振り子を務め、長刀や槍を振り回しながら集落を練り歩き、見物客を撫でるなどして 1 年の無病息災を祈る。以下、筆者が平成 27 年（2015）7 月 24 日に片浦在住の H.S 氏（昭和 22 年生まれ）に行った聞き書き調査の結果をもとに、平成 27 年（2015）のお伊勢講祭りの伝承状況と、その変遷について記しておく。

#### (2) 片浦地区におけるお伊勢講祭りの伝承状況

**片浦御伊勢講保存会** 片浦御伊勢講保存会は、旧大浦町が合併により南さつま市となった平成 17 年（2005）に設立された。市から援助金を 1 万 5000 円貰っており、この資金と御賽錢を合わせて食費や衣裳のクリーニング代に当てている。お伊勢講祭りの運営は、審議委員（調査当時 12 名）が行っている。審議委員は、片浦在住の 20 歳以上の選挙権保持者によって選出され、審議委員長（兼片浦公民館長）と総務部部長、副部長、主事で構成されている。

**ニセ入り** お伊勢講祭りは、その年数え歳 15 歳になった若者が、ニセ（二歳組）と呼ばれる青年団に入る日でもあった。祭りではこのニセを中心に若者たちが女装して鬼や天狗、ヒョットコ、恵比寿等の面をかぶり、先頭から鐘（シンバル）、錦の御旗、振り子（長刀、槍、剣を振る）、はさみ箱、太鼓、オヤド（縦 75 cm、横 45 cm）、宮司、小学校入学前の稚児、役員、集落の人、来賓の順で行列を作り、集落を練り歩く。その時振り子は「オイヤナーオイヤナー」と叫びながら伊勢神の「オヤド」の先払いをする。ニセの者がこの行事の資金源である賽錢を集めて廻る際に「オイヤイナー（いらっしゃいますか）、御賽錢をくださいませんか」と言うため、転じて「オイヤナーオイヤナー」という掛け声になったと言う。平成 27 年（2015）2 月 11 日の時点では片浦在郷・出身の中学生、他部落の中学生（計 9 名）とその保護者、片浦在郷・出身の青年および壮年（計 17 名）が参加した。祭りが終ると、その年ニセ入りした振り子の家に親類や部落の者が駆けつけ、ニセ入りの祝いが行われた。

### (3)運営と習俗の変化

**オヤドの消滅** 以前は評議委員の中から、くじにより「オヤド」を決めた。「オヤド」は1年間お伊勢様のご神殿を管理し、翌年の2月11日に次の「オヤド」に引き渡していた。しかし何名かが「オヤド」の管理を断るようになり、数年前から公民館にご神殿を置くようになった。

**ニセ入りの資格の変化** 以前はニセ入りできるのは片浦出身の中学1年生(数え年15歳)のみであったが、お伊勢講祭り参加者の減少により早生まれの中学1年生にも参加資格を与え、片浦出身の大人も参加できるよう変更した。さらに平成25年(2013)からは、1月中に公民館長、総務部部長、主事が大竜中学校に出向き、片浦出身でない大竜中学校の中学生にも加勢を依頼している。大竜中学校では生徒に希望をとり、親の同意書を付けて参加応募をするようにしている。また生徒には練習日と当日だけの保険への加入も義務付けている。以前練習は1週間～2週間行ったが、現在は2月の初めか2月11日の2、3日前の都合のつく日の放課後1時間だけ行っている。また、ニセ入りの祝いについても、現在は負担軽減のため公民館での祝いで済ませたり、役員や職場の人など関係する人だけが自宅に呼ばれて2000円の祝い金を置いて帰るなど簡略化されている。

**練り歩き** 練り歩きの際、振り子は基本裸足であったが、1年前に裸足だと痛いという声があがり草履を履くことを許可した。さらに練り歩きの途中で4回休憩をとるようにしている。昭和22年生まれの話者が中学生の頃は、撫でるのではなく長刀が壊れるほどの力で叩き、長刀が全て壊れると孟宗竹を切ってきて叩き合うなどしたと言う。場合によっては他の中学の者と喧嘩になるくらいで、海に逃げて飛び込んだり、隣のブラクに逃げ込んで、隊列に間に合わないという者もいた。

### (4) 小活

①平原地区と宮園地区の疱瘡踊りの歌詞には、疱瘡の軽さを強調する要素が含まれており、それらの表現は、「疱瘡絵」の「二ツ三ツ かるかるあがれよ はるのこま」などの文言と共通している。また、痘祓い、つまり疱瘡を集落から送り出すことを目的とした踊りであると指摘できる。

②疱瘡習俗の継承という視点から考察すると、南さつま市からの助成金の支給に加え、平原地区の場合は、エショの廃止と当番制の導入、弁当を注文し準備を簡略化するなどの点を変更することによって、施行者の負担軽減により継承が可能となっている。片浦地区では、ヤドの廃止と参加年齢の変更、他部落からの参加を許可するなどの方法で参加者を増

やし継承している。

③平原と片浦の事例から、疱瘡に対する恐れがなくなった現代も疱瘡習俗が継続して行われている理由として、疱瘡神への畏れとアラガンサア（伊勢神）の荒ぶる性格への畏れが結び付いた点、講行事や伊勢神信仰と疱瘡が結びついた点、芸能に疱瘡習俗が組み込まれている点、ニセ入りという通過儀礼と講行事が結びついた点などがあげられる。

## （二）疱瘡囃子と疱瘡オビシャの実態

疱瘡囃子や疱瘡オビシャ、疱瘡日祭り、疱瘡日待などと呼ばれる疱瘡をめぐる参集祈願が、千葉県と茨城県の一部の地域に見られる。具体的には昭和 51 年から平成 9 年（1976～1997）に千葉県松戸市<sup>(37)</sup>、千葉県旧山武郡蓮沼村<sup>(38)</sup>などの事例が報告されている。主婦による寄り合いであることは共通しており、棧俵に赤い御幣を刺したものを疱瘡神の神座とし、小豆ご飯を供える地域も多く見られる。疱瘡神は子どもの神であるため、お菓子など子どもの喜ぶものを供えるという伝承や疱瘡は小さければ小さいほど良いため供物は少しで良いという伝承なども見られる。

筆者は、平成 27 年（2015）5 月 26 日に千葉県成田市成毛において疱瘡囃子について聞き書き調査を行った<sup>(39)</sup>。また、平成 31 年（2019）3 月 25 日に千葉県市川市大野町 4 丁目において、疱瘡神に関連するウラオビシャという習俗について聞き書き調査を行った<sup>(40)</sup>。以下にその調査結果を示し、近年の疱瘡囃子および疱瘡オビシャの実態について考察する。

### （1）千葉県成田市成毛の疱瘡囃子

千葉県成田市成毛地区では、毎年 3 月 8 日に成毛地区の主婦が共同利用施設に集まり疱瘡囃子を行っていた。疱瘡囃子の主な内容は、稻荷神社の境内にある疱瘡神とされる石に供物を供え、疱瘡治癒祈願をするというものである。しかし、疱瘡囃子の方法を知る後継者がいなくなり、継承に意欲を示す者もいなくなったため、平成 17 年（2005）3 月 8 日を最後に断絶した。

**当番** 疱瘡囃子には、成毛地区在住の主婦のみが参加でき、1 年交替で当番を務める。当番を回す順序に特に決まりはなく、今回はあなたが当番を務めたので次回は私が務める、というふうに暗黙の了解で回していく。当番は疱瘡囃子当日、参加者にふるまう豆御飯やおかずを作る他、疱瘡囃子で使用する鉢を管理する。

**疱瘡囃子の流れ** 当番が豆御飯やおかずを準備する。豆御飯は小豆と米と一緒に炊いて作り、小豆の色を付ける。赤飯はササゲで作るが疱瘡囃子の豆御飯は小豆で作る。当番によ

って作るおかずは異なり、豆御飯をおむすびにしてくる者もいる。昼頃になると、成毛地区の主婦たちが、成田市成毛共同利用施設に寄る。当番が鉦を叩いて先頭に立ち、列を作つてオブスナさん（稻荷神社）へ向かう。オブスナさんの境内にある疱瘡神とされる小さい石に、豆御飯を箸で1名につき1はさみずつ笹竹の葉の上にのせて供え、全員が供え終るとその前で当番が鉦を叩き、他の者は輪を組んで「疱瘡～（歌詞は記憶していない）」と唱えながら手を叩き、疱瘡囃子をする。その後列を作つて共同利用施設に戻り、当番が作った豆御飯やおかずを皆で食べる。16時半に当番のみ片付けを行い、他の者は帰る。

大島建彦が平成17年（2005）3月8日に行われた千葉県成田市成毛の疱瘡囃子を実地調査に基づいて報告する中で、疱瘡囃子の歌詞を「アンバ大杉大明神 悪魔を祓つてヨーイ  
ヤサ アンバの方から吹く風は 疱瘡かるくヨーイヤサ」であると述べている<sup>(41)</sup>。

成毛地区における疱瘡囃子は、主婦による参集祈願であること、あるいはその歌詞に「疱瘡かるく」とあることから、かつて疱瘡が流行していた際、子どもを守る母親によって無事な治癒や疱瘡が軽症で済むことを願つて行われ、その後も小児の健康と成長を願つて続けられてきたと考えられる。

## （2）千葉県市川市旧殿台の疱瘡オビシャ

筆者は平成31年3月25日に千葉県市川市大野町4丁目（旧殿台地区）で調査当時も継続されている疱瘡オビシャ（別名団子オビシャ、ウラオビシャ）について、大野町4丁目出身・在住のT.N氏（昭和14年生まれ）と千葉県白井市から昭和43年（1968）年に大野町に嫁いだ妻のS.N氏（昭和20年生まれ）に聞き書き調査を行った。団子オビシャでは、子どもを守護する鬼子母神と疱瘡神に対する祭祀が行われている。

**旧殿台地区の祭祀組織** 旧殿台地区は市川市北部に位置し、昭和24年（1949）に現在の市川市に編入され大野町4丁目となった。殿台地区には、毎年1月20日に行われる駒形大神社のニラメッコオビシャを運営する東4組、西4組（計8組）の祭祀組織が存在する。1月15日に行われる疱瘡オビシャには、この8組の主婦のみが法蓮寺に寄る。

**法蓮寺** 法蓮寺は建治3年（1277）創立の日蓮宗の寺院である。大野村は明治22年（1889）に東葛飾郡柏井村、奉免村、大町新田が合併し、東葛飾郡大柏村大字大野となつたが、この旧大柏村地区の5寺（法蓮寺、充行院、禮林寺、本光寺、淨光寺）は全て大野町に位置している。この5寺を現在「カシワの守」と呼び、スタンプラリーのチラシを作成し配つている。このチラシには法蓮寺について「疱瘡神のお寺」と書かれており、また「新型インフルエンザ予防のお寺」とうたっている。

**疱瘡神の小祠** 法蓮寺の山門の外には昭和 50 年(1975)頃まで疱瘡神の小祠が建っていた。祠の老朽化が進み、疱瘡神に参る者もいなくなったため、祠を壊して中に祀られているご神体のみ法蓮寺本堂にうつされ、鬼子母神と併祀されるようになった。祠が山門の外にあった頃は、旧殿台の住民が祠を守っていた。当時は疱瘡に罹ると人に見られてはいけないと言って、その家族が夜な夜なこっそりこの祠に参っていたという。その際、疱瘡神には赤いものが良いと言って赤い供物を供えた。現在は住職が毎日他の神仏と一緒にして経をあげているだけで、疱瘡オビシャ以外に疱瘡神に対して特別に供物を供えるようなことはしない。

**疱瘡オビシャ** 每年 1 月 15 日に旧殿台地区の主婦が法蓮寺に寄って、疱瘡オビシャを行っている。女性の行事であるので、男性は顔も出さない。毎年 8 組に住む主婦のうち、1 軒が当番となり疱瘡オビシャの運営を行う。当番は西 1 組→東 1 組→西 2 組→東 2 組→西 3 組→東 3 組→西 4 組→東 4 組の順にまわし、当番を決める際の順番は特に決まっていないが、8 年に 1 回廻ってくる際に、8 年前はウチがやったから、今回はアナタがやってという様に決める。当番になった家は 1 年間疱瘡オビシャの「ニッキ」を自宅の神棚に供える。そして 1 月 15 日の疱瘡オビシャの際に、背中に疱瘡さんの「ニッキ」と呼ばれるものを背負い、今年の当番に落とさないようしっかりと背負わせてあげる。ニッキには、オビシャで振る舞う料理の材料や作り方、誰が何を担当したのかが書いてあり、この記録を引き継ぐことになる。ニッキの表には、「平成二十九年一月十五日 番神 奉謝 鬼子母神来当ニッキ疱瘡神 東部組」と書かれ、裏には「西部一組」と書かれた（平成 28 年（2016）1 月 15 日の水谷類による報告）<sup>(42)</sup>。1 月 15 日 13 時に法蓮寺に集合し、当番が製菓店で注文した直径 10 cm ほどの団子を、法蓮寺本堂の疱瘡神の前に 3 段重ねにして 2 つ置き、皆で線香をあげて住職が経をあげる。団子の他にサントリーの赤玉スイートワインという、赤いパッケージの酒を供える。お茶を飲んで談笑し、14 時～15 時くらいに団子をプラスチックのパックに入れて持ち帰り、家できな粉をかけるなどして食べる。この団子を食べると 1 年間病気せず、家にその疫病が来ないと。言う。

**オヤドの消滅** 昭和 50 年頃(1975)に法蓮寺に祠を移してから数年までは、当番の家を「オヤド」と言い、1 月 15 日にはオヤドに寄り合って団子を作っていた。団子は、当番が用意した粳米（多くて約 15kg）の米を粉にして暑いお湯で練って柔らかくし、それをひと握りずつ丸めてフカシに入れて蒸かす。オビシャ当日はオヤドの家に畑で獲れた里芋や牛蒡、ニンジン、大根などを使って料理して持ち寄った。オビシャの費用は組員が分割して支払

っていたが、大抵オヤドが少し余計に出していた。以前は殿台の住民が多かったので、オヤドに 80 名程が集まり、オヤドはオビシャに供えて 1 年かけて家の改造をしたり掃除したりと準備が大変であった。昭和 50 年頃（1975）からオヤドの負担軽減のために、食べ物の持ち寄りは廃止し、当番がお茶菓子とお新香を用意し、皆でお茶を飲む程度になった。団子は自分たちで作らず、当番が製菓店に注文し、プラスチックのパックに入った団子を持ち帰るようにした。

### （三）疱瘡団子の贈答とそれを用いた呪術の実態

#### （1）疱瘡団子と疱瘡のイボ

疱瘡団子や疱瘡饅頭を作る習俗が、静岡県北東部と鹿児島県南薩地域に濃密な分布を見せ、愛知県南東部や関東の一部にも見られる。米粉、唐芋、小麦などを蒸したもので、地域によっては小豆餡を入れる。作る数は 3 個作る所もあれば、64 個も作る所もある。さらにそれらを重箱に詰める地域もある<sup>(43)</sup>。形状は団子や饅頭の先を尖らせ円錐型にし、その先端に紅で丸い印を付けたものが良く見られる。ホウソウダンゴは疣の数だけ作り疱瘡神の棚と塞の神に供える<sup>(44)</sup> という地域や、「頂上を赤き紅にて塗る。即ち種痘の形を作る」<sup>(45)</sup> という地域もあり、この形は疱瘡の発疹が盛り上がった形を模して作られたり、疱瘡のイボを表していると考えられる。このことに関連して、『小兒必用養育草』卷四「痘瘡の形色の善惡の説」では、「痘の形は、尖圓にして、大きに起脹の時にいたつて、大豆を見るやうにして、手にてその上をなづるに、さらさらとして、膿をいっぱいに持たるを、最上吉の痘といふ」とある<sup>(46)</sup>。つまり、さらさらとした大豆のように膿を多く含んだ丸い痘（膿庖）の形が症状としてはもっとも良いとされており、痘（膿庖）の色に関しては前述した通り、赤い色が良い色であるとされている。したがって、疱瘡団子が表すイボや膿庖の形は、はいざれも症状としては良い状態にある疱瘡の痘の様相を表しており、それによって症状が軽く済むことを願っているものと言える。

#### （2）疱瘡団子をめぐる習俗

疱瘡団子をめぐる習俗としては、次のようなものが存在する。疱瘡罹病時に実家から届けられた疱瘡団子を隣近所に配る（静岡県沼津市大平）<sup>(47)</sup>、種痘接種後にかさぶたになるとお祝いに疱瘡団子が実家から疱瘡見舞いとして贈られる（静岡県駿東郡清水町）<sup>(48)</sup>、生後 100 日に実家と本家、親戚から届けられた疱瘡団子を近所に配りサイノカミに供える（静岡県田方郡函南町桑原）<sup>(49)</sup>、彼岸入りの日に集落の母親と初子が宿に集まってホソンダゴ

を作り虚空蔵菩薩に供える（鹿児島県南九州市知覧町）<sup>(50)</sup>、疱瘡流行時に隣のプラクから少しづつ集めた米で作った団子を流行がおさまってから川に流す（鹿児島県日置市伊集院町麦生田）<sup>(51)</sup>。このように疱瘡団子を用いた習俗は、疱瘡自然発症時や種痘による発症時、また小児の誕生に関わる儀礼や彼岸入りの歳時習俗として、臨時的にも定時的に行われている。

疱瘡団子の用いられ方は様々で、疱瘡治癒を祝うための贈答品として用いられる他、小児を守護してくれるサイノカミや虚空蔵菩薩への供物や、多くの人々の力を結集させて作ることで呪力を持たせて疱瘡に対抗するための呪物、治癒時に送り出すことで疱瘡から逃れるための呪物としても用いられている。また、疱瘡団子を3つ食べると、疱瘡を患っても発疹が3つ出るだけで済むという伝承（鹿児島県南九州市川辺町神殿）<sup>(52)</sup>や、疱瘡団子の茹で汁を顔や身体に塗ると疱瘡が軽くなるという伝承（鹿児島県南さつま市加世田武田）<sup>(53)</sup>が残っており、疱瘡団子は、良い状態にある疱瘡の痘の様相を表したり、その茹で汁の呪力によって症状が軽く済むことを願うためのものであったと考えられる。

### （3）疱瘡からインフルエンザまで

以下は、筆者が平成24・平成25年（2012・13）に静岡県において行った実地調査で収集した疱瘡団子に関する事例である。

**静岡県裾野市富沢** 昔は種痘を受けてくると、木で30センチ角の枠を作りその上に藁を親指ほどの太さの束にしてわっかを組んで、赤と白の幣束を作つて竹ではさんだものをわっかに赤白交互に刺して、種痘を受けてきた子の頭にのせてお湯をかけた。このことを湯かけという。そして湯かけしたわっかを疱瘡神の祠に供える。また、直径3センチほどのお団子に餡子を入れ、おてんこに赤い印をつけた疱瘡饅頭と呼ばれる麦まんじゅうを1つわっかの真ん中に供える。これを1965年くらいまで行っていた。それ以降は10月の愛鷹神社のお祭りのときに一緒にお祭りをやるだけで、湯かけもしないし疱瘡饅頭も作らない。（話者生年1963年）

**静岡県沼津市大平新城** 種痘実施時は子どもが種痘を受けるとすぐ、種痘後子どもの疱瘡が早く済むようにという願いから菓子屋に直径5センチ、小麦粉で作った白い皮の中に小豆餡が入っており、頭頂部に食紅で丸い印を付けた疱瘡団子を30個程注文し、家の中の疱瘡棚に供え家族で食べ近隣の人々や親戚に配った。調査当時も話者の孫が予防注射をした際に菓子屋で疱瘡団子を注文した。（話者生年1944年）

**静岡県沼津市大平政戸** 昭和30年（1955）に初子を産んだとき（初子以外の子どもが

産まれたときには行わない）、隣組・近所に、ホウソウダンゴを配る。ホウソウダンゴは小さい饅頭で、かわは白く、表の中央に赤く印をつけた。これは疱瘡の蒼を表している。種痘して免疫がつくようにという意味を込めて行う。（話者生年 1932 年）

静岡県富士市 1月 15 日のどんどやきの際に近所の人が疱瘡団子を作り赤ちゃんが生まれた家に届けた。疱瘡団子を作るのは子どもが疱瘡にかかったら死んでしまうかもしれないので困るからであり、直径 10 センチほどの饅頭のかたちをした団子のてんこに食紅でちょこんと印をつけ、それを三叉に刺したものである。富士には製紙会社があったので楮三叉という紙の原料になる植物があったのでこれに団子を刺した。昭和 22 年（1947）に話者の妹が生まれた際に近所の人からこの団子をもらった。（話者生年 1936 年）

以上のように、疱瘡流行時に作っていた疱瘡団子を、種痘普及後には種痘接種時に行われるようになり、疱瘡根絶後には疱瘡以外の疾患の予防接種時に行われる様になっている。このように習俗を行う時期が医療技術の進化による疱瘡への対処の在り方の変化の影響を受けて変わっているのであり、同じ疱瘡習俗が種痘普及前、種痘普及後、疱瘡根絶後という 3 つの時代の移行と結びついていることがわかる。

### 3. 結語

疱瘡をめぐる信仰に強い伝承力があるのは、その現代社会でいえばサーズやエボラ出血熱のような致死率の高い強力な感染症への恐怖があると考えられる。インフルエンザ流行時に疱瘡習俗と同じことが行われているのは、その証左で、疱瘡は実態としてはなくなつたものの、その記憶の伝承が「疱瘡神はこわい神様」という信仰伝承のなかに受け継がれてきているものといえる。とくに子どもが次々と罹患し、死に至る確率が高いという点が、他の病気とは異なる。江戸時代の子供をめぐる生育儀礼の研究によれば、17 世紀半ば以降の小農独立を背景に家の継承が一般の庶民の間でも重視されてきた社会において、家の跡取りを失うことがあってはならない、子供の健やかな成長が家の将来を託すことになると考えられ、これ以後、子供の成長過程における儀礼も普及していくとされる<sup>(54)</sup>。疱瘡を神の名で称し、その神を「送る」儀礼が個々の家だけでなく近隣の合力祈願によって行われてきたその背景に子供の生命を守るとともに、家の継承意識の存在がうかがわれる。

疱瘡習俗の特徴について、以下の点が指摘できる。

- ①疱瘡習俗には、疱瘡団子、小豆、鍋蓋などの、疱瘡の特徴を反映した呪物が多く見られ、江戸期医学書レベルの疱瘡への理解が民間伝承にも見られることが指摘できる。

②疱瘡への対処は、罹病から治癒までの症状のプロセスに沿って形成されている。

③疱瘡をめぐる習俗は、芸能・絵画・食文化などにまで及び、疱瘡をめぐる習俗のバリエーションの豊さが、この病気をめぐる習俗の一つの特徴であると言える。さらに、段階的に多くの習俗を重ねて行う点や、家庭での行事だけでなく親族や隣近所、ブラック全体による参集祈願というように、多くの人々の力によって小児を疱瘡から守る習俗が見られる点は、疱瘡流行時、この病気が小児の家族だけではなくブラック全体の重大な問題であったことを示している。

④その一方で、疱瘡に対して積極的に対抗するよりも、疱瘡神を迎えたまつり送り、疱瘡を軽く済ませるための習俗が多く見られるのは、疱瘡との長い流行の歴史の中で、誰もが一度は罹る病気として疱瘡が連續して、あるいは断続的に流行するという経験知に基づくと言える。

⑤日本で種痘が定着した 1873 年以後、疱瘡への恐れが失われた現代においても、疱瘡をめぐる民俗伝承は、筆者が確認した平成 27 年（2015）～平成 31 年（2019）の段階で継続されており、それぞれの地域で疱瘡とは関係のない所で行われていた講や芸能に、疱瘡への治癒祈願が取り込まれる形で成立したと考えられる。

⑥平成 27 年（2015）～平成 31 年（2019）の段階で継続される疱瘡習俗は、1960 年代以降の若者や子どもの減少による施行者不足や、2000 年代初頭の市町村合併による影響を受け、継続困難になりながらも、A. 伝承の一部の改変と、B. 新しい要素の導入を行うことで、継続を可能にしている。

#### A. 伝承の一部を改変

1965 年 若者の県外への流出や高齢化が深刻化、元婦人会員に参加呼びかけ。（平原）

1975 年 オヤドを廃止、団子を店で購入。（殿台）

1995 年 祠のエショからエショへの移動を廃止、公民館に常設。（平原）

#### B. 新しい要素の導入

2005 年 市町村合併から、平原疱瘡踊り保存会が運営。（平原）

2014 年 唄い手の断絶対策のため唄の録音を開始。（平原）

⑦疱瘡をめぐる民俗伝承は、臨時に罹病した時に、疱瘡罹病患者の家で行われるのが元の形であった。その後種痘が普及した後も、種痘接種時に疱瘡罹病患者の家で同様の民俗伝承が行われた。予防接種時や、定期的に年中行事として講や寺社を中心に、子どものいる家に限らず地域全体で伝承されるのが現在の形である。

注

- (1) 高木誠一「疱瘡神のこと」『民族』第3巻第5号、民族発行所、1928
- (2) 元禄16年(1703)香月牛山『小兒必用養育草』巻4、同文館編輯局編『日本教育文庫衛生及遊戯篇』同文館、1911
- (3) 坂田友宏・白石昭臣・松岡利夫・西井章・鶴藤鹿忠・武田明・藤丸昭・森正史・坂本正夫『中国・四国の民間療法』明玄書房、1977
- (4) 前掲(2)
- (5) 寛延3年(1750)静觀房好阿『疱瘡禁厭秘傳集』東京国立博物館所蔵、(雅俗の会編、中野三敏先生古稀記念資料集『雅俗文叢』汲古書院、2005)
- (6) 補野市教育委員会市史編さん会『補野市史調査報告書』第5集富沢の民俗、1995
- (7) 前掲(2)
- (8) 前掲(2)
- (9) 文政7年(1824)石塚汝上『護痘錦囊』国立国会図書館所蔵
- (10) 柳田國男『遠野物語』1910
- (11) 根岸謙之助『医療民俗概論』雄山閣出版、1991
- (12) 鎌田久子「村の女人一千葉県君津郡関豊村一」『女性と経験』第1号、女性民俗学研究会、1956
- (13) 万暦24～延宝5年(1596～1677)戴曼公著、池田嵩山・池田瑞仙筆記『痘瘡治術傳』(別名『治痘口訣』・『治痘方函』)(写)、国会図書館所蔵
- (14) 前掲(2)
- (15) 前掲(1)
- (16) 東京都八王子市上恩方町駒木野H宅(2015年5月17日筆者調査、話者:H家当主、生年1936年)
- (17) 前掲(6)
- (18) 清水町史編さん委員会『清水町史民俗調査報告書 清水町の民俗』2001
- (19) 松下石人『三州奥郡産育風俗図絵』正文館書店、1937
- (20) 岩崎敏夫『本邦小祠の研究』岩崎博士学位論文発行後援会、1963
- (21) 今村充夫「民間療法」『日本の民俗宗教4 巫俗と俗信』弘文堂、1979
- (22) 坪井洋文「佐賀県鎮西町加唐島」柳田國男指導日本民俗学会『離島生活の研究』国

書刊行会、1975

(23) 三浦貞栄治等共著『東北の民間信仰』、『関東の民間信仰』、『北中部の民間信仰』、『南中部の民間信仰』、『近畿の民間信仰』 明玄書房、1973

(24) 鹿児島県姶良郡霧島町（現霧島市）

狹名田では疱瘡がはやってくると、部落で婦人たちがチームをつくって他部落へ米をもらいに歩いた。だいたい4、5人くらいで連れ立って歩いた。「ホソカンジンに来もした」と言って訪れた。湯飲茶碗一杯ぐらいずつもらって廻った。これを持ち帰っておにぎりを作り、部落中で食べた。

（松原武実『南九州歌謡の研究』第一書房、1993）

(25) 鹿児島県大口市（現伊佐市）

昔は薩摩郡永野や求名あたりの女たちが20～30人して「疱瘡送り」といって、軽いミコシを担ぎ、踊りながら針持の各戸を訪問した。庭で、テコシャンセンで疱瘡踊りしたが、シュロの皮で頭をかくしたり、面を被ったり、いろいろな服装をして、「けさの寒さに笹山超えて…」などという唄を歌って踊るのであった。一行はひしゃくをかたげてきたが、焼酎や米、金などをもらった。家々では何かくれてやると、「疱瘡は三つで軽と、カリト」といい、何もくれないと「黒疱瘡、ベッタイ、クロボソベッタイ」と叫んで出て行った。家の二才たちは、此の時ばかりはワヤクどころか、どこかへ逃げていた。一行は朝のうちに4、5軒、昼からも数軒まわれば相当のもらいがあった。一行はそれで帰るが、土瀬戸の人たちは、適日を選び、今度は自分たちが他村部落へ同じように「疱瘡送り」をしたのである。

（大口市郷土誌編纂委員会『大口市郷土史上巻』1981）

(26) 鹿児島県曾於郡大隅町（現曾於市）

疱瘡が流行すると、「疱瘡踊り」を踊って、ほそを追い払おうとした。「疱瘡踊り」はできるだけおかしな服装をして、草切籠を二人でかつぐ。この二人は別に変わるものなく同じ人で終日とおした。その籠の中にはぼろ布を入れ、その上に徳利をすえる。これに太鼓、三味線がついて、プラク内を皆酔っぱらって踊り廻るのである。家々では籠の中の徳利に焼酎をもらい、また賽銭（はな）ももらう。こうしてもらったはなは帰ってからはなびらきをして、おそらくまで飲んだり踊ったりした。この疱瘡踊りは川上の方から順次下の方のプラクに踊り次ぎをした。一つのプラクがプラク中踊り廻って、次のプラクの入り口まで来ると、今度は次のプラクの人たちが、それを引き継

いで、「疱瘡の神」を次々と送り出して行くのであった。こうした風習は明治 27、8 年頃までは行われていた。

(大隅町誌編纂委員会『大隅町誌』1969)

(27) 鹿児島県川内市高城町城上下ノ段（現薩摩川内市高城町）

ホソバチラキは対ソ湯の初め頃に見たことがあるが、その恐ろしさは今でも忘れられない。隣部落から列をつくってたくさんやってきた。変な格好をして顔は赤白に塗り、笠を被り、着物は裏返したり、シェロの皮を身につけたりしてみな女の衆だった。大きな桶を担ぎ、ひしゃくを持って、それで家の人が差し出す米や酒を受け取った。大声で唄ったり踊ったりして、やがてさっと引きあげた。するとこの部落から次の部落に同じような女の衆の変装隊が繰り出していった。ホソオクイ（疱瘡送り）ともいつたようである。

(小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女的性格—」『日本民俗学会報』第 46 号、1966)

(28) 柳田國男「踊の今と昔」『人類學雑誌』27 卷 1 號-5 號、1911、全集 7

(29) 白尾国柱著、山本盛秀編『倭文麻環』文化9年（1812）、国立国会図書館デジタルコレクション

(30) 小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女的性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第 46 号、1966

(31) 近藤直也『座-それぞれの民俗学的視点』人文書院、1991

(32) 松原武実『南九州歌謡の研究』第一書房、1993

(33) 本田安次「入来の疱瘡踊り」『日本の民俗藝能IV 語り物・風流二』木耳社、1970

(34) ハルトムート・オ・ムンド『疱瘡神-江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究』岩波書店、1995

(35) 大浦町郷土誌編纂委員会『大浦町郷土誌』1995

(36) 前掲 (35)

(37) 千葉県松戸市七右衛門新田

2月1日、子ども連の母親が午後3時頃から集合し、持ち寄った米が会費で、夜遅くまで語り合う。こういう日を「疱瘡日祭り」といっている。祭神はサンダワラの上に刺した御串（赤紙）である。この神を拝んでから、母親達は歌を唄う。この行事が終わると、当番の人が翌日、御幣を疱瘡神の石塔の前におく。（上野勇、日向野徳久、高橋武子、浅野明、柄原嗣雄、直江広治、和田正洲『関東の民間療法』明玄書房、1976）

また、同地域における平成9年（1997）の報告が萩原法子によってされている。

ホウソウビマーチは疱瘡日待のことであり、松戸市では女オビシャとも呼ばれる。他の地域にあるホウソウオビシャと同様のものであろう。二つ木・旭町・幸田・主水・七右衛門新田・外河原・大谷口信田・中金杉などでは2月1日に、東平賀では1月25日に行われる。（中略）種痘が済んだ10日後くらいに赤い御幣をウツギで作った四角い棚の上に乗せ、赤飯を供えて道端に捨てたり、サンダワラに赤い御幣をさして海に流したりする所もつい最近までみられた。今でも千葉県長生郡一帯に茶浴びという疱瘡除けの行事がある。生後初めて迎える2月8日のコトヨウカに、箕の中に座らせた赤ん坊の頭の上に小豆3粒を置いた粋通し（ふるい）をかざし、その上から頭に茶をかけるのである。藁で作った疱瘡神を子供の頭上に被せ、ハライと称して「疱瘡の神さんご苦労さんでした」と唱え母親が湯をかける、湯がけという他地方の習俗と通じる所がある。疱瘡が絶滅した現在では子供が健やかに育つことを願って行われている。ホウソウビマーチも昔はひたすらホウソウ除けのためであったろうが、現在では疱瘡神さまに子供の成長の無事を祈ることを目的に、子連れの若い母親の1年に一度の親睦会になっている。ホウソウビマーチではタワラッパシ（サンダワラのこと）に赤い御幣をさしたもののが神座となり、小豆ご飯を供えるのはどこでも共通する。疱瘡神は子供の神、子育ての神とされている現在では、お菓子や果物、ジュースなど子供の喜ぶものも供える。供えものは少しで良いという伝承は、疱瘡は小さければ小さいほど良いといわれてきた名残であろう。（中略）二つ木では「座ならし」とホウソウビマーチの時にだけ歌うハツセがある。（中略）

#### [ホウソウビマーチのハツセ]

- ①今日のもがみさまは どっちのかたから参りたよ  
あきのくに あきたのこおりよ まさばしわたりて参りたよ
- ②これさまへ 参り申して もがみさまを見申せば  
金銀のご幣束で またいろがみでしめをはり
- ③今日のもがみさまに 何でご馳走いたします  
石皿へ小豆を盛りて それでご馳走いたします
- ④今日のもがみさまは ごきげんよろしのもがみさま  
朝起きてお笑い顔で あかねのずきんで舞い遊ぶ

（「松戸市地区のオビシャについて」『常総の歴史』第18号、1997）

(38) 千葉県山武郡蓮沼村（現山武市）

ホウソウオビシャといい、正月 19 日に 1、2、4 藩のおばあさんが孫をつれていったものだったという。ヤドは回り番で、2 軒トウという 2 軒ずつの組ができており、それごとに回る。組む家は昔から決まっている。3 班も同じ日にホウソウオビシャをやっているが、別に行っている。ホウソウオビシャの供え物は、すべて、ヤドの人が用意し、ハネリを 1 升重箱いっぱいにつくり、盆の上に米を盛り、その上に松竹梅を立て、神で作った鶴と芋や松ボックリでつくった亀を置く。また女オビシャの掛け軸とは別に子安講の掛け軸をかける。ホウソウオビシャにはトウ渡し、トウ受け取りといって、酒と尾頭付きの魚を二尾、今年ヤドの人が用意し、来年ヤドの人々に渡し、ヤドの交代の式を行う。ホウソウオビシャの参加費は五百円、オオオビシャ（男ビシャ・女ビシャ）は合わせて千五百円でヤドの人が配分して使う。男オビシャ・女オビシャ・ホウソウオビシャなどは、班の中で、3 軒トウ、2 軒トウで行うが、家が重なっている場合もある。新しく入って来た家は、ヤドを 1 軒でできないので、トウに入れて 4 軒、3 軒で組むときもある。2 軒トウ、3 軒トウなど組む人は普段は、特別なことはせず、普通につきあっている。

（国学院大学民俗学研究会『民俗採訪』1985）

(39) 話者 S.I 氏（昭和 8 年生まれ）に対する聞き書き調査による。

(40) 話者 T.N 氏（昭和 14 年生まれ）と S.N 氏（昭和 20 年生まれ）に対する聞き書き調査による。

(41) 大島建彦『アンバ大杉の祭り』岩田書院、2005

(42) 市川市史編さん民俗部会オビシャ調査グループ、市川市史編さん事業調査報告書『市川のオビシャとオビシャ文書』市川市文化スポーツ部文化振興課、2016

(43) 静岡県沼津市大平

疱瘍に罹病すると、実家から疱瘍団子（米の粉をこねて中に餡を入れたもの、上に赤く紅をつける。お重 1 段に 16 個入り、それが 4 段重ね）が届けられる。近所にそれを配る。

（『静岡県史 資料編 23 民俗 1』静岡県、1989）

(44) 静岡県駿東郡清水町

1 歳になると役場から通知がきて種痘をした。これを「疱瘍をうえる」という。小学校のうちにもう一度行う。現在、種痘は行われていない。疱瘍の菌を付けてからメスで傷

をつけたころもあり、大人になっても 3 センチの傷跡が残った。疱瘡がうまくついてはれた状態をヤマアゲという。しばらくしてかさぶたになると、お祝いにホウソウダンゴを作る。家によって、米の粉に餡を入れた団子か、小麦粉を練って餡を入れて蒸かした饅頭のどちらかを作った。実家からも疱瘡見舞いとして贈られた。ホウソウダンゴのてっぺんにベニコ（食紅）を付け、赤い紙のオシメ（御幣）を付けた細い竹を刺して、床の間やホウソウガミに供える。また、サンダーラ（棧俵）にホウソウダンゴをのせ、道端のセーノカミ（塞の神）さんにも供えた。このとき、ホウソウダンゴの数は疣の数だけという人もいる。近所の人や仲人からお祝いにお菓子やお金をいただくので、ホウソウダンゴを 3 つお返しに配った。

（清水町史編さん委員会『清水町史民俗調査報告書 清水町の民俗』2001）

(45) 愛知県三州奥郡（旧渥美郡）

種痘を植え付けると「お棚がけ」と称して、竹にて棚を作り座敷口（デイの口）の辺に釣り、赤い紙にて「しめ」をつけ「赤飯」とて塩気なき小豆飯を皿に盛りて此の棚に供へる。赤飯を供へる期間は一週間とせられている。若し種痘が善感した時は「種痘饅頭」とて砂糖を入れぬ餡にて米の粉にてかわを作り頂上を赤き紅にて塗る。即ち種痘の形を作る。此の饅頭を親類近所や瀬古仲間へ贈って祝を行ふ。現今でも此の方法は行はれて居る。

（松下石人『三州奥郡産育風俗図絵』正文館書店、1937）

(46) 前掲（2）

(47) 前掲（43）

(48) 前掲（44）

(49) 静岡県田方郡函南町桑原

生まれてから 3 ヶ月（100 日）経ったら、実家・大家（本家）・近所の親戚から、ホウソウ団子（ふかし饅頭の上に小さく紅がつけられていた、4 段重ねの重箱に 36 個の団子が入っていた）が、届けられる。実家から届いたホウソウ団子を 3 個ずつ、近所に配り、サイノカミサンにも、供える。

（静岡県教育委員会文化課市史編さん室『静岡県史民俗調査報告書』第一集 桑原の民俗（田方郡函南町）、1987）

(50) 鹿児島県川辺郡知覧町浮辺（現南九州市知覧町）

彼岸入りの日コッゾメイを行う。母親と 14 才以下の子供が宿に集まる。うるち米の粉

とカライモを蒸してホソンダゴを作る。初子と母親は穎娃町の虚空蔵堂へお参りして団子を供える。虚空蔵堂から宿へ帰ってくる途中、村のおばあさん達が花嫁衣装や化粧をして鉦、太鼓を鳴らし、踊りなどして出迎えてくれる。これをサカムケという。

(近藤直也『座 それぞれの民俗学的視点』人文書院、1991)

(51) 鹿児島県日置郡伊集院町麦生田（現日置市伊集院町麦生田）

大正の初めまでは疱瘡が流行すると、部落の主婦たちは御高祖頭巾をかぶって顔をかくし、連れ立ってとなりの部落に行き、一戸ずつを訪れて米を杯1ぱいずつもらって回る。そのとき「ホソは3つで軽いと、かるいと」と唄ったり、町から来る連中は三味太鼓で歌い踊りながら家々を回った。その米を持ち帰って宿に集まってホソンダゴを作り、家々に配り、子供たちをはじめ家族も食べた。部落入り口には左縄を張り、ホソンダゴを入れたワラツトを2、3本下げた。この行事全体をホソカンジンという。郡の部落ではワラでホソ神を作り、ホソンダゴを負わせて、三味太鼓で川まで送っていき、川に流すとそっと後でふりかえらず、黙って帰ることもした。

(小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女の性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第46号、1966)

(52) 川辺郡川辺町神殿瀬戸山（現南九州市川辺町神殿）

彼岸入りの日にコッズメイと言って団子を作つて参るが、参る神は虚空蔵ではなくて部落の山ノ神である。その前でホソンダゴを神に供え、子供も主婦も食べて、神前でホウソウ踊りをするものだったが、踊りだけは今やめている。ホソンダゴは隣近所や通りがかりの人にも3つずつ配る習慣である。この団子を3つ食べると、ホソを患つても小さいホソがただ3つ出るだけで軽くすむという。

(小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女の性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第46号、1966)

(53) 加世田市武田内布（現南さつま市加世田武田）

ホソンダゴは小さい子供のいる家で家ごとに作り、それぞれ主婦が子供をつれて部落の虚空蔵様に参る。子供にはタカンバッチョという竹皮の笠を被せ、団子のゆで汁を顔や体に塗つていき、ホソの軽いことを祈る。この春彼岸入りの日の夜は主婦が宿に集まって会食し、ホウソウ踊りを踊つたが、これをヒガンコ（彼岸講）といつて、現在は行つていない。

(小野重朗「疱瘡踊り—主婦の巫女の性格—」日本民俗学会『日本民俗学会報』第46

号、1966)

(54) 柴田純『日本幼児史－子どもへのまなざし－』(吉川弘文館、2013)、太田素子『子宝と子返し－近世農村の家族生活と子育て－』(藤原書店、2007) など

## 第5章 疣瘡神祭祀の諸相

### 1. 問題の所在

従来の疣瘡神祭祀をめぐる研究は、丹野正<sup>(1)</sup>（1952）、大島建彦<sup>(2)</sup>（1959）、三崎一夫<sup>(3)</sup>（1970）、田中宣一<sup>(4)</sup>（2005）等による、年初祭祀における厄神の送迎や祭祀を扱った研究が中心であった。それらが指摘した点は序章で述べた通りである。しかしこれらの研究成果は、柳田國男や折口信夫の研究成果を踏まえておらず、厄神祀りの分類も適切ではない。このような現状を受けて筆者は、厄神や疣瘡神の祀りを以下の2類型に分類する。②の事例群は広く日本各地に分布しており、①の事例群は一定の地域や旧家などで伝えられている。

①(A)積極的に戸外からまた門口や窓口から迎えて、もてなし、早めに送り出す。

(B) 積極的に戸外からまた門口や窓口から迎えて、もてなす。

②とくに戸外から迎え入れることはなく、棚などにまつる。

本章では、第一に、天保元年（1830）に成立した『新編武蔵風土記稿』に記載される旧武蔵国内の疣瘡関連社寺に関する記録の分析を行う。さらに、『新編武蔵風土記稿』と同時期の天保5～明治4年（1834～1871）に、同じく武蔵国内の多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）で指田撰津正藤詮によって記された『指田日記』の分析を合わせて行うことで、旧武蔵国における疣瘡神祭祀の様相と祭祀形成の在り方を検討する。第二に、年初祭祀における年神と疣瘡神に対する迎え方や儀礼の相違と、その意味を考察する。第三に、疣瘡根絶以後から現在まで疣瘡神祭祀を伝承する地域での聞き書き調査の結果から、疣瘡神祭祀の実態を分析する。

### 2. 江戸時代の疣瘡神祭祀

#### （1）『新編武蔵風土記稿』における疣瘡関連社寺

『新編武蔵風土記稿』<sup>(5)</sup>は、江戸幕府の昌平坂学問所内地誌調所において文化7～天保元年（1830～1810）に編纂された地誌である。『新編武蔵風土記稿』における疣瘡神祭祀に関する記載は199点確認できた。それらを表1に整理した。表1には、本社、寺院、末社、境内社を区別し、地誌編纂時の所在地名、疣瘡関連社寺の名称、宗派、勧請年、所有者、疣瘡神の名称、疣瘡神に関する記載、並祀される神仏について整理した。

表1『新編武藏風土記稿』における疱瘡関連社寺

番号	所在地名 (地誌編纂時)	本社・寺院				末社・境内社			神社明細帳の記載
		名称	鎮守・宗派	勧請・開山年	所有	疱瘡神名称	疱瘡神に関する記載	並祀される神仏	
1	武藏国豊島郡上澁谷村	稻荷社	當村及び上豊澤村の鎮守	文明年中勧請	江戸山王社家 小川織部持	疱瘡神		天満宮（麻疹の病を祈るもの多し、安永五年及び享和三年流行の時も参詣のもの多く、文政七年には殊に群集せり）	東京府管下武藏國豊島郡芝區栄町「村社 稲荷神社」「鎮座ノ儀ハ應永元甲戌年四月中ノ卯ノ日ト云」〔境内末社 疱瘡神〕「祭神 不詳建物」
2	武藏国豊島郡下豊澤村	氷川社	下澁谷村及當村の鎮守			太神宮山王天満宮稻荷疱瘡神合社		辨天社	東京府管下武藏國豊島郡麻布區本村町一番地〔郷社 氷川神社〕「天慶五壬寅年九月十七日豊島郡谷盛庄浅布郷後麻布改冠ノ松ノ邊ニ鎮座」〔境内末社 稲荷神 祭神 武塔天神 番平冥神 疱瘡神 由緒不詳〕
3	武藏国豊島郡下板橋宿	日曜寺	真言律宗	本尊大久保佐渡守常春修造せし由、享保七年十二月僧實際が厨子の裏書あり、縁起によるに當寺は行基の開闢にて、此、自作の像則當時の本尊なり		襄虞利童子一軀	高一尺三寸悠然院殿殊に蛇を惡み給ふ、毒蟲を除くの利益あるを以此像を彫刻せしめらると云、今信仰の輩毒蟲のみならず疱瘡濕瘡の病苦を除くと云		
4	武藏国豊島郡野方領下練馬村	松林寺				疱瘡神社		氷川社・稻荷社	
5	武藏国豊島郡徳丸本村	天神社	村の鎮守			疱瘡神		妙義	
6	武藏国豊島郡蓮沼村	蓮華寺	新義眞言宗	寛永二年宥賢の時堂宇再建の棟札あり		疱瘡神社		稻荷社・天神社・觀音堂	
7	武藏国豊島郡上尾久村	八幡社	上下尾久舟方三村の鎮守		願勝寺の持	疱瘡神		稻荷・天神・諫訪・辨天	
8	武藏国豊島郡雜司ヶ谷村	鬼子母神社	村の鎮守	相伝ふ當社造立の由来は、永祿四年五月村民丹右衛門と云もの、村内小名清土の畠中より市内の佛像を堀出し地主柳下某かもとへ持行てかくと告げるに、佛像なれば法名寺々中東陽坊へ納め然へしとて彼坊に安置せり		鷲明神社（痘瘡守護神なり、祭神瓊瓈杵尊、正徳年中の勤請と云、神體は一寸五分許の白茶色の小石なり）		稻荷社・妙見社	
9	武藏国豊島郡雜司ヶ谷村	御嶽社	當村の惣鎮守			瘡守稻荷		金山稻荷社	

10	武藏国豊島郡稻付村	香取社	村の鎮守		普門院持	疱瘡神	普門院持	稻荷	東京府管下武藏國南葛飾郡金町村大字金町村〔郷社 香取神社〕「創立年月不詳」〔境内神社 疱瘡神社 祭神 伊弉諾命 由緒 創立年月 不詳」
11	武藏国豊島郡岩淵領上駒込村	西福寺	新義眞言宗			八幡疱瘡神大黒恵比寿稻荷五座合祀		稻荷三・地藏堂	
12	武藏国葛飾郡立石村	山王社				疱瘡神	神體は三尺程の石也、土人疱瘡石と云、小兒痘疹に罹るとき祈念すれば必災なしと云、今は都下の人まで聞伝て来詣する者多し	庚申	
13	武藏国葛飾郡下平井村	燈明寺	新義眞言宗			疱瘡神社		聖天社・諏訪社・大黒天社・稻荷社・三峯社・地藏堂	
14	武藏国葛飾郡金町村	香取社	村の鎮守			疱瘡神		太神宮・天神・辨天・水神・道祖神・三社権現稻荷合社・開道明神發道明神合社	東京府管下武藏國南葛飾郡金町村大字金町村〔郷社 香取神社〕「創立年月不詳」〔境内神社 疱瘡神社 祭神 伊弉諾命 由緒 創立年月 不詳」
15	武藏国葛飾郡西小松川村	神明社	村の鎮守			疱瘡神		稻荷	
16	武藏国葛飾郡谷口村	辯天社			眞福寺持	疱瘡神		水神・天神	
17	武藏国葛飾郡彦澤村	香取社	村の鎮守			疱瘡神	圓能寺持	天神・水神	
18	武藏国葛飾郡高久村	薗高明神社	村の鎮守		密嚴院持	疱瘡神		八大龍王・稻荷	
19	武藏国葛飾郡吉川村	香取社			觀喜院持	稻荷水神疱瘡神合社			
20	武藏国葛飾郡赤沼村	疱瘡神社			正法院持				
21	武藏国荏原郡麹屋村	神明社		村民久左衛門と云もの造立せしと云のみにて、鎮座の年代詳ならず		稻荷天神疱瘡神相殿	本社の後にあり	水神社・歯久作権現社・稻荷社	
22	武藏国荏原郡新井宿村	春日社			村内善慶寺持	天神稻荷疱瘡神合社	本社に向ひて右の方にあり		
23	武藏国荏原郡新井宿村	熊野本社		元和年中日光御遷宮のとき、この社をつくり、熊野権現に祀れり		疱瘡神社	本社に向ひて左にあり、小祠	天神社	
24	武藏国荏原郡矢口村	新田明神社				疱瘡神社	同ならびにあり、前に鳥居をたつ	稻荷社・牛頭天王社・三峯社・稻荷社	

25	武藏国荏原郡碑文谷村	八幡社			稻荷疱瘡神辯天合社	本社に向て右にあり、小祠なり	大六天社一・大六天社二・別當神宮寺	東京府管下武藏國荏原郡池上村「村社八幡神社」「鎮座原由不詳明治六年七月五日村社被定候」[境内神社 稲荷神社 祭神 宇迦鬼命疱瘡神 由緒 原由不詳]
26	武藏国荏原郡下目黒村	不動堂			疱瘡神社			
27	武藏国荏原郡世田ヶ谷村	八幡社	一村の鎮守	社伝に云、當社は天喜年中奥州の逆徒を退治の時、従三位源朝臣義家の勧請	疱瘡神社	小社にして、本社に向ひ左の方に立	若宮社・天神社・太神社・辨天社	
28	武藏国荏原郡上北澤村	八幡社		八幡の勧請は萬壽三年といひ伝ふる	村内密藏院持	疱瘡神	本社に向ひて左にあり	多賀明神・稻荷社・三峯社
29	武藏国荏原郡大井村	神明社	此所の鎮守		村内來福寺持	疱瘡神社	村内來福寺持	稻荷社・天神社・辨天社
30	武藏国荏原郡南品川宿	貴布禰社	當所の鎮守	社伝に和銅二年九月九日藤原伊勢人勧請・、一説に天長年中の勧請とも云	天児屋根命疱瘡神合社	本社の南にあり	三峯權現社・倉稻魂神社・市杵島姫命社	
31	武藏国荏原郡北品川宿	稻荷社		文治三年勧請	蘇民将来疱瘡神相殿	間口十間奥行四尺、一棟に作て區別す	神明社・八幡春日合殿・大國主恵比須合殿	
32	武藏国橘樹郡平村	熊野社		相伝ふ壽永元年草創せり	疱瘡神社		辨財天社・稻荷社	
33	武藏国橘樹郡太尾村	歡成院		開山善通が草創す・永祿十年八月晦日寂す	荒神疱瘡神合社	本堂の後の山にあり小祠西に向ふ、荒神の像な長六寸許立像にて普通の姿なり、疱瘡神は神體なし	天神社	
34	武藏国橘樹郡堀之内村	山王社	當村川崎宿渡田大嶋川中嶋稻荷新田等の鎮守		疱瘡神社	同く左にあり、もと御代官を勤めし田中休愚右衛門の子孫吉藏近年修理を加へしと云	天神社・熊野三社・猿田彦社・御靈社・辨天社	
35	武藏国久良岐郡富岡村	芋明神社		寛永年中造立	慶瑞寺持→長昌庵の持			
36	武藏国都筑郡市野澤村	長見寺	古義真言宗		三坐相殿祠	客殿に向て左にあり、稻荷天神疱瘡神三坐を祀れり		
37	武藏国都筑郡本郷村	稻荷社	村内の鎮守		東觀寺のもち	疱瘡神社	本社に向て左にあり	杉山社・稻荷社・白山社
38	武藏国都筑郡上麻生村	熊野社			村民の持	瘡守鷺明神合殿	本社に向て左にあり	
39	武藏国都筑郡荏田村	觀福寺	新義真言宗		瘡守稻荷社	背後の山上にあり、小社なり	辨天大満宮相殿・第六天廢社・諏訪廢社	

40	武藏国都筑郡長津田村	王子權現社				稻荷社	本社に向て左に立、傍に庖瘡神の社を立り	稻荷社・神明社	
41	武藏国都筑郡岡上村	東光院	新義眞言宗			庖瘡神社		天神社	
42	武藏国多磨郡森野村	妙延寺	日蓮宗			赤山社	番神堂の南にあり、九尺に二間の社あり、赤山は庖瘡を守護する神なりと云		
43	武藏国多磨郡上小金井村	神明社	村内の鎮守		光明院のもち	庖瘡神	本社の東にあり、小社	稻荷社	
44	武藏国多磨郡上柄田村原宿	熊野社	當所の鎮守	天正元年に勧請	村持	庖瘡神祠		稻荷祠・牛頭天王祠・山王祠	
45	武藏国多磨郡上恩方村	稻荷社			村民の持	庖瘡神祠	本社に向て右の方にあり	第六天祠	
46	武藏国多磨郡上恩方村	天神社			村民の持	庖瘡神祠	本社に向て右の方にあり	稻荷山神祠	
47	武藏国多磨郡戸吹村	天満宮			百姓持	庖瘡神祠	宮の右にあり、わづかなる祠なり	熊野社	
48	武藏国多磨郡牛沼村	日吉山王社	村内の鎮守		神職中村大和が持	庖瘡神	小祠	八幡宮・牛頭天王・稻荷辨天	
49	武藏国多磨郡淵上村	出雲明神社	村の鎮守		村内觀音寺の持	庖瘡神社	小祠	太神宮・八幡社・春日社・熊野社・天王社・稻荷社	
50	武藏国多磨郡引田村	愛宕社			眞照寺の持	庖瘡神	小社	山神社・神明社	
51	武藏国多磨郡平井村	八幡社		平山景時明徳元年創建する		庖瘡神牛頭天王相社		稻荷社	
52	武藏国多磨郡三内村	三宮三内明神社		神職三内對馬が家に伝ふる鎮座記を閲るに、當社は天武天皇御宇、白鳳三年甲戌秋山内中納言源經房卿並に留り、三宮神靈を勧請		庖瘡神	小祠	金毘羅社・外天満宮・榛名權現・若宮辨財天・山神	
53	武藏国多磨郡檜原村本村上組		山王社			庖瘡神社	本社に向て左にあり、神體は木の立像にて、長五寸七分	年徳神社	
54	武藏国多磨郡檜原村本村上組	庖瘡神社			下組農家清兵衛の持		社地は五歩許、年貢地、字日向立山の頂にあり、社は東向にて白弊を神體とす、例祭三月十日		
55	武藏国多磨郡檜原村出野組	三島社			神職大學持	稻荷明神庖瘡神合社	本社に向て右にあり、小祠	金毘羅社	
56	武藏国多磨郡檜原村上川乗組	熊野社	組中の鎮守		百姓市郎右衛門の持	庖瘡神社	本社に向て左にあり	稻荷社・道祖神社・綾瀧明神社・山神社	

57	武藏国多磨郡檜原村上平組	五大尊社			人里三組の鎮神春日明神の神職中村河内が持	庖瘡神社	本社の右にあり、小祠なり	稻荷社・みさき社	
58	武藏国多磨郡檜原村笛吹組	八幡社			村民持	庖瘡神社	本社の右にあり	稻荷社・天神社	
59	武藏国多磨郡檜原村數馬組	九頭龍權現社	當組猿屋舗組の鎮守	棟札に天文十四年丙申二月朔日神主中村伊賀守藤原信吉建立とあり	神主中村山城持	庖瘡神社	本社に向て左にり	山神社・天王社	
60	武藏国多磨郡檜原村北谷十組	御靈社			百姓持	庖瘡神社		稻荷社	
61	武藏国多磨郡檜原村大澤組	觀音寺	新義眞言宗			庖瘡神社		稻荷社・愛宕社	
62	武藏国多磨郡檜原村神戸組	春日社				庖瘡神社	小社	稻荷社・山王社・枇杷社	
63	武藏国多磨郡檜原村小澤宮ヶ谷戸組	神明社			村民の持	庖瘡神社		辨財天社	
64	武藏国多磨郡檜原村澤又組	春日社	倉掛澤又兩組の鎮守		寶藏院持	庖瘡神社		稻荷社・山神社	
65	武藏国多磨郡養澤村寺岡	五大尊社	村の鎮守			庖瘡神稻荷合社	本社に向て右の方にあり	野濱權現社	
66	武藏国多磨郡御嶽村	御嶽社				庖瘡神社	二の鳥居の下右の方にあり、祭神菊理姫命、木の坐像長一尺八寸		
67	武藏国多磨郡丹三郎村	丹生神社	村の鎮守		小丹波村仲職丹生顯司が兼帶の持	庖瘡神社	小祠	稻荷社・水神社	
68	武藏国多磨郡留浦村	天神宮			村民の持	庖瘡神（天神宮と同社に祭る）	村民の持		
69	武藏国多磨郡冰川村	氷川明神社	村内の總鎮守			庖瘡神社	本社の東にあり、わづかなる祠	神明宮・稻荷社・蛭子社	
70	武藏国多磨郡冰川村柄久保	子神社	この所の鎮守			庖瘡神祠		風神祠・山神祠	
71	武藏国多磨郡冰川村日原	白髭明神雨風童子庖瘡神合社			右京の持		右京屋敷の後の山にあり、廣さ四間に六間、社地の廻りに杉樹多くむら立り、社は四尺に三尺、神體幣帛、例祭毎年正月七日、流鏑馬を執行せり		
72	武藏国多磨郡冰川村日原	太神宮	小名倉澤の鎮守		倉澤權現の下社家の持	庖瘡神祠			
73	武藏国多磨郡棚澤村	庖瘡神							
74	武藏国多磨郡今井村	浮島天満社	村内の鎮守			庖瘡神社	本社の前にあり	金毘羅社・太子堂	

75	武藏国多磨郡拝島村	龍津寺	禪宗曹洞派	開山の僧は説翁星訓永録六年三月二十四日寂す		庖瘡神社	小祠にして本堂の南の方にあり	白山社	
76	武藏国多磨郡拝島村	大日堂				庖瘡神社	小祠	日吉山王社・稻荷社	
77	武藏国多磨郡中神村	福嚴寺	禪宗濟派			庖瘡神社		神明宮・天満宮	
78	武藏国多磨郡三ツ木村	十二所権現社	村の鎮守			庖瘡神社	わづかなる祠	天王社・神明社	
79	武藏国多磨郡砂川村	阿津佐美天神社			神主は宮崎山城と云ひしよし、今は其居宅に居れる留主のものこの社を守れり	庖瘡神社		稻荷社	
80	武藏国多磨郡和泉村	泉龍寺	曹洞宗	開山鎧叟瑞午慶長十七年十一月九日		鳥明神社	客殿の後背にあり、庖瘡守護神を祭れり、神體白幣を立つ	白山社・辨天社	東京府管下武藏國北多磨狛江村和泉村字宮附〔郷社 伊豆美神社〕「本宮大國魂大神御鎮座の起源は人皇六拾代宇多天皇寛平元年九月二十日武藏國府に座す」〔境内末社 泡瘡神社 祭神 和豆良比之宇斯神 由緒不詳社殿石小祠〕
81	武藏国多磨郡大藏村	永安寺	天台宗			庖瘡神祠	客殿の西にあり		
82	武藏国足立郡千住町二町目	氷川社	當所の鎮守			庖瘡神社			
83	武藏国足立郡蒲原村	稻荷社	村の鎮守		圓姓寺持	瘡守稻荷		水神社	
84	武藏国足立郡花又村	鷺明神社	村の鎮守			庖瘡神社		稻荷社・辨天社・金毘羅社	
85	武藏国足立郡保木間村	天神社				庖瘡神社		稻荷社	
86	武藏国足立郡上谷塚村	神明社			金剛寺持	稻荷第六天瘡神天神合社		稻荷社	
87	武藏国足立郡下谷塚村	氷川社	村内の鎮守			第六天稻荷庖瘡神合社			
88	武藏国足立郡瀬崎村	淺間社	村の産神		善福寺持	淺間稻荷庖瘡神合社		天神社・氷川社	
89	武藏国足立郡南草加村	氷川社	村の鎮守		龍光寺持	庖瘡神社		三峰社・第六天社	
90	武藏国足立郡宿篠葉村	神明社	宿内の惣鎮守		村持	庖瘡神社			
91	武藏国足立郡小山村	氷川社	村の鎮守		村持	庖瘡神社		天神社	
92	武藏国足立郡新兵衛新田	稻荷社	村の鎮守		村持	庖瘡神社			
93	武藏国足立郡金右衛門新田	氷川社	村の鎮守		寶積寺持	庖瘡神社		稻荷社二宇・辨天社	
94	武藏国足立郡吉蔵新田	神明社	村の鎮守			庖瘡神社		熊野三社・愛敬神	
95	武藏国足立郡安行村	持賣院		元和・寛永その比の草創と見ゆ		庖瘡神社		春日社・天神社	
96	武藏国足立郡立野村	氷川社	村の鎮守			庖瘡神社			
97	武藏国足立郡舎人町	氷川社	遊馬三村の鎮守	正治二年當國一宮氷川明神を勧請		庖瘡神社		稻荷社・辨天社・牛頭天王社	

98	武藏国足立郡鳩ヶ谷宿	氷川社	當宿及び辻村里村等の鎮守			疱瘡神社		神明社・稻荷社三宇・天王社・三峯社・天神社	
99	武藏国足立郡元郷村	氷川社	村の鎮守			疱瘡神社		稻荷社・牛頭天王社	
100	武藏国足立郡領家村	疱瘡神社			感應寺持				
101	武藏国足立郡領家村	感應寺	日蓮宗	開山は本寺十三世の僧日暁なり、慶長年中寂す		妙正神社（疱瘡神を祀れり）			
102	武藏国足立郡中居村	實正寺	新義真言宗					愛宕社（渡唐天神・疱瘡神等を相殿とす、境内の鎮守なり）	
103	武藏国足立郡里村	稻荷社			法福寺持	疱瘡神社		山王社	
104	武藏国足立郡蕨宿	大圓寺				疱瘡神社		金毘羅社	
105	武藏国足立郡伊苑村	大光寺	新義真言宗			天神社（稻荷及び疱瘡神を相殿とす）			
106	武藏国足立郡大谷場村	氷川社	村の鎮守		華德院持	疱瘡神社		牛頭天王社・住吉社・稻荷社	
107	武藏国足立郡戸塚村	神明社	下組の鎮守		正智院持	疱瘡神社		稻荷社・春日社・天神社・第六天社	
108	武藏国足立郡大間木村	氷川社	當村及び大間木新田・大牧・附嶋等四ヶ村の鎮守			疱瘡神		第六天社・牛頭天王・天神社・八幡社・荒神社・稻荷社・神明社 【村社 氷川社（大間木）】埼玉県武藏国北足立郡尾間木村大字大間木字宮前〔出雲社疱瘡社合殿〕祭神：大国主命・少彦名命、由緒：不詳、社殿：石碑〔疱瘡社〕祭神：少彦名命、由緒：不詳、社殿：石碑（16902-114）	
109	武藏国足立郡片柳村	十二所觀現社	村の鎮守・村内祥嚴寺持			疱瘡神社		稻荷社・天神社 【村社 熊野社（片柳）】埼玉県武藏国北足立郡片柳村大字片柳字根本輪】〔疱瘡社〕祭神：鷦姫命、由緒：不詳、社殿：本殿（16902-131）	
110	武藏国足立郡堀崎村	氷川社	當村及び砂村の鎮守		大聖寺持	疱瘡神社		稻荷社	
111	武藏国足立郡新染谷村	天神社	當村及び上野田村の内、宇丸山の鎮守	當社新に造立の棟札に、元和二年丙辰二月廿五日と記されり		疱瘡神社		稻荷社・三峯社	
112	武藏国足立郡膝子村	八幡社	村の鎮守			疱瘡神社		稻荷社二字	

113	武藏国足立郡寺山村	天神社	村の鎮守			疱瘡神社			【村社 天神社（寺山）】埼玉県武藏国北足立郡野田村大字寺山字本村〔疱瘡社〕祭神：少彦名命倉稻魂命、由緒：往古ハ稻荷社一社アリシカ、イツノ頃カ合祭シタリト云伝フ、社殿：本殿（16902-97）
114	武藏国足立郡高畠村	稻荷社	村の鎮守			疱瘡神社		三峰社	
115	武藏国足立郡上瓦葺村	氷川社	村の鎮守			疱瘡神ノ二神合祀		稻荷社・石荒神・三島社・守廣社・神明社・	
116	武藏国足立郡別所村	諏訪社			満正寺の持	稻荷疱瘡神合社			
117	武藏国足立郡柴村	天神社			村内海松院の持	疱瘡神社		八幡社・稻荷社	
118	武藏国足立郡中平塚村	氷川社	上中下平塚村の鎮守			疱瘡神社		稻荷社・旗神社	
119	武藏国足立郡下平塚村	花藏院	新義眞言宗			疱瘡神社			
120	武藏国足立郡上村	氷川社	村内の鎮守		龍山院持	疱瘡神社		愛宕社・稻荷社・辨天社・青龍社・白山社・三峰社・天王社	
121	武藏国足立郡菅谷村	氷川社	當村及び菅谷村の鎮守			疱瘡神		牛頭天王社・荒脛社	
122	武藏国足立郡羽貫村	八幡社	村の鎮守		村民の持	疱瘡神社		金毘羅社・牛頭天王社	
123	武藏国足立郡小針領家村	氷川社	村の鎮守		薬師寺持	疱瘡神社		荒脛社	
124	武藏国足立郡倉田村	氷川社	村の鎮守		村民持	疱瘡神社		天王社・稻荷社	
125	武藏国足立郡坂田村	疱瘡神社							
126	武藏国足立郡峰岸村	氷川社	辻村・上下寶来村・当村と四ヶ村の鎮守		善福寺の持	疱瘡神社	村民持	稻荷社	
127	武藏国足立郡原市村	太神宮				疱瘡神社		天神社・稻荷社	
128	武藏国足立郡櫛引村	氷川社				疱瘡神社	是も村民の持	八幡社・稻荷社・天王社・荒脛社・山神社・三島社	
129	武藏国足立郡上下内野村	氷川社				疱瘡神社		荒脛社・住吉社・第六天社・稻荷社・二十三夜社	
130	武藏国足立郡島根村	氷川社	村内及び側海人・三條町・在家・塚本等の鎮守	弘仁二年の鎮座		疱瘡神社		牛頭天皇社・稻荷社・八幡社・月ノ宮・疱瘡神社・荒脛社	

131	武藏国足立郡側海斗村	天神社	村内の鎮守		村持	庖瘡神社	村民の持	神明社・地神 荒神合社・稻 荷社・庖瘡神 社・第六天 社・稻荷社四 社・神明稻荷 合社・大織冠 鎌足社	
132	武藏国足立郡宿村	八幡社	村内の鎮守			庖瘡神社		稻荷社・天神 社・末社・天 王社・稻荷社	
133	武藏国足立郡上落合村	神明社			村民の持	稻荷庖瘡合社			
134	武藏国足立郡中里村	稻荷社	村の鎮守		村民の持	神明天神三峰 庖瘡神合社			
135	武藏国足立郡西堀村	氷川社				庖瘡神社		荒脛社・神明 社・天神社・ 稻荷社二字・	
136	武藏国入間郡上安松村	庖瘡神 社			村民の持				
137	武藏国入間郡北野村	天神社		長徳元年二月 廿五日勅許を 蒙り		庖瘡神社	本社の東にあ り	祖神社・稻荷 社・諏訪社・ 浅間社・日 宮・月宮・春 宮・五行宮・ 風祭宮・両請 宮・山神宮・ 若宮八幡宮・ 子持宮・子安 宮・五穀社・ 疫神社・結明 神社・石神 社・祓所社・ 文子社	
138	武藏国入間郡宮ノ下村	氷川社		人皇三十代、 欽明天皇即位 八年辛酉の 秋、当社氷川 を勅請すと云		庖瘡神社		天王社・三峰 社・子権現 社・天神社・ 八幡社・春日 社・稻荷社・ 山王社・雷神 社・人丸社・	
139	武藏国入間郡行伝寺門前町	行伝寺	日蓮宗	永和年中起立 す		庖瘡神社		稻荷社	
140	武藏国入間郡岸村	稻荷社				庖瘡神社			
141	武藏国入間郡大久保村	阿蘇明 神社			観音寺の持	庖瘡神社		荒神社・稻荷 社	
142	武藏国入間郡大久保村	慈眼寺	新義真言宗			庖瘡神社		春日社・稻荷 社・庖瘡神社	
143	武藏国入間郡川崎村	氷川社	当寺の鎮守		村民持	庖瘡神社		稻荷社・天王 社・弁財天社	
144	武藏国入間郡上寺山村	八口社	上中下寺山村 の鎮守		林蔵院持	庖瘡神社		稻荷姥神合殿 社・神明庖瘡 合殿社	
145	武藏国入間郡横沼村	白鬚社	村の鎮守			庖瘡神社		稻荷社・牛頭 天皇・金毘羅 社	

146	武藏国入間郡塚越村	住吉社	村の鎮守	村内に永享元年の棟札		疱瘡神社	荒掃除神・荒神社・山王権現社・若宮明神社・木造神社・杉本神社・八重垣神社・子安神社・稻荷社・天満宮	
147	武藏国入間郡石井村	天神社		境内入口に貞治二年の碑あり		疱瘡神社	稻荷社・神明社・愛宕社・六所明神社・神明社三宇・神明稻荷諏訪合社・稻荷社二字・弁天社・鹿島社	
148	武藏国入間郡森戸村	熊野社	当村の鎮守	鎮守府將軍秀衡の勧請なりと伝るのみ		疱瘡神社	三島社・石尊社・秋葉社・觀音堂	
149	武藏国入間郡阿諏訪村	瘡守稻荷社			行福寺の持			
150	武藏国入間郡大類村	疱瘡神社					薬師十二神の一、卯の神を神體とす	
151	武藏国高麗郡飯能村	觀音寺	新義眞言宗			住吉諏訪管神 疱瘡神七ツ石	五坐	
152	武藏国高麗郡笠幡村	尾崎明神社	村中の鎮守	天文二十年六月吉日敬白とあり・外に慶長十二年の棟札あり		疱瘡社	稻荷社	
153	武藏国高麗郡新堀村	露岸寺	新義眞言宗			疱瘡神社		
154	武藏国埼玉郡實ヶ谷村	久伊豆社		嘉吉元年辛酉草創とあれど、詳ならず・應仁二年十一月九日ともあり		疱瘡神	稻荷・天王・疱瘡神・秋葉	
155	武藏国埼玉郡浮谷村	八幡社	村の鎮守		浮谷院の持	疱瘡神	牛頭天皇・牛天神・雷電・稻荷・弁天	
156	武藏国埼玉郡浮谷村	神明社			浮谷院の持	疱瘡神	稻荷	
157	武藏国埼玉郡大森村	鷲宮社	村の鎮守		華光院持	疱瘡神	天神・稻荷・庚申	
158	武藏国埼玉郡鉤上村	神明社	村の鎮守	貞享年中に至り、山を伐り開き社を造立	村民持	疱瘡神	八幡・春日・稻荷・荒神・愛宕・久伊豆・子易明神・雷神・三峯・天神	【村社 神明社（釣上）】埼玉県武藏国南埼玉郡新和村大字釣上字神明島〔疱瘡神社〕祭神：大山咋命・若山咋命・由緒：不詳、明治45年7月25日大字釣上新田字中無格社稻荷神社境内社疱瘡神（社脱力）、大字同字新切無格社稻荷神社境内社疱瘡神社ヲ合祀ス、社殿：本殿（16916-106）
159	武藏国埼玉郡長島村	稻荷社	村の鎮守		萬藏寺持	疱瘡神	水神	

160	武藏国埼玉郡野島村	久伊豆社	村の鎮守		村民の持	疱瘡神		稻荷	
161	武藏国埼玉郡七左衛門村	稻荷社				疱瘡神		天神	
162	武藏国埼玉郡立野堀村	稻荷社	村の鎮守		妙學院持	疱瘡神			
163	武藏国埼玉郡麥塚村	女體權現社	村の鎮守		智泉院の持	疱瘡神		第六天・稻荷・天神・牛頭天皇	
164	武藏国埼玉郡瓦曾根村	稻荷社	村の鎮守		照運院の持	疱瘡神		水神	
165	武藏国埼玉郡東方村	神明社				疱瘡神		稻荷	
166	武藏国埼玉郡向畠村	香取社	鎮守		村持	疱瘡神		稻荷・吾妻權現・雷電・金毘羅	
167	武藏国埼玉郡大場村	香取社	疱瘡神			疱瘡神		八幡・稻荷	
168	武藏国埼玉郡内牧村	鷲明神香取合社	村の鎮守	慶長十九年の勅請	南藏院持	疱瘡神		三峰・浅間・天神・稻荷八幡合社	
169	武藏国埼玉郡須賀村	身代明神社	村内の鎮守		龍光院持	疱瘡神		稻荷三宇・荒神	
170	武藏国埼玉郡上清久村	長宮明神社	村の鎮守		光明院の持	疱瘡神		稻荷三宇・荒神	
171	武藏国男衾郡赤濱村	八幡社	村民八十家の鎮守			疱瘡神		氷川天神・稻荷二・山神	
172	武藏国幡羅郡小島村	春日社	村の鎮守			疱瘡神		水神・聖天・八幡・天神	
173	武藏国幡羅郡西野村	井殿権現社	村の鎮守	当社は承和八年二年十五日		疱瘡神			
174	武藏国幡羅郡西城村	大天眞社	村の鎮守		長慶寺持	疱瘡神		稻荷社二字・天神社・道祖神社	
175	武藏国幡羅郡善ヶ島村	蔵王権現社		永正年中の勅請と云	龍泉寺持	疱瘡神		天神・魔陀羅神	
176	武藏国榛澤郡田谷村	稻荷社	村の鎮守			疱瘡神社		天神社・白山社	
177	武藏国榛澤郡内ヶ島村	来迎寺	天台宗			疱瘡神社		稻荷社・山王社・弁天社	
178	武藏国榛澤郡伊勢方村	鹿島社				大天横疱瘡神合殿			
179	武藏国榛澤郡伊勢方村	弘光寺				疱瘡神社			
180	武藏国榛澤郡黒田村	聖天社	鎮守なり		萬光寺持	疱瘡神社		天神	
181	武藏国那賀郡大佛村	疱瘡神社							
182	武藏国兒玉郡傍示堂村	稻荷社	村の鎮守		村民の持	疱瘡神			
183	武藏国兒玉郡八幡山領中新里村	御靈明神社	村の鎮守			疱瘡神		秋葉・稻荷	
184	武藏国兒玉郡八幡山領新里村	遍照寺	新義真言宗			疱瘡神社			
185	武藏国賀美郡安保領關口村	丹生明神社	村の鎮守		光徳寺持	疱瘡神		稻荷・東照宮	

186	武藏国秩父郡高山村	庖瘡神社							
187	武藏国秩父郡上名栗村	諫訪社	村の鎮守			庖瘡神社			
188	武藏国秩父郡柄平村	稻荷社	村の鎮守		村内本山修驗 大光院の持	庖瘡神社		弁天社	
189	武藏国秩父郡安戸村	妙見社	仍て宮地組、 及び当村の鎮 守			庖瘡神社		薬師堂・稻荷 社	
190	武藏国秩父郡安戸村	天神社	宿内の鎮守	当社棟札に寛 文九年十月廿 五日とあり	上品寺の持	庖瘡神社		八幡社	
191	武藏国秩父郡本野上村	庖瘡神社							
192	武藏国秩父郡伊古田村	御所明 神社			神司吉田家の 配下、船橋某 が持	庖瘡神社		天満天神社・ 稻荷祠・諫訪 社・天狗者	
193	武藏国秩父郡太田部村	西宮社	小名田部の鎮 守			庖瘡神社			
194	武藏国秩父郡石間村	龍昌寺	曹洞宗			庖瘡神社		白山社・天神 社	
195	武藏国秩父郡下吉田村	棕神社				庖瘡神社		豊受皇太神 宮・天神社・ 秀郷靈社・稻 荷社	
196	武藏国秩父郡下吉田村	白山				庖瘡神社		猿田彦太神・ 大山祇命稻・ 荷社・秋葉社	
197	武藏国秩父郡下吉田村	諫訪社				庖瘡神社			
198	武藏国秩父郡中飯田村	聖天社	小名下栗尾の 鎮守			庖瘡神社		稻荷社・金毘 羅社	
199	武藏国秩父郡上小鹿野 村	小鹿明 神				庖瘡神社		天神社・稻荷 社	

・『新篇武藏風土記稿』1810（文化7）年～1830（天保元）年（国立公文書館内閣文庫蔵）

・「武藏國神社明細帳」1879（明治12）年、東京府（東京都公文書館蔵）、埼玉県（埼玉県立文書館蔵）

\*塗りつぶした箇所は本社である。

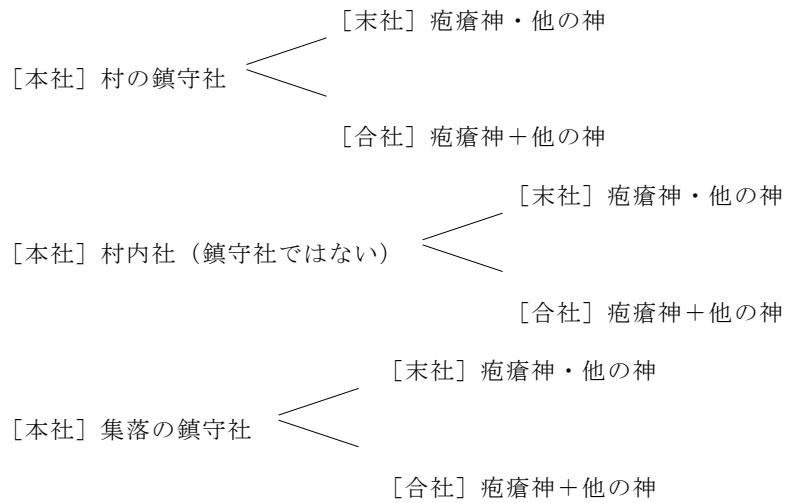
**表 1**からは、疱瘡神社が本社となる事例は 12 例と少なく、神社境内の末社となる事例が 156 例、寺院境内の末社となる事例が 31 例と、これが大半を占めることがわかる。

**本社としての疱瘡神** 疱瘡神が本社に祀られる事例は、20 葛飾郡赤沼村の「疱瘡神社」、35 久良岐郡富岡村の「芋明神社」、54 多磨郡檜原村本村上組の「疱瘡神社」、73 多磨郡棚澤村の「疱瘡神」、100 足立郡領家村の「疱瘡神社」、125 足立郡坂田村の「疱瘡神社」、136 入間郡上安松村の「疱瘡神社」、149 入間郡阿諏訪村の「瘡守稻荷社」、150 入間郡大類村の「疱瘡神社」、181 那賀郡大佛村の「疱瘡神社」、186 秩父郡高山村の「疱瘡神社」、191 秩父郡本野上村の「疱瘡神社」で、「疱瘡神社」や「芋明神社」、「瘡守稻荷社」等の名称で記載されている。勧請年については、35 久良岐郡富岡村の「芋明神社」が寛永年中（1624～1645）に造立されたという記事のみ確認できる。所有者は、20「正法院持」、35 はかつて慶珊瑚寺の持ちであったのが長昌庵の持となったのように特定の寺院が所有している場合と、54「下組農家清兵衛の持」、136「村民の持」というように特定個人や村民が所有している場合が見られる。神社の縁起や例祭についての記載は少なく、35 のみ縁起が存在する。この 35 の縁起については後に詳しく触れる。

**末社としての疱瘡神** 続いて神社境内の末社として疱瘡神を祀る場合を見ていく。1 豊島郡上灘谷村の「稻荷社」は「當村及び上豊澤村の鎮守」とされ、5 豊島郡徳丸本村の「天神社」が「村の鎮守」とされているように、疱瘡神を神社境内の末社として祀る場合、村の鎮守社の末社として祀られることが多い。また、2 豊島郡下豊澤村の「氷川社」では、「太神宮山王天満宮稻荷疱瘡神合社」とあり、この場合疱瘡神は合社として祀られている。さらに、12「山王社」のように特に鎮守社と記載されず村内社の末社として祀られる場合と、34「山王社」や 56「熊野社」のように、村内の特定の集落の末社として祀られる場合が見られる。

このように、旧武藏国における疱瘡神祭祀は、①村の鎮守社として祀る、②鎮守社ではない村内社として祀る、③集落の鎮守社として他の神と並祀あるいは合祀される、の 3 つの形が見られる。

図 1 旧武藏国の疱瘡関連寺



**宗派** 疱瘡神が寺院の境内社として祀られる場合は、疱瘡神を境内に祀る寺院の宗派は、新義真言宗 13 例、禪宗曹洞派 3 例、日蓮宗 3 例、天台宗 2 例、古義真言宗 1 例、真言律宗 1 例、禪宗臨済派 1 例で新義真言宗が一番多く見られる。

**分布** 疱瘡神が本社として祀られる地域は埼玉県南部に位置し、末社が分布しているのは東京都でいうといわゆる江戸と呼ばれる地域と、西多摩には多く見られ。東京都北部埼玉県との県境にも集中しており、埼玉県では南部のさいたま市大宮区付近に多く、北部の群馬県との県境にも分布している。神奈川県は北部のみに分布している。このように東京都と埼玉県に共通して、北西部と南東部に分布が偏り、その中間地点に空白が見られるという特殊な分布を見せている。

**勧請年** 疱瘡神が祀られる鎮守社は、547 年から 1688 年の間に勧請され、中でも 16 世紀、17 世紀に多く勧請されている傾向が見られる。また、これらの鎮守社は村民や鎮守府將軍などの役人によって勧請され、村内の寺院や村民の所有とされる鎮守社であることがわかる。『新編武藏風土記稿』からは明らかにできなかった疱瘡神社の勧請年などについて、明治 1879 (明治 12) 年に東京府がまとめた『武藏國神社明細帳』<sup>(6)</sup> と、埼玉県立文書館に所蔵される埼玉県の神社明細帳を通覧したが、勧請年に関する記載は見られなかった。また『新編武藏風土記稿』に記載されている疱瘡神社が神社明細帳には記載されていないということが多く見られた。ここから『新編武藏風土記稿』成立以後、1830 年から約 50 年後に疱瘡神の祠や社が既に忘れ去られた存在となっていた可能性も考えられる。

筆者による平成 27 年 (2015) 5 月 17 日の実地調査を行った 46 武藏国多磨郡上恩方村 (現

東京都八王子市上恩方町黒沼田）の「天神社末社疱瘡神祠」は、調査当時写真 1・2 の状態で『新編武藏風土記稿』の記事通り、天神社境内の祠に祀られていることが確認できた。この祠は江戸時代まで、天神社で助勤をしていた黒沼田地区の H家の子孫の自宅の敷地内に祀られていたが、次第に祠を維持するのが困難になったため天神社に移され、それ以後天神社の宮司が代々維持している。現在も H家の子孫が、毎年 3月 25日の天神様の祭典に合わせて集落内で購入した海の物（小魚・昆布）、山の物、米を疱瘡神様の祠に供え、天神社の宮司が祝詞をあげている<sup>(7)</sup>。



写真 1 東京都八王子市上恩方町黒沼田の

**天神社末社疱瘡神祠**

（筆者撮影 2015 年 5 月 17 日）



写真 2 東京都八王子市上恩方町黒沼田の

**天神社末社疱瘡神祠の内部**

（筆者撮影 2015 年 5 月 17 日）

このように 2000 年代にも疱瘡神祭祀が継続して行われている地域もあり、疱瘡神が完全に忘れ去られているとは一概には言えない。したがって、『神社明細帳』を作成する過程で何らかの基準が設けられ、疱瘡神に関する記述が省かれた可能性も考える必要がある。

## （2）『指田日記』における疱瘡神祭祀

天保 5 年から明治 4 年（1834～1871）に旧武藏国多摩郡中藤村（現東京都武蔵村山市）の様子を記録した『指田日記』における、この地域の疱瘡神社建立に関する記録は天保 8 年（1837）2 月 9 日の「青梅橋の瘡守稻荷の額を彫る」<sup>(8)</sup> という一文のみが確認できる。『指田日記』の著者指田摂津正藤詮は、中藤村の神職と陰陽師を兼務し医学の知識も持っていた人物である。しかし、指田摂津正藤詮が疱瘡神社建立に携わったという記録はあまり見られず、陰陽師である指田摂津正藤詮は疱瘡神社建立に携わっていないことがわかる。一

方で、本稿の 2 章で確認した通り、指田は疱瘡棚を設えた患者の自宅を訪問したり、患者自宅で行う疱瘡日待に参加し疱瘡見舞いを受け取るなどして疱瘡治癒祈願には携わっている。以上の点から、指田は疱瘡神社建立には携わらず、疱瘡治癒祈願には携わっており、旧武藏国多摩郡中藤村では疱瘡神社建立は疱瘡治癒祈願に結び付かずに存在していることが指摘できる。

### 3. 疱瘡神祭祀の現在

#### (1) 旧武藏国久良岐郡富岡村の芋明神社

『新編武藏風土記稿』では、旧武藏国における疱瘡関連社寺および疱瘡神祭祀の由来や縁起については確認できなかった。そこで筆者は、旧武藏国久良岐郡富岡村（現神奈川県横浜市金沢区富岡東）の芋明神社において、疱瘡神祭祀の縁起や現状について聞き書き調査を行った。<sup>(9)</sup> 現存する芋明神社に関する資料のうち早いものは『耳囊』における天明 5 ～文化 11 年（1785～1814）頃のものである<sup>(10)</sup>。

寛政八年の冬より九年の春へ懸け疱瘡流行なして、予が許の小児も疱瘡ありしが、兼て委任なし置る小児科木村元長來りて、此頃去る方へ至り其一家の小児不残疱瘡なりしが何れも軽く、重きも足杯へ多く出来て面部等は甚少き故、かく揃ひて軽きも珍らしきといひしに、外に子細もなけれど、神奈川宿の先きに本目といへる處に、芋大明神といへるあり、彼池の水を取て小児に浴すれば疱瘡輕しと人の教に任せし故にやと語りしが、醫の申べき事ならねど、害なき事故呪ひもなき事にもあるまじき間、試み給へかしと語りける故、召仕ふ者に申付け取に遣りしが、右召仕ふ人帰り語りけるは、誠に聊の祠にて、廻りに少しの溜水といふべき池ありて、嶋少し有て柳一株の外は不残芋にて、右芋土の内より出て居、正月の事なるに未茎葉のあるも有、別當ともいふべきは、右池の辺に庵室ありて禪僧一人居たりしが、右社頭に縁起もなし、疱瘡に能とて度々水を取りに来る者は夥敷事のよし、利益ありや知らずと禪氣の答へ也し、近隣の老姥右召仕ふ者に語りけるは、右芋は彼姥が若かりし時より減りもせずふへもせず有由。或る人疱瘡に水よりは芋こそ然るべしと右芋を取りしに、かの小児甚悩みけると語りし由。江戸よりも水を取に来る者夥多の由語りける由。右召仕ふ者語りける也。

ここでは寛政 8～9 年（1796～1797）の疱瘡流行の年の出来事が書かれている。そして神奈川宿のさきの「本目」と呼ばれる場所に「芋大明神」の祠と芋の生えた池があるとされている。しかしこの社に縁起などはないとされているが、この池の水を取って小児が浴び

れば疱瘡が軽症で済むと伝えられており、江戸からも水の効能を求めて汲みに来る者があるという。

ほぼ同年代のものとしては『新編武藏風土記稿』には<sup>(11)</sup>、

**芋明神社** 小名板橋にあり、疱瘡神なり、疱瘡をいもと訓るより、假借して芋明神と書すなるべし、小社にして上屋二間に三間、前に石の鳥居を建、縁起を閲に寛永年中、村内慶珊瑚寺に仕へし茂右衛門といへるもの、寺邊にて丈二間許なる蛇を打殺せり、慶珊瑚寺の住僧伝雅、是を憐みて經文を授け門外に埋めしむ、其夜蛇の靈童子となり、伝雅の夢に入て告げるは、我經文の功徳によりて天に生することを得たり、今より世に疱瘡を患ふるものを守護すべし、此上の芳志に、我為に一社を造營して輿へよ云、とみて夢覺たり、明る朝枕の邊りに、蛇蛻のありしを見て、伝雅彌奇異の思をなし、即ち一社を造立し、疱瘡神と崇め、楊柳觀音を本地佛とす、長六寸許、是よりして靈驗著く、參詣のもの多しと云、尤も信ずるべき説ならねど、其略を記せり、是に據は、慶珊瑚寺持たるべきに、いかなる故にや村内長昌庵の持となれり、例祭二月五日

**靈芋**（社前の池中にあり、池は僅に一間四方、中央の小島に柳一株たてり、其水中に後生し、形状は白芋（俗に蓮芋といふ）に似たれと、四時枯れず、これ神號によりて芋を植えしものにや、されど霜雪をおかして、青葉凋まざる、ことに奇と云べし、もし此芋を折とりなどするものあれば、立所に祟ありと、疱瘡を病ものに池水を飲しめ、祈願すれば必恙なしといへり、池邊に圍垣あり）

とある。疱瘡を「いも」と読むことから「芋明神」という名称が付いた、とある。またその場所は「小名板橋」とされ、『耳囊』にあった「本目」という表記は見られない。「縁起を閲に」とあるため、当時は縁起が存在したと考えられるが、確認できていない。この縁起によれば、寛永年中に村内の慶珊瑚寺に仕えていた「茂右衛門」という人物が打殺した蛇を、慶珊瑚寺の僧「伝雅」が經文をあげて門外に埋めた所、その蛇が「伝雅」の夢に出て「我經文の功徳によりて天に生することを得たり、今より世に疱瘡を患ふるものを守護すべし、此上の芳志に、我為に一社を造營して輿へよ」と言ったため、「伝雅」によって社が建てられ、この蛇を疱瘡神と崇め、楊柳觀音を本地仏としたとある。

この「芋明神」の社は慶珊瑚寺持から村内の長昌庵の持となり、例祭は2月5日とある。また、『耳囊』で疱瘡に効能があるとされた芋は、ここでは「靈芋」と呼ばれ、疱瘡罹病者が飲むことで守護されるとある。

現在芋明神は、神奈川県横浜市金沢区富岡東にある長昌寺（臨濟宗建長寺派）敷地内の

芋觀音堂に、楊柳觀音「芋觀音」として祀られている（写真3）。また、長昌寺住職が昭和60年（1985）に寺院内に井戸を堀って田芋を植え、疱瘡に効能があるとされた觀音の池を再現した。長昌寺の住職（生年1945年）によると、平成27年（2015）10月15日時点で長昌寺に『耳囊』や『新編武藏風土記稿』に見られるような縁起は存在しておらず、蛇と疱瘡神を関連付けて信仰することはないと言う。長昌寺に写しが現存する寛永2年（1625）の古文書によると、芋觀音堂は以前旧武藏国久良岐郡金沢村富岡小字板橋にあったが、昭和10年（1935）に横浜海軍航空隊の施設設立に伴い、富岡村地頭の豊島刑部明重によって本尊のみ長昌寺に安堵されたとされている。その後昭和56年

（1981）5月に、長昌寺住職によって芋觀音堂が建てられ、本尊も移設された。しかし縁起記録が現存しないため詳細は不明である。長昌寺にはこの他に、約150年前に参詣者に販売していた木版の芋觀世音の姿絵や、参詣者に販売していた疱瘡治癒祈願のための芋觀世音の姿絵などが現存している（写真4）。



写真3 長昌寺芋觀音堂内部の芋觀世音

（筆者撮影 2015年3月6日）



写真4 芋觀音の姿絵

（筆者撮影 2015年10月15日）

**芋観世音縁日の復興** 平成 27 年（2015）10 月 15 日と、平成 28 年（2016）3 月 5～6 日の時点で、長昌寺では毎年 3 月第 1 日曜または第 2 日曜に芋観世音の縁日を行っていることが確認できた。芋観世音の縁日は一旦途絶えたが、現在の長昌寺住職が、昭和 55 年（1980）に先代の住職から代替わりした際に移転前の参詣者から縁日復興を強く希望されたことにより、寺院に残る明治期の参詣者名簿に記載される参詣者から話を聞き、それを参考に当時の縁日を再現した。現存する参詔者名簿は全て明治時代のもので、閲覧可能であったのは明治 8 年（1875）、19 年（1886）25 年（1892）のものであった。歴代の住職か右筆（手代わりの坊さん）の手によるもので、参詔者に販売した札に参詔者の名前を書く際に記録したものと考えられる。参詔者の名前、住所、年齢、購入した札等が記録されており、参詔者は横浜元町や遠方などの広範囲から来ていることがわかる。両親が小児を連れて参詔する場合が多く見られ、また代表団として大勢が連れ立って参詔した記録も見られる。また、縁日復興時から現在の住職の発案で、集客のためにチラシを縁日の 1 週間程前に約 35,000 枚作成し、新聞折込みで近隣に配布している。チラシの作成費はチラシに掲載する広告を募集し、広告費各 1,000 円を集めて使用している。

**芋観世音縁日の運営** 平成 28 年（2016）3 月 5 日～6 日に長昌寺の芋観世音の縁日は、長昌寺檀家と以前から芋観音を信仰している者で行われた。縁日前日に 20 名程の女性が芋煮を作成し、当日は芋と札の配布、参詔者の交通誘導などを分担して行う。また、縁日の参詔客は、富岡周辺の住民、長昌寺檀家、移転前からの芋観音参詔者が約 2000 名訪れる。

**芋観世音縁日（芋観世音菩薩御開張法要）の流れ** 縁日当日の流れは、以下の通りである。

〈3日前〉 契約農家から泥を洗い流した 200kg の里芋を受け取る。

〈3/5 9:00〉 12 名の長昌寺檀家の女性と、沙羅の会（座禅会）のメンバーが長昌寺に集まり、皮を剥いた里芋を塩水で洗い、半分に切り一斉に醤油・砂糖・酒で煮て、里芋の煮ころがしを作る。

〈12:30〉 わかめ・油揚げ 60 枚・わけぎ 25 束を切り、摩りごまと酢味噌であえてねたを作る。その他にまぜご飯のおにぎり（米 20kg・のり・塩・ゆかり）、味噌汁（豆腐、わかめ）、漬け物（野沢菜・沢庵）、卵焼き、甘酒（酒粕 20kg を溶く・砂糖・生姜）を準備する。

〈3/6 8:00〉 手伝い（長昌寺の檀家と、以前から芋観音を信仰している者、女性 12 名、沙羅の会と呼ばれる座禅会メンバー）が、おにぎりを握り、前日に作った料理と一緒に弁

本当に詰め、衛生面を考えて里芋煮ころがしをプラスチックのパックに2,3切れずつ入れる。

〈11:00 法要開始〉 観音堂で参詣者が持参した去年の札や護摩札、願いを書いた護摩木をお焚き上げし、新しい札を売り、観音経をあげる。手伝いが里芋を渡し、札を配り、観音堂内の参詣者の誘導を担当する。その後参詣者は本堂に進み里芋を受け取る。

〈12:30〉運営側の男性、女性は交代で昼食をとり、同時に芋煮と甘酒で参詣者を接待する。

〈14:00 片付け開始〉 縁日終了。旗の撤去、片付けを開始する。

〈15:00 鉢払い開始〉 運営に携わった檀家等に、オードブル、刺身、ぬた、おにぎり、ビールが振る舞われ、手みやげとして菓子と余った煮ころがし等が配られる。



写真5 皮を剥き半分に切った里芋  
(筆者撮影 2016年3月5日)



写真6 里芋を醤油・砂糖・酒で煮る  
(筆者撮影 2016年3月5日)



写真7 完成した里芋の煮ころがし  
(筆者撮影 2016年3月5日)



写真8 観音像に靈芋の水をかける子ども  
(筆者撮影 2016年3月5日)



写真 9 縁日の参拝客の列

(筆者撮影 2016年3月5日)



写真 10 平成 28 年度の縁日で参拝客に配

った札(筆者撮影 2016年3月5日)

## (2) 旧武蔵国多摩郡中藤村の瘡守稻荷社

旧武蔵国多摩郡中藤村（現東京都小平市小川町 1 丁目）の瘡守稻荷社に関し、疱瘡神祭祀の縁起や現状について実地調査に基づいて記していく。<sup>(12)</sup>

旧武蔵国多摩郡中藤村（現東京都小平市小川町 1 丁目）の瘡守稻荷社の鳥居の額の文字は、『指田日記』の著者である指田摂津正藤詮が彫ったとされる。瘡守稻荷の祠は以前東大和市駅近くの江戸街道の脇にあったが、平成元年（1989）の西武鉄道による建築事業の影響で移転が必要となった。移転場所について当初西武鉄道は、東大和市駅付近に建築する予定であったビルの屋上への移転を提案したが、瘡守稻荷と講中との間に距離ができてしまう、との理由から青梅橋講中が反対し、西武鉄道がこれを受け入れ、新たに東方の西武線高架下への移転が提案された。移転先の隣人が祠の移転について、暴走族などが集って危険だと理由で反対したが、青梅橋講中による署名活動によって反対を押し切って移転が決まった。移転後も青梅橋講中による管理は続いているが移転先周辺の住民は管理や祭祀には携わらない。

**青梅橋講中** 瘡守稻荷はもともと疱瘡の神様であったが、現在はお稻荷様として認識されており、瘡守稻荷社の管理、祭祀は青梅橋講中が行っている。青梅橋講中の講員は小川町 1 番組 1 班のうち所属意志のある 6 軒で、幹事役が 1 名おり、社殿の管理や祭祀の運営など

を担当する。講員は 1 年間ヤドを務め、家の並び順で交替する。また 1 ヶ月に 1 度社殿廻りの掃除をし、家の並び順で当番を務める。

**瘡守稻荷祭礼の現状** 現在瘡守稻荷の祭りは 2 月 11 日の初午の日に行っており、午前中に講員が各自祠に参詣し、油揚げや御賽錢などを供える。その後 14 時に各戸から 1 名がヤドへ行き、仕出し屋の弁当を食べビールを飲みながら話し、17 時に解散する。ヤドを務める人から袋に詰めた菓子 6 軒分が土産として渡される。

### (3) 要点

①『新編武蔵風土記稿』と『指田日記』の記録から、指田は疱瘡神社建立には携わらず、疱瘡治癒祈願には携わっており、旧武蔵国多摩郡中藤村では疱瘡神社建立は疱瘡治癒祈願に結び付かずして存在していることが指摘できる。

②久良岐郡富岡村の長昌寺芋觀世音や、旧多摩郡中藤村の瘡守稻荷社は、由緒や縁起がはっきりしないことから、疱瘡神祭祀の形成について指摘できる点はなく、やはり宗教者が直接疱瘡に関する神仏を建立したという記録もない。その一方で、現在の疱瘡神祭祀は寺院の檀家や以前疱瘡神を信仰していた村民の信仰によって継続されていることが指摘できる。

③疱瘡習俗が病気のプロセスや症状の軽重の段階を共通の知識として持つことで、秩序立って存在する一方で、疱瘡神祭祀は摂末社としての建立が大半で、村落鎮守とは別の論理によって建立されていることが指摘できる。

## 4. 年初の疱瘡神祭祀

従来の研究において、年初の疱瘡神祭祀は、日本の祭祀構造の分析を進める上で取り上げられ、祖靈祭祀との関わり等に焦点が当てられている。しかし検討の余地があり、次の問題点があげられる。①青森から鹿児島における事例の収集に基づいた全国的な比較分析が行われていない。②年初祭祀において疱瘡神が、様々な厄神の中で特別視されるのか、あるいは単なる厄神の一種として考えられているのか、といった関係性については検討されていない。③なぜ正月に厄神や疱瘡神をまつるのかという問題に取り組んでいない。これらの問題を受け、本稿では青森から鹿児島の年初祭祀の様相と、年初祭祀における他神と疱瘡神の関係性を検討する。

### (1) 東京都八王子市上恩方町における年初の疱瘡神祭祀

東京都八王子市恩方町駒木野 H 宅では、平成 25 年（2013）まで大晦日から年明けの 1 月

3日まで、歳神棚の横に疱瘡神の棚を作り、家の中に疱瘡神を迎える。

〈東京1〉 東京都八王子市上恩方町駒木野H宅<sup>(13)</sup>

**駒木野について** 平成27年（2015）5月17日の時点で、恩方町駒木野地区の世帯数は10世帯で、高齢者の一人暮らしが多く、地区内に住む子どもは中学3年生2名と、高校生3名、大学生1名と少ない。

**疱瘡神祭祀の伝承状況** 調査対象としたH宅の話者の話によると、東京都八王子市上恩方町駒木野H宅では平成25年（2013）12月31日まで年神棚と疱瘡神の棚を作っていた。平成26年（2014）12月31日は、同年12月に駒木野内で葬儀があったため、棚を作らなかつたと言う。調査当時、上恩方町内で年神棚と疱瘡神の棚を作っている家は話者宅のみで、以前は他家でも同じような棚を作っていたが、他家の行事内容はわからず、他家の棚を見に行く機会はあまりなかったと言う。話者は5、6歳から父親の棚作りを見て、縄を編うなどの手伝いをしながら作り方を覚えたと言う。

### 2013年の棚作りの流れ

〈12/28〉 箸一膳とミキノクチ2つを作る。

〈12/31早朝〉 当主を中心に、三男（昭和40年代生まれ）が手伝いに加わり、母屋に筵を敷いて年神棚と疱瘡神の棚を作る。現在は棚を作る前に風呂に入る、下着を着替える、女性は棚を作る部屋に入ってはいけないなどの決まりはない。また本来は当主と跡継ぎが棚を作る役を担うことになっているが、棚作りに興味を持つ三男が手伝いのために帰宅してくれると言う。

**棚の底部の作成** 棚の底部は再利用して何度も使う。ヌルデ（カツの木、カツンボウとも呼ぶ）の木の枝を用いて作られている。まずヌルデの木の枝を7、80センチメートルほどに切って縦に渡す枝を4本（年神棚用2本と疱瘡神の棚用2本）作り、次に横に渡す枝を4、50センチメートルほどに切って年神棚用に12本、疱瘡神棚用に10本作る。これらの枝は縦に半分に割って半円柱の形にし、皮を剥ぐ。半円柱の平らな部分（ワリと呼ぶ）を下に、盛り上がった部分（ヤマと呼ぶ）を上にして、少し間隔をあけて縦に2本並べ、その上に残りの枝を横に間隔をあけないように梯子状に並べ、縦の枝と横の枝が重なる部分を、当日の朝縛った藁縄で「×」の形に縛って固定する。年神と疱瘡神で棚の形状が異なる。

**年神棚作り** 年神棚の場合は、棚の底部の梯子状の部分の棒の数が12本。藁を縛って作つて注連縄を作り、棚の前面に張る。注連縄から藁を垂らし、シデ、松、ダイダイ、ユズリハ、ウラジロを添える。供物はオスワリと呼ばれる2つ重ねの餅（めいめい盆に半紙を敷

きその上にのせる)・2枚重ねにした盆・箸一膳・ミキノクチ2つ・蠟燭を、棚の上に供える。疱瘡神の棚より少し前に棚を吊るす。

**疱瘡神棚作り** 疱瘡神の場合は、棚の底部の梯子状の部分の棒の数が10本で、年神棚に比べて少し小さく作る。棚の前面に年神の注連縄よりやや大きめの注連縄を張り、真ん中に松を添えたシデを1つ付ける。供物は、年神と同様の供物に加え、赤い幣束を刺した藁束を供える。箸は供えない。(図2)

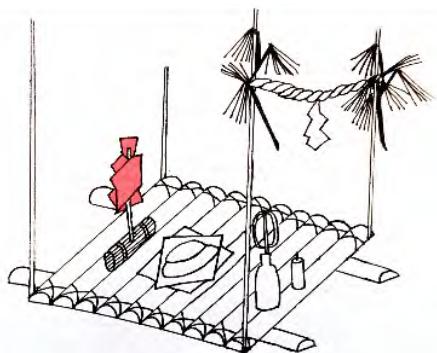


図2 H家の疱瘡神棚略図（聞き書きをもとに筆者作成）

**棚を吊るす** 完成した棚をのオモテと呼ばれる部屋の決められた場所（図3）に、一年中木の釘を打ちっぱなしにしておき、そこに棚の四隅からのびる藁縄を結びつけて、正面から見てオモテの左手隅の廊下寄りに、棚の前面が土間に向くように吊るす。正面から見て手前に年神の棚、その奥に疱瘡神の棚を吊るす。恵方に吊るすのではなく、毎年同じ方角に吊るすと言う。

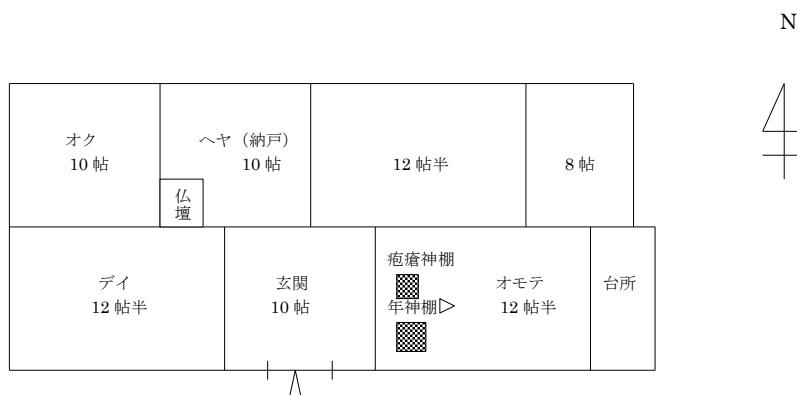


図3 H家の年神棚と疱瘡神棚の位置（聞き書きをもとに筆者作成）

〈1/4〉 棚を木の釘から外し、来年再利用する棚の底面以外の部分を保管する。

〈1/7〉 底面以外の部分を、駒木野地区の稻荷神社の参道の入口に捨てる。

〈1/14〉 上恩方町の火祭りであるセーノカミで燃やす。

**セーノカミ** セーノカミとは場所の名前ではなく、燃やすものと燃やす行事を指すと言う。以前セーノカミは小学校、高等小学校の子どもたちが町中の家々を廻ってお飾りを集めて燃やす行事であったが、現在は年番という上恩方町会長を兼ねる役割が1年交替で仕切り、近年は正月飾りを飾る家が減少し、燃やすものが少なくなったので、飾りを集めて積み上げて円錐形にはしなくなった。また藁ばかりなので燃えにくくなってしまったので、年番がその辺に落ちている杉の葉を加えて燃やしていると言う。

**棚の材料** 棚作りに使われる稻藁は、以前は話者の家が持つ水田で作ったものを取っておいて使ったが、現在は稲を作っていないので、近所の田んぼを持っている人（M宅）から購入している。そのM宅も、此頃作る稲は品種改良が進み風で倒れないように丈が短いので、丈の長い藁をこの行事のために購入している。棚の主な材料であるヌルデの木は細工がしやすく、薪にしても火力がなく使い道があまりない雑木であり短命な木であるため、近年は減少して入手困難となっている。平成22年（2010）に作った際は事前にどこに生えているのかを下見しておき、刈って来たと言う。棚の注連縄につけるダイダイ、ユズリハ、ウラジロは、駒木野地区の隣の狐塚地区のY商店で調査当時も購入可能であった。調査当時ミキノクチも東京都福生市の商店で購入可能であった。

**棚の再利用** 現在は平成22年（2010）に作った棚の底面の梯子状の部分を保管しておいて再利用している。母屋の天井に刺した釘から底面の四隅を吊るすための藁縄8本（年神棚用4本、疱瘡神棚用4本）、棚の底部の上に載せる疱瘡神の幣束を挿すための藁束、供物（重ね餅・ミキノクチ・蠟燭）、棚の前面に張る注連縄と注連縄に挿す松の枝、年神棚の注連縄に付けるダイダイは、毎年新しいものを使う。また年神棚と疱瘡神の棚の注連縄に付ける白い幣束と、疱瘡神の棚に載せる藁束に挿す赤い幣束は、暮れに近い日曜日に、上恩方町高留の惣社宮尾神社の神主が作ったものを届けに來るので、それを利用する。

入江英弥による同宅における平成22年（2010）12月30日の疱瘡神棚作りに関する報告<sup>(14)</sup>によれば、同年には棚の底面を一から作っている様子が報告されているが、筆者による調査の結果、この時点で話者宅では既に棚の底面の再利用を開始しており、入江氏の調査に際して特別に以前の手順を再現したものであったことがわかった。

**疱瘡神祭祀の変化** 調査当時、駒木野には子どもが少なく、棚作りやセイノカミを担う人

物がいないことや、棚作りは重労働であるため体力的に継続が不可能であること、材料の入手が困難になってきていることが、この行事を変化させている。また話者は疱瘡の流行を経験したこと、痘痕面の人を見たこともないと言う。毎年やっていることだから継続したいという気持ちでこの行事を継続している。

〈東京2〉 東京都八王子市上恩方町高留T宅<sup>(15)</sup>

東京都八王子市上恩方町高留T宅在住の惣社宮尾神社の宮司は、〈東京1〉のH宅に疱瘡神様、水神様、荒神様、シメ、荒神様の上、アクマッパライの幣束を作つて届けている。このT宅における疱瘡神祭祀は、次のようにある。

**疱瘡神のまつり方** 上恩方町内において、疱瘡神のまつり方は各戸で異なり、疱瘡神の棚を作る家もあれば、床の間に幣束のみを飾る家もある。T宅では大晦日に家の敷地の東南の角の地面に、直接赤い幣束を刺し、ぼろぼろに朽ちるまで放置しておく。刺すときの作法などはなく、幣束の近くに供物なども置かない。本来一夜飾りは良くないが、忙しいため大晦日に行つていて。水神様と疱瘡神様は朽ちるまで放置しておくが、他の飾りは7日にはずして、おたきあげで燃やす。疱瘡神様が敷地内に侵入しないようにするためにこのような方法をとる。

疱瘡神を疫病神の代表として扱つてゐるところもあるが、話者は厄除と疱瘡神とは違うものであり、疱瘡はあくまでも病気の代表だと思っていて、厄というのは病気ではないからそれは別物である。このような疱瘡神に関する話を、オカマジメを配る際に、疱瘡神をまつっている家庭には話すようにしているといふ。

**オカマジメ** 年末に上恩方町の各戸に配る正月のお飾り用の疱瘡神様、水神様、荒神様の幣束のことをオカマジメと言う。明治半ば頃から代々宮司が使用している台帳に、オカマジメの依頼人の氏名、住所、幣束の種類と数量が記録されており、毎年台帳を確認して疱瘡神や稻荷神が必要であると記録されている家庭にオカマジメを配布する。しかし配布してもまつり方がわからなくなっている家庭では使用されていない可能性もある。先代の宮司は家にあがつて御飯を食べながら幣束を作るという家が5軒ほどあり、話者も20年前まではそのようにしていたが、そのような家庭は平成27年(2015)には1軒だけとなつた。オカマジメの赤幣束は、家によって疱瘡神として使う家と稻荷神として使う家が有るため、この年に疱瘡神の幣束を配布した軒数は不明であるが、毎年赤幣束は数10個作つてゐる。家を改築して幣束を飾る場所がなくなつてしまつたなどの理由で、今年から注文を打ち切りたいという連絡や、今年はお葬式があつたので幣束は不要であるという連絡が来ること

もある。

**疱瘡神の幣束** 白幣束は竈神や歳神として使用され、全部で約 2000 本作る。赤幣束や白幣束に使用する紙は、東京都八王子市八幡町の大沢屋という紙屋から一度に 1000 枚単位で購入した染め紙を使用している。幣束の軸は以前は T 宅で栽培していた細くて丸い篠竹を使用していたが、採り切ってしまったため、現在は竹の長さを指定して神社庁から取り寄せている。疱瘡神の幣束の作り方は宮司によって異なり、丸みをつけたり角を尖らせたり様々であるが、話者は父親から教わった作り方を継承しており、幣束の上部を平らにし、その下の首筋の部分にカーブをついている。毎年 10 月頃から話者 1 人で、型などを使用せず感覚を頼りに、小刀一本で 1000 枚ほどの幣束を全て切る。

以上、筆者の聞き書き調査の結果から 2 つの事例を提示したが、ここから次のような点が指摘できる。

① 〈東京 1〉 の事例から、H 宅では(1)疱瘡神は年初に年神と共に来臨し、棚を作り供物を供えて丁重にもてなされる。(2)年神に対し疱瘡神は棚の大きさ、棚の位置、ダイダイ、ユズリハ、ウラジロ、箸の有無によって差を付けられ、疱瘡神は年神より劣位にまつられる。(3)疱瘡神のまつり方に赤い幣束という特殊性が見られる。

②一方 〈東京 2〉 の事例から、T 宅では(i)疱瘡神は年初に年神等の神と同時に来臨する神として考えられており、(ii)疱瘡神は屋内に迎えられず、屋内への侵入を防ぐべき対象として扱われていることがわかる。

③ 〈東京 1〉 の H 宅では、稻藁やヌルデなどの棚の材料不足の問題を解消するにあたって、稻藁を他者から購入したり棚を再利用するなど、材料の調達方法に変化を加え、年神と疱瘡神祭祀の方法自体は変化させないよう努めている。

〈東京 2〉 のような年初に来臨する疫病神の屋内への侵入や、疫病神が屋内に疫病を持ち込むことを防ぐ事例は各地に存在し<sup>(16)</sup>、また年初に年神を迎える前に、幣束などで屋内や家族の身体を祓い清め、その幣束を辻や門口などに刺すミソカッパライ、アクマッパライなどと呼ばれる行事の類いも存在する<sup>(17)</sup>。〈東京 1〉 の H 宅においてもアクマッパライと呼ばれる行事を行っているが疱瘡神はその対象とされない<sup>(18)</sup>。

④平成 25 年（2013）まで疱瘡神祭祀を継続している地域では、毎年欠かさず行っているのでやめる訳にはいかないという話者の意志は存在するが、疱瘡神への畏れや祈りなどの意志は存在しない。

⑤ 〈東京 1〉 では、年初の年神と疱瘡神のまつりは、事前に多くの材料の確保が必要で

あり棚作りには技術と労力を必要とすること、また、当主と跡継ぎが行うことになっており女性は関わりを禁じられていることなどから、年初の重要な祭祀として考えられていることがわかる。

以上のように、上恩方町には、疱瘡神の侵入を防ぐ家庭と、疱瘡神を年神と共に丁重にもてなす家庭が存在する。このように年初の疱瘡神のまつりは同地域内においても家庭ごとに方法が異なり、極めて個人的な祭祀であることがわかるが、本来疫病をもたらす神である疱瘡神が、年神と共に歓待される事例が存在することの意味を検討する必要がある。

## （2）年初祭祀における疱瘡神の位置付け

表2は、市町村史の民俗編、調査報告書等から収集した青森から佐賀にかけての正月の疱瘡神祭祀の事例を、正月の疱瘡神祭祀を形成する「迎え」「まつり」「送り」の3要素ごとに整理したものである。またさらに時期、場所、施行者、方法、目的などの項目を設けて整理し、疱瘡神と同時にその他の神がまつられる場合は対象の欄に整理した。ここでは主な事例をあげ、年初祭祀における疱瘡神祭祀の位置付けについて検討する。

〈青森〉 青森県八戸市<sup>(19)</sup>

正月に神棚の端に、「疱瘡神を供える」と言って赤い紙を敷いて重ね餅を供える。

〈宮城2〉 宮城県七ヶ宿町<sup>(20)</sup>

年取りの夜に年神と同じ献立の膳を厄神と疱瘡神に供え、主婦が夕刻にその膳を雨戸を開けて縁側に供え、「疫病神さま、疱瘡の神さま、早く食べて帰ってけらっしゃい」と唱える。その後膳をおろして子どもに食べさせる。これは厄神を早く追い出すためであると言う。

〈山形〉 山形県西村山郡西川町砂子関K宅<sup>(21)</sup>

年越しの夜に疱瘡神にお供えをあげる。このお供えは普通のお重ねと異なり、盛り上った形である。

〈茨城〉 茨城県常陸太田市磯部町峰<sup>(22)</sup>

大晦日の晩に年棚を設ける。年棚は座敷の中央に長さ60センチくらいの板を吊るし、これにシメ縄を張り、直径15センチから30センチの鏡餅をのせ、その4辺に普通のオソナエ餅、15センチ程の鏡餅を3重ね供える。鏡餅にはいずれも干し柿1個に昆布を下げ、上にみかんをのせる。3重の鏡餅にはその中央に松の小枝と幣束を立てる。恵比寿、大黒には大きめなオソナエを、また特に疱瘡神にと小豆餅のオソナエを供える。

〈埼玉〉 埼玉県入間市<sup>(23)</sup>

12月30日に年神様、大神宮様、御嶽様、疱瘡神様、エビス様、大黒様、荒神様（オカマ様）、

表2疱瘡神祭祀の様相

伝承地	迎え			まつり						送り			
	時期	施行者	方法	時期	場所	施行者	対象	方法（特化・同様・区別）	目的	時期	施行者	方法	
青森1				正月	神棚の端		疱	供物	特（赤い紙を敷いて重ね餅）				
宮城1				大晦日の夜	別間の出窓		年・疱	供物	別（同じ膳を別間の出窓に供える）				
宮城2				トシヤ（年取りの夜）の夕刻	雨戸を開いて縁側	子供	年・厄・疱	供物→食べる	別（年神同じ膳を、厄神と疱瘡神に2つ用意して縁側に供える）		主婦	「疫病神さま、疱瘡の神さま、早く食べて帰ってけらっしゃい」と唱える	
宮城3				年越し～正月中	中間の後のオカミの出窓		年・疱	供物	別（同じ膳を年神から離して供える）				
宮城4				正月中		年⇒後年 男 疱⇒当主	年・疱・他	供物→食べる	別（年神より小さい膳）				
宮城5				年越し～正月中	神棚	年⇒年男 疱⇒祖父 or長男	年・疱・他	供物→食べる	同	疱瘡に罹らないように			
宮城6				元朝			疱・他	供物					
山形1				年越しの夜			疱	供物	特（もり上った形の重ね餅）				
千葉1				～1月16日10時			道祖神（疱）	参詣・供物	特（小さな幣束・重ね餅）				
東京1				12月31日～1月4日	年神棚の奥	家主・跡取り（女性は禁止）	年・疱	棚（藁束と赤幣束）・供物	別（棚を年神より小さく作り、橙も付けず、奥にまつる）	疱瘡は恐ろしい病気だから	1月7日	集落の人々	燃やす
東京2				大晦日	敷地の東南の角		疱・他（水神等）	赤い幣束を地面に刺す	別（他の神と異なり外にまつる・処理せず放置）	もともとは疱瘡神が敷地内に入つてこないようにするため			朽ちるまで放置
神奈川1	12月30日夕方	主人	ふろに入り着物に着替え、納戸の戸を開いて「ほうそとかみ様、やくじんのかみ様。いややのやどをいたします」と外に向かって呼びかける	12月30日夕方～1月6日	納戸の从壇の裏側	主人	年・厄・疱	棚（赤と青の幣束）・供物→食べる	別（年神棚とは別に棚を作り、赤と青の幣束を立てて厄神と疱瘡神をまつる）		1月7日	子ども	棚を撤去（以前は子どもが、幣束をせいの神さんと称し、かついで家々を歩いた）

神奈川 2				12月28日	仏壇・台所		年・荒神・疱・便所・井戸	「疱瘡婆さんにおげる」と言って供える→近所に配る	特（年神には三宝で供え、他神にも餅を供える。疱瘡神の餅にだけ上部を尖らせ、赤い印を付けた餅）	疱瘡にかかるないようにというまじない			
静岡1	大晦日の夜	家の者	玄関から外に向かって「ホーソーバーサン、トシヤドヲカセルカラコラッシャー」と叫ぶ	大晦日	年神棚の端		年・疱	供物	特（赤い紙に小餅を三重）				
静岡2				元旦の早朝～モチイ	神棚の前		他・疱	棚・供物	同				
兵庫1				大年の晩	床の間		年・疱	供物	特（供物の場所・つるし柿と白米とコブを刻み、紙に包み、家族の倍位供える）				
奈良1	大晦日の夜	主婦	誰にも見られぬように簾を持つて四ツ辻へ行き、すぐう真似をして帰り奥の間へ入る	大晦日～1月1日	奥の間の屏風の中		疱	供物	特（餅・つるし柿・蜜柑・雑煮）	大晦日にホウソの神様が宿がなくて困っていたのを「宿してあげたらその家の者にヘンバが出来ん」と言われるため			
鳥取1				大晦日～1月4日	デイ・座敷の畳の上		年・疱	供物	特（木地または麹蓋の上に、小さく豆粒大の餅を2個重ね、疱瘡神の餅と呼ぶ）	供え餅が大きいと大きな疱瘡に罹るから、特に小さくする	1月5日	家中の者	供物を分け合って食べる
岡山1				正月	年神棚の傍		年・疱	供物→厄年の者に与える	特（棧俵に柴を立てる・疱瘡の餅を供える）				
岡山2				12月31日			疱	供物	特（上部を一寸つまんで、乳首状にした餅）				川に疱瘡神を送る
香川1	大晦日の夜		家の近くの四ツ辻へ迎えに行き、背負う恰好をし、家のニワで背から下ろす	大晦日の夜～1月3日	ニワの片隅		カゼ・疱	供物	同		1月4日		迎えたときと同じかっこうをしながら、もとの四ツ辻へ送り出す
佐賀1				1月1日			疱	供物	特（小豆を3粒ほど餅の上において疱瘡の形にしたもの）				
佐賀2				正月	神棚の端		他・疱	供物	特（下に赤い紙を敷き、二段重ねで、上の餅にゆで小豆をつけた餅）	ほうそう神送りといって、餅にほうそうをやらせる	子の日		餅を下げる

水神様（井戸神様）、機神様、道具神様、雪隠神様、蔵神様、そして仏壇にそれぞれ2つ重ねの鏡餅を1組ずつ供える。

〈千葉〉千葉県長生郡長柄町山之郷<sup>(24)</sup>

1月16日の朝10時までに道祖神（疱瘡神としてまつる）にお参りに行く。この時小さな幣束とともに、下台に直径1センチほどの餅を3重ねにしておさめる。

〈神奈川1〉神奈川県相模原市田名X宅<sup>(25)</sup>

12月30日の午後にヤクジンさまの棚をつくる。この棚は割り竹を簍の子状に編み、そこに赤と青の幣束を立て、藁縄で納戸のちょうど仏壇の裏側に位置する場所に吊るす。幣束は久所八幡でX宅の分だけは年神様の幣束とは別に赤と青の幣束を作ってくれる。この日の夕方に年神棚も作る。毎日そばの支度を整えてから主人が風呂に入り、着物に着替えて納戸の戸を開いて「ほうそうかみ様、やくじんのかみ様、いちやの宿をいたします」と暗い外に向かって呼びかける。それから棚に神酒と毎日そばを供え、戸は開け放ったままで一家はそばを食べ始める。食べ終わるまで開けておくのが習慣だと言う。12月31日にケンチソウ汁を作り棚にもあげ、家族も食べる。以後1月6日まで供物をあげ続け、1月7日にこの棚は他のお飾りと共に撤去する。

〈神奈川2〉神奈川県横須賀市Z宅<sup>(26)</sup>

大正末期から昭和初期の間、Z宅では正月に玄関と歳神には三宝でお供えをあげ、仏壇と台所の荒神、疱瘡神、便所の便所神、井戸の井戸神などにはお供え餅をあげた。疱瘡神のお供え餅だけは違っており、上部が尖って赤いぼっちは付けた形状で、これを「疱瘡婆さんにあげる」と言った。疱瘡神のお供え餅は、12月28日に餅搗きをして作る。お供え餅の形に作って、その先を尖らせる。これは種痘の形になぞらえているという。なるべく長く尖らせた方が良く、柔らかいのですぐに倒れてしまうが、それを作るのが子どもたちの仕事で、東京タワーのように高い餅をつくった。先端には赤いぼっちは付いていたという。これは「疱瘡のお餅」と呼んでいたが、疱瘡にかかるないように、という呪いであった。疱瘡饅頭は近所などに配った。

〈静岡1〉静岡県南伊豆町妻良<sup>(27)</sup>

大晦日に年神棚の端に赤い紙の上に小さい餅を三重にして供え、これを疱瘡神への供物とした。その日の夜に、家の者が玄関で外に向かい「ホーソーバーサン、トシヤドヲカセルカラコラッシェー」と叫ぶ。

〈兵庫〉兵庫県竹野町二連原<sup>(28)</sup>

大年の晩に、ホウライ（三宝）の上に白米1升とミカン2つをコブで巻いてのせ、その周りに餅を2つ切りにしさらに細かくしたものを三宝の4隅に置き、から栗と吊るし柿を家族の数より多くのせる。これを年徳神の掛軸の前に供える。またトビといつて、吊るし柿と白米とコブを小さく刻んだものを紙に包んで家族の倍の数作り、床の間の庖瘡の神に供える。

〈奈良〉奈良県南葛城郡秋津村室I宅<sup>(29)</sup>

オウツモゴリの晩、誰にも見られないように主婦が箕を持って四ツ辻に出て行き、そぞくう真似をして帰って来る。そのまま家に帰り「ただいま」と声をかけ、これに対して家の者が「どうぞお上がり」と答へると奥の間へ入る。奥の間には他人から見られないよう屏風が立ててあり、主婦はその中へ入り持っていた箕をそこへ置き、箕の中でお燈明を灯し正月のお餅一重ねと吊るし柿、蜜柑を供える。さらに翌元日には雑煮を供える。大晦日にホウソの神様が宿がなくて困っていたのを「宿してあげたらその家の者にヘンバが出来ん」と言うので、同家では毎年ホウソの神様に宿をしているのであって、代々I家の者には、ヘンバの者がないと言う。村でこの行事を行うのはI宅のみである。

〈鳥取〉鳥取県八頭郡若桜山中<sup>(30)</sup>

大晦日に正月の神々を祀ると同時にデイや座敷の表などに庖瘡神の餅を供える。中には歳神の横などに供える家もあるが、大部分の家ではデイや座敷の畳の上などで、木地または麹蓋の上に供える。庖瘡神の餅は特に小さく豆粒大のものを2個お重ねにする。これは供え餅が大きいと大きな庖瘡に罹るというところから、特に小さくするのである。この庖瘡神は子どもの神だというが神体らしいものはなく、お供えの小さな餅を庖瘡神の餅と呼んで、子供が持ち遊ぶようにしておくとよい。この餅は旧暦1月5日の年おろしの日に家中の者が分け合って食べる。歳神には注連飾りと共に花餅を供える。花餅は藁12本に餅をならせて稲穂を象ったもので、年おろしの後も保存しておいて旧暦6月1日に食べる。

〈岡山1〉岡山県真庭郡新庄村下町D宅<sup>(31)</sup>

歳神棚の傍に桟俵に柴を立てて庖瘡の神をまつる。そのオイワイ（庖瘡の餅と言う）はホトホトに来た厄年のものに与えていた。なお、ほうそうの流行した年に同様のものを作り部落境に立てていた。

〈岡山2〉岡山県苦田郡奥津周辺<sup>(32)</sup>

12月31日にホウソウ様をまつり、それを川に送る。このホウソウの神様にすえる餅は、上部を一寸つまんで、乳首状にしたものである。

〈香川〉 小豆島 <sup>(33)</sup>

大晦日の夜、家の近くの四ツ辻へ行って、「疱瘡の神さん、カゼの神さん、正月三ヶ日はわたしのうちへ、神床をつくってお祀りするために迎えにきました。常の日はどうぞお出でくださるな。さあ、わたしの肩へお乗りなされ」と言いながら、両手を背にまわしてこれら厄神を背負うかっこをし、「よいしょ、よいしょ」と言いながら家へ戻ってくる。家のニワに入ると「どっこいしょ、ああ重かった」などと言いながら厄神を背から下ろす真似をする。そのあと、ニワの片隅に紙を敷き、餅を供え、夜は灯明を点じて正月3日間は疱瘡神、カゼの神のまつりを続け、三ヶ日がすぎると、迎えたときと同じかっこをしながら、との四ツ辻へ送り出す。

〈佐賀1〉 佐賀県東松浦郡鎮西町加唐島 <sup>(34)</sup>

生児が2歳くらいになると疱瘡をうえるが、7日目を「ホウソウゴモリ」という。この日ホウネンさん（住職）を呼んで来て祈祷をしてもらう。ザシキの神棚に竹で編んだ簍に注連縄を張り、赤い紙の注連をさげ、「疱瘡の神さんにあげます」という。オヤコからは菓子などが贈られる。正月元日になると、小豆を3粒ほど餅の上において疱瘡の形をしたものをお供える。流すようなことはしない。

〈佐賀2〉 佐賀県東松浦郡鎮西町 <sup>(35)</sup>

正月に、神棚の端にあるほうそう神に供える餅は、二段重ねで上の餅にゆで小豆をつけておき、下に赤色の紙を敷いている。これは、ほうそう神送りといって、餅にほうそうをやらせるのだという。現在では、ゆで小豆をつけずに、赤い紙を敷くだけの所もある。この餅は1月7日に下げずに子の日に下げる。

正月に疱瘡神をまつる事例は計25例とあまり報告されていないが、青森から佐賀にかけて数例ずつ分布しており、東北は青森に1例ある他、宮城と山形に集中しており、関東は茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川と多く分布している。埼玉、東京に隣接する中部地方の南部にも分布が見られる。近畿は兵庫と奈良に見られ、隣接する鳥取、岡山まで広がりを見せており、四国は香川のみに、九州は佐賀で確認されている。全体の分布傾向として東北の一部と南関東全域に濃密に分布していると言える。

紹介した事例と表2から次のことが読み取れる。

①伝承地域によって多少差はあるが、正月の疱瘡神祭祀の時期は、大晦日の晩に迎えて1晩あるいは数日間まつてから送り出すという流れが形成されている。

②疱瘡神を迎える場所は玄関や四ツ辻などの境界で、送る場所も同じである。まつる場所

は境界（出窓・縁側・敷地の角・ニワの片隅）や隠れた場所（仏壇の裏側・神棚の端・年神棚の奥・屏風の中）が多く、年神に対して劣位にまつる場合が多い。

③疱瘡神を迎えるのは、当主や跡取りといった家を守る人物や、主婦、疱瘡に罹病しやすい小児である。

④疱瘡神は年初祭祀において年神や厄神、カゼの神、エビス神、大黒神、水神、雪隱神、荒神などの神と同時にまつられることがあるが、これらの神と比較して、疱瘡神のまつり方に特殊性が見られることが指摘できる。

⑤青森から佐賀には、盛り上がった形の餅、先を尖らせて先端に赤い印を付けた餅、上部を乳首状にした餅などを、疱瘡神に供える餅として特別に作っている事例が見られ、種痘の形になぞらえているのでなるべく長く尖らせた方が良いという説明を与えていた事例も存在するが、これは疱瘡に罹病してから 6 日目頃に体中に出来た発疹が盛り上がる症状の段階があり、この時期を無事過ぎると命に別状がないと判断されることから、うまく患部が盛り上がり疱瘡や種痘によるワクチン接種後の症状が、無事快方に向かうようにとの願いを餅の形状で表現していると考えられる。また供え餅が大きいと大きな疱瘡に罹るため、疱瘡神に供える餅は特に小さく豆粒大に作るという事例は、餅の大きさを疱瘡の症状の軽重に見立てて疱瘡の症状が軽くなるようにとの願いを表現していると考えられる。また小豆を 3 粒ほどを餅の上において疱瘡の形をしたものを作り、二段重ねの上の段の餅にゆで小豆を付け餅に疱瘡をやらせる、という事例が存在するが、これは小豆を疱瘡の発疹や膿疱に見立てて予め餅を疱瘡に罹病させることで、身代わりとし疱瘡を予防するためであると考えられる。

⑥東京タワーのように高く先端に赤い印のついた餅を作るのは子どもたちの仕事であった、疱瘡神は子どもの神であり疱瘡神の餅を子どもが持ち遊ぶようにしておくとよい、という事例から、年初の疱瘡神祭祀がまだ疱瘡の免疫を持たず抵抗力もない、疱瘡によって命を落とす危険が高い小児を対象にしたまつりであることが考えられる。

このような疱瘡神祭祀の特殊性から、疱瘡神の供物は同時にまつられる他の神との区別を計るためにだけでなく、一年の初めに疱瘡の予防や罹病した際の症状の軽減を期待して用いられていることが指摘できる。またこのような供物や、疱瘡神の表徴や疱瘡神を招く装置として用いられる赤紙や赤幣束などは、疱瘡罹病時に行われる疱瘡呪術に用いられる呪物と類似していることが指摘できる<sup>(36)</sup>。

⑦疱瘡神は早めに送り出すべき神として認識されていることが指摘できる。疱瘡神をまつ

る場所が、出窓や縁側などの家の外に面した場所であることや、「疫病神さま、疱瘡の神さま、早く食べて帰ってけらっしゃい」という唱え言から、疱瘡神を一度丁重にまつてからなるべく早く帰って欲しいという意図が読み取れる。またこのような唱え言は、疱瘡に罹病した際に患部に小豆や鼠の糞などを入れた湯を笹の葉でかけて平癒を促す、「笹湯」と呼ばれる呪術を行う際に唱える言葉と類似する<sup>(37)</sup>。

⑧年初における疱瘡神祭祀が、集落内の各戸で共通した方法でまつられるのではなく、家ごとに伝承される祭祀方法に基づいている点が指摘できる。大晦日に疱瘡神に宿を貸してあげるとその家の者にヘンバ（痘痕）が出来ないと言うので毎年宿をしていており、代々その家の者にはヘンバの者がないという事例は、集落内の特定の家に伝わる伝承に基づいた事例である。〈東京1〉のH宅の場合も、駒木野集落内で疱瘡神をまつるのはH宅だけであり、年初の疱瘡神祭祀が家ごとのまつりであることがわかる。また宗教者の関わりがほとんど見られず、年初の疱瘡神祭祀は宗教者によって伝承されたものではないと言える。

このように正月の疱瘡神祭祀と疱瘡罹病時に行われる呪術との類似点が見られることから、疱瘡罹病時や流行時や種痘接種時に行っていた呪術が、年中行事に組み込まれた可能性が指摘できる。また特定の家において年初に疱瘡神をまつることが重要視されていることが指摘できる。

### （3）年神と疱瘡神の性格

既に2章では、疱瘡罹病時の呪術と年初祭祀との結びつきを指摘したが、疱瘡神が年初祭祀と結びついた理由として、次の可能性も考えられる。それは年神のアラガミとしての性格と、疱瘡神のアラガミとしての性格の結びつきである。盆の精霊と外精霊に相当するのが正月の年神と厄神であるとの大島建彦による指摘や、年初に厄神を祀る理由を先に雜神を祀り主神への障りを未然に防ぐという日本の祭りの構造によって説明した田中宣一の論は、正月の疱瘡神祭祀と疱瘡罹病時に行われる呪術との類似点という疱瘡神祭祀の特殊性を説明できない。年初祭祀において、疱瘡神は確かに境界や隠れた場所などに年神に対して劣位にまつる場合が多く、これを雜神のまつりの特徴と考えることも出来るが、疱瘡罹病時の疱瘡神送りとの類似という特殊性、年神と同時に年初に丁重にまつり、機嫌をとって早く帰らせるために送る場所に近い場所にまつるという、疱瘡神の鎮送を意図した行為を考えることもできる。

ただし、鹿児島県南さつま市旧大浦町平原地区では、毎年2月11日に伊勢講を行っており、この行事でまつられる伊勢神は疱瘡神であると言われている。伊勢神（疱瘡神）は荒々

しい性格をした神として認識され、アラガンサア（荒神様）と呼ばれており、毎年伊勢講の際に平原地区の者全員で祝詞をあげた後、椿の枝を持って伊勢神（疱瘡神）の祠を椿の枝で叩いて鎮め、平原婦人会の者が疱瘡踊りを踊って送り出すということをしないと、集落の者が怪我をしたり病気になったりすると言われている<sup>(38)</sup>。この行事が伊勢講の中で行われることからは、伊勢の神に靈験あらたかなアラガミ（現神）と荒々しいアラガミの両面があることになり、これと同様な論理が正月の神にもあるという解釈もできてくる。正月の疱瘡神祭祀は、正月の厄神、疱瘡神祭祀、さらには年神自体の伝承も含めて検討する必要がある。現時点では正月の疱瘡神祭祀は、罹病時の疱瘡神祭祀と類似性が高いことの指摘にとどめておく。

#### （4）要点

本稿では、旧来の研究において行われなかった、青森から鹿児島における正月の疱瘡神祭祀の事例分析を行うことで、その様相と年初祭祀における疱瘡神の位置付けを検討した。その結果、年初祭祀における疱瘡神の装置や供物が、罹患時や種痘時に行われる呪術に用いられるものと共通していることから、臨時的に行われていた疱瘡呪術が定例化され、年中行事に組み込まれた可能性を指摘できる。

#### 注

- (1) 丹野正「厄神の宿」『民間伝承』第16巻第12号、日本民俗学会、1952
- (2) 大島建彦「信仰と年中行事」『日本民俗学大系 第7巻 生活と民俗(2)』平凡社、1959
- (3) 三崎一夫「正月行事における疫神鎮送について」『東北民俗』第5輯、東北民俗の会、1970
- (4) 田中宣一『祀りを乞う神々』吉川弘文館、2005
- (5) 『新編武藏風土記稿』文化7～天保元年（1810～1830）蘆田伊人『大日本地誌大系 新編武藏風土記稿』1957、雄山閣、国立公文書館内閣文庫蔵
- (6) 『武藏國神社明細帳』明治12年（1879）東京都公文書館、埼玉県立文書館蔵
- (7) 2015年5月17日筆者の調査による（話者：天神社宮司、生年1953年、東京都八王子市上恩方町黒沼田）
- (8) 『指田日記』天保5～明治4年（1834～1871）、武藏村山市立歴史民俗資料館『注解指田日記』上下巻、武藏村山市教育委員会、2005～2006

- (9) 2015年10月15日筆者の調査による（話者：長昌寺住職、生年1945年）
- (10) 根岸鎮衛「疱瘡呪水の事」『耳囊』卷之五、天明5～文化11年（1785～1814）頃、谷川健一『日本庶民生活史料集成』第16巻奇談・紀聞、三一書房、1970
- (11) (5)
- (12) 2015年10月4日筆者の調査による（話者：青梅橋講中講員、生年1939年）
- (13) 2015年5月17日筆者調査、話者：H家当主、生年1936年
- (14) 八王子市市史編集専門部会民俗部会『新八王子市史民俗調査報告書第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗』八王子総合政策都市史編さん室、2012
- (15) 2015年5月17日筆者調査、話者：上恩方町高留の惣社宮尾神社宮司、生年1953年。  
話者は先代の宮司が引退した1983年に宮尾神社の宮司となり、調査当時上恩方町内の14社を兼務していた。
- (16) 埼玉県新座市では正月8日に次のような行事が行われていた。「八日節供といい疫神様と呼ばれるバアサンの神様がいて、疫病を家の中に持ちこんでくるから家の中に持ちこまないように、メーカイと呼ばれる目籠を竹の竿にかかげて屋根に上げるという。メーカイは、目がいっぱいしているから見張り番にもってこいだという。また、疫神様が庭をうろうろして、庭にあるものをさわってしまうので道具をはじめ洗濯物なども家の中にしまい、もし外に出しておいて疫神様がさわったものに触ると病気になるので、庭で麦わらや、ネギの皮を焼やし疫病が家の中に入りこまないように、えぶしたり、屋根にモチ草を刺して疫病よけをする」
- （新座市教育委員会市史編さん室『新座市史』第四巻民俗編、埼玉県新座市、1986）
- (17) 茨城県総和町稻宮では、12月31日の晩に当主がカドグチに幣束を立てて、疫病が入らないようにお祓いをした。これで屋敷地は歳神を迎えるのにふさわしい空間となる。この幣束はウジガミサマの後ろの箱に挿しておき、ドンドヤキの時に燃やす。
- （総和町史編さん委員会『総和町史 民俗編』2005）
- (18) 「アクマッパライは、竹の先にシメをつけたもので、これは歳神の棚の前面の左隅に差す。これを使って人を祓ったりはせず、差したままにしておく。これは歳神棚とともに下げられ、セエノカミを持って行き、セエノカミに際して燃やされる。」
- （八王子市市史編集専門部会民俗部会『新八王子市史民俗調査報告書第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗』八王子総合政策都市史編さん室、2012）
- (19) (3)

- (20) 七ヶ宿町『七ヶ宿町史』(生活編)、1982
- (21) 山形県教育委員会『月山山麓月山沢・四ッ谷・砂子関・二ツ掛の民俗-塞河江市ダム水没地区緊急調査報告-』1976
- (22) 常陸太田市史編さん委員会『常陸太田市史』民俗編、1979
- (23) 入間市史編さん室『入間市史』民俗・文化財編、入間市、1981
- (24) 東洋大学民俗研究会『長柄町の民俗』1972
- (25) 小林梅次「ヤクジンの宿」『民俗』85、1974
- (26) 『新横須賀市史 別編民俗』横須賀市、2013
- (27) 『静岡県史 資料編 23 民俗 1』静岡県、1989
- (28) 國學院大學民俗学研究会『民俗採訪(昭和 38 年度)』1965
- (29) 山田隆夫「ホウソ神のヤドその他」『近畿民俗』2、1949
- (30) 『西郊民俗』第 8 号、西郊民俗談話会、1959
- (31) 文化財保護委員会編『正月の行事』2(島根県・岡山県)平凡社、1967
- (32) 佐藤米司「厄病神・悪魔の来臨-「岡山県の正月行事」について(2)-」『岡山民俗』第 78 号、岡山民俗学会、1968
- (33) 川野正雄『小豆島民俗誌』名著出版、1984
- (34) 坪井洋文「佐賀県鎮西町加唐島」柳田國男指導日本民俗学会『離島生活の研究』国書刊行会、1975
- (35) 『民俗採訪(昭和 42 年度)』國學院大學民俗学研究会、1968
- (36) 拙稿「病気への理解と対処-疱瘡習俗を中心に-」『伝承文化研究』第 13 号、國學院大學伝承文化学会、2015 参照。
- (37) 静岡県中伊豆町原保では、種痘時にサイノカミさんに疱瘡団子を供える。隣近所に配ると疱瘡が軽く済む。「イノ一株のマゴ杓子、元の社へ立ち帰れ」などと三遍唱え鼠の糞・米・麦・稗・小豆・ホラの貝・アワビ貝の入った湯を棧俵の上から筐で腕などにかける。サイノカミさん(道祖神)に筐湯に使用したもの・棧俵を納める。  
(杉原丈夫・今村充夫・伊藤曙覽・横山旭三郎・箱山貴太郎・土橋里木・木村博・加藤参郎・河上一雄『中部の民間療法』明玄書房、1976)
- (38) 2016 年 2 月 11 日筆者の調査による

## 第6章 中国における天然痘習俗

中国では、疱瘡は漢語で「天花」と表記されることからこの章ではこの病を天然痘と表記する。この病の中国における初出は、東晋代（4世紀頃）の『肘後備急方』における「比岁有病发斑疮，头面及身须臾周匝，状如火疮，皆带白浆，剧者数日必死，此恶毒之气也。」<sup>(1)</sup>であり、この記事から、この病は「悪毒之氣」によって生ずることや、症状の激しい者は数日のうちに必ず死に至ったことがわかる。その後 1796 年に英国の Edward. Jenner によって牛痘種痘法が発見されると科学的な治療が可能となり、アメリカの医師 Osgood によって著された『医館略述』には、「嘉庆九年，英國公司沈医官始来中国，往广州经理医事，寓澳门传种半痘」<sup>(2)</sup> とあり、牛痘種痘法が嘉慶 9 年（1804）にマカオにもたらされ、その後中国全土に広まっていたという。1958 年以降、世界保健機構（WHO）によって地球規模での天然痘根絶計画が進められると、罹患患者は激減し、中国各地でも種痘接種は行われなくなった。

このように中国では、19世紀前半には種痘によって天然痘の予防が可能となつたが、種痘という科学的な療法が普及する一方で、各地の県誌、市誌、鎮誌、村誌や民俗調査報告書の類には、北は黒竜江省から南は福建省まで、天然痘をめぐる習俗としては呪術的な対処を行う事例が報告されている。

### 1. 中国における天然痘習俗の研究状況

中国の天然痘をめぐる習俗に関する研究は少ないが、実地調査に基づいた最近の研究としては、孔文麗「撒饅饅：一種民間育児祛病習俗的研究」（2017）<sup>(3)</sup> がある。孔文麗は、2015 年から 2017 年にかけて山東省曲阜市陵城鎮陵南村において合計 7 日間調査をしており、25 歳から 93 歳の村落神職人員、村委会会計、郷村医師、鎮防疫站工作人員、鎮中心幼稚園教師、普通村民への聞き書き調査の記録を約 6 万字収集している。しかし、固有名詞と数値を具体的に示しておらず、詳細な調査報告に基づいた論点の提示が成されていない。またこの地域における習俗の変遷についても触れられていないため、検討の余地があると言える。

中国の天然痘をめぐる祭祀や習俗についての研究蓄積は多いとは言えず、より多くの事例を収集する必要があると言える。

## 2. 中国各地の天然痘習俗

筆者は中国の黒竜江省から福建省にかけて天然痘をめぐる習俗 25 事例を、各地の県誌、市誌、鎮誌、村誌や民俗調査報告書等から収集した。その結果、中国における天然痘をめぐる習俗には、大きく分けて次の 2 つのタイプが存在することがわかった。

A タイプは、天然痘の神を迎えて祭り送るもので、家の中に祭壇を設けて天然痘の神を祀る、あるいは天然痘の神の廟へ行き、香を焚いて拝み、“鼓蓋”“焼餅”“饅首”“饅頭”“餃餃”“饅饅”などを供える事例が、黒竜江省省望奎県<sup>(4)</sup>、安徽省<sup>(5)</sup>などに見られる。また、天然痘の神を送るものとしては、天然痘の神の“牌位”や“紅子”“饅頭”を焼いたり、天然痘の神の神像を曳き廻した後に焼き捨てる事例が、山東省曲阜市陵城镇陵南村<sup>(6)</sup>、江西省景德鎮市東郊里村<sup>(7)</sup>などに見られる。

B タイプは、種痘を接種した児童の家族と親族または隣人の間で贈答が行われるもので、種痘接種から 12 日後に、親戚が小児に“鼓蓋”“焼餅”“饅首”“饅頭”“餃餃”“饅饅”などを贈る事例が遼寧省沈陽市<sup>(8)</sup>、北京市順義<sup>(9)</sup>、などに見られ、種痘接種後の旧暦 6 月初一に、小児の家族や親戚や近隣の者が、近隣に住む小児に向かって“鼓蓋”、“焼餅”、“饅首”、“饅頭”、“餃餃”、“饅饅”などを撒く事例が、山東省曲阜市<sup>(10)</sup>に見られる。

しかし、実際は A タイプと B タイプの習俗を、日を定めて 1 年のうちにどちらも行う地域も存在する。

## 3. 天然痘の歳時習俗—山東省曲阜市陵城镇陵南村—

山東省曲阜市陵城镇の村内では、2018 年現在でも歳時習俗の中に天然痘への対処が見られる。本節では、筆者が 2018 年 5 月 26 日、7 月 12 日、7 月 13 日の 3 日間にわたり山東省曲阜市陵城镇陵南村において行った天然痘をめぐる歳時習俗の実地調査の結果をもとに、現在も伝承される中国における天然痘に関する習俗の実態を検討する。

### (1) 山東省曲阜市陵城镇陵南村の概要

曲阜市は山東省の南西部に位置する省轄県（市）の一つで、済寧市の行政区に含まれる。総面積は 895.93 m<sup>2</sup>、総人口 65.07 万人。儒学学派を創始した孔子の故郷で、“東方聖城”と呼ばれる。1990 年の人口統計調査によると、漢族人口が 592765 人（総人口の 99.71%）、少数民族人口が 1721 人（総人口の 0.29%）を占める。少数民族は、回族 1632 人、満族 62 人、蒙古族 5 人、朝鮮族 4 人、土家族 2 人、白族などで、漢族を含め計 15 の民族が居住している。<sup>(11)</sup>

陵城镇は曲阜市の南西部に位置し、東西に 10.8km、南北に 11.4km、面積は 73 km<sup>2</sup>である。南は鄒城市、西は兗州、東は小雪鎮、北は時庄鎮に隣接している。国道 104 が南北に走り、地勢は平坦で温暖な気候で、地下水資源が比較的充足していて農作物の成長に適している。2018 年現在、陵城镇内には 1 つの自然村（陵城村）と、幾つかの自然村を組織して作られた末端の行政単位である 3 つの行政村（陵北村、陵南村、陵西村）が存在する。

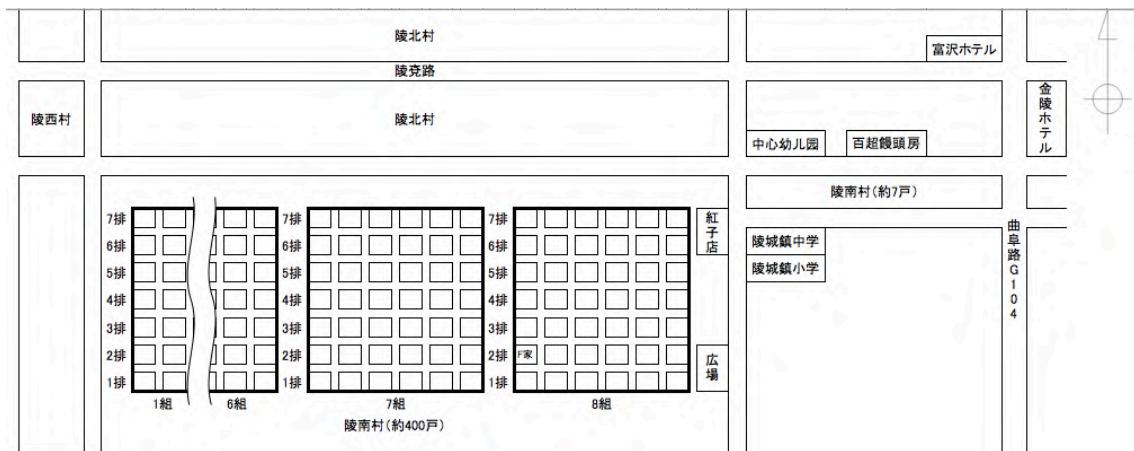


図 1 陵南村の位置（話者からの聞き書きを参考に筆者作成）

## （2）陵南村の集落概要と居住形態

1990 年の人口調査によると、陵城镇内の職業人口は農業 54361 人（総人口の 98.6%）、非農業 928 人（総人口の 1.4%）。2018 年の陵南村の戸数と人口は 420 戸、1620 人（陵北村：約 300 戸、1500 人 陵西村：約 200 戸、1000 人）で、小麦・豆類などの糧食作物の他、綿花、花生、麻、煙草類を栽培している。その他に北京、内蒙、兗州、曲阜などへの出稼ぎで生計を立てている。

図 1 に示したように、陵南村内には、1978 年以前の土地制度のなごりで西から 1 組から 8 組の小組がある。小組 1 組につき、縦 6 列、横 7 列の計 42 戸が立ち並ぶ。村内の家屋は全て一階建てで、家々は縦横に走る細い路地によって仕切られる。現在小組と習俗の関連はなく、“紅事通知、白事不通知”と言い、“紅拜”（めでたい行事）のみを、東西南北の 4 方向の家のうち、通知を受けた者で行う。

1990 年代からの出稼ぎの増加により、村内の居住形態は様々で、奶奶と爷爷（父親の父母）と母親と小児が同居するタイプ、姥姥と姥爷（母親の父母）と母親と小児が同居するタイプなどが見られる。また父母がどちらも出稼ぎに出ている場合は、奶奶と爷爷と小児、または姥姥と姥爷と小児などのタイプも見られる。現在、村内に廟などの信仰施設はない。

以前は村廟があつたが文化大革命（1966～1976）によって破壊された。家屋の中に、財神を祀っている家が何軒か見られたが、家ごとに祀る神は異なる。

### （3）土地制度の変化と陵南村子村委会

1978年以前は、国によって土地が管理され、村内が“大隊”と“小組”に2分されていた。しかし、田の面積は一定であるのに対し、人口が増減するので不平等であった。文化大革命が終了する1978年以後、政府は土地を国民に返す政策をとり、人口数によって責任田を分田し、集団によって耕種し、麦などの穀物を“交公糧”として政府に届けるようになった。

その後、陵南村内には共産党の支部書記である“陵南村子村委会”が組織され、これによって土地の所有権と農村の管理がされるようになった。2010年以降、陵城镇は“土地流轉政策”を開始し、一部の村民は自分の意志決定によって家の土地の管理を1畝1200元（約2万円）で“陵南村子村委会”に依託し、外部の契約者に貸し出すようになった。貸し出された土地は民宿やブルーベリー農園等として利用されている。

### （4）天然痘の歳時習俗

筆者は、2018年5月26日、7月12日、7月13日の計3日間にわたり、山東省曲阜市陵城镇陵南村において天然痘をめぐる習俗に関する実地調査を行った。聞き書きの話者は、1950年生まれから1990年生まれの計6名の漢族の村民である。

陵南村における天然痘習俗は、春に“種花花”を行い、旧暦4月に“掉疙瘩”を行い、旧暦5月30日に“挂紅子”、旧暦6月1日に“撒饅饃”“頂紅子”“焚紅子”を行うというように、1年間の中で特定の日を定めて天然痘に関連する習俗が行われており、天然痘への対処が歳時習俗化されていると言える。

①種花花 “種花花”とは、天然痘のワクチン接種の意味で、以前は春に自宅で接種を受けており、接種日は固定されていなかった。1980年代までは、出生から100日後に陵城镇内の病院で、針で十や井の形に傷を付け、その上からワクチンをのせる方法で種痘を受けた。ワクチン接種のスケジュールを書いた“板儿”（ボード）があり、いつ何のワクチン接種をすべきか書いてあった。1980年代以前は、人民公社社員として農業に従事しながら医療を施す“赤脚医生”によってワクチン接種が行われたが、それ以後は政府の衛生局がワクチン接種を管理したため、国家に認可された医師によって行われるようになった。陵南村においては、1981年4月に十印を付けるワクチン接種、1985年3月に陵城镇内の病院におけるワクチン接種が行われた。

ここで、陵南村周辺の天然痘対策について、『陵城镇志』<sup>(12)</sup> や、『曲阜市志』<sup>(13)</sup>、筆者の聞き書き調査の結果をもとに整理しておく。1912 年に曲阜市城区で牛痘接種が開始され、1950 年に陵城镇内で衛生部門により牛痘ワクチン接種が開始された。1944 年春に、陵城镇で“天花流行、婴幼儿死亡甚多。”<sup>(14)</sup>との記事があり、天然痘が流行し、多くの婴幼儿の死亡が確認されている。1952 年 5 月に陵城区に医聯会が成立し、1956 年に県衛生局が陵城镇に衛生所を設置した。1958 年冬に陵城人民公社衛生院が成立する。話者からの聞き書きにより、1980 年代まで“陵南村子村委会”が出生から 100 日目の小児のワクチン摂取を呼び掛けていたことがわかっている。1982 年には曲阜市内での種痘接種が終了している。1947 年春には、“陵城南村 720 人、患天花病的小儿就有 52 人、死 19 人、幸存下来的落后遗症的 5 人（麻脸未计算在内）”<sup>(15)</sup>との記事があり、陵城南村では小児が 52 人天然痘に罹患し、死者は 19 人、治癒したが後遺症が残ったものが 5 人いたことがわかる。1978 年には、“全镇消滅了天花”<sup>(16)</sup>との記事があり、陵城镇において天然痘が消滅したとわかる。また、1912 年から 1982 年にかけて、曲阜市内で計 78 万 1859 人分の種痘が実施されたとされる。話によると、2010 年まで種痘接種後は山東衛生庁によって“接種証”が発行されていた。

②掉痘疤 <sup>diao geba</sup> “掉痘疤”とは、天然痘のカサブタが剥がれ落ちることを意味する。出生から 100 日が過ぎた小児を対象とし、旧暦 2 月か 4 月に行う。3、6、8、9 の付く期日が縁起が良いとされ、旧暦 6 月初六、初九、16、19、29 日などに行われた。逆に皇帝の節日とされる初一、15 日に行ってはいけない。子どもの母親が近日中に“掉痘疤”を行いたい旨を知らせ、親戚を小児の家に集め、日取りを打ち合わせする。親戚とは、主に母方親族のうちの女性を指し、“姥姥”（小児の母親の母親）や“妗子”（小児の父親の姉妹），“姨妈”（小児の母親の姉妹）などである。“姥姥”は初孫の時には必ず来る。しかし最近は老爷（小児の母親の父親）や男性の親族が参加することもある。

“掉痘疤”当日、姥姥が商店で買った“紅子”（正方形の1メートル四方の赤い布）、円形の“燒餅”16～20枚、4～6斤（2～3キロ）の豚肉、小麦粉をこねて油で揚げた“馃子”20 個、紅包に包んだ100元～1000元（約1600～16000円）を、子どもの母親に贈る。豚肉でなく現金でも良い。油条と焼餅は村内の商店で買う。“姑家”（父親の姉妹），“姨家”（母親の姉妹）が、200元や300元（約3200～4900円）ほどを子どもの母親に贈る。紅包に包む場合もあれば、そうでない場合もある。これらの親戚は1.5キロから5キロ程離れた近隣の村に住んでいる。仕事や勉強の関係で親戚とは言っても5キロ～50キロ以上離れたところに住んでいる者もいる。

最近は小児の家に集らず、陵北村のホテルや曲阜市内のレストランに行って、皆でご飯を食べることが多いという。2018年現在も村内では、子どもが生まれた家庭で、“掉疣疮”を行っている家が見られる。

新中国成立（1949）以前は、“麻子芽”（痘痕）のある者が農村の4分の1も占めていたため、種痘接種後、早く熱が出てカサブタが落ち痘痕が残らないようにするために、“发物”と呼ばれる料理を作った。“发物”は誰が作っても良いが、醤油と塩で味付けをした塩辛い煮魚や海鮮（魚の種類は問わない）、豚足に香菜（パクチー）をまぶしたもの、香椿芽（香椿の若芽）の卵炒めなどである。種痘を接種した小児の母親が食べることでミルクを介して間接的に子どもが食べことになる。

陵南村では、種花花を行う際、約7年前は家で食事をしていたが、生活レベルが向上したことで、手間を省くためにホテルで行うようになった。生活レベルが向上した理由は、以前農民は政府への税金を支払っていたが、1990年代に農業税が廃止され、2010年から政府が農村に1亩（6.667アール）125元（約2020円）の手当の支給を開始した。加えて2008年頃から、農村の土地の請負や大都市への出稼ぎが始まり、農民の収入が向上したことなどがあげられる。

③挂紅子<sup>gua hongzi</sup> “挂紅子”とは、旧暦6月初一（2018年は新暦7月13日）に、写真1のように、大門の上部に“紅子”（赤い布で作った旗）を掛けることを意味する。旧暦6月初一の前日から当日正午までに、小児の父母どちらかが自分の村か附近の村の匠に依頼して“紅子”作ってもらう。父母どちらかが“紅子”を輪切りにした紅大根などに刺し、大門の上部に掛け、レンガなどをおもしとしておく。3角形の部分に黒い裏生地をあてるのが男児の“紅子”で、両面共に赤い生地のものが女児の“紅子”である。男児の“紅子”は家の外側から見て大門の右側に掛け、女児は左側に掛ける。新中国成立（1949）以前は旧暦4月末に“紅子”を掛けていたが、それ以降は旧暦6月初一の前日に買って、当日の正午までに掛けるようになった。2018年7月13日正午の時点で陵城镇内で“挂紅子”をしていた家は、少なくとも陵北村で5軒、陵南村で

3軒確認された。



写真 1 大門右側に掛けられた男児の紅子

(筆者撮影 2018 年 7 月 13 日)



写真 2 大門左側に掛けられた女児の紅子

(筆者撮影 2018 年 7 月 13 日)

“紅子”を売る商店の宋社長（1976 年生まれ、満年齢 42 歳、女性）によれば、“高粱秆”（高粱の茎）のうち、“莛稈”（穂先のすぐ下のまっすぐな部分）を 40 cm ほどに切って“紅子”的軸を作る。長さに決まりはない。高粱を用いるのは耐久性があるからである。材料の高粱は自分で畑に植えて育てたものと、人の家に生えているものを勝手に採ってくる。赤い布を縦 8 寸、横 3 寸に切り、上部は三角形にする。“紅子”的両端に“玉糸”（5 色の紐）を束ねて垂らす。色の組み合わせは自由だが、黒、白、黄色、緑などが主に使われる。これ以外の色を使ってもの良い。糸に“黃豆”を各 1 個か 2 個通す。“黃豆”的“豆”の諧音（発音）と“痘疹”的“痘”が同じであるため用いられる。

“黃豆”的数は小児の誕生日と関係している。“黃豆”1 個の紅子を掛けるのは、誕生してから生後 100 日の間に旧暦 6 月 1 日を挟まない小児で、2 個の紅子を掛けるのは、誕生してから生後 100 日の間に旧暦 6 月 1 日を経たが、旧暦 4 月 1 日の掉疣疤が済んでいないため、挂紅子ができなかった小児が対象となる。図 2 に 2017 年旧暦 6 月 1 日生まれの小児を例 1 とし、2017 年旧暦 3 月 1 日生まれの小児を例 2 として、黄豆の数の差を示した。例 1 の 2017 年旧暦 6 月 1 日生まれの小児は、旧暦 9 月 10 日前後に誕生から 100 日を迎えて、2018 年旧暦 4 月 1 日に掉疣疤を行い、旧暦 6 月 1 日黄豆 1 個の紅子を掛ける。例 2 の 2017

年旧暦 3 月 1 日生まれの小児は、その年の旧暦 6 月 1 日にまだ生後から 100 日経っていないため、紅子を掛けることができない。そのため 2017 年旧暦 6 月 1 日の掛紅子への参加は見送ることとなる。2018 年旧暦 4 月 1 日に掉疣疤を行い、この年の旧暦 6 月 1 日によく 2 個の黄豆を付けた紅子を掛けることとなる。このように、6 月 1 日を経てから生まれた小児と、それ以前に生まれた小児によって、黄豆の数が 1 個か 2 個に区別されている。

2017年				2018年		
3/1	6/1	6/10	9/10	3/1	4/1	6/1
〔例1〕2017年旧暦6月1日生まれ		誕生		生後100日	掉疣疤	掛紅子(1歳)
〔例2〕2017年旧暦3月1日生まれ	誕生		掉疣疤	生後100日	1歳	掛紅子

図 2 黄豆の数の差（話者からの聞き書きをもとに筆者作成）

宋氏は、旦那の母親から“紅子”的作り方を教わり、2008 年から作って売るようになった。それ以前は旦那の母親が作っていた。陵南村内の話者と同世代の奥さんなら普通はこれを作れるが、現在は皆目が悪くなってしまったのでもう作れないという。“紅子”は 1 年間に 1 度だけ、6 月初一の前日に小児が生まれた数を大体計算して作る。“紅子”は 1 個 15 元（約 240 円）、送子娘娘の牌位も 1 個 6 元（約 100 円）で販売している。

④撒饅饊 <sup>sā momo</sup> “撒饅饊”は旧暦 6 月初一（新暦 7 月 13 日）に“饅饊”を撒くことを意味する。当日の正午前後に、小児の家の庭に“供桌”を設置し、“痘疹娘娘之神位”や“花母娘娘之神位”などと墨汁で書いた 25 センチ×12 センチの赤い袋状の紙を、2 本のわり箸に被せて饅饊に刺した“牌位”と“貢品”を供える。花母娘娘は痘疹娘娘（天花娘娘）と同じである。男の子の場合は送子娘娘で、女の子の場合は痘疹娘娘を祀る。小児の父親が 3 度に分けて香を焚き、“牌位”に向かって礼をし、“香碗”的奥から 3 本ずつ 3 列に刺す。父親が大門に掛けておいた“紅子”を取り外す。

隣人の男性 1 名が“南屋”的屋根の上に登り、“簸箕”（箕）に入れた贡品をすべて撒く。これを担当する者に年齢制限などはないが、既婚者で且つ 1 年～2 年以内に家に不幸がなく、“比較好的人”（比較的良い人）に依頼する。これを担当した者には家主が煙草を贈る。屋根から投げる贡品は饅饊（小麦粉と酵母で作った蒸しパン）、杏子、林檎、桃、飴、コイン 1 元（約 16 円）か 5 角（約 8 円）、煙草 1 本ずつなどで、基本 6 種類ほどである。6 種類にはめでたい意味がある。家の前の道路で近所の 7 歳～10 歳の男女の小児と家族が待っており、屋根から撒かれるものを奪い合う。1 年～2 年以内に家に不幸があった場合、その人はこの行事に参加しない。

1964 年頃、自然災害が多発し、貧乏で食料が不足していたので、饅饡は“撒饅饡”のような特別な日にしか食べられなかつたという。その日は嬉しくて、皆飛びついで拾つた。しかし現在は饅饡を持ち帰つても皆捨てている。昔は自分で饅饡を作つていたが現在は買つ。

⑤頂紅子 <sup>ding hongzi</sup> “撒饅饡”が行われている間に、家の中では“掉疣疮”の際に“姥姥”（母方の祖母）から贈られた縦横 23 市寸（69 cm）の正方形に切つた赤い布を“奶奶”（父方の祖母）が母親に抱かれた小児の頭に被せる“頂紅子”が行われる。“撒饅饡”が終ると大門から赤い布を被つた小児が母親に抱かれて奶奶と門の外へ出てくる。“頂紅子”は家族以外見ることができない。

⑥熒紅子 <sup>fen hongzi</sup> 奶奶と父親が大門に掛けた紅子と牌位を、家の前の十字路に持つて行って焼く。土を盛つて線香をさし、父親と母親が 3 回礼をする。送り出す場所は十字路であれば良い。春節を過ごす時に紙錢を焼く場所も同じ場所である。痘疹娘娘を送るという意味があり、焼いた後は同じ道を通つて帰つてはいけない。小児の頭に被せた紅子はとつておいて、奶奶や母親が小児の冬物の衣類を作る。辟邪になるし、めでたい意味がある。

#### （5）2018 年旧暦 6 月 1 日の F 家における撒饅饡

**話者情報** 2018 年旧暦 6 月 1 日に撒饅饡に参加した話者の情報を整理しておく。以下、姓名をイニシャルで、「名・姓」の順に表記する。小児は 2018 年 2 月 6 日生まれ、陵南村出身の Z.F である。Z.F は、2018 年旧暦 4 月 16 日に掉疣疮を行つた。小児の父親は、1983 年生まれ、陵南村出身で、曲阜市内で運転手をしている M.F である。小児の母親は、1990 年生まれ、南駛村出身の J.W である。小児の父親と母親は、2016 年旧暦 8 月初九に結婚し、母親は結婚後、南駛村から陵南村の M.F の家へ嫁いだ。父母と小児の他に、1961 年生まれの奶奶（父親の母親）M.L と、1962 年生まれの爷爷（父親の父親）H.F が参加した。調査当時、F 家では、父親が出稼ぎに出てゐるため、父親の両親と母親と小児の 4 人で居住していた。親族の他に饅饡を撒く担当の、1984 年旧暦 5 月生まれ、戸籍は陵城镇西宮村であるが、現在陵南村在住の W.C が参加した。

**2018 年旧暦 6 月初一の流れ** 筆者は、2018 年旧暦 6 月初一（新暦 7 月 13 日）の 11 時から、12 時 20 分にかけて、陵南村の F 家における撒饅饡の準備から片付けまでの様子を、映像や写真で記録した。その他に話者からの聞き書きをもとに、当日の流れを整理する。

〈前日〉 父親が花母娘娘の牌位を商店に行き、6 元（約 100 円）で購入する。

〈前日 16 時〉 に父親が紅子を大門に掛ける。F 家の平面図を図 3 に示した。F 家の周囲

は、“過道”を挟んで東西南北に隣居が接している。住居の南東に大門があり、その右側に紅子を掛ける。

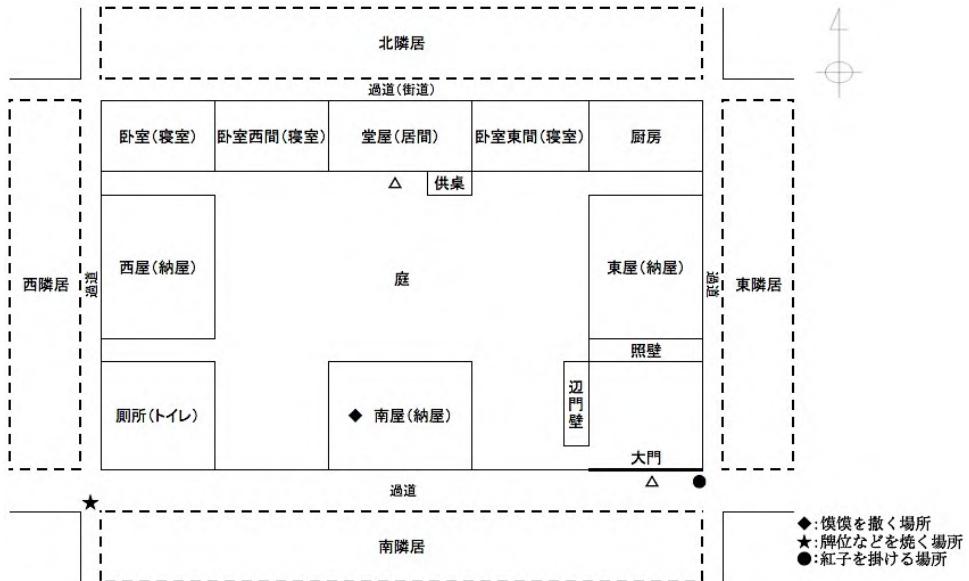


図3 F家の平面図（話者からの聞き書きをもとに筆者作成）

〈旧暦6月初一早朝〉小児の家族が、饅饡を屋根から撒く人に、撒いて欲しいと依頼する。

〈11：00〉父親が饅饡を幼稚園の東門附近の饅饡店で購入する。直径9cm、高さ6センチの大きいものを8斤16元（約260円）買う。

〈11：50〉図3に示した堂屋と呼ばれる北側の部屋に小児、父親、母親が集まる。奶奶（父親の母親）が、厨房で“貢品”を作る。母親はこの時点から12：08まで堂屋で子どもを抱いて座っている。

〈11：53〉父親が図3の堂屋の南側に、“供桌”を庭に出し、奶奶が写真3、図4のように“貢品”（左から土豆丝、熏豆腐、素丸子）をその上に供える。土豆丝（じやがいもを細く切って炒めた物）と素丸子（肉や魚を使わず、豆腐などを丸めて油で揚げた物）は、奶奶が作ったもので、熏豆腐（豆腐の薰製）は小児の父親が商店で買ってきただのである。



写真3 供桌の上の貢品

(筆者撮影 2018年7月13日)

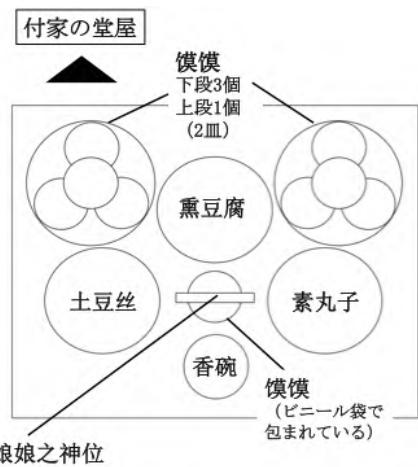


図4 貢品の配置と内容 (筆者作成)

〈11：57〉 餅饅を撒く担当の W.C とその娘が F 家を訪れる。小児の父母から W.C へ 20 元 (約 320 円) と 2 箱の煙草が贈られるが、W.C は断った。そのかわりに撒き終えると饅饅を 2 つ持ち帰った。

〈11：58〉 父親が線香 3 本に火をつけて、立ちながら線香を持った手を頭の上に 1 回掲げる動作をし、“貢品”の手前に置いた“香碗”に、横 1 列に挿す。

〈12：00〉 父親が堂屋で、“花母娘娘之神位”と書かれた赤い紙（牌位）をビニール袋でくるんだ饅饅 1 つに割り箸 2 本で刺し、庭の“供桌”的“香碗”の間に設える。

〈12：01〉 堂屋で父親が奶奶に教わって 2 枚の皿に各 4 個ずつ袋から出した“饅饅”をのせる。下段に 3 個、上段に 1 個のせる。庭へ行き、“供桌”的“貢品”的後ろに左右各 1 盆ずつ供える。徐々に大門の外に近所の人々が集ってくる。

〈12：05〉 W.C とその娘が堂屋で、簸箕（竹製の箕）にチョコレート約 10 個と飴約 10 個、箱から出した煙草（約 10 本）、小さい林檎（11 個）、黄色の杏子（14 個）、1 角（約 1.6 円）と 5 角（約 8 円）（各 3 枚ほど）を入れ、庭へ持て行く。

〈12：06〉 父親が 2 柱目の線香（3 本）を焚く。

〈12：07〉 父親と奶奶が堂屋で撒く分の饅饅をビニール袋に包んで袋の口を縛り、庭の簸箕に入れる。

〈12：08〉 母親が庭の“供桌”的“貢品”の前で 3 回“磕頭”（ひざまずき両手について 3 回地面に

頭を近づける)。父親と母親が供桌に供えておいた饅饡 8 個を 1 つずつ赤と黄色の縞模様のビニール袋に入れ、庭の簸箕に入れる。その間奶奶が手に小児の頭に被せる紅子を畳んで持ち、小児を抱いて堂屋にいる。父親が大門に掛けておいた紅子を取り外すように促される。

〈12：10〉 父親が家の中から椅子を 2 つ持ち出し、大門に掛けておいた紅子を取り外し、家の中にもっていく。母親は見ている。

〈12：11〉 母親が同屋で紅子を広げて持ちながら子どもを抱き、奶奶が付き添う。この時点で母親と父親と子どもと奶奶以外は大門の外に出なくてはならない。奶奶が子どもの頭に紅子を掛ける。

〈12：12〉 W.C が大門の前の通りで爆竹を鳴らし、母親が頭から赤い布を被った子どもを抱き、大門の外に一旦出てすぐに中に入る。大門は父親によって閉められ、家の中の様子は見えないようになる。W.C が簸箕を持って、図 3 の南屋の屋根の上に姿を表す。

〈12：13〉 外に集った近所の人が、ひっくり返した傘や帽子を持って大門の外で待ち、“撒！(撒け)”などと口々に叫ぶと、写真 4 のように、撒く人が 3、4 回に分けて菓子などを撒き、下で人々が競い合ってそれを受け取る。

〈12：14〉 撒き終ったタイミングで奶奶が大門の扉を開けてうながし、中から紅子を被った小児を抱いた母親と奶奶が出てくる。近所の人は帰る。小児を抱いた母親はそれを待っている。家の中から父親が奶奶に促され、大門に掛けた紅子、饅饡とそこに刺した牌位、金色の紙で作った紙銭を持って家の外に出てくる。後ろから子どもを抱いた母親もついて歩く。図 3 に示した南西の十字路に辿り着くと、道の隅の土を奶奶が 3 握りくらいとつきて地面に盛る。

〈12：16〉 父親が地面に盛った土の真ん中に穴をほり、紙銭にライターで火をつける。風が強くなかなか火がつかないので奶奶が手伝う。

〈12：19〉 折ってあった紙銭を広げてそこに火をつけはじめる。火に牌位、挂紅子、牌位が刺さっていた饅饡を火にくべて燃やし、線香 1 束に火をつける。父親が東側を向いて線香の束を持ち頭の上に 1 度掲げる動作をし、線香を土の真ん中に立てる。奶奶が子どもを抱いている。

〈12：20〉 父親が西側を向いて手についてひざまずき 3 回地面に頭を近づける。奶奶が母親に赤い布をわたし、写真 5 のように母親が父親の左側で、赤い布を膝の下に敷いて手と膝についてひざまずき、3 回地面に頭を近づける。奶奶が子どもを抱き、母親が紅子を持つ

て、来た道を戻り家の中へ入る。



写真4 撒饅饃の様子（筆者撮影 2018年7月13日）



写真5 紅子を燃やし礼をする母親（筆者撮影 2018年7月13日）

## (6) 要点

以上の実地調査の結果から、次の 6 点が指摘できる。

① 実際の種痘接種から善感までは 10 日前後と短期間であるのに対し、春に種花花、旧暦 4 月に掉疣疤、旧暦 5 月 30 日に掛紅子、旧暦 6 月初一に撒饅饅と頂紅子、焚紅子というように、春から夏にかけて長期間にわたって日を定めて行われており、種痘接種してからカサブタが剥がれ無事に治癒するまでの対処が、歳時習俗として存在している。

② 天然痘流行時は罹病時に行った習俗を、種痘普及後は種痘接種時に、現在は歳時習俗として特定の日に行っている。天然痘罹病時に行っていた習俗に、種痘の普及がのっかって、より現実性が担保され、儀礼そのものが種痘によって普及したと言える。現在の天然痘をめぐる歳時習俗は、親族がホテルで食事をするなど祝祭的な性格が強く、天然痘流行時の緊張感はない。この点から天然痘をめぐる習俗は、死に向けたものではなく、治癒に向けた行事であると言える。

③ 種痘接種の時期に、小児の母親の母である姥姥と、母親の姉妹が中心となって掉疣疤が行われ、治癒する時期には、小児の父親の母である奶奶が中心となって頂紅子が行われる。このように、天然痘罹患時には母方の親族が、治癒時には父方の親族が重要となる。この点と、天然痘は重篤な場合は死に至る非常に危険な病であり、天然痘を経て生き延びることは切実な問題であった点を合わせて考えると、天然痘罹患前は母方の子どもであり、天然痘治癒を経て初めて父方の子どもになったと認められるため、掉疣疤は母方中心、頂紅子は父方中心の儀礼であると考えられる。ここから、当時の天然痘をめぐる習俗の重要性がうかがえる。

④ 頂紅子は外部の者の参加を許さない状況で家族のみ参加し、撒饅饅は近隣の人々も参加して盛大に行われる。このように、天然痘をめぐる一連の習俗は、内部と外部という 2 つの場面で構成されている。頂紅子を行う際は、大門を閉めて外から見えないように閉鎖してから小児の頭に紅子を被せるのは、小児が父方の子どもになる場面は厳肅性が増すためであると考えられる。

⑤ 天然痘の神を家の中に迎え、一旦祭ってから、十字路などの家の外部に送り出し、帰りは同じ道を通らないことから、天然痘の神を外部へ送るために外部から迎えて祭る“祭送”が行われている。

⑥ 陵南村では、1990 年代の農業税の廃止や、2010 年以降 “土地流轉政策” による土地の依託が開始されたことを受けて、村民の生活レベルが向上したことにより、種花花を行う場

所が自宅からホテルに変化するなど、農民の生活の変化に伴う習俗の変化が見られる。

#### 4. 天然痘をめぐる祭祀—天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会—

本節では、2018年3月3日（旧暦正月16日）に、中国の天津市津南区葛沽鎮で行われた葛沽宝輦花会の調査結果を中心に、中国の天然痘をめぐる祭祀の実態を検討する。また、かつて猛威を振るって恐れられた天然痘が、医療の発達によって克服されたのちにも、民間伝承の中に一定のかたちをもって伝承されている意味について分析を試みる。

##### （1）中国各地の疱瘡神祭祀

中国各地では、“痘神”“痘疹娘娘”“痘奶奶”“花娘娘”“天花娘娘”などと呼ばれる天然痘の神が信仰され、その祭祀や演劇などが存在する。以下に2017年10月27日に筆者が天津市薊州区で行った実地調査の結果と、中国各地の地方誌や報告書などから収集した事例をもとに、中国各地において信仰される天然痘の神に関する2003年～2017年の事例を数例示しておく。以下に列挙する6例の事例は、それぞれ〔事例番号〕地域名/社寺名/信仰される神の名称の順に示す。はじめに原文を引用し、次に筆者による日本語訳を付す。なお、地域名、社寺名、神名、論稿名、書籍名については日本語の常用漢字を用い、引用箇所は原文通り簡体字表記を用いる。

〔事例1〕天津市薊州区白塔寺街8号/白塔東院天仙宮/天花娘娘<sup>(17)</sup>

『薊県民俗録』(2016)<sup>(18)</sup>に、天津市薊州の天花娘娘について次のような記録がある。“原来落在城西武定街路北，始建于明代（1368–1644），原有土地祠、老君堂、娘娘殿及山门、配房、厨房、厅房等一百五十多间，是蓟县境内最大的道观之一，与黄花山兴隆观（铁瓦寺）、翠屏山天齐庙同为龙门派道教。天仙宫娘娘殿正殿五间，供奉主神碧霞元君，两侧供奉送子娘娘、催生娘娘、天花娘娘、眼光娘娘。（中略）新中国成立初期天仙宫只存大殿五间和配殿六间。1993年天津市拔款把天仙宫移到西南隅白塔寺东院，再现了天仙宫原貌。”

明代（1368–1644）に創建された際は、城西武定街路北に位置し、当時は土地祠、老君堂、娘娘殿および山門と配房・厨房・庁房など合わせて150間の部屋があり、薊県内で最大の道教寺院の一つに数えられた。黄花山興隆觀（鉄瓦寺）や翠屏山天齊廟と同じ竜門派の道教寺院である。天仙宮娘娘殿の正殿には5つの間があり、主神碧霞元君の両側に送子娘娘、催生娘娘、天花娘娘、眼光娘娘が祀られる。（中略）新中国成立初期の時点で、天仙宮にはわずかに大殿5間と配殿6間が残っていたが、1993年に天津市が天仙宮のみを天津市西南

隅の白塔寺東院に移築し、天仙宮の本来の相貌を再現した。

筆者が 2017 年 10 月 27 日に確認した際には、天花娘娘は天津市薊州区白塔東院内の天仙宮内部に、碧霞元君、送子娘娘、催生娘娘、眼光娘娘とともに祀られていた。また、天仙宮前の看板には、次のように記載されていた。

“天仙宮始建于明，清代重修，是蓟州及周边地区著名的道教活动场所，信众甚多，至今香火不断，史载，清咸丰皇帝妹妹曾在修行攘灾，故多次受到清皇室的恩赏。天仙宫原址在蓟州城西门外，于 1993 年按原貌整体异地重建于此重塑了天仙圣母碧霞元君、眼光娘娘、天花娘娘、送子娘娘等五位主司消灾赐福、祛病延寿、男女婚姻、生儿育女的神像、五位神仙皆为女生形象。”

天仙宮は明代に創建され、清代に改修された。薊州区及び周辺地区的著名な道教の活動場所であった。信仰する者は甚だ多く、今に到るまで参拝客が絶えない。清代に咸豐皇帝の妹妹が攘災のため修行し、清皇室の恩賞を何度も受けた記録が残る。天仙宮はもとは薊州城西門外に位置し、1993 年に現在の場所に原貌を再現し重建され、天仙聖母、碧霞元君、眼光娘娘、天花娘娘、送子娘娘の 5 位の神が重塑された。主に消災賜福、除病延寿、婚姻成就、小児健康を司る。5 位の神仙はみな女形を象っている。

#### [事例 2] 北京市/不明/天花娘娘<sup>(19)</sup>

“天花娘娘（亦称痘疹立毓隐形元君、痘疹娘娘）：（中略）高四尺一寸（中略）双手彭花（象征“天花”之模型）。坐东向西。眼光娘娘（亦称“眼光圣母惠照明目元君”）：像式及质、度，服饰同“天花娘娘”，惟手捧半圆形铜镜，中嵌绘一目，以示眼光之意。送子娘娘（亦称“送子圣母赐庆保产元君”）：像式及质、度、服饰同上，惟双手抱一婴儿，以示送子之意。坐西向东。催生娘娘（亦称“催生圣母顺度保幼元君”）：像式、质、度、服饰同上，惟双手持卷牒，示稽考催生之意。”

天花娘娘、亦の名を「痘疹立毓隐形元君」・「痘疹娘娘」と言う。（中略）高さは 4 尺 1 寸（中略）両手に天然痘を象徴する「彭花」を持つ。

ここで天花娘娘は、眼光娘娘・送子娘娘・催生娘娘と共に祀られている。

#### [事例 3] 江蘇省南京市高淳区淳溪鎮薛城村/薛城古社/花老太<sup>(20)</sup>

“薛城古社内供奉了五尊女性神的塑像，当地人称为：痧老太、口绣婆婆、花老太、眼相婆婆和接生婆婆。这五位女性神具有不同的功能，当地村民进述：痧老太，主要管出痧，防止

孩子得腮腺炎；花老太可以防止孩子得天花；眼相婆婆可以防止孩子得麦粒肿、红眼病等眼疾；接生婆婆可以保佑产妇顺利生产。每当家里有孩子生病或者产妇生产时，村民就会前来祭拜五位女性神。”

薛城古社内には、5 尊の女性神の塑像が祀られており、現地の者は“瘳老太”、“口綉婆婆”、“花老太”、“眼相婆婆”、“接生婆婆”と称している。この 5 尊の女性神はそれぞれ異なる効能を持ち、現地の者によると、“瘳老太”は麻疹の罹病を司り、小児がおたふく風になるのを防ぐと言われる。“花老太”は小児が天然痘になるのを防ぎ、“眼相婆婆”は小児が麦粒腫や結膜炎などの眼病になるのを防ぎ、“接生婆婆”は産婦の順調なお産を加護する。村内で小児が病気に罹ったり、あるいは産婦が出産する際には、この 5 尊の女神を拝みに来る。

#### [事例 4] 江西省赣州市章贡区七里鎮四聯村/仙娘古廟/天花聖母<sup>(21)</sup>

“农历 3 月 20 日为始，相传当天天花圣母、金霄娘娘、银霄娘娘、碧霄娘娘的生日，举行各种祭祀活动。(中略)主祀天花圣母的仙娘古庙就坐落在七里镇四联村。仙娘古庙的历史悠久，始建于明代，原名“天花宫”。后因建于坝上村河边的杨梅庵被洪水冲毁，遂将该庵供奉的观音菩萨神像迁至宫内安放，于是便称作“仙娘古庙”。原庙因香火日盛，颇显窄小破旧，清嘉庆元年(1796 年)及道光 8 年(1828 年)，道光 14 年(1834 年)几经修葺。清末“废科举、兴学堂”，地方办学之风盛行，又在庙两侧增配了数间厢房作为学堂，从而形成儒释道合祀的格局。仙娘庙在“文革”期间曾改作仓库，20 世纪 80 年代重修后被列为赣州市文物保护单位，使一度冷落的仙娘古庙重新焕发生机。一年一度的七里庙会演变到今年已成为了当地文化娱乐、生意买卖、休闲会友的集聚地，是赣南客家地区颇有影响力的一个庙会，也是赣州市至今还有举办祭祀活动的主要庙会。(中略)仙娘庙的管理由“首事会”负责，这是由四坊村，下坊村，四联村等仙娘庙周边村落按协商的指标数量推举出来的，首事是由有威望、有文化、有经济实力而又乐于庙会事业的人受到推举产生的，大多是由企事业单位退休人员组成(中略)“首事会”成员 9 人左右，都是义务兼职，负责将各方人士捐赠的钱物用来修缮古庙和组织每年一度的庙会活动。(中略)七里仙娘庙会最初的民俗寓意在于通过对“天花圣母”的祭祀，以驱除天花疫病，保佑乡邻儿童平安吉祥，顺利成长。(中略)现在每到农历 3 月 20 日起，章贡区、赣县、南康一带约 50 公里仙娘庙祭祀圈内的客家人，便纷纷带着三牲供品、香烛，背负新生儿或携带儿童，也带着对新年的希望来赶庙会，祈求母子平安、家庭幸福、风调雨顺、丰衣足食。”

言い伝えによると、旧暦 3 月 20 日は“天花聖母”、“金霄娘娘”、“銀霄娘娘”、“碧霄娘娘”的誕生日であり、それぞれの神を対象とした祭祀が行われる。(中略)“天花聖母”が祀られる仙娘古廟は、七里鎮四聯村に位置する。仙娘古廟は悠久の歴史を持ち、明代に創建され、もともとは“天花宮”と呼ばれていた。壩上村内の河の沿岸にあった楊梅庵が洪水によって破壊されたことにより、庵に祀られていた觀音菩薩神像を宮内内に移動したため、“仙娘古廟”と呼ばれるようになった。“仙娘古廟”への参拝が盛んであり、老朽化が進み敷地も狭かったため、清代の嘉慶元年（1796）と道光 8 年（1828）と道光 14 年（1834）に繰り返し改修が行われた。清代末期に、科挙を廃止し教育事業の創立が盛んに行われるようになると、地方では学校の運営が盛んになり、廟の両側の廂房と呼ばれる数間の部屋が学堂として使用されるようになり、それによって儒・仏・道合祀の構造が生まれた。仙娘廟は文革の期間に既に倉庫に改築された。しかし、20 世紀 80 年代に修築された後、贛州市の文物保護単位に数えられると、一度はさびれた仙娘廟はジェネレーターに生まれ変わった。一年に一度七里鎮の仙娘廟で行われる七里廟会（縁日）は、現在、文化娯楽、商売、レジャーのための集客媒体となり、贛南客家地区に多大な影響を及ぼす廟会の一つであり、贛州市内で今日まで継続して祭祀活動を行っている主要な廟会でもある。(中略)仙娘廟の管理は“首事会”が行っており、四坊村、下坊村、四聯村などの仙娘廟周辺の村落の協議によって推薦された特定数のメンバーによって構成されている。“首事会”的“首事”（中心人物）は権威や文化、経済実力、廟会事業に興味を持つ人物が選ばれるが、大抵の場合、定年退職した者が選ばれる。(中略)“首事会”的成員は 9 名前後で、全員兼職しており、寄付金で廟の修繕や毎年一度の廟会の活動を指揮する。(中略)七里仙娘廟会の最初の民俗寓意は“天花聖母”的祭祀であり、天然痘の駆除と周辺村の小児の加護、平安吉祥、順調に育つことなどを願うことであった。(中略)現在毎年旧暦 3 月 20 日から、章貢区、贛県、南康一帯の訖 50km 圏内の仙娘廟祭祀圏の客家人が、続々と生け贋としての牛や羊、豚などの供物、蠟燭を持ち、新生児を背負って、または児童を連れて、新年の希望をたずさえて廟会へ訪れる。そして母子の平安と家庭の幸福、作物の成長、生活が満ち足りることを祈るのである。

[事例 5] 河南省洛陽市/娘娘殿/痘哥哥と痘姐姐<sup>(22)</sup>

“娘娘殿 在殿的（中略）山墙东西两侧的壁画均长 6.6、高 3.4 米，东墙为『祛病祈福图』。整幅壁画分为三部分，最左边的两图，上为『病妇自求图』。画中一妇女双手合十，顺礼膜拜，

面露祈盼之色。下为『娘娘保佑误食者』，画面两名男子对桌而坐，一着蓝袍男子面露不适，抚胸呕吐，另一男子面露忧容，双手合十。中部为娘娘像，足踏莲花宝座。左右两侧分立一杯抱长颈瓶的女子和手持杯子的男子，他们是传说中的痘哥哥，痘姐姐，百姓祭拜他们以求子女不生天花、水痘等疾病。”

娘娘殿内の東西両側にある山形の壁に描かれる壁画は縦3.4メートル、横6.6メートルで、東側の壁には『祛病祈福図』が描かれ、3部分に分かれる。最も左側の2図には、上部の『病婦自求図』には、1人の女性が両手を合わせて合掌し、両手を挙げて地に伏して礼をし、必死に拝む様子が描かれる。下部の『娘娘保佑誤食者』には、2名の男児が机に向かつて座り、1名は青い衣服を着て体調が悪そうな様子で、胸をさすって嘔吐しており、もう1名の男児は心配そうな面持ちで両手を合わせて合掌している。中部には娘娘像が描かれ、蓮の花の宝座の上に立っている。その左右両側には、頸の長い瓶を抱えた女児と、手にコップを持つ男児が立っている。かれらは伝説上の痘哥哥と痘姐姐で、人々は彼らを拝み、小児が天然痘や水痘などの疾患を免れるよう祈った。

#### [事例6] 陝西省/不明/痘神<sup>(23)</sup>

“眼光娘娘、送子娘娘以及两厢的糠神、痘神都是和妇女儿童有关的民间之神。眼光娘娘主治清光眼，送子娘娘主人间生育，糠神、痘神主治儿童当糠瘥出现的斑疹、痘疹等传染病。”

眼光娘娘や送子娘娘および糠神と痘神は、婦女小児に関係のある民間の神である。眼光娘娘は主に眼病を治し、送子娘娘は生育をつかさどり、糠神と痘神は小児の発疹や天然痘などの伝染病を治すと考えられた。

**小活** 以上6例の事例から、中国では、2003年～2017年には、天津市薊州区、北京市、江苏省南京市、江西省赣州市、河南省洛阳市、陕西省などで、天然痘の神が祀られており、2000年代にその祭祀を継続している地域も数例確認できた。天然痘の神をまつる場所は、天仙宮、娘娘廟、痘神廟、仙娘古廟などの廟で、[事例1]の天仙宮は、竜門派の道教廟であると記載されている。また[事例1][事例3][事例5]の廟は、明代(1368-1644)に創建されている。[事例2]や[事例4]では、天然痘の神と“眼光娘娘”“送子娘娘”“催生娘娘”“金霄娘娘”“銀霄娘娘”“碧霄娘娘”と一緒に祀っていることから、天然痘の神を、小児の生育や病に関する神と関連付けていると言える。また、[事例6]の“痘哥哥”を除

く 5 例が天然痘の神は女神であるとしている。

近年まで天然痘の神祭祀を継続している地域として [事例 3] や [事例 5] [事例 6] があげられる。[事例 3] では、小児が病気に罹患した場合や出産に際して天然痘の神を祀っている。[事例 5] では、毎年旧暦 3 月に天然痘の神の祭祀を行っているが、以前は天然痘に罹患した際に、“天花聖母”への祈祷をもって天然痘の駆除や小児の加護と順調な成長を祈って祭祀を行っていたが、現在は長寿や平安を祈る対象へと変化している。つまり天然痘祭祀の目的は変化していると言える。[事例 6] では 2010 年の時点で祭祀を継続しているとあり、天然痘が絶滅した以後も近年まで祭祀を継続していた地域が確認できる。

## (2) 葛沽宝輦花会の概要

筆者は、2018 年 3 月 3 日（旧暦正月 16 日）の 9:30～16:00 に天津市津南区葛沽鎮において行われた葛沽宝輦花会を調査した。この祭祀は、もともと葛沽の港に停留していた南方の船に媽祖の神像が祀られていたものが、“輦”と呼ばれる陸上で神像を運ぶ車に祀られるように変化した形であるとされる<sup>(24)</sup>。年初に行われる媽祖の祭祀であるが、媽祖の他に、天然痘の神である“痘疹娘娘”的“輦”が“香斗茶棚会”と呼ばれる団体によって担がれる。

天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会に関する調査記録として、王斌〈天津葛沽宝輦的設計与文化意義〉(2011)<sup>(25)</sup>、史靜・路浩著・馮驥才編『天津皇会文化遺産档案叢書 葛沽宝輦老会』(2014)<sup>(26)</sup>、路浩・馬知遙〈大伝統与小伝統の博奕－以葛沽宝輦為例〉(2014)<sup>(27)</sup>、史靜〈天津市津南区葛沽鎮宝輦会調査報告〉『山東芸術学院学報』(2017)<sup>(28)</sup>があり、特に『天津皇会文化遺産档案叢書 葛沽宝輦老会』(2014)<sup>(29)</sup>と〈天津市津南区葛沽鎮宝輦会調査報告〉『山東芸術学院学報』(2017)<sup>(30)</sup>は、2013 年旧暦 1 月 16 日および、同年旧暦 3 月 21 日～22 日、旧暦 3 月 27 日～29 日、2014 年旧暦正月 16 日に葛沽宝輦花会について実地調査を行っており、録音・録画 30 時間と写真 1000 枚を記録している。しかし、天然痘の神である“痘疹娘娘”的祭祀を担う“香斗茶棚会”に関する報告は不十分と言え、またこの祭祀の変遷や、実施団体の詳細についても検討する必要がある。

本稿では、これまでの研究蓄積をふまえ、筆者による 2018 年 3 月 3 日（旧暦正月 16 日）の天津市津南区葛沽鎮における実地調査の結果をもとに、葛沽宝輦花会当日の香斗茶棚会の動きと、その他の日の痘疹娘娘をめぐる祭祀について報告する。

『天津皇会文化遺産档案叢書 葛沽宝輦老会』(2014) や、路浩・馬知遙〈大伝統与小伝統の博奕－以葛沽宝輦為例〉(2014) によれば、葛沽宝輦花会は、明代の万暦 16 年 (1588)

から盛んに行われ始め、清代の乾隆年間（1736～1795）に盛んになった。しかし、1966年から開始された文化大革命によって神像や“輦”が破壊され、民国52年（1963）を最後に一度は廃止された。その後1980年代末期に復活し、現在まで継続されている。葛沽宝輦花会は2009年に天津市非文化物質文化遺産に指定されている。

### （3）天津市津南区葛沽鎮の概要

天津市は華北平原東北部に位置する中国の直轄市で、環渤海湾地域の経済的中心地であり、中国北方最大の対外開放港である。天津市内の行政区画は、計16の市轄区（和平区 河東区 河西区 河北区 南開区 紅橋区 東麗区 西青区 津南区 北辰区 武清区 宝坻区 濱海新区 寧河区 靜海区 蓟州区）に分かれており、津南区は天津市の東南部、海河下流両岸部に位置し、東および南は濱海新区と、西は河西区及び西青区と、北は東麗区と接している。

2018年の天津市の総人口は約1,556万人であった<sup>(31)</sup>。

2010年に実施された第6次全国人口普查によると、当時の天津市内の少数民族の人口総数は331,327人で、全市総人口の2.56%を占める。天津市内には53の少数民族が居住しており、最も多くの割合を占めている少数民族は回族で人口数量177734人、天津市総人口の1.37%を占める。その他に満族83624人、蒙古族20328人、朝鮮族18247人、土家族7052人、壯族6123人、苗族3751人などが居住している。天津市内の少数民族のうち43%が、市内6区に集中しており、回族は紅橋区と北辰区、満族は蓟州区、蒙古族は濱海新区、朝鮮族は南開区と東麗区、土家族は濱海新区と静海区、壯族は武清区と寧河区に集中している。天津市内には、蓟州区孫各庄満族郷と呼ばれる少数民族郷1郷と、53村の少数民族村がある<sup>(32)</sup>。

葛沽鎮は、津南区の東部に位置し、東は塘沽新城、西は双橋河鎮、南は小站鎮、北は海河を挟んで東麗区に接する。総面積は44平方キロメートル、総人口は4.5万人である。葛沽鎮内は、計25の行政村（葛沽一村、葛沽二村、葛沽三村、曹庄村、北園村、新房村、十間房村、盤沽村、東官房村、楊岑子村、辛庄子村、鄧岑子村、小高庄村、大灘村、高庄一村、高庄二村、九道沟村、石閘村、三合村、南辛房村、劉庄村、東埂村、殷庄村、西閔村、楊惠庄村）に分かれており、そのうち西閔村、南辛房村、楊惠庄村は、回族の少数民族村である<sup>(33)</sup>。

### （4）天后宮と7つの茶棚

天津市津南区葛沽鎮内には、媽祖が祀られる“天后宮”がある。“天后宮”には、中央に“天后聖母”（媽祖）が祀られ、その左に“送子娘娘”と“眼光娘娘”、右に“子孫聖母”“碧

霞娘娘”が祀られている。また、天后宮の周辺7箇所には、“茶棚”と呼ばれる小屋が設置されている。“茶棚”は、神像を運ぶ車（“輦”または“宝輦”）を安置する小屋のことで、それぞれ“東茶棚”“西茶棚”“北茶棚”“閣前茶棚”（別名“海亭茶棚”）“東中街茶棚”“營房茶棚”“香斗茶棚”という名称で呼ばれている。7つの茶棚には計8台の“宝輦”が納められており、“東茶棚”には“海神娘娘”、“西茶棚”には“眼光聖母”、“北茶棚”には“泰山聖母”、“閣前茶棚”には“孫子聖母”、“海亭茶棚”には“天后聖母”、“東中街茶棚”には“碧霄娘娘”、“營房茶棚”には“天河聖母”（琼霄娘娘），“香斗茶棚”には“痘疹娘娘”の“宝輦”が納められている。葛沽宝輦花会当日は、この計8尊の神の“宝輦”が“茶棚”から出されて担がれる。“宝輦”には、神像が祀られた小屋が付いており、担ぎ手は、土台の前後にある担ぎ棒を持ち上げて担ぐ。

この8つの宝輦の他に、“聖母海亭”“營房茶棚表亭”“駕前灯亭”的3つの“亭”があり、葛沽宝輦花会で担がれる。“亭”とは神の離宮という意味で、形状は“宝輦”と同じであるが、“亭”的上には神像が乗っていない。

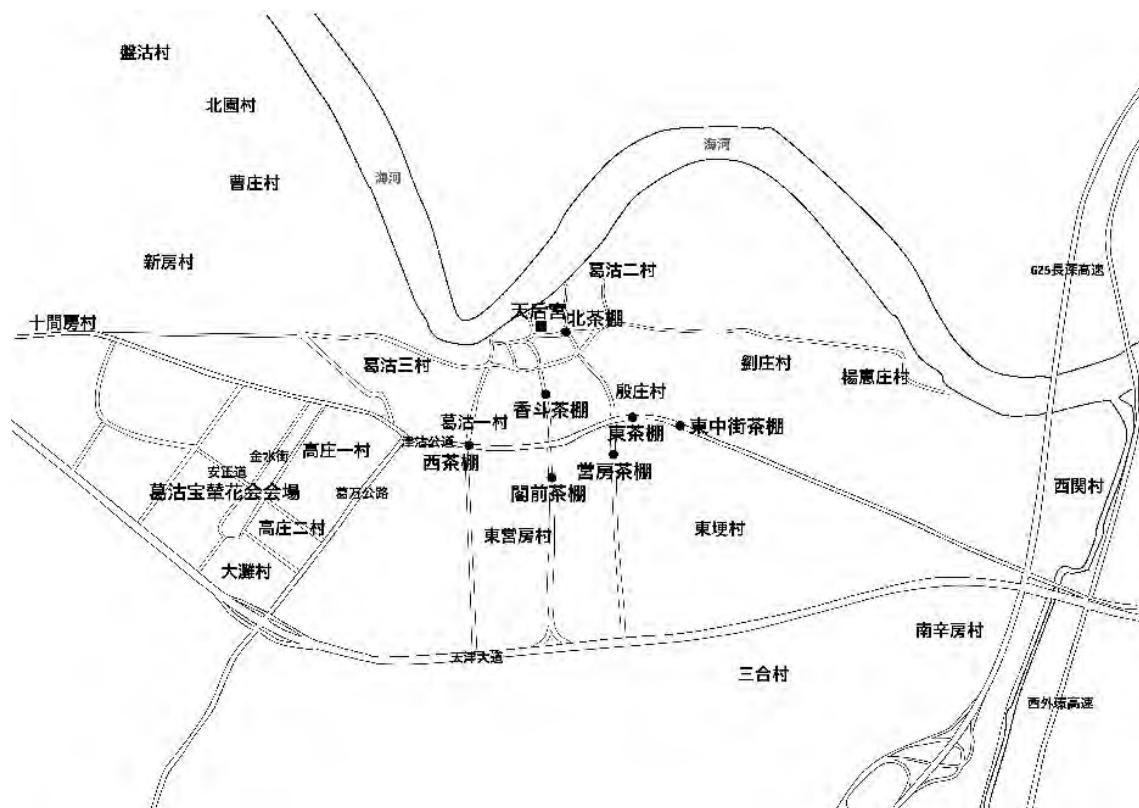


図5 天后宮と茶棚の位置関係（筆者作成）

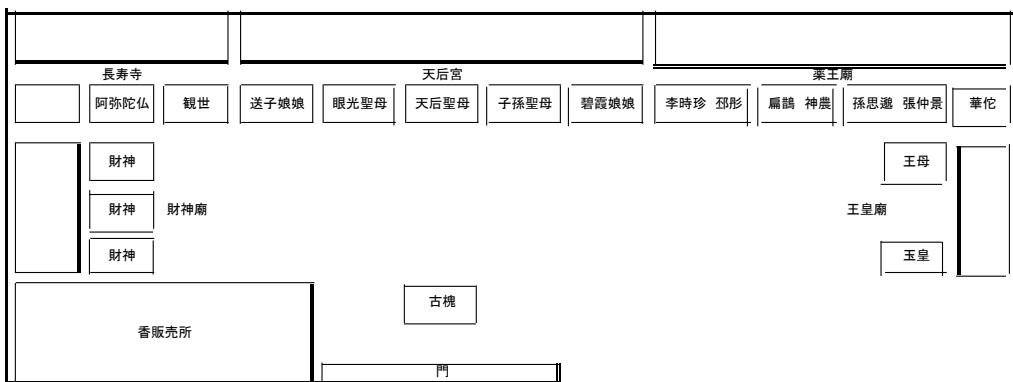


図6 天后宮見取り図（筆者作成）

写真6 天后宮

(筆者撮影 2018年3月3日)

写真7 香斗茶棚

(筆者撮影 2018年3月3日)

表1 茶棚会と宝輦（筆者作成）

	番号	神名	茶棚会
宝輦	1	天后聖母	海亭茶棚
	2	海神娘娘	東茶棚
	3	眼光聖母	西茶棚
	4	泰山聖母	北茶棚
	5	孫子聖母	閣前茶棚
	6	碧霄娘娘	東中街茶棚
	7	天河聖母	營房茶棚
	8	痘疹娘娘	香斗茶棚
亭	1	聖母海亭	
	2	營房茶棚表亭	
	3	駕前灯亭	



写真8 痘疹娘娘の宝輦

（筆者撮影 2018年3月3日）

### （5）痘疹娘娘と香斗茶棚会

8つの“茶棚”の管理と、“宝輦”的担ぎ手は、8つの茶棚会が担っている。それぞれの茶棚会に“会頭”と呼ばれるリーダーが1名ずついて、普段の祭祀と葛沽宝輦花会の運営に携わっている。毎年3月3日（旧暦正月16日）の葛沽宝輦花会だけは、葛沽花会協会の総指揮者が8つの茶棚会をまとめている。

8つの茶棚会のうち、“香斗茶棚”を管理し、“痘疹娘娘”的“宝輨”的担ぎ手を担うのが、“香斗茶棚会”である。筆者は、2018年3月3日（旧暦正月16日）の葛沽宝輨花会当日に、次期香斗茶棚会の会頭となる予定のA氏（生年1993年、数え年26歳）に聞き書き調査を行った。以下に、その結果を示す。

### （5）香斗茶棚会の構成

**会頭** 香斗茶棚会は、香斗茶棚会の会頭1名を中心に、20名で構成されている。全て男性で構成されており、理由は不明であるが、女性が宝輨に触ることは禁止されている。宗

教者の関わりはなく、民間の活動である。2018年の会頭は、A氏の父親であるB氏（生年1964年、数え歳53歳）で、12年間会頭を務めており、葛沽宝輦花会に向けた準備や、普段の香斗茶棚の管理などを行っている。

**抬車** 会頭の他に“抬車”と呼ばれる担ぎ手が17名がおり、その内の8名が主に茶棚を運び、加えて前後に2名ずつ補助が付き、さらに茶棚の底部を4名が支える。抬車に年齢制限はないが、力がついてからでないと出来ないと出来ない役目である。2018年度の最小年齢の抬車は18歳であった。葛沽鎮全体だと最高齢は東茶棚会に所属する87歳の抬車で、17歳から抬車を務めていると言う。A氏は数え年20歳から6年間抬車を務め、現在は抬車のリーダー的な存在となっている。

**執事** 抬車の他には、“執事”と呼ばれる役割がある。執事とは、道を開く道具の名前で、茶棚を運ぶ際に先頭で見物人を誘導し、道を開く役目を担う。執事は香斗茶棚会に属している満6歳から12歳の小学生が務め、定員は決まっていない。

**把持** その他には、“把持”と呼ばれる指揮をする役目が1名、旗を持つ役目が1名おり、また“雅音法鼓”という太鼓を叩く役目がある。この太鼓のリズムは茶棚会ごとに異なる。

抬車の衣服は、茶棚会ごとに色が異なり、香斗茶棚会は黄色の布地に黒色で“香斗”と書かれた衣服を着る。把持の衣服のみ、文字が赤色で書かれている。

**“拆迁”による変化** 現在の香斗茶棚会の成員は、香斗茶棚の設置された地域周辺に住んでいる成員で構成されている訳ではない。これは、2008年頃実施された建物の取り壊しや立ち退き（“拆迁”）に伴い、以前葛沽鎮にあった住居が徐々に壊され、住民の建設された新築マンションへの転居が相次いだためである。立ち退きの時期は家によって異なるため、明確な年月はわからないが、A氏によれば、香斗茶棚会の成員は、2013年頃から2017年にかけて徐々に転居したと言う。従って、現在の香斗茶棚会の成員は、2013年以前の葛沽鎮の同じ団地に住んでいた者で構成されているということになる。

**活動資金の調達と利用** 香斗茶棚会に会費はなく、葛沽宝輦花会の際に痘疹娘娘に供える果物や花などの供物（“貢品”または“拝年品”）や、後述する毎月1日、15日と、痘疹娘娘の誕生日である9月26日に供える供物、また痘疹娘娘の衣服は、基本的に会頭が資金を出して買い、準備もすべて会頭の家が行う。時々香斗茶棚会の成員が資金を援助することもある。祭祀当日、観覧客が痘疹娘娘に香を捧げる際に払う“香資”は、宝輦の上に飾られる提灯の蠟燭を買うのに使用される。また、近年は“微信”という無料通話アプリを利用し、“香資”的寄付を呼びかける活動も行われている。

**媽祖と痘疹娘娘** 香斗茶棚会の成員は皆、痘疹娘娘は天后宮の女侍であり、また媽祖の子どもであると考えている。この神は無病息災と小児の加護をつかさどる神であるため、平安のために信仰していると言う。

#### (6) 痘疹娘娘をめぐる祭祀

香斗茶棚会による痘疹娘娘をめぐる祭祀には、次の3種類が存在する。第1に、毎月旧暦の1日と15日に香斗茶棚で行う祭祀。第2に、毎年旧暦9月26日の痘疹娘娘の誕生日に香斗茶棚で行う祭祀。第3に、毎年旧暦正月16日に安正道で行う葛沽宝輦花会である。この3種類の祭祀以外の日に香斗茶棚の扉を開くことはない。3種類の祭祀の参加者は、全て香斗茶棚会の成員のみである。第1の祭祀と第2の祭祀では、香斗茶棚の扉を開き、痘疹娘娘の衣服を新しく買ったものに変え、香を捧げ、果物や花などの“拝年品”を供える。前述の通り、この衣服や供物は基本的に全て会頭が用意する。また、第3の祭祀以外、宝輦は動かさず、香斗茶棚に宝輦を納めたまま祭祀を行う。

#### (7) 2018年旧暦1月16日の葛沽宝輦花会

次に、2018年3月3日（旧暦正月16日）に行われた葛沽宝輦花会の内容を、香斗茶棚会の動きを中心に、流れに沿って記述する。

**会場** 葛沽宝輦花会の会場となるのは、天后宮や茶棚のある葛沽村の南西部に位置する、葛沽鎮高庄村の安正道と金水街である。葛沽宝輦花会が近づくと各茶棚会によって安正道沿いに仮の茶棚が設置され、宝輦花会の開催までにその位置まで宝輦を運び、祭り当日は各茶棚会の拠点とする。宝輦花会が開催されると各茶棚会が宝輦を担いで次々と安正道を駆け抜ける。

**2018年2月15日（旧暦12月31日）** 茶棚会の会頭が集って抽選を行い、どの茶棚会の宝輦が何番目に仮の茶棚から出発し、安正道を担いで行き来し、安正道沿いの定位置に集合するのかの順序を決める。1番を引いた茶棚会が、安正道の定位置の1番西側に宝輦を置くことができ、最後の番号を引いた茶棚会が東側に宝輦を置くことになる。2018年の香斗茶棚の順番は、後ろから2番目であった。

**2018年2月21日（旧暦正月6日）** 安正道の天津市鼎昌財務管理有限公司の駐車場を借りて、東から天河聖母、痘疹娘娘、天后聖母、泰山聖母、閣前灯亭の順に、仮の茶棚を設置する。西茶棚と閣前茶棚と営房茶棚の仮茶棚はそれぞれ別の場所に設置される。

**2018年3月3日（旧暦正月16日）<10:00>** 安正道の天津市鼎昌財務管理有限公司に香斗茶棚の宝輦を置き、抬車を始めとするすべての茶棚会の成員が待機する。香斗茶棚会

の痘疹娘娘の他に東から東茶棚の海神娘娘、駕前灯亭、北茶棚会の泰山聖母、天后聖母、香斗茶棚の痘疹娘娘、聖母海亭の4つの宝輦と2つの亭が待機する。A氏が煙草を一箱ずつ抬車に配る。抬車と香資を払った一般の参拝客が、痘疹娘娘の宝輦に向かって香をあげる。

〈10:45〉 香斗茶棚の抬車が、安正道の天津市鼎昌財務管理有限公司の建物の中で衣服を着替える。昔は必ず風呂に入って身体を清めてから衣服に着替え、抬車しなければならなかつたが、現在は自由である。

〈12:30〉 “接駕”と言い、天津市鼎昌財務管理有限公司の仮茶棚から、安正道の道路上の定位置に、痘疹娘娘の宝輦を移動する。この時、各宝輦と亭は、抽選で決めた順番通りに並んで停車する。安正道のアスファルトの上に、白い円と各茶棚の名前が書いてあり、ここに宝輦と亭を停める。最後に天后聖母の宝輦が停車する。葛沽花会協会の総指揮者による「活動開始」のアナウンスが流れると順番通りに各宝輦が動き出し、まず天后聖母の宝輦に挨拶をしてから安正道を、東西に勢い良く往来する。

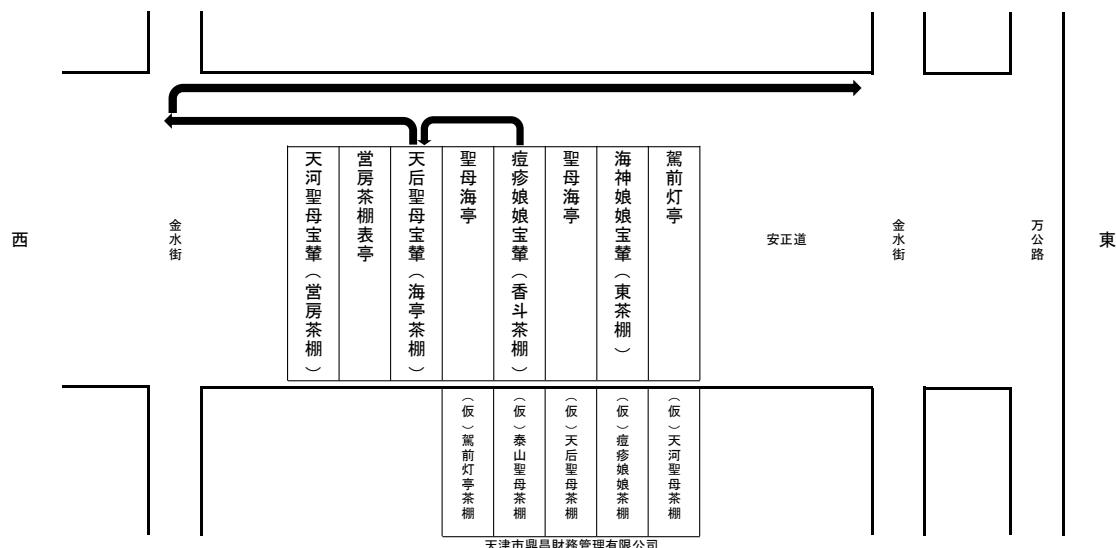


図7 2018年の茶棚の配置と動き（筆者作成）

〈14:20〉 香斗茶棚の宝輦が、安正道上の定位置から西向きへ動き、決められた場所で再度停止する。その停車位置のアスファルトにも円が書かれている。停車させた香斗茶棚の宝輦の前に机を置き、供物を供える。供物はりんご・みかん・バナナ・コーラ・スプライトであった。参拝に来た客が1元から100元の香資を払い、痘疹娘娘香を捧げる。香資を

払った参拝客に、供物のリンゴとみかんを1つずつ渡す。香をあげる際、抬車が参拝客の拝礼に合わせて鉦をならす。

〈18：45〉 宝輦と亭の提灯の蠟燭に火を点火する。

〈20：45〉 安正道を東西に行き来する。

〈23：00〉 終了。

#### (8) 要点

以上、中国各地の天然痘をめぐる祭祀と、天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会における、香斗茶棚会による痘疹娘娘の祭祀について見てきたが、ここから以下の点が指摘できる。

中国各地で天然痘の神は、“痘神”“痘疹娘娘”“痘奶奶”“花娘娘”“天花娘娘”等と呼ばれ、天仙宮、娘娘廟、痘神廟、仙娘古廟などの道教廟にまつられている。“眼光娘娘”“送子娘娘”“催生娘娘”“金霄娘娘”“銀霄娘娘”“碧霄娘娘”と並祀されており、天然痘の神を、小児の生育や病を司る神と関連付けて考えている。

日本では疱瘡の症状の展開過程を表す「山あげ」を示して早期治癒を連想させるために疱瘡神の祭祀に用いる呪物や疱瘡神への供物に、富士山の図柄や山形の餅が用いられるが、このような特徴は中国の疱瘡神祭祀には見られない。したがって、日本では天然痘という病気の様相に視点をおいた呪術・儀礼形成がされたのに対し、中国では道教による神威と天然痘が結びついていると言える。

中国の天然痘をめぐる祭祀は、天然痘の駆除や小児の加護と順調な成長を祈るためにものであったが、2000年以後も天然痘をめぐる祭祀が継続している地域では、長寿や平安を祈るためにものに変化している。

天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会では、天然痘の神である痘疹娘娘が天后宮の女侍や媽祖の子どもであるとされ、年初の媽祖祭祀や年中行事に天然痘の神が組み込まれている点、また葛沽宝輦花会が2009年に天津市非文化物質文化遺産に指定されている点などが祭祀継続の要因となっている。

#### 注

(1) 陈邦贤『中国医学史』北京：团结出版社、2011

(2) 前掲（1）

(3) 孔文丽「撒馍馍：一种民间育儿祛病习俗的研究」山东大学硕士学位论文、2017（中国知网电子版）

(4) “小儿出天花，室内供痘疹娘娘，设馒头十五个，插花一枝，每日焚香叩拜。痴落后，将神牌送于庙内焚之，馒头与花皆弃之，谓之‘送痘奶奶’”（《中国地方志民俗资料汇编（东北卷）》，书目文献出版社，1989，第457页，黑龙江省《望奎县志》1919）

(5) “请‘花娘娘’（又名痘神娘娘），我乡在旧社会，有人出天花，就将传说专管天花的神（却所谓花娘娘）请回家，用红纸写成牌位供奉在患者的寝室里，早晚烧香，全家吃素，患者的父母也要暂时分寝，直到出天花全愈，才用彩纸扎成轿马拿到野外烧化，以示将花娘娘送走。建国后，普遍实行接种牛痘疫苗，预防了天花发生，现在天花病菌在我乡已根本绝迹这种迷信再没有人搞了。”（李瑞麟《峨岭乡志》第六篇，1页）

(6) “焚红子是‘送娘娘’的最后一个步骤。镇上居民的‘焚红子’比较简单。撒完馍馍以后，奶奶和妈妈给孩子顶上姥姥家带来的三尺红布，带上家中供飨的“痘疹娘娘”的小像、牌位以及先前挂在门上的红子的一块，到小区大门外的大路上，妈妈抱着孩子，奶奶跪在地上磕头几个头，将神像、牌位、红子一起焚烧掉。几分钟后即可礼成，回家。老人们说，这就是“送娘娘”。对于送的“娘娘”是哪个娘娘，都说是“送子娘娘”。至于为什么是送子娘娘，她们也说不清楚。”（孔文丽「撒馍馍：一种民间育儿祛病习俗的研究」山东大学硕士学位论文、2017）

(7) “送娘娘 在二十世纪三十年代时，景德镇市东郊里村（多为菜农，也有瓷业工人等杂居）的小孩种牛痘，还是沿袭吹苗的遗风。有小孩种痘的人家，家里都要供奉“天花娘娘”，日夜香灯不息，早晚磕头礼拜，并用红纸写上“天客在堂”四个字贴在门外墙壁上。村子里要立娘娘坛，坛内供有纸扎的天花娘娘、金童、玉女、韦陀等神像，神像有人一样高，还有一只纸扎的白飞鹅，比真鹅还要大。全村公推三至五人当头首，负责送娘娘事务。其中推选一人负责日常工作，没有薪水的，并雇请一人侍候娘娘坛里的香灯。同时，还要搭台演戏（当时，景德镇只准演傀戏，但唱饶河调（赣剧），剧目多为《满堂祸》、《万里侯》等彩头戏），在戏台对面专搭一个棚子，每天开演前，就敲着“锵七当七，锵七当七……”的锣鼓，派专人把娘娘、金童、玉女、韦陀、大白鹅等接到棚子里来看戏。戏演完后，又要打着锣鼓送娘娘回坛。戏场中央，还要栽个四至五米高的木架，上扎一根横木，好象秋千架，演完戏以后，便在横木上吊花筒“放花”（焰火），使夜空瑰丽多彩，人人雀跃。有钱人家，在种牛痘前几个月，就请纸扎师傅来扎“挨系伞”。等到小孩的痘疮脱落时，就有人拿着一只约50公分长的纸船，敲着“冬冬锵，冬锵……”的锣鼓，到各家通知送娘娘的日期，各家都要给一把“茶叶米”（米里掺茶叶）。送娘娘的一天，凡是前米参加的人以及挨系伞和抬阁等，都到演戏场上集中。看热闹的人，也从四面八方赶来，人们七嘴八

舌地评论着，谁家的伞扎得好（好的挨系伞，有五层，五米多高，上面每层开八面门或六面门，每面门扎有各式各样、栩栩如生的戏文人物，有不少还能活动，如“武松打虎”，拳头一起一落：“貂蝉拜月”一跪一拜；“三英战吕布”，刘、关、张三人围着吕布团团转等。有的是庙门一关一开，小和尚的头一伸一缩：还有扎了农村小水车，还真能把水慢慢车上去，又流下来，水流不息，还有（中略）同时人们评论哪架抬阁的孩子打扮阔气，生得漂亮等（抬阁的小孩，也化妆成各种戏文人物）。送娘娘的人都到齐了，就出发。先是十多个打神铳的走在最前面，他们先放一排铳，以后每走一、二百米就放一排铳，一直放到河下。接着便是十番班吹喇叭和大号，引导天花娘娘等的神像，还有一只纸船，长约一米七八，上写“顺风相送”。再接着是“挨系伞”，（中略）最后面是种了牛痘的小孩，由各人的母亲抱着。大一点的孩子自己拿着一根香和一把小纸伞，年小的由母亲拿香持伞，有钱的人是坐在轿里抱小孩的，香和伞插在轿边上。至于穷人，自然是用两只脚走了。队伍走到河下，打神铳的放完最后一排铳接着就点燃香烛放鞭炮。这时，大家就把天花娘娘等神像、纸船、挨系伞、小孩手里的小伞等，集在一堆，一把火烧光，正如毛主席『送瘟神』诗中所写的那样“纸船明烛照天烧。”送娘娘要花很多钱，二十年代，里村曾这么隆重地送过两次，以后也一直是有小孩种牛痘的人家，仍供奉娘娘神位，并有送娘娘活动，直至解放后，才没人供奉娘娘了。”（江华·黄声辉『景德镇市戏曲志』2003，3页）

(8) “小儿女有出痘一关。俗以痘为花，有天然自出者，亦有由医引种者。于落痘时平安无恙，视为喜庆事，以故至亲至戚多以饼果馈遗”（丁世良·赵放编「辽宁省沈阳市新民县志」18卷『中国地方志民俗资料汇编·东北卷』1989、书目文献出版社）

(9) “小儿种痘时家供痘神。十二日后，戚备烧饼馈送相贺，名曰‘揭疮渣’”（『中国地方志民俗资料汇编(华北卷)』书目文献出版社、1989、第21页 北京市『顺义县志』1933）

(10) “小孩种上牛痘之后，会发成一个小浓疱，到六月六时，已经结痂掉盘，亲戚会前来送礼庆贺，名为‘掉疮疤’。礼品多为炸油条、烧饼、红布等。（中略）凡出天花的家，总要在大门上挂个红布条，以求吉祥，这也是告示邻人与亲友：家中有出天花的，不要随便来串门。（中略）在家中摆供祭祀‘痘疹娘娘’的礼仪完成之后，要把上供的馍馍、杏、制钱等放在簸箕里，从院内隔墙头撒到街上，任凭早就等候在墙外的邻居大人小孩们抢食，以求热闹和喜庆；同时预示痘神就走了，这叫‘痘撒馍馍’。”（『东方圣城曲阜』编写组编：『东方圣城曲阜』北京：中华书局、2001、第332页）

(11) 山东省曲阜市地方史志编纂委员会『曲阜市志』山东：齐鲁书社、1993

(12) 曲阜市陵城镇编志组『陵城镇志』1992

- (13) 前掲 (11)
- (14) 前掲 (12) 第 3 页
- (15) 前掲 (12) 第 265 页
- (16) 前掲 (12) 第 271 页
- (17) 筆者調査、2017 年 10 月 27 日、天津市薊州区白塔寺街 8 号白塔東院天仙宮
- (18) 丁連舉編著『薊縣民俗錄』天津人民出版社、2016、P. 56-57
- (19) 李養正『新編北京白雲觀誌』宗教文化出版社、2003、P. 78
- (20) 杜臻・朱莉莉・丁津津「南京市高淳区薛城古社民间诸神信仰研究」『江蘇地方志』江蘇省地方誌編纂委員會、2014
- (21) 鐘俊昆(贛南師範學院客家研究中心)「江西客家仙娘廟会調查」『尋根』2010 年 04 期、大象出版社、2010
- (22) 郭挺彩『洛陽閩林誌』三秦出版社、2009、P. 4
- (23) 白雲山道教民主管理委員會『白雲山白雲觀道教誌』2007、P. 15
- (24) 史靜・路浩著・馮驥才編『天津皇會文化遺產檔案叢書 葛沽寶輦老會』山東教育出版社、2014、P. 7
- (25) 王斌「天津葛沽寶輦的設計与文化意義」『山東藝術學院學報』2011 年第 3 期總第 120 期、2011、P. 72-73
- (26) 前掲 (24)
- (27) 路浩・馬知遙「大伝統与小伝統の博奕ー以葛沽宝輦為例」『設計藝術』2014 年第 2 期、山東工芸藝術学院、2014、P. 71-76
- (28) 史靜「天津市津南區葛沽鎮寶輦會調查報告」『山東藝術學院學報』2017 年第 3 期總第 156 期、2017、P. 9-15
- (29) 前掲 (24)
- (30) 前掲 (28)
- (31) 2017 年天津市國民經濟和社會發展統計公報
- (32) 天津市民族和宗教事務委員會  
(<http://mzzj.tj.gov.cn/system/2018/03/29/012303197.shtml> 2019年1月13日閲覧)
- (33) 前掲 (24) P. 3

## 終章 結論と今後の課題

### 1. 各章の要点

本論文の各章で述べてきた内容の要点をまとめていくと、次のようになる。

「第1章 疱瘡をめぐる理解と対処の歴史」では、次の3点を示した。

(1) 元禄1703年(1703)～文化2(1815)の時点で、「痘瘡」や「疱瘡」と呼ばれ、「胎毒」によって、一生に一度罹病するとされた病は、牛痘種痘の普及が始まる弘化年間頃(1844～1848)から「天行痘」「全類痘」「正痘」「類痘」などと呼ばれるようになった。しかし明治3年(1870)3月の「種痘につき小諸藩種痘所諭達」には、嘉暦元年(1326)の『万安方』における胎内の毒による説や元禄16年(1703)の『小兒必用養育草』における「山あげ」の継承が見られる。これは、「天然痘」の病因や何度も罹患する可能性についての理解が正確でないうちに、種痘の啓蒙や制度化が始まっているためであると考えられる。

(2) 安政4年(1857)の時点で、緒方洪庵は『病學通論』において、病気は外来性の「刺激物」によって起こると考えていた。しかし、明治3年(1870)3月の「種痘につき小諸藩種痘所諭達」は、江戸時代からの天然痘の原因を胎毒と気象的因子の相乗作用によって考えており、緒方洪庵の考えは採用されていない。したがって明治3年(1870)の時点で嘉暦元年(1326)の『万安方』における古い考えが伝承として受け継がれており、天然痘対処の歴史において、その理解や方法は、種痘普及と一緒に切り替わるというものではなかったと言える。

(3) 大正4年(1915)や昭和3年(1928)の静岡県東部、群馬、広島県では、疱瘡神に供物を供えて祈願する、疱瘡神を外部へ送り出す、患部を洗い流すなどの民俗が見られ、疱瘡罹病時に行われていた対処が、種痘時、インフルエンザの予防接種時にも行われている。疱瘡という病はリアリティを失い、インフルエンザの予防接種時に疱瘡への対処を行うようになったと考えられる。

「第2章 江戸時代の疱瘡への対処」では、

(1) 文化11年(1814)頃から疱瘡罹病のメカニズムが徐々に明らかになり、寛政7年(1795)頃から種痘法の普及が開始された後も寛政10年(1798)の『疱瘡心得草』や文化3年(1806)『國字痘疹戒草』には疱瘡神祭祀や酒湯といった疱瘡治癒祈願ための呪的な対処が引き続  
き見られ、江戸時代の疱瘡への対処には、科学的な対処と呪的な対処が併存していたと言  
える。

(2) 渡邊平太夫政通『桑名日記』や指田摂津正藤詮『指田日記』などの江戸時代の日記資料に記録されている疱瘡罹病患者に対する発症時から治癒時までの一連の儀礼や、青森～鹿児島の各地で伝承される疱瘡習俗が香月牛山『小兒必用養育草』、橋南谿『痘瘡水鏡録』、池田霧溪『疱瘡食物考』などの江戸時代の医学書等に記される疱瘡の経過ごとの処置と密接に関わって存在している点を指摘した。

「第3章 疱瘡絵をめぐる民俗伝承」では、従来の研究では不十分な画題を中心とし、

(1) 疱瘡絵に描かれる「富士山」は、疱瘡の症状の約15日間の展開過程のうち、生死の境を分ける罹病から9～11日目の「山あげ」を表しており、富士山はその「山あげ」への祈願の意味をもつ図柄であった。このように、「疱瘡絵」に描かれている疱瘡の症状と治療法への人びとの理解には、江戸時代の医学書における知識が反映されており、症状の展開と快復までの道筋を示すことで人びとを安心させる効果があったものと考えられる。

(2) 「疱瘡絵」に多く赤絵を用いたり、赤い色の衣類を着るなどする背景には、元禄16年(1703)の時点で『小兒必用養育草』に見られる疱瘡治病に赤色が有効であるという認識があり、ここには疱瘡の赤い発疹に通じる類似連想的な考え方が認められる。

(3) 「疱瘡絵」の中の源為朝という要素は、文化4年から5年(1807～1808)に刊行された滝沢馬琴の『椿説弓張月』の記事がその発信源であったと考えられる。

(4) 「疱瘡絵」の構成要素に注目した本稿の分析からは、症状の変化に寄り添いながら類似連想的な力を信じて自然な治癒へ向けての祈願という人びとの疱瘡対処の姿勢がうかがえる。

「第4章 疱瘡習俗の諸相」では疱瘡習俗の特徴について、以下の点を指摘した。

(1) 疱瘡習俗には、疱瘡団子、小豆、鍋蓋などの疱瘡の特徴を反映した呪物が多く見られ、江戸期医学書レベルの疱瘡への理解が民間伝承にも見られることが指摘できる。

(2) 疱瘡への対処は、罹病から治癒までの症状のプロセスに沿って形成されている。

(3) 日本で種痘が定着した1873年以後の疱瘡への恐れが失われた現代においても、疱瘡をめぐる民俗伝承は、筆者が確認した平成27年(2015)～平成31年(2019)の段階で継続されており、それぞれの地域で疱瘡とは関係のない所で行われていた講や芸能に疱瘡への治癒祈願が取り込まれる形で成立したと考えられる。

(4) 平成27年(2015)～平成31年(2019)の段階で継続される疱瘡習俗は、1960年代以降の若者や子どもの減少による施行者不足や2000年代初頭の市町村合併による影響を受けて、継続困難になりながらも、A. 伝承の一部の改変と、B. 新しい要素の導入を行う

ことで、継続を可能にしている。

(5) 疱瘡をめぐる民俗伝承は、臨時に罹病した時に、疱瘡罹病患者の家で行われるのが元の形であった。その後種痘が普及した後も、種痘接種時に疱瘡罹病患者の家で同様の民俗伝承が行われた。予防接種時や、定期的に年中行事として講や寺社を中心に、子どものいる家に限らず地域全体で伝承されるのが現在の形である。

「第5章 疱瘡神祭祀の諸相」は疱瘡神祭祀の具体相を扱った章で、

(1)『新編武蔵風土記稿』と神社明細帳、『指田日記』の分析から、この地域の陰陽師であり神職である指田摂津正藤詮は疱瘡神社建立には携わらず、患者自宅で行う疱瘡日待などの疱瘡治癒祈願には携わっていることを明らかにした。このことから疱瘡神社建立は疱瘡治癒祈願に結び付かず存在しているといえる。

(2) 青森から鹿児島における正月の疱瘡神祭祀の事例分析を行うことで、年初祭祀における疱瘡神の装置や供物が、罹患時や種痘時に行われる呪術に用いられるものと共通していることから、臨時的に行われていた疱瘡呪術が定例化され、年中行事に組み込まれた可能性を指摘した。

「第6章 中国における天然痘習俗」は海外の中国における習俗研究で、2ヶ所での実地研究を中心とした。

(1) 2018年の山東省曲阜市陵城鎮では、実際の種痘接種から善感までは10日前後と短期間であるのに対し、春に種花花、旧暦4月に掉疣疤、旧暦5月30日に掛紅子、旧暦6月初一に撒饅饃と頂紅子、焚紅子、というように、春から夏にかけて長期間にわたって日を定めて行われており、種痘接種してからカサブタが剥がれ無事に治癒するまでの対処が、歳時習俗として存在している。

(2) 天然痘流行時は罹病時に行った習俗を、種痘普及後は種痘接種時に、現在は歳時習俗として特定の日に行っている。天然痘罹病時に行っていた習俗に種痘の普及がのっかつて、より現実性が担保され、儀礼そのものが種痘によって普及したと言える。現在の天然痘をめぐる歳時習俗は親族がホテルで食事をするなど祝祭的な性格が強く、天然痘流行時の緊張感はない。この点から、天然痘をめぐる習俗は、死に向けたものではなく、治癒に向けた行事であると言える。

(3) 種痘接種の時期に小児の母親の母である姥姥と母親の姉妹が中心となって掉疣疤が行われ、治癒する時期には小児の父親の母である奶奶が中心となって頂紅子が行われる。このように、天然痘罹患時には母方の親族が、治癒時には父方の親族が重要となる。この

点を、天然痘は重篤な場合は死に至る非常に危険な病であり、天然痘を経て生き延びることは切実な問題であったことを合わせて考えると、天然痘罹患前は母方の子どもであり、天然痘治癒を経て初めて父方の子どもになったと認められるため、掉疣疤は母方中心、頂紅子は父方中心の儀礼であると考えられる。ここから、当時の天然痘をめぐる習俗の重要性がうかがえる。

(4) 頂紅子は外部の者の参加を許さない状況で家族のみ参加し、撒饅饃は近隣の人々も参加して盛大に行われる。このように、天然痘をめぐる一連の習俗は、密閉と開放という2つの場面で構成されている。頂紅子を行う際は、大門を閉めて外から見えないように密閉してから小児の頭に紅子を被せるのは、小児が父方の子どもになる場面は厳肅性が増すためであると考えられる。

(5) 天然痘の神を家の中に迎え、一旦祭ってから十字路などの家の外部に送り出し、帰りは同じ道を通らないことから、天然痘の神を外部へ送るために外部から迎えて祭る“祭送”が行われている。

(6) 陵南村では、1990年代の農業税の廃止や、2010年以降“土地流轉政策”による土地の依託が開始されたことを受けて、村民の生活レベルが向上したことにより、種花花を行う場所が自宅からホテルに変化するなど農民の生活の変化に伴う習俗の変化が見られる。

(7) 中国各地では、天然痘の神は道教の廟などに、小児の生育や病に関連する神と共に祀られている。しかしその供物には、日本の疱瘡の症状や早期治癒を連想させる山形の餅などは見られない。したがって日本では疱瘡という病気の様相に視点をおいた呪術・儀礼形成がされたのに対し、中国では道教による神威と疱瘡が結びついていると言える。

(8) 2018年3月3日（旧暦正月16日）に天津市津南区葛沽鎮で行われた葛沽宝輦花会では、香斗茶棚会によって痘疹娘娘をめぐる祭祀が行われており、もともとは天然痘に罹患した際に、天然痘の駆除や小児の加護と順調な成長を祈る対象であったが、近年は長寿や平安を祈る対象へと変化していると言える。

(9) 天津市津南区葛沽鎮の葛沽宝輦花会で2000年以後も天然痘をめぐる祭祀が現在も継続している要因は、天然痘の神である痘疹娘娘が天后宮の女侍や媽祖の子どもであるとされ、年初の媽祖祭祀や年中行事に天然痘の神が組み込まれている点、あるいは葛沽宝輦花会が2009年に天津市非文化物質文化遺産に指定されている点であると指摘できる。

## 2. 今後の課題

以上の論述をふまえて今後の課題を述べておくと、疱瘡は、種痘の制度化により昭和 30 年（1955）に根絶され、過去の病気となった。本研究では、このような既に失われた病気をテーマとする意義を、次のように考える。

①本研究では、日本人と疱瘡の関係性について、生活感覚的な慣れや、症状の変化に寄り添いながら自然な治癒に向けて祈願する姿勢が見られることを指摘した。この関係性は、近年のがん治療における、根治を目指した科学的な療法よりも痛みやこころの症状を緩和する処置を優先するという、現代医療と緩和ケアとの関わりに類似している。

このように、科学による治療とケアによる治療が拮抗する現代において、病気への理解と対処というテーマは、現代社会における癒しをどう創成するのかという問題にも関わる重要なテーマであると言える。

②現代も、子どものかかる病気には、麻疹、みずぼうそう、インフルエンザ、おたふく風邪、川崎病などが見られ、子どもの成育と病気という課題は、充実した現代医療の中でも重要な課題である。その点、疱瘡は近代から現代にかけての治療体制の整備によって克服された病気である。現代の子どもと病気について考える上で、疱瘡に対処する過程で様々な形で存在し、記憶されている疱瘡をめぐる民間伝承の分析から、医療だけでなく日本人が伝染力の強い疱瘡にどのように対処してきたのかを庶民生活のレベルで明らかにすることは、世代的な責任として必要である。

③かつて流行病であると認識されていたハンセン氏病や、現代も恐れられているエボラ出血熱やエイズなどは、差別と結びつき、現代社会においても科学万能主義で全てを片付けることができない問題である。一方疱瘡は多くの死者を出しておきながらも、誰もが一生に一度は罹る病気であると認識されていたため、近代の医療整備に伴い隔離の実施が本格化されるまでは、差別とは結び付かず、人生儀礼に組み込まれるなどして伝承してきた。これからも様々な流行病が出てくる可能性があるという点で、かつて恐れられた流行病に対しての日本人の対処の在り方を検討することは、必要不可欠である。

## 3. 本研究の要点

本研究を短文で要点としてまとめるならば、次のようになる。

①疱瘡の症状の経過段階と罹病時の儀礼のプロセスが密接に関係していることを指摘した点。

②中国における天然痘をめぐる民俗伝承の様相を分析し、中国の疱瘡への理解と対処の在り方にも、①のような構造が見られることを指摘した点。

疱瘡をめぐる研究には、歴史学による膨大な研究蓄積がある。しかしそれらの研究は、民間に伝承される疱瘡への対処と医学上の科学的な知識が密接に関わって罹病時の対処が成り立っているという構造を指摘してこなかった。「疱瘡絵」の図柄と文言、疱瘡罹病時から治癒時に行う習俗などの分析は、歴史学や絵画史研究が明らかにできない部分である。また、中国における天然痘習俗にも、日本の疱瘡習俗と同じ構造が見られることも、これまでの研究で指摘されていない点である。